

平成二十七年 京都女子大学大学院文学研究科史学専攻 博士論文

九〇世紀における内親王の役割と影響 — 入内から降嫁へ —

中村
みどり

第三節	齋院制の整備と藤原氏	…	…
おわりに		…	…
		68	62

第二部 内親王降嫁

第一章	延暦十二年の詔 — 皇親女子の婚制緩和の法令 —	…	…
はじめに		…	…
第一節	皇親女子の婚姻に関する規定	…	…
第二節	詔発布の背景とその意図	…	…
おわりに		…	…
		97	87 78 76

第二章	一世皇子女の親王宣下と源氏賜姓	…	…
はじめに		…	…
第一節	桓武朝から陽成朝 — 「同母後産」の原則 —	…	…
第二節	光孝朝から村上朝 — 賜姓の原則の変革とその終焉 —	…	…
おわりに		…	…
		136	123 111 109

第三章 藤原師輔と内親王降嫁の実現

はじめに

第一節 内親王降嫁の次代

第二節 「内親王好み」の理由

第三節 勤子・雅子姉妹と藤原師輔

おわりに

結論

⋮
⋮

203 187 180 170 156 152

序論

『日本書紀』において「皇女（ヒメミコ）」、『古事記』において「（大）郎女」「姫命」と称される皇親女子（皇女）は、『令義解』（後宮職員令「朝參行立次第條」）の「凡内親王、女王及内命婦朝參行立次第者、各從_ニ本位_一」（後略）」（以下傍線筆者）や、同『令義解』（衣服令「内親王條」）「内親王礼服、（後略）」に見られるように、律令制定期（大宝元年（七〇一）「大宝令」施行以後）より「内親王」と呼称されるようになる。⁽¹⁾ また同『令義解』（繼嗣令「皇兄弟子條」）の「凡皇兄弟皇子、皆為_ニ親王_一、女帝子亦同、以外並為_ニ諸王_一」（後略）」より、「親王」とは天皇の兄弟と子に対する呼称であったことが知られる。

さて、日本の『大宝律令』は唐の『永徽律令』等に倣い編纂・施行されており、従って、国情に合わせた改変が加えられているもの、これらに倣った内容となっており、更には制度ばかりでなく、語も輸入・採用されている。この「親王」の語もそうして輸入され、採用された言葉である。

中国の正史上で最も早くその語が見られるのは『隋書』卷二十八、志二十三（百官下）の「国王・郡王・国公・郡公・県公・侯・伯・子・男・凡九等、皇伯叔昆弟・皇子為_ニ親王_一」であり、それ以前になると、例えば「皇子封王、其群為_レ国、」（『後漢書』志二十八（百官五））のように「皇子」と記されている。また先に挙げた『令義解』（繼嗣令「皇兄弟子條」）が『新唐書』卷四十六、志三十六（百官一）「皇兄弟皇子、皆封国為_ニ親王_一」の表記と類似している点を鑑みれば、律令における「親王」も、隋・唐の親王制をそのまま継承したものであったことは間違いないだろう。

しかし一方で「内親王」の語については、『隋書』並びに『旧唐書』『新唐書』の何れにも典拠はな

く、日本独自の号であったことが、既に竹島寛氏等によつて指摘されている。⁽²⁾ 隋・唐をはじめとする中国史上の皇女は「公主」とされるのが常であり、この語は親王よりも遡り『漢書』より散見する。それにも関わらず日本において「公主」の語が採用されず「内親王」の語が創出された理由については、文殊正子氏が、「皇女―公主―の実態は、日本の皇女の有様とは全く性格を異にするもの」であったためであることを明らかにされている。⁽³⁾

即ち、中国史上における「公主」とは、臣下への降嫁に際して封せられるものであり、「封公主」と「降嫁」が切り離せない関係にあったのに対し、日本における皇女は同じ天皇（皇帝）の娘・姉妹であっても、臣下に降嫁することは同令において禁じられており、その伝統と実態が大きく異なっていたために「公主」の号を採用しなかつたのだと述べる。つまり、同姓不婚を規範とし、支配・同盟・宥和といった手段として他氏（あるいは他国）へ嫁ぎ、皇帝と降嫁先の一族との関係を深める役割を担った「外向き」の性格を有する「公主」に対し、日本における「内親王」は、天皇家の血の尊貴性を保持するために臣下に嫁ぐことを堅く禁じられ、皇親（所謂同族）とのみ結婚し得るといふ「内向き」の性格を有していたのである。

では中国において、他氏に降嫁し皇帝と臣下との紐帯を築く役割を担った「公主」と性格を異とする我が国の「内親王」とは、果たしてどのような役割を担っていたのであろうか。また、別の語を創出されるほどに公主との別意識を持たれ、律令において「凡王娶_ニ親王_一、臣娶_ニ五世王_一者聽、唯五世王、不_レ得_レ娶_ニ親王_一」（『令義解』繼嗣令「王娶親王條」）と、皇親以外に嫁いではならないことを法的にまで定められていた内親王が、十世紀、ついに臣下に降嫁するという事例が起こったのは何故なのか。

日本独自の号として創出され、独自の存在形態を持った「内親王」であるが、しかしながら内親王

に焦点を当てた研究は多くはない。例えば皇親史の一端や、女院制・准母制・准后制・女院領伝領に関連しての間接的な研究、あるいは国文学領域における物語の准扨や和歌会の研究の一環として述べられることはあるが、内親王自体に焦点を当てるものは稀である。無論その原因は内親王含む歴史上の女性が史料上に殆ど書き残されず、実態を捉え難くしているためであろう。しかしながら個別研究としては年々増加の傾向にあり、昌子内親王の入内と立后を取り上げた河村政久氏、院政期への過渡期として禎子内親王に着目した小西京子氏、源氏となったことで初めて藤原氏に降嫁した源潔姫の結婚の意義を考察された栗原弘氏、他斎王制の観点から井上―酒人―朝原内親王の母子三代に着目した榎村寛之氏、一文字昭子氏、瀧浪貞子氏等の諸論がある。⁽⁴⁾しかしながら内親王全体を見通した研究については、やはり未だ多くはない。⁽⁵⁾

しかし少ない中でも、例えば坂井潔子氏は古代における内親王史の考察されるべき問題を列举し、論題の通り、内親王史の序説とも言うべき問題点の整理を行った。その上で、内親王の存在形態が、①天智く孝謙朝、②淳仁く醍醐朝、③朱雀く後三条朝、④白河く高倉朝という四つの時期に分けられることを指摘し、①高い身分と豊かな経済力に支えられながら、後世のように独身を余儀なくされることもなく、皇女故のさしたる制約も持たずに、自由に、積極的に生きた時代。②皇女Ⅱ内親王ではなく、内親王位は後から与えられる一つの身分となり、親王宣下と臣籍降下が行われるようになった時代。③内親王位そのもの、並びに収入の種類、儀礼の面からも律令に定められた内親王に関する規定の全てが消滅、あるいは変形した時代であり、その結果皇女に附与されていた公性が減少した時代。④院政期となり、内親王は法ではなく母方の外戚や父母との個人的関係により再び皇女故の富と特権を持ったが、その高められた身分のために以前にもまして独身を余儀なくされた時代、と結論付けられた。しかしながら本論中で氏が述べておられるように、いずれも内親王研究の向かうべき方向性を

示すに留まっております、「あとは残された多くの問題を解決し、一人一人の内親王の生活を解明して、内親王史の再構築がなされねばならない」というその言葉の通りであろう。

その後石和田京子氏が、①結婚、②准三后、③内親王の養子という観点から、七〜十一世紀の広い範囲を対象に、時代ごとによる内親王の役割と果たした意義についてその変化を明らかにすることを目的とした、非常に有益な論を展開された。特に氏は内親王の結婚に関して、平安初期より皇女が入りなくなり族外婚の流れに及んだのは中国の同姓不婚の原則が日本にも浸透したためとし、宇多朝を最後に異母兄弟婚が見られなくなったことを述べた。しかしながら宇多朝以後も依然として叔父姪婚等が行われているのであって、同姓不婚の浸透が内親王の入内しなくなった理由になり得るかどうかは甚だ疑問である（なお日本の皇族に姓は存在しないため、同姓不婚の語を流用することは不適當である）。また氏はあくまで②准三后以降に関心を置いており、七〜十一世紀を対象と言うものの、平安初期から宇多朝（七九四〜八九七）までに關する考察は殆ど割愛されている。かろうじて氏はこの間の時代を准三后へ至る礎を築いた前段階の形成がなされた時代と評してはいるが、即ち具体的な役割や意義は挙げられていないのであって、この約百年間における内親王の存在形態については依然として不透明なままに据え置かれているなど、大きな問題を残している。

これらを踏まえた上で、本論では未だ殆ど明らかとされていない平安時代前半における内親王、特に桓武朝から村上朝（七八一〜九六七）の、内親王が皇親としか結婚し得なかつた律令遵守の時代から、内親王降嫁が実現するまでの間を取り上げる。

その特徴に従って以下二部構成とし、第一部では、平安初期に見られた内親王入内の頻発と途絶、それに次ぐ形で現れた賀茂斎院制の創出について取り上げ、所謂「内」との関わりを有した九世紀の内親王について考察する。一方第二部では、そうした内親王が十世紀に至り、臣下に降嫁するという

「外」向きの性格を帯びた点に着目し、内親王の存在形態に変化を与えた原因として内親王降嫁の問題、特に降嫁に至った過程を考察する。その上で最後に結論として、内親王史において依然不透明である九く十世紀における内親王の担った役割と、その与えた影響について明らかとすることを本論の目的とする。

なお「親王・内親王」とは、律令制定以後、孝謙朝（七四九く七五八）においては天皇の兄弟姉妹子女が所生と共に与えられていた号であるが、淳仁朝（七五八く七六四）以後は、宣下を経てはじめてこれらを号するという性質のものへと変化して行く。⁶従って本論中における淳仁朝以後の「親王・内親王」とは、親王宣下・内親王宣下を受けた皇子女の意であり、これらを受けていない場合は皇子・皇女、あるいは号を用いずに記した。

また一世源氏についても、臣籍に降下し皇籍を外れた彼らを皇族として呼称するべきではなからうが、しかし栗原弘氏の先行研究に従って「準一世王」と呼ぶ場合があること、並びに『日本三代実録』貞観二年（八六〇）九月十九日条を⁸はじめとする史料上において、源氏が「皇子（皇女）」と称される例が散見することから、皇子・皇女と称する場合があることを留意されたい。

注

(1) 同令中には「親王」と記して親王（皇子）と内親王（皇女）の双方を指す場合、あるいは内親王（皇女）

のみを指す場合もあり、必ずしも「内親王」のみが内親王（皇女）を指すとは限らず、「親王」に含まれる例も多く見られる。

(2) 竹島寛『王朝時代皇室史の研究』（右門書院、一九三六年）

(3) 文殊正子『「内親王」号について―「公主」号との比較―』（『古代文化』三八（一〇）、一九八六年）

親王の子の内男子は「王」、女子は「女王」とされるが、しかしながら内親王は「女親王」ではなく、「内親王」と呼称される。これについて文殊氏は、中国の『周礼』書中で王と同姓の女性が「内女」とされ、オバや姪が「外女」とされることから、「内」が「女」ではなく「ウチ」を意味する言葉であったと指摘し、皇女が「内親王」とされたのは、内親王が「天皇と同姓の女、即ち皇族内という天皇の身内を強く意識」されたためであった事を述べる。その裏付けとして、『令義解』「謂、親者、内親也、戚者、外戚也、」、『令集解』「釈云、親、内親也、古記云、唯親戚、謂内外諸親、及同姓氏族皆是、於親王諸王以下是也、」等を挙げ、「内親王」が「天皇家の内親である」という意味を含んでいたとする。

また余談となるが、日本史上内親王を公主と称する例は決して皆無ではない。同氏はその点についても一考を加えており、例えば『日本紀略』（天長二年正月四日条）、『続日本後紀』（承和十四年十月廿六日条）等の例では、いずれも中国における「○○公主」に封ぜられての称号の意ではなく、単に内親王の中国的な呼び方として、「公主」という文字が借用されただけであることを述べる。また『貞信公記』『九曆』といった私的な日記でも内親王・皇女・公主が混同され用いられていることから、これらが「公主」に限らず、あらゆる役職・呼称において、いわゆる唐風の称号が好んで使用された特定の時代に発生した現象であり、「公主＝皇帝の娘」という図式でもたらされた知識から、律令制定時の拘りも忘れ去られ、用いられたものであったことを述べる。

(4) 河村政久「昌子内親王の入内と立后をめぐって」（『史叢』十七、一九七三年）、小西京子「撰関政治と

禎子内親王」(『寧楽史苑』四〇、一九九五年)、栗原弘「皇親女子と臣下の婚姻史―藤原良房と潔姫の結婚の意義の理解のために―」(『名古屋文理大学紀要』二、二〇〇二年)、榎村寛之「元・斎王井上内親王廃后事件と八世紀王権の転成」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四、二〇〇七年)、一文字昭子「酒人内親王」(後藤祥子編『王朝文学と斎宮・斎院』所収、竹林舎、二〇〇九年)、瀧浪貞子「伊勢斎王制の創始」(後藤祥子編『王朝文学と斎宮・斎院』所収、竹林舎、二〇〇九年)など

(5) 坂井潔子「内親王史序説」(『史艸』三、一九七二年)、石和田京子「古代皇女の役割とその意義」(『聖心女子大学大学院論集』二五、二〇〇三年)、荒木敏夫『日本古代王権の研究』(吉川弘文館、二〇〇六年)など。他、安田政彦『平安時代皇親の研究』(吉川弘文館、一九九八年)等にも注目される場所であるが、しかしながら本書は皇親研究の一環として一部内親王にも関わるものとして触れられているのであり、内親王を中心とした展開は為されていない。

(6) 本来「親王・内親王」は天皇の兄弟姉妹子女、ひいては天皇の子女全てに出生と同時に与えられるものであったが、しかし孝謙天皇の讓位を受け傍系から即位した淳仁天皇は天武皇子舎人親王の子であり、つまり淳仁天皇とその兄弟姉妹は元二世王であって、親王・内親王の号を冠していなかった。そのため淳仁天皇は即位と共に、未だ王・女王である兄弟姉妹に対して親王・内親王の号を与える必要があり、そのために親王宣下・内親王宣下が行われることになった。これが先例となつて、平安時代初期までには、天皇の子であっても親王・内親王宣下を受けて初めて親王・内親王を号するものとなり、これは嵯峨朝における一世皇子女の源氏賜姓によつて、なおその重要性を増すこととなつた。

(7) 栗原氏注(4)前掲論文

(8) 『日本三代実録』貞観二年九月十九日条

(前略)山城國宇治郡荒廢地一町三百卅八歩、賜_二文德天皇皇子源朝臣能有_一、

第一部

皇位継承と内親王

第一章 平安初期における内親王の入内

はじめに

序論において、内親王が公主とは異なり、皇親(1)にしか嫁ぎ得ない存在であったことを述べたが、これは『令義解』(継嗣令「王娶親王條」)「凡王娶親王、臣娶五世王者聽、唯五世王、不得娶親王、」から窺い知れる。即ち、令によると王は親王(実例より、ここでは即ち内親王を指している)を娶り、臣下は五世以下の王(女王)ならば娶ることができ、但し五世王は内親王を娶れなかったことになる。皇親とは四世王を限りとし、五世王とは王を称しても皇親には含まれない規定であったから(『令義解』継嗣令「皇兄弟子條」)、従って内親王は四世王以内の皇親との婚姻しか認められず、また臣下は皇親に含まれる内親王・四世以内の女王を娶ることが許されていなかったことが知られる。即ち、内親王を含む皇親女子(2)は、天皇以下皇親とのみ結婚し得たのである。

栗原弘氏はこうした皇親女子の婚制に対する制限は、天皇家の「血縁的尊貴性」を保護維持するためであったとする(3)。つまり、古代より日本では子供の帰属権は父系にあったことから、皇親男子が臣下の女を娶ることに關しては、生まれてくる子供は皇親の籍にあるために血縁的尊貴性は犯されないが、皇親女子が臣下と結婚した場合、皇族の血を引く臣下を生みだしてしまい、天皇家の血筋の特別性を損なってしまう。そのため皇親女子に限り婚姻が制限されたのだという。この法は後に桓武天皇によって大きく緩和されることとなるが、(4)しかしながら八世紀中まで法が頑なに遵守されていたことは今江広道氏の研究からも明らかである。(5)

従って嫁ぎ先の極めて限定されていた皇親女子、特に内親王は、生涯を独身で終える者がその大半

を占め、一方で古い時代であればあるほどに、「天皇への入内」の例が多い事に気がつく。

例えば、河内祥輔氏は六世紀の天皇が、皇女、あるいは皇族女性を妻に持つ例が極めて多いことを指摘し、六世紀における皇統の直系を継ぐ資格が、生母が皇女である点にあったことを述べられた。⁽⁶⁾ 無論必ずしも皇女所生の男子によって直系皇統が継承されていたわけではないが、氏は同じく、直系で皇統が継がれなかった時にはよりそれに相応しい継承者を定めるための皇位の兄弟相承が行われたこと、その際には熾烈な皇位継承争いが起こっていることも指摘している。

こうした天皇に皇女が入内する傾向は、仁徳天皇の皇子女の異母兄弟姉妹婚から散見し始めることから、遅くとも五世紀初頭には慣習となっていたものと思われる。即ち五〜六世紀において、皇女はただ天皇家の血筋の尊貴性を保つたためであるばかりでなく、円滑な皇位継承のために皇親と結婚し、とりわけ天皇に入内し皇位継承者を生むという役割を担っていたのである。

また序論でも取り上げたように、石和田京子氏は七〜十一世紀の内親王の役割と意義を論じる中で、特に内親王の結婚についてを論点の一つに挙げ、七世紀以降、中国の同姓不婚の原則の浸透により宇多朝以後異母兄弟婚が忌避されたため、天皇と同族である内親王の入内が絶えたとの見解を述べている。⁽⁷⁾ しかし依然として叔父姪婚をはじめとする同族内結婚は複数見られ、同姓不婚が浸透していなかったこと、ひいてはそれが内親王入内の絶えた理由となり得ないことも先に述べた通りである。

つまり、内親王の入内が奈良時代より激減し、平安時代以後殆ど見られなくなる過程は、なおも再考を要する問題なのである。

更に当該期の内親王の入内者数を見ると、確かに平安時代以降内親王の入内は殆ど見られなくなるものの、平安初期の桓武〜淳和朝（七八〜八三三）に限っては、むしろ集中して行われているようである（表1参照）。

例えば、五〜六世紀に入内―立后―国母（以下便宜上天皇生母を国母と記す）となる役割を担った内親王が、七世紀の奈良時代にその役割を喪失したことは、藤原氏の台頭により文武・聖武天皇の後宮が藤原氏によってほぼ独占された結果であったことはすでに広く認知されている。しかしながら平安初期に限り再び入内が頻発したのは何故であろうか。また仁明朝以後再び入内が行われなくなったのは何故であろうか。

本章ではこの二点に着目し、「公主」と「内親王」を差別化させる原因となった「内向き」の性格を有する内親王が、その役割の最たるものであった天皇への入内という役割を喪失する過程を検討し、奈良時代に一度絶えた内親王入内が何故平安初期に限り再発したのか、そして淳和朝を最後に再び激減するのかを明らかにすることを目的とした。

なお、平安初期における内親王入内の特異性を考察するにあたって、まず第一節として以下に平安時代中期以前までの内親王入内の歴史とその変遷を整理する。

第一節 内親王入内の歴史

平安初期以前の内親王の入内に関する流れは以下の通りである。

①天武朝以前―皇女が積極的に入内し、立后―国母となる

清和	文徳	仁明	淳和	嵯峨	平城	桓武	光仁	称徳	淳仁	孝謙	聖武	元正	元明	文武	持統	天武
0	0	0	2	1	3	1	1	／	0	／	0	／	／	0	／	4
堀河	白河	後三条	後冷泉	後朱雀	後一条	三条	一条	花山	円融	冷泉	村上	朱雀	醍醐	宇多	光孝	陽成
1	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	1

※斜線（／）は女帝

（表1）内親王の入内者数

② 文武朝から淳仁朝——内親王の入内の一度目の中絶期間

③ 光仁朝から淳和朝——井上内親王に始まる入内の再開と二度目の中絶
対して平安初期以後の入内に関する流れは以下の通りである。

④ 陽成上皇・醍醐天皇への単発的な内親王入内

⑤ 冷泉朝以後——藤原氏を生母とし、藤原氏に養育、あるいは後見された内親王の入内
以上を踏まえて、平安初期以前、並びに平安初期の入内中絶以後について各々述べていく。

1 平安初期以前

飛鳥・奈良時代と平安時代の皇女に関する相違点は、一つに立后——国母となるか否か、そして女帝の有無である。

五世紀仁徳朝頃より皇女の担った入内——立后——国母という役割は、敏達朝以後(五七二～)の蘇我氏の台頭により、必ずしも皇女所生の皇子が即位し得ない状況を生みだした。依然として皇女の入内は見られたが、皇女に所生子のない場合が増加し、外戚の勢力によって皇位継承者が左右される下地が築かれていった。

しかし大化元年(六四五)乙巳の変に伴う蘇我氏討滅により外戚勢力の存在が減退すると、天智朝以後(六六八～)、皇女の入内をはじめとした皇親間での結婚はこれまで以上に頻発することになった。特に天智——天武兄弟血統同士での近親婚は目立っており、天智皇女の大田皇女、鸕野讃良皇女「持統」、新田部皇女等が叔父大海人皇子「天武」に、同じく阿閉皇女は天武皇子の草壁皇子に入侍している。そして天武天皇即位後、鸕野讃良皇女所生の草壁皇子が立太子し、草壁皇子の早世後、阿閉皇女「元明」所生の文武天皇が即位したことを鑑みれば、河内氏の述べるところの「六世紀型皇統原理」が、

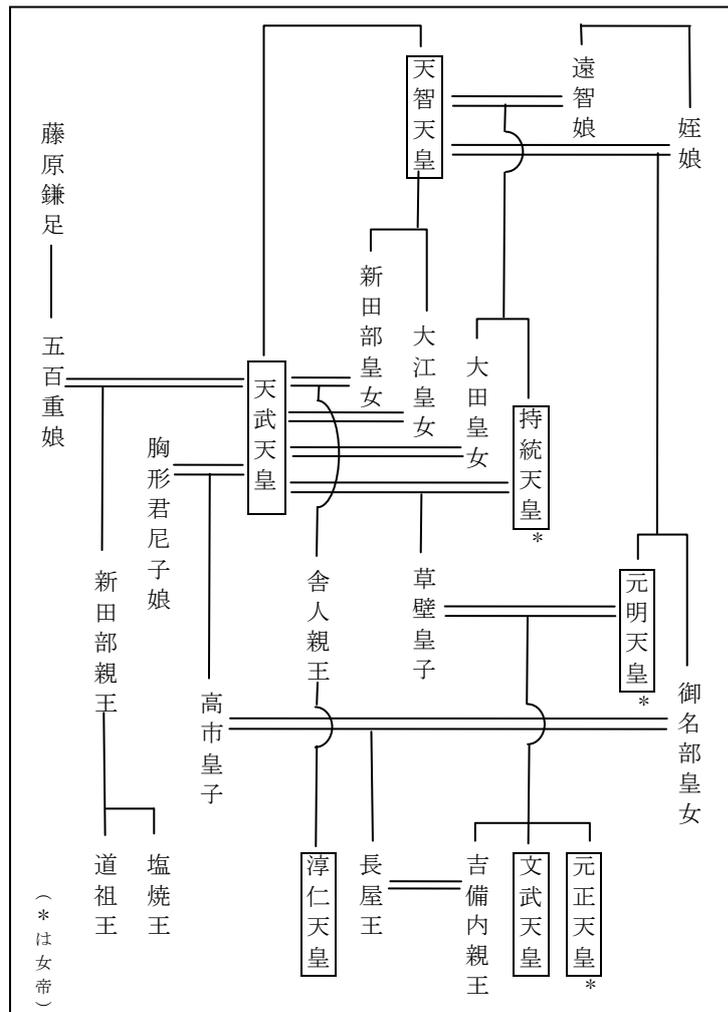
多少事情を違えながらも依然として根付いていたことが推察されよう。⁽⁸⁾

(系図1)

また『令義解』後宮職員令には後宮におけるキサキの員数と位が規定されており、これによると妃は定員二名、四品以上(「妃條」)。夫人は三名、三位以上(「夫人條」)。嬪は四名、五位以上(「嬪條」)とある。品位は皇親にのみ与えられる位であるから、従って奈良時代以前、妃には皇女しかねない規定があったことが知られる。同令には皇后に関する規定はないが、実例から見ても、妃より上位であるはずの皇后もまた皇女にのみ許された位であったことが推測され、これが即ち奈良時代以前の皇女が担った役割であり特質であったことが言えよう。そしてこれらの皇女は入内して、皇后に立てられると、皇后宮殿において独自の財政基盤を築き、皇后宮職を運営した。皇太子の幼年時など皇位が潤滑に継承されない際に女帝が立ち得たのも、こうした基盤を持ち得たためであろう。

例えば鷓野讚良皇女も、天武天皇に入内して皇后となっており、その後持統天皇として即位した。『日本書紀』持統天皇即位前紀には、即位前の皇后としての役割と職権が記されており、「(天武)

(系図1)

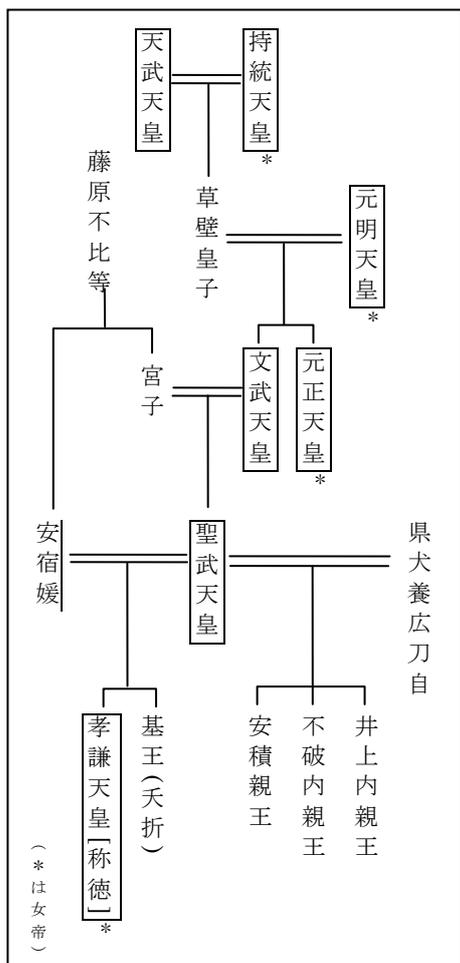


二年、立為^二皇后^一、皇后從^レ始迄^レ今、佐^二天皇^一定^二天下^一、每於^二侍執之際^一、輒言及^二政事^一、多^レ所^二毘補^一、とあつて、天皇を助け天下を安定させ、政事面においても多くを輔弼していただくことが知られる。更に天武天皇は病に伏せると天下の事は大小を問わず、悉く皇后・皇太子に啓せしめるよう述べており、皇后が天皇の正妻に留まらず、国政上において大きな権力を持つていたことが分かる。このように飛鳥時代においては皇后が天皇と政務を分担し、共同統治していたことは服藤早苗氏等によつても指摘されているところである。天武朝以前における皇女には、入内し、皇后となる役割に加えて、天皇の政事を輔弼し女帝として立ち得る条件を持っていたのである。

しかし、こうした直系相承は文武天皇の即位を期に絶える。草壁皇子の急逝に引き続き文武天皇もまた短命で、所生子に皇子は藤原宮子所生の首皇子「聖武」ただ一人しかいなかった。つまり生母を皇女としない傍系の皇子しか存在しなかったのである。(系図2)

このことに関しては、既に河内氏が、文武天皇の成人もしくは即位(六九七)から崩御する慶雲四年(七〇七)までの猶予がありながら皇女が一人として入内していないのを見ると、直系相承の絶える可能性は早くから予想されていたことを述べている。氏はその原因として妻とすべき皇女がそもそも存在していなかった可能性を指摘するが、皇女に限らず諸親王の女(女王)の存在まで加味すれば、適格者が全く無いとはし難い。ましてや文武天皇は僅

(系図2)



か十五歳という前代未聞の若さで即位し、二十五歳で崩御した病弱な天皇である。即位当初には祖母持統上皇が「並び坐して」政治を後見していたとはいえ、彼女も七〇二年に崩じているから、有力な臣下がそこに介入する余地は存在していたであろう。ましてや大化の改新により功臣として厚く遇せられた藤原不比等の女宮子が文武天皇の後宮で抜きんでて夫人の地位にあったことを見れば、皇女の不在を良いことに藤原氏が文武天皇の後宮に皇親女子を入れることを拒み、宮子所生の皇子を即位させんとする願望を持って暗躍したことは想定し得るのではなからうか。

また氏は文武皇子聖武天皇の即位とそれに続く藤原安宿媛（光明子）の立后、所生皇女孝謙女帝の立太子と即位といった一連の出来事について、「藤原氏の権力闘争」史観に根付いた「藤原氏の策謀」であるとする従来の見解に依るべきではないことを述べ、その上で、聖武天皇自身が己の傍系出自を正統化するために生母に権威を備えさせんとしていたのだとする。即ち藤原氏を「選ばれた貴族」に育て上げ、藤原氏を生母とする者が直系の皇統を継承するという新しい原理を創り出そうとしたことを述べるのである。

詰まるところ、聖武天皇の即位後、安宿媛の人臣の女としての初の立后と、安宿媛所生の孝謙天皇の即位が藤原氏の策謀だったのか、あるいは聖武天皇が意図したのかということだが、しかしいずれにしても藤原氏を外戚とした聖武天皇の即位により藤原氏が急伸したことに変わりはない。

なおこの件を考えるに当たっては、聖武天皇成人までの中継ぎとして即位した祖母元明天皇の即位詔に、天智天皇が定めたとされる「不改常典」¹²が持ち出されたことをも加味して考察すべきである。そもそも草壁皇子、文武天皇の崩じた後、聖武天皇即位までの間、皇親側で最も発言力を有したのは文武天皇生母である元明天皇に他ならない。その元明天皇が「不改常典」により、皇位は草壁皇子の皇統から父子で直系相承されねばならないという原則を持ち出したことを鑑みれば、既に元明天皇

にとつて重要なのは「生母を皇女とする者が正統である」という皇統原理ではなく、「天皇の子であることが正統である」という原理だったのであり、これが藤原氏の策謀によつて持ち出されたものであったのか、あるいは後にこの原理に則つて父文武天皇の後を継ぎ即位した聖武天皇により更に正統性を加えるために藤原氏を特別化せんとしたのか、そのいずれであつたにせよ、元明朝にはすでに一度「六世紀型皇統原理」が瓦解していたと見て良いであらう。

敢えてこの論争に私見を述べるならば、「不改常典」により、聖武天皇の即位は予め入念に正統化されようとしていたのであり、それを意図したのは元明天皇であり藤原氏であつたのであり、藤原氏策謀説を真つ向から否定はしかねるところである。更に文武天皇には聖武天皇生母藤原宮子の他に石川刀自娘、紀竈門娘の二名がキサキとして確認できるが、いずれも宮子が夫人であるのに対し嬪であつて、皇親を入内させていない以上文武天皇自身にも藤原氏を遇する傾向が存在していたこと。加えて後の元明朝に「貶^ニ石川紀^ニ嬪^號、不^レ得^レ稱^レ嬪」（『続日本紀』和銅六年（七一三）十一月五日条）として、明確な理由も記されぬままに嬪号を剥奪されているのを見ると、益々元明天皇が藤原氏と諮つて首皇子「聖武」にのみ正統性を集中させていることが推察される。この廃嬪も、そして宮子所生の首皇子が即位し得たのも、決して藤原氏の策謀も無く行われた事態であつたとは言えまい。

以上を踏まえた上で内親王（皇女）の入内という点を考えると、五世紀以来、皇女所生の皇子に対して最も皇位の正統性があることは前提として残りつつも、奈良時代、草壁皇子の急逝と文武天皇の早世、あるいは文武天皇在位時より、急速に勢力を伸ばしつつあつた藤原氏により、藤原氏を生母としながらも正統性を確保し、即位に至らしむ新たな皇統原理の創出の過程から、必然的に入内することで皇后となり得る内親王（皇女）の入内が拒まれたものと考ええる。先に述べたように、文武朝において一世皇女が存在しなかつた可能性もその一因であらう。しかし同時に文武天皇の早世により、孫

である幼い首皇子「聖武」の即位を渴望する元明女帝、並びに新たな「未婚の女帝」として即位した元正女帝、藤原氏を生母とする聖武天皇の即位という三代に亘って、藤原氏がその勢力を助長させ、天皇と共謀して藤原氏を生母とする皇子に正統性が付与され得る状況を築いたことで、内親王（皇女）入内の必要性は低下したのである。

河内氏の述べるところの皇統原理で行けば、聖武天皇の正統性は長年の皇太子期間と、更に皇親女子を皇后とすることで盤石となったはずである。しかしながら聖武天皇が皇親女子を妻とした様子はなく、その後宮には藤原不比等女安宿媛をはじめとして、県犬養広刀自、橘古那加智、後に藤原武智麻呂女、藤原房前女などが見られる限りである。更に聖武天皇は安宿媛所生の子に最も皇位継承の正統性があることを明言するかのように、人臣の女で初めてとなる安宿媛の立后を断行しているのである（『続日本紀』天平元年（七二九）八月十日条）。安宿媛の立后はそもそも安宿媛所生の皇太子基王の夭折と、広刀自の安積親王出産が相次いだことに端を発し、その後も安宿媛に皇子が生まれず、更に安宿媛の後見となり得る兄弟等の相次ぐ急死によって、広刀自所生の皇子を即位させたくない藤原氏が策を弄して、天平十年（七三八）、安宿媛所生の皇女阿倍内親王「孝謙」立太子を図り、その手段として行われたものである。先にも述べたように河内氏はこれを聖武天皇による藤原氏の特別化に起因するとしているのであり、無論聖武天皇の同意なしにこのような事態は実現し得なかったであろうが、これが聖武天皇の即位から十四年も経てから起こった事態であることを鑑みれば、藤原氏の意図もまた大いに働いていたと見るべきであろう。

しかし既に女帝とは未婚の皇女が就くものとなっており、孝謙天皇もまた独身の女帝として即位した。そのため草壁皇統並びに藤原氏の外戚政策による皇位継承は断絶することになる。従って孝謙天皇は皇統を逸した淳仁天皇に譲位したが、間もなく孝謙上皇との不和によりこれを廃位すると、再び

称徳天皇として重祚し、自らの異母姉である広刀自所生の井上内親王を娶っていた天武皇孫白壁王「光仁」を擁立するのである。

この一連の皇位継承問題により、奈良時代には二つの変化がもたらされた。

一つは、藤原宮子所生の首皇子「聖武」を確実に即位させるために、未婚の女帝を即位させたことである。皇后でも皇太子生母でもなく、皇后宮職のような基盤も持ちえない未婚の女帝元正天皇の即位は、即ち皇統を継承させ得ない中継ぎとしての女帝の誕生を意味している。

もう一つは藤原安宿媛の立后である。臣下の女が昇り得る夫人の位を超越して強行されたこの立后は、皇女のみが立后し得るといふそれまでの原則を瓦解することになった。

そしてこれらはいずれも夫人の立后を阻む妃（皇后）となり、あるいは幼帝生母として女帝にもなり得る「皇女」が入内していなかったことが要因である。即ち、そもそも内親王（皇女）不足と、それにも関わらず草壁皇子、文武天皇、聖武天皇がいずれも多妻ではなく、所生子が限られていたこと、その上藤原氏の外戚政策と聖武天皇の出自故か、藤原氏所生の皇子にのみ皇位継承権を拘ったことが原因となり、皇女の入内というそれまでの慣例は完全に瓦解し、意義を失ったのである。

しかしながら結果的に孝謙天皇（称徳）が皇統を「継ぐ」ことが出来なかったために、皇女の入内の途絶もまた長くは続かなかった。孝謙天皇（称徳）は己の皇位の継承者として、くしくも六世紀の皇統原理と同様に、内親王をキサキとする光仁天皇にこそ正統性を認め、これを擁立したためである。

無論、天平元年（七二九）天武皇孫長屋王の排斥、天平宝字元年（七五七）道祖王の廃太子、それに際して皇太子に押された塩焼王も無礼を理由にこれを退けられ、後に天平宝字四年（七六〇）藤原仲麻呂の乱に与して斬殺されるなど、数多くの皇親による皇位争いが起こっていることから、父子直系相承の瓦解により、正統性を主張し得る皇親が光仁天皇擁立以前にも複数浮上していたことが知られてい

る。その中で、これらの乱を経験した称徳天皇が白壁王「光仁」を擁立したのは、紛うことなく異母姉井上内親王を妻としていたからであり、称徳天皇の中に依然として聖武天皇の直系こそが正統であることの意識が存在していたために、井上内親王を介してその直系を継承させる意図であったと見て良いであろう。

この井上内親王は後に藤原氏の山部親王「桓武」擁立の動きに巻き込まれて廃妃され、所生の他戸親王も廃太子されることになるのだが、しかし光仁天皇即位時には、先の聖武系皇統と新たな天智系皇統を「繋ぐ」役割を期待されていたのであり、ここに再び内親王をキサキとすることの意義が見出されたのである。そしてこれが、井上内親王、酒人内親王、⁽¹³⁾朝原内親王という母子三代に亘る聖武系内親王の入内へと繋がり、更に淳和朝に至るまでの内親王入内の再発を招くことになったのである。

2 平安初期・入内中絶以後

聖武系三内親王並びに淳和朝(八二三〜八三三)までの四内親王の入内の後、仁明朝(八三三〜八五〇)以後、内親王の入内は再び中絶期を迎える。再度継続して見られ始めるのは冷泉朝(九六七〜)以後だが、しかしそれ以前にも単発的ではあるが、陽成上皇、醍醐天皇に入侍している事例が見られる。しかしこの内陽成上皇へ入内した例は、陽成天皇退位後の事例であり、仁明天皇以後父子相承されてきた皇統を逸して即位した光孝天皇の皇女が、退位した先帝に入侍した例である。⁽¹⁴⁾従ってこれは例外と見做して良いであろう。

これに対して醍醐天皇への宇多天皇同母妹為子内親王入内の例は、明らかに天皇家側の意図によって成立した入内であり、無視できない一例である。

その経緯については第二部第三章にて詳述するが、ここに端的に記すと、藤原氏を外戚としない宇

多天皇の即位により、藤原氏の専横を抑制せんとした宇多上皇並びに生母班子女王が、藤原氏子女(穩子)入内の阻害を共に企てて行い、実現した事例である(『九曆』天曆四年(九五〇)六月十五日条)。この件には藤原氏の専横阻止の目的ばかりでなく、源氏から復して即位した宇多天皇と、宇多天皇が未だ源氏であった頃に所生した元源氏である醍醐天皇の皇権の脆弱さから、皇親女子たる班子女王所生の為子内親王を甥醍醐天皇に入内させることでその正統性を確実たらしめるといふ意図があったように思われ、さすれば即ちこれは「六世紀型皇統原理」の模倣事例のようである。(系図3)

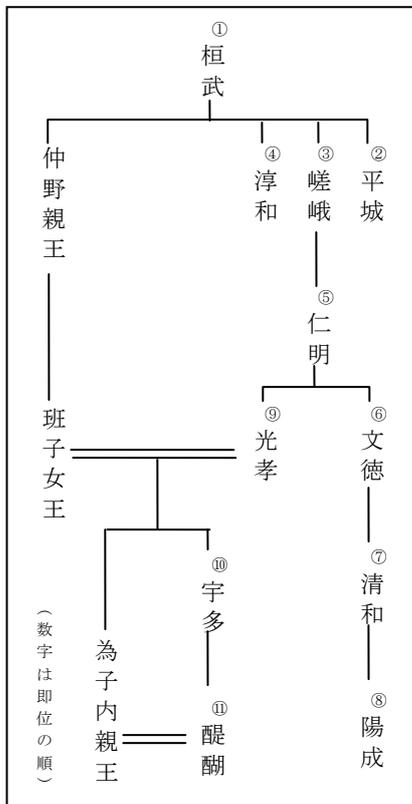
しかしながら六世紀と違い藤原氏が圧倒的に勢力を伸ばしていた時代であり、また入内した為子内親王が皇女出産を期に早世したこと、並びに醍醐天皇が父宇多上皇の意図に背き、一度は阻まれた藤原穩子の入内を認め、皇子を出産、立太子したことから、内親王入内が継続されることはなかった。従って醍醐天皇への為子内親王入内もまた、この時期の特異な皇位継承と皇統の転換に伴い、単発的に起こった例外であったと見做される。

この二例を例外とするならば、冷泉朝に再び内親王が入内するまで、天皇九代に亘って入内は中絶していたことになる。かといって冷泉朝以後の内親王の入内が、平安初期と同様の意図を持っていたと考えるのは短絡的である。

冷泉朝以後(九六七〜)の内親王入内の特徴としては、入内する内親王がいずれも藤原氏を生母とする、あるいは藤原氏の後見を受けた内親王であった点である。⁽¹⁵⁾

そもそも仁明朝以後(八三三〜)、后妃の数は減少

(系図 3)



傾向にあったのに対し、藤原氏の女の入内率は増加しており、特に村上朝以後(九四六～)はほぼ藤原氏の独占状態となる。従って必然的に天皇生母も藤原氏であり、所生の皇子女、ひいては天皇に入内する内親王すらも、藤原氏を外戚とするものが大半を占めるようになっていたのである(章末表2参照)。それを鑑みれば、平安初期どころか醍醐天皇への為子内親王入内ともまったく性格を異としていることは明白である。

現に冷泉～堀河朝(九六七～一一〇七)までの内親王入内の六例中五例までもが、藤原氏を外戚とする内親王の入内であり、唯一藤原氏を生母としない冷泉皇后昌子内親王の入内も、生母を藤原氏とする朱雀天皇を父に、保明親王(母は藤原氏)と藤原氏女との間に生まれた熙子女王を母とし、更に両親の早世を期に藤原氏によって養育され、その後見を受けていたのである。

即ち、冷泉朝以後の内親王の入内は、平安初期並びに為子内親王の単発的な一例に見られたような、天皇家側の意図による入内とは異なり、藤原氏の後見を受けた、藤原氏の意図による入内であり、まったく意を異にしていたのである。

以上のように一、二の例外はあったものの、平安初期を以て、生母の出自に捉われない純粋な皇親としての内親王の入内は絶えたのであり、つまり平安初期における内親王入内とその途絶には、その存在形態を変化せしむるに至る重大な意義があったと見て良いだろう。

第二節 内親王入内の背景

平安初期の入内している内親王は、聖武系内親王が母子三代に亘り光仁―桓武―平城天皇に入内し

た三例の他、桓武皇女三名、嵯峨皇女一名が各々平城・嵯峨・淳和天皇に入内、もしくは入侍している。この内桓武皇女三名の内訳は平城天皇妃大宅内親王、嵯峨天皇妃高津内親王、淳和天皇妃高志内親王であり、嵯峨皇女一名は淳和天皇皇后正子内親王を指す。他に平城天皇退位後に入侍したと思われる桓武皇女甘南備内親王、平城皇子阿保親王に入侍した桓武皇女伊都内親王の例があるが、前者は退位後の例外的な入内、後者は親王への入侍であるため、前代的な近親婚が行われている点には注目できるものの、検討の対象からは除外した。

そこで第二節では以下、聖武系三内親王の相次ぐ入内と桓武皇女の入内、並びに嵯峨・淳和朝の叔父姪婚の各々を個別に検討し、これら内親王入内の背景にある情勢と入内の理由を探る。

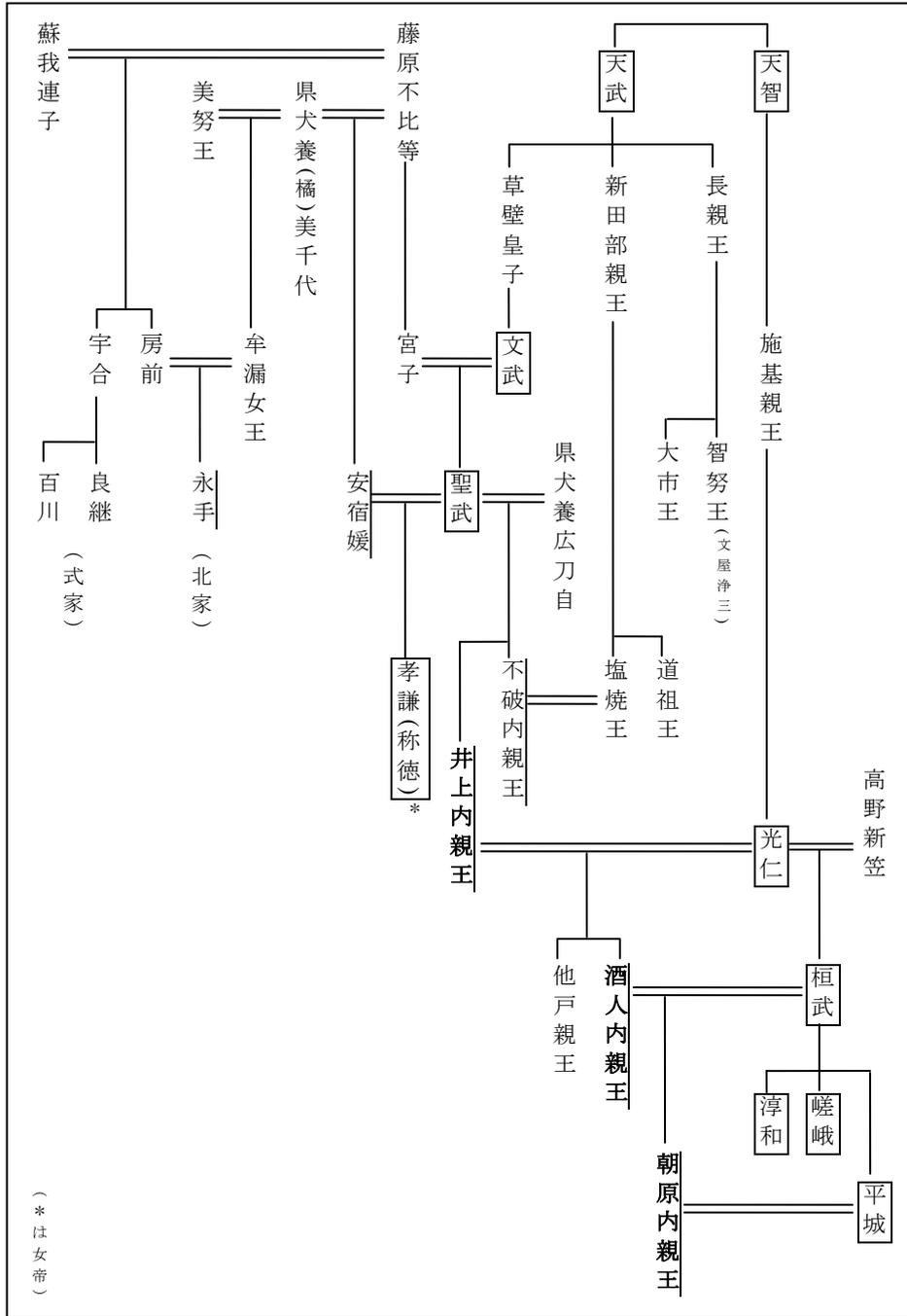
1 光仁・桓武・平城朝

まず聖武系三内親王、つまり光仁天皇を即位せしめた孝謙女帝異母姉井上内親王と、井上内親王所生桓武天皇妃酒人内親王、酒人内親王所生平城天皇妃朝原内親王の三代に亘る内親王の入内、並びに桓武皇女の平城・嵯峨・淳和各天皇への異母兄妹婚について取り上げる。

この内前者の聖武系三内親王の入内は、先にも述べたように母子三代に亘って異母兄へ入内した例であり、このような特異な入内は他に例を見ない。従って平安初期における他の入内例とも別途考察されるべき問題である。(系図4)

三内親王の内最初の入内者である井上内親王については、入内ではなく皇親であった白壁王「光仁」へと入侍した例であり、聖武皇女である井上内親王を介して光仁天皇が即位したことは先に述べた通りである。本来ならば井上内親王所生の他戸親王が即位することで、天智系皇統と天武系皇統は統一され、今一度直系皇統が創出されていたはずであった。

(系図 4)



『日本紀略』所引の「百川伝」には、称徳天皇崩御後の皇嗣について、右大臣吉備真備等が長親王男智努王（文屋浄三）、次いで大市王を推したのに対し、左大臣藤原永手、内大臣藤原良継、弟百川等が白壁王「光仁」を推したことが記されており、藤原氏に出し抜かれた真備はその後致仕を願い出たとされている。永手は孝謙朝の天平宝字元年（七五七）に道祖王が廃太子された後の皇嗣策定会議において、孝謙天皇異母妹で県犬養広刀自所生の不破内親王を妻とする塩焼王を推挙しており、称徳天皇崩御に際して、不破内親王とも同母妹である井上内親王を妻とする白壁王を推したのを見ても、その思考は首尾一貫している。これはおおよそ藤原氏の利害には係わらぬ、聖武直系としての矜持を持った称徳天皇の意に沿う、穏当かつ適切な政治的判断であったのだろう。

そもそも永手は藤原北家房前の次男である一方、母は安宿媛の異父姉である牟漏女王であったから、他の藤原良継、百川等と比べて孝謙天皇（称徳）との血縁関係が一層濃い人物であった。その永手が孝謙天皇に深く信頼されていたことは瀧浪貞子氏によって明らかとされているところでもあり、氏によると永手は藤原不比等の後を継ぐ人物と見做され、重用されていたようである。従って永手が光仁天皇即位後もその後見となって、井上内親王立后、他戸親王立太子に貢献したことは間違いないであろう。

しかしながら光仁天皇擁立の立役者である永手が光仁天皇即位から四ヶ月後、他戸親王立太子の翌月に薨去したことで、翌年宝龜三年（七七二）三月には井上内親王が廃后、同年五月には他戸親王が廃太子されている。これは藤原式家の百川が計を巡らせて起こしたものであったという（『公卿補任』（宝龜二年（七七二）百川略歴）、『続日本紀』（宝龜十年（七七九）七月九日条））。

恐らくは永手の死後、藤原氏の長老的立場にあった良継や、良継に重用されていた異母弟百川等が、光仁Ⅱ他戸体制の確立により権力の抛り所を失うことを恐れて、生母の身分が低く、より年長となる

山部親王「桓武」を推したのである。これによって宝龜四年(七七三)正月、山部親王は立太子し、間もない同年十月、井上内親王と他戸親王は大和へ幽閉され、奇怪なことに宝龜六年(七七五)四月二十七日に、母子は揃って死去している(『続日本紀』)。少なくとも、病死の類ではないであろう。

かくして藤原式家の百川等に大恩を受けて立太子した山部親王であるが、更に奇怪なのは、井上内親王、他戸親王、他戸親王太子の同年、十一月十三日に、井上内親王所生である酒人内親王が伊勢齋宮に卜定されているという事実である。『続日本紀』によると、井上内親王の廃后は天皇を呪詛したためだとされているにも関わらず、本来そうした類の身内の不始末があれば忌避されるべきであろう齋宮に、所生子が卜定されるというのは如何なるものであるか。しかも酒人内親王はその二年後に母の喪により齋宮を退下すると、間もなく山部親王に入侍しているのである。

一文字昭子氏は酒人内親王の入侍について、母井上内親王と弟他戸親王の横禍を理解していた父光仁天皇が、酒人内親王だけはその運命から守ろうとして皇太子山部親王に入侍させたのだとする¹⁸。しかしそれだけでは入侍の説得力には欠けよう。結果論になってしまいが、酒人内親王所生の朝原内親王までもが桓武朝の伊勢齋宮となり、その後皇太子安殿親王「平城」に入侍していること、そもそも井上内親王もまた齋宮を務めた内親王であったことから、酒人内親王の齋宮卜定と入侍は母の過失如何に関わらず、もとより定められていたことだったのではないかと思われるのである。即ち、聖武系の血を引く井上—酒人—朝原内親王三代に亘る入侍により、皇統を逸して即位した光仁—桓武—平城天皇の皇位の正統性を正すという意図、並びにそれらがいずれも齋宮を経験した内親王であるという点、齋宮とは即ち天皇の代理として皇祖神に仕える役割であり、即位儀礼の一環として卜定される性質のものであるという点から、この齋宮経験者¹⁸という聖性によって更なる即位と皇権の威儀付けがなされたのではないかと考えるのである。

しかしこうした母子三代に亘る入内も、平城天皇による藤原薬子への寵愛と、それに伴い朝原内親王が皇女を出産しなかったことが原因となり、三代で絶えることになった。

以上を鑑みても、平安初期に頻発した内親王入内の内、光仁―桓武―平城天皇への井上―酒人―朝原内親王の入内には、皇統を逸した光仁天皇の即位と、他戸親王廃太子による桓武天皇擁立、更に早良親王廃太子による平城天皇の擁立と、皇位継承が円滑に進まない特異な事情のもと、齋宮経験による聖性と聖武系皇統の正統な血筋を有することから、入内が行われたのであり、非常に特異な事例であったことが言えるであろう。従ってこれに続く桓武皇女（大宅・高津・高志内親王）の異母兄弟への入内は、これとは性格を異としているものと思われる。

藤原式家によって擁立された桓武天皇は、早い段階で擁立の立役者であった藤原良嗣（宝龜八年（七七七）没）・百川（宝龜十年（七七九）没）等を亡くし、寵臣であった藤原種継（延暦四年（七八五）没）をも亡くしている。そしてこれら寵臣の死と藤原氏勢力の後退により、やがて専制王権の確立を志したとされてお⁽²⁰⁾り、以後諸王・外戚氏族（和氏、紀氏、管野氏、秋篠氏（土師氏）や百濟王氏等）を優遇した。

しかし桓武天皇の生母である高野新笠は身分の低い女性であり、延暦元年（七八二）の氷上川継の乱⁽²¹⁾といった皇権の正統性に対する反発や、早良親王や井上内親王等の怨霊騒動に悩まされることになる。従って専制政治を行うには、新たな天智系皇統を確立し、桓武皇統の正統性を威儀付ける必要がある。先に述べた皇太子安殿親王「平城」への酒人内親王所生朝原内親王の入内もその一環としての面を有していたであろうが、桓武天皇は更に、族内婚による血縁の強化と桓武系皇族の再生産を目論んだのである。

それが即ち、『日本紀略』延暦二十年（八〇一）十一月九日条における桓武皇女大宅・高津・高志内親

王の同時加笄と、その後間もなく行われたであろう安殿「平城」・神野「嵯峨」・大伴親王「淳和」といった、皇位継承し得る有力な親王達への入侍である。(系図5)

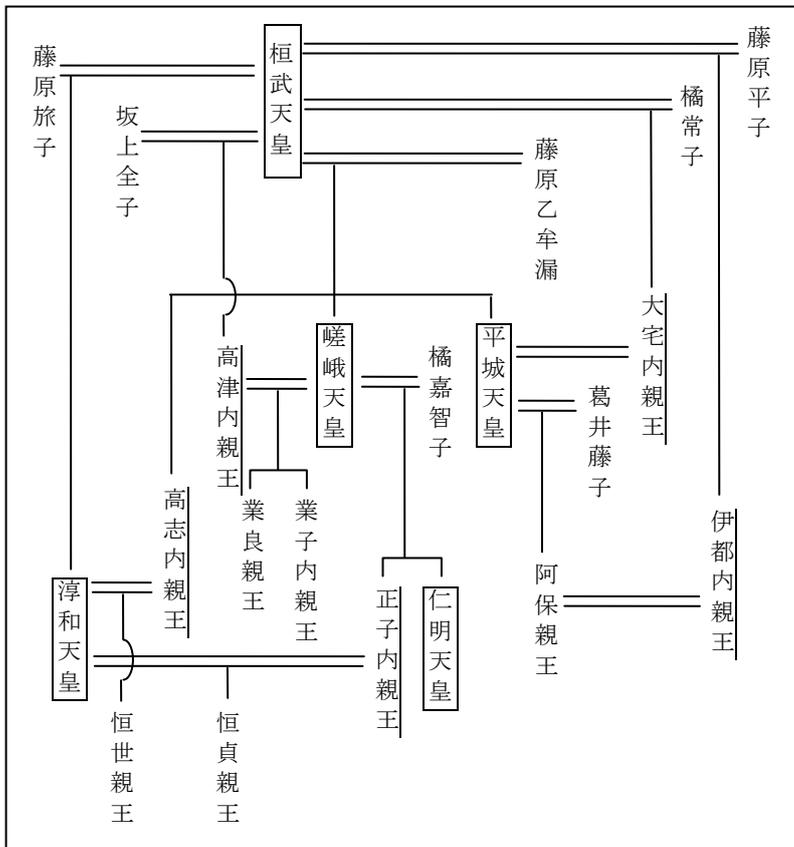
また桓武天皇は、皇女の婚出に關しても大きな改革を行っており、延暦十二年の詔では、それまで律令によって皇親以外の結婚が認められなかった皇女に対し、三世女王以下と大臣・良家の子孫、二世女王以下と藤原氏の結婚を認めている。即ち、二世・三世の皇親が臣下に接近することを

許し、準皇族化させたのに対し、桓武の血を引く一世王の格を向上させ、正統な皇親の範囲を縮小したのである(時に一世王の殆どが桓武天皇の皇子女であった)。

このように桓武天皇は、先の天武系の血統保持者である浄原王(四世王)や、血筋の遠い皇親の格を落とし、自身の皇子女を優遇、かつ自身の血を引く皇子に自身の血を引く皇女を娶らせることで、新たな桓武の血を引く皇族の再生産と、ミウチの結束の強化を図っているのである。

この桓武天皇の意図によって三内親王は親王に入侍したのであり、次の平城天皇も朝原・大宅両内親王を妃とすることとなった。

(系図5)



しかし平城天皇の藤原菓子への寵愛が聖武系内親王の三代に亘る入内の断絶を招いたのと同じく、平城天皇に桓武天皇の婚姻政策は踏襲されなかった。

2 嵯峨朝

一方嵯峨朝の後宮を見ると、妃に高津内親王がいるものの、彼女は弘仁六年(八一五)の橘嘉智子立后以前には廃妃されている(『続日本紀』承和八年(八四一)四月十七日条「(前略)大同四年六月授_二親王三品_一、即立爲_レ妃、未_レ幾而廢、良有_レ以也、」)。

これは高津内親王所生の皇子業良親王の精神的な異常(『日本三代実録』貞観十年(八六八)正月十一日条⁽²³⁾)が原因とも言われるが、業良親王が嘉智子所生の正良親王「仁明」とほぼ同時期に、僅かに先んじて生まれていることから、意図的に精神の異常を言い立てられ、皇位から除外された可能性も有り得る。しかも業良親王は生母高津内親王が廃妃されていながら何の処分も下されず、それどころか親王宣下を受けている。更に弘仁六年(八一五)五月二十九日には備前国に荒廢田十九町を賜っていることから(『日本後紀』)、厚遇ではないが、生母が廃妃されていたにしては、決して不遇ではなかったことが窺える。即ち、高津内親王の廃妃は非常に不自然な形で行われているのである。

また嵯峨朝の後宮の特色として、内親王でも先例のある藤原氏でもない、橘氏出身の嘉智子が立后したことが挙げられる。

中林隆之氏は嵯峨天皇の後宮について、①桓武天皇の正統な継承者である事を意図した高津内親王・長岡氏の入内、②天武系・その他王族末裔氏族(以下「王氏」と記す)の入内(高階氏・文屋氏・交野女王)、③天智・天武両統の源流たる敏達―舒明系譜に連なる王氏の入内(橘氏・大原氏・甘南備氏)、④非敏達系王氏の入内(多治比氏・当麻氏)という四つの傾向があり、王氏子女の入内が非

常に多くみられることを特徴として挙げている。⁽²⁴⁾ 中でも橘美千代―諸兄―奈良麻呂―清友から続く橘氏直系の嘉智子の尊貴性は別格であり、王氏勢力の中核的存在と捉えられていたとし、これを嘉智子立后の一因としている。

即ち、嵯峨天皇は桓武天皇のような族内婚による血統の強化・尊貴性には拘らず、多くの王氏子女との婚姻により、分離しつつあった王族・王氏との結束を重視したのである。

故に起り得たのが、内親王を廃妃した上での嘉智子立后であり、そして嘉智子を立后するためには、皇后としての条件を備えていた高津内親王を廃妃せねばならなかったのである。⁽²⁵⁾

こうした内親王廃妃の事例を見ると、一見嵯峨朝には内親王入内の意義が薄れていたかのように思われる。しかしこれはあくまで嘉智子立后がより重要視された結果であり、嵯峨天皇が内親王入内を拒んだわけではないことは、次の淳和天皇に、嵯峨天皇が自身の皇女を娶らせていることから分かる。

3 淳和朝

桓武天皇のキサキ二十七名、嵯峨天皇のキサキ二十九名に対し、淳和天皇のキサキは十二名と減少し、しかもその内二名が内親王である。(章末表2、並びに后妃一覽参照)

親王時代に入侍したと思われる桓武皇女高志内親王は、嵯峨朝に入ってからすぐの大同四年(八〇九)五月に没している。薨伝によると「三品高志内親王薨、遣使監護喪事^一、詔贈一品^一、内親王者、桓武天皇第二女、皇帝同母妹也、天皇尤所鍾愛^一、配淳和天皇^一、生三品恒世親王、氏子、有子、貞子内親王^一、薨時年廿一、」(『日本紀略』大同四年(八〇九)五月七日条)とあって、高志内親王が嵯峨天皇の同母妹であり、桓武天皇鍾愛の皇女であったことが知られる。淳和天皇即位の後には皇后を追

贈された（『日本紀略』弘仁十四年（八二三）六月六日条）。

高志内親王所生の恒世王（後に親王）は、弘仁十四年（八二三）淳和天皇踐祚に際し皇太子に立てられるが、これを固辞し、代わって嵯峨皇子正良親王「仁明」が立太子する（同四月十六日条）。その後も嵯峨太上天皇が詔して、「亡妹高志内親王者、下愚之同胞、先帝之愛女也、」とした上で恒世親王を皇太子とするが、やはり淳和天皇によって固辞されている（同五月廿八日条）。その立太子―辞退の過程は儒教的な謙遜の美德を表した儀礼的なものであるものの、立太子し得る存在であったことは生母高志内親王の出自に影響したものであろう。

しかしこの恒世親王は間もなく、淳和朝の天長三年（八二六）に二十二歳で薨じており、「天皇悲痛、久不視朝、」（『日本紀略』天長三年四月十日条）として死を惜しまれた。

このように高志内親王と恒世親王はいずれも早世であったが、同じく淳和天皇のキサキとなった嵯峨皇女正子内親王は長寿で、元慶三年（八七九）七十一歳での薨去である。

正子内親王は嵯峨天皇を父、皇后橘嘉智子を母とし、弘仁元年（八一〇）、正良親王の双子の同母姉（あるいは妹）として生まれた。入内の時期は明確ではないが、所生の恒貞親王が天長二年（八二五）の生まれで、出産時が十六歳であるから、おそらく淳和天皇の即位前後の十三、四歳の頃に父嵯峨天皇の意図のもと入内したのだろう。

高志内親王所生の恒世親王が薨じた翌年、正子内親王は天長四年（八二七）二月二十八日に立后する（『日本紀略』）。^{（嵯峨）}薨伝によると、「后美姿顔、貞婉有禮度、存母儀之徳、中表則之、」という人柄で、「太上天皇、^{（嵯峨）}太皇太后、^{（嘉智子）}甚鍾愛之、」したという（『日本三代実録』元慶三年（八七九）三月廿三日条）。

天長十年（八三三）二月二十八日、仁明天皇が踐祚すると、同三十日には正子内親王所生の恒貞親王

が立太子され（『続日本後紀』）、承和九年（八四二）承和の変により廃太子されるまでは、名実ともに時の人であったはずである。

これら入内した内親王はいずれも皇后腹の高貴な内親王であり、淳和後宮で厚く遇されていたのは、淳和天皇が皇后腹ではなく、平城・嵯峨天皇の異母弟であったことが理由として挙げられる。

桓武天皇は三人の女の内、尤も、高貴で、尤も鍾愛する平城・嵯峨天皇同母妹の高志内親王を、平城・嵯峨天皇とは生母の異なる夫人腹の淳和天皇に娶らせている。これは兄弟による皇位継承を意図した上で、一人正統性の劣る淳和天皇の血筋を高志内親王の血統を以て正統化しようとしたものであったと言えるだろう。同じく正子内親王も、仁明天皇と同母、皇后腹という尊貴性を担って淳和天皇に入内したのであり、その皇権を威儀付ける一助となったに違いない。

しかしこれら内親王の入内が、淳和天皇の皇権を権威付けるためだけのものではなかったことが、正子内親王の入内が嵯峨上皇の斡旋であったということ、そしてこの平安初期に見られる特異な皇位継承法から言える。

4 皇位継承法と内親王

平安初期の皇位継承における特色は、父子ではなく兄弟、あるいは伯父甥、従兄弟間で立太子即位を行っているところにある。

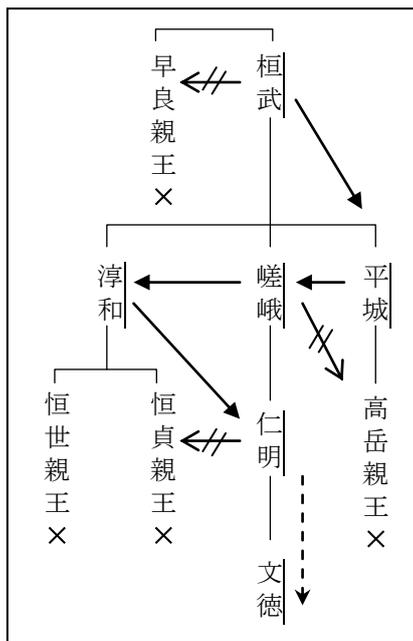
桓武天皇はじめ弟の早良親王を皇太子とし、次の平城天皇もまた弟の神野親王「嵯峨」を。嵯峨天皇もはじめは兄平城上皇の子である高岳親王を立太子し、廃太子後は弟の相伴親王「淳和」を。淳和天皇は嵯峨上皇の子である甥の正良親王「仁明」を、仁明天皇は淳和上皇の子である従弟の恒貞親王を立太子しているのである。（系図6）

早良親王、高岳親王、恒貞親王など廢太子が相次いだことも特徴的であるが、このように皇位の継承が複雑化したのは、薬子の変に伴う平城上皇との軋轢を経た嵯峨天皇が、讓位の一般化に伴って見出した新たな皇位継承法（オジ甥相承）故であると、瀧浪氏は述べている。即ち、讓位制に基づく皇位継承法を円滑に運用するために、しかるべき「次々代の継承者」（次代の天皇の皇太子）をも定める意図で、こうしたオジから甥への皇位継承法を行い、讓位による皇権の安定化を目指したのである。

従って、嵯峨上皇が女子内親王を弟淳和天皇に入内させたことは、族内婚を重視しなかった嵯峨天皇の方針と一見矛盾するように思えるが、この淳和系と嵯峨系の二系統が迭立する皇位継承法を構想していたとするならば、まさに両系統の紐帯を強固にするために意図されたものであったと言える。尤も内親王の入内はこの正子内親王を最後に途絶しているものであり、仁明天皇や恒貞親王に内親王が入内した様子は見られない。

淳和上皇の皇女が仁明天皇に配されなかった理由として、春名宏明氏は、嵯峨上皇は淳和天皇との融合に力を尽くしたが、淳和天皇があくまでそれを拒否したためであるとしているが、しかし嵯峨上皇、淳和天皇の関係如何に係なく、そもそも淳和天皇への内親王入内は単発的な紐帯のための入内であり、桓武朝に見られたような永続的な族内婚によるミウチ政策を意識したものではない。また嵯峨上皇の意図した新たな皇位継承法は、「嵯峨—嘉智子」の血統が最も正統な血筋であるという前提を孕んでいるのであり、正子内親王を介してこの血筋を取り入れた恒貞親王にも、勿論仁明天皇にも、

(系図 6)



もはや内親王を妃として正統性を強化せねばならない理由はなかったのである。

そして単発的であったからこそ、入内する内親王の尊貴性はより別格のものとなり、皇権を威儀付け得る効力を有したのではないだろうか。

このように、恒貞親王の正統性は母正子内親王を介して付与された。即ち、正子内親王は嵯峨系―淳和系両皇位系統を結ぶ仲介者となるために入内したのである。

第三節 内親王入内の役割とその意義

1 内親王入内の役割

以上のように、平安初期に見られた内親王の入内は、桓武天皇の族内婚によるミウチ強化の方針と、嵯峨上皇による新たな皇位継承法における二系統の仲介を理由として実現したことを述べてきた。特に後者に関しては、内親王なくして起り得なかった事例である。

では、嵯峨系―淳和系両系統の仲介として行われたこの入内において、内親王が担った役割とその意義とは何であったのだろうか。

そもそも飛鳥時代、内親王の入内が立后―国母へ直結していたことを第一章で述べた。皇女は入内することで正統な皇位継承者を生む役割と、天皇の政務を輔弼する役割を持つていたのである。この役割は奈良時代にかけて喪失したが、しかし皇統と皇統を結びつけ、皇子に皇権をもたらすことのできる尊貴な身分を有していた。

正子内親王の入内も、先帝の内親王が天皇に入内して皇太子を生むという形に関しては、こうした

旧例と一致する。

但し、飛鳥時代には讓位制が存在していなかったため、皇女が天皇に入内した時には既に皇女の父天皇や兄天皇が崩じているのが常であり、妃となる皇女を介して先帝と現帝を結びつける必要はなかった。皇女は、皇太子と現帝という父子を結びつける存在であったのである。(系図7)

しかし正子内親王の事例では讓位を前提としているため、内親王入内時には父嵯峨上皇や兄仁明天皇がまだ生きている。よって正子内親王の果たした役割は、こうした父や兄の外戚系統と、夫方に存在する皇太子の父系系統とを、先帝の皇女としての血筋(母系)によって繋ぐことであった。(系図8)

即ち、同じ繋ぐ役割であっても、正子内親王の入内は正統性の付与に留まらず、生存している上皇と天皇、上皇と外孫(外甥)となる皇太子とを上皇の血筋という立場から繋ぐという、新たな皇位継承法によって創出された、新たな役割であったと言える。

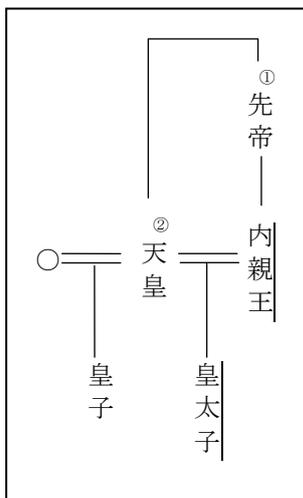
では、母内親王を介することで、所生の皇子が外戚となる母方の祖父上皇や伯父天皇と血縁的な紐帯を結び得たのか。内親王を介することで、嵯峨系—淳和系の両系統が、親密な関係と成り得たのか。

これは、高志内親王所生の恒世親王皇子正道王と、高志内親王の甥仁明天皇との関係から考察することができる。

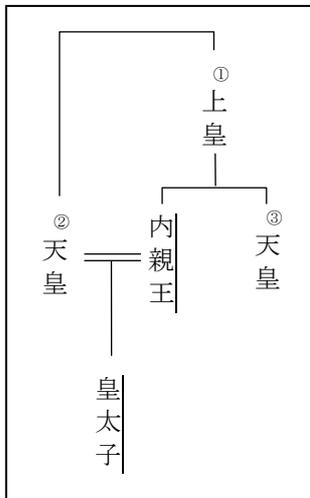
早い段階から大伴親王「淳和」に入侍していた高志内親王は、大同四年(八〇九)に薨去している。同じく恒世親王も天長三年(八二六)に薨去しており、この時所生の正道王はまだ五歳であった。

正道王は、「故中務卿三品恒世親王之子、而後太上天皇之孫也、後

(系図7)



(系図8)



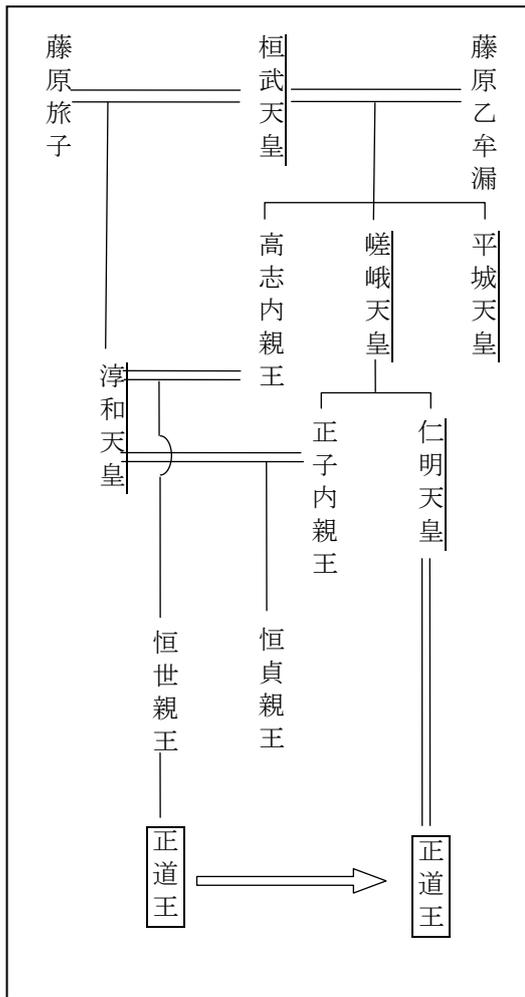
太上天皇殊鍾愛、令_二天皇為_レ子、毎陪_二殿上_一、_レ（『続日本後紀』承和四年（八三七）八月廿六日条）、_レ縁_二後太上天皇之付属_一、今帝亦鍾_二寵愛_一、_レ（同承和八年（八四一）六月十一日条）とあるように、祖父淳和上皇（後太上天皇）や祖母の甥仁明天皇（今帝）に鍾愛され、また仁明天皇（天皇）の子となり、いつも天皇の傍に陪侍していた。要するに、正道王は父系に当たる淳和天皇だけでなく、祖母高志内親王方の親族となる仁明天皇との間に、鍾愛されるだけの関わりと、養子になるだけの近親意識があったということである。（系図9）

これは、恒世親王家が母系家族との繋がりを保持していたことを明らかとしており、よって恒世親王の異母弟である恒貞親王もまた、嵯峨上皇、仁明天皇と濃い外戚関係があったはずである。

即ち、淳和皇子である恒貞親王は淳和天皇の皇統に属しているが、外祖父嵯峨上皇や外伯父仁明天皇との近親意識を持ち得、両系統に密接に関わる存在であった。そしてそれは、恒貞親王を両系統の融合した正統な皇位継承者とした母子内親王が、新たな讓位制において、上皇（天皇）と皇太子との関係を築くための媒介としての役割を担ったために実現したと言えよう。

内親王は、二系統が迭立する新たな皇位継承法において、皇統と皇統を繋ぎ、潤滑に皇位を継承するための紐帯

（系図9）



を築く媒介としての役割を果たしていたのである。

2 内親王入内の意義

では、以上述べてきたような内親王の「皇位の系統と系統を繋ぎ紐帯を図る」という役割が、どのような意義を持ったのか。その意義がどのように活用されたのか。

そもそもこの正子内親王の入内は、前の皇位と次の皇位を繋ぐ必要のない状況、即ち嵯峨上皇の企図した新たな皇位継承法（オジ甥相承）があつてはじめて意味を持つものである。しかし、承和九年（八四二）に起きた承和の変を期に恒貞親王は廢太子されており、オジ甥相承は瓦解しているのである。

承和の変とは、承和九年（八四二）の嵯峨上皇の崩御を期として起きた、恒貞親王廢太子と仁明皇子道康親王「文徳」立太子を目的とした政変である。

承和九年（八四二）七月十五日、オジ甥相承の提唱者である嵯峨上皇が崩御すると、その僅か二日後の十七日、阿保親王から嵯峨皇后橘嘉智子へ、伴健岑・橘逸勢等が恒貞親王を奉じて国家を傾けようと謀っているという密告がもたらされた（『続日本後紀』承和九年七月十七日条）。更にその旨を伝奏された藤原北家の良房が仁明天皇へと上奏し、恒貞親王の廢太子と（同七月廿四日条）、恒貞親王の外戚に当たる橘氏の永名、真直、清蔭等が左遷、並びに良房と対立関係にあつた式家の愛発等をはじめとする東宮関係者二十八名が処断された（同七月廿六日条）事件である。通説では承和の変は、藤原良房が伴氏等旧豪族の打倒を策謀して引き起こしたとされている。

一方で福井俊彦氏、神谷正昌氏は、恒貞派と仁明派官人の対立が発端であるとしている⁽³⁰⁾。両氏は淳和朝に蕃邸の旧臣（天皇の東宮時代からその傍に仕えていた者）⁽³¹⁾が多く登用され急速に昇

進しているのに対し、仁明朝の官人が良吏や嵯峨上皇の関係者に集中しているという官吏登用の傾向の違いを指摘した上で、承和の変は淳和派の恒貞親王が即位することで、恒貞派の蕃邸の旧臣勢力が拡大する可能性を危惧した仁明派官人が引き起こしたものだとする。

即ち、藤原吉野・近主等藤原式家勢力と北家楓麻呂流の貞守と、女を恒貞親王に入侍させている愛発とその子の亮直³²、南家の岑人・秋常³³といった淳和―恒貞派の官人と、嵯峨皇女源潔姫の降嫁を受けるほどの優遇をされていた藤原良房³³をはじめとする、北家の冬嗣や総継、それに南家三守等の嵯峨―仁明派官人とが対立した結果起こったとするのである。

実際に、承和の変を期に藤原氏は他氏排斥に成功し、また氏族内での抗争に決着をつけ、北家が台頭。外甥道康親王「文徳」の立太子という外戚政策にも成功したことで、藤原氏は勢力の一本化を果たしたのである。

この藤原北家勢力の台頭と外戚政策の成功が、ひいてはオジ甥相承の瓦解へと繋がった。

もしも嵯峨上皇が企図したままに淳和―仁明―恒貞―文徳と皇位が継承されていたならば、間もなく疎遠となった血縁を結びつけるために、再び内親王の入内が起こり得たであろう。しかし仁明―文徳朝以後、父子直系の皇位継承法が定着したことで、系統の違う上皇と天皇とを繋ぎ、傍流の皇権を威儀付けてバランスをとるような内親王の役割は必要とされなくなったのである。

しかも内親王はもとより、入内することで立后―国母と成り得る存在であった。奈良時代末の藤原氏の台頭期、文武天皇や聖武天皇がキサキとして内親王や女王を娶らなかつたように、内親王の入内は外戚政策を狙う臣下にとっては弊害となるのである。

従って、仁明朝以後内親王の入内が見られなくなったということは、即ち内親王の入内が藤原氏にとって脅威と成り得たことを意味する。

それは先の嵯峨系―淳和系の二系統が迭立する状態において、内親王を介することで皇権が譲渡されたためであり、即ち高志・正子内親王の入内は、共に皇権の所在において脅威と成り得るほどの重大な意義を持っていたと言えるのではないだろうか。

おわりに

以上、平安初期における内親王入内の役割と意義について考察してきたが、これによって、内親王の入内が一貫した理由のもとに行われたものではなく、また飛鳥時代以前に見られた内親王の入内とも意義が異なることが明らかとなった。

飛鳥時代までの内親王は、恒常的に天皇に入内し、立后、国母となるという役割を担ってきたが、奈良時代に至って藤原氏の外戚政策を期に入内を阻まれたことで、入内という役割を一時的に喪失する。更に藤原安宿媛の立后により、内親王（皇親女子）のみが皇后に立ち得るという原則をも失うこととなった。

しかし皇統を継げない女帝孝謙天皇（称徳）の即位により草壁皇統は断絶し、皇位の父子直系相承、並びに藤原氏の外戚政策も途絶することとなる。これによって、井上内親王を妃とする光仁天皇の即位が実現し、再び内親王は入内して「皇統を繋ぐ」という役割を担うこととなった。これを切っ掛けに、淳和皇后正子内親王に至るまで七名の内親王が入内する。

しかし井上内親王に見られた「皇統を繋ぐ」役割は、以後の内親王の入内には見られず、それぞれ、①先の聖武皇統の血を引き、かつ斎宮経験者という聖性を持った皇女による皇統の正統化のための入

内（酒人・朝原内親王）、②桓武天皇の意図したミウチ強化の政策と皇統安泰のための入内（大宅・高津・高志内親王）と、②嵯峨天皇の意図した新たな皇位継承法に伴う、皇位の系統と系統を繋ぐための入内（正子内親王）という理由に依った。

特に③に関しては、飛鳥時代以前に見られたような天皇と皇太子を繋ぐ「国母」となることに意義を持つ入内ではなく、上皇と天皇と皇太子とを繋ぎ、皇位継承し得る二系統の「紐帯の要」となることに意義を持っていた。即ち、平安初期における内親王は、皇権を譲渡する媒介であり、皇権の所在において重大な役割を担っていたのである。

しかしこうした役割も、嵯峨上皇の崩御と承和の変を経て喪失し、内親王の入内は再び途絶するのである。

注

- (1) 『令義解』（継嗣令「皇兄弟子條」）によると、「凡皇兄弟皇子、皆爲_二親王_一、女帝子亦同、以外並爲_二諸王_一、自_二親王_一五世雖_レ得_二王名_一、不_レ在_二皇親之限_一、」とあり、四世（皇玄孫）以内の皇族が「皇親」とされたことが知られる。これは後に五世王とその承嫡者も王に含む旨の改訂（『続日本紀』慶雲三年二月十六日条）により皇親枠が拡大されたが、延暦十七年桓武天皇によって再び令規に戻され、四世王以内が皇親となった（『日本後紀』延暦十七年閏五月廿三日条）。以下本論において用いる「皇親」はこ

の規定と改変に従う。

(2) 以下、本論では皇親に含まれる皇女(内親王)・女王を総称する際、これを「皇親女子」と記す。

(3) 栗原弘「皇親女子と臣下の婚姻史―藤原良房と潔姫の結婚の意義の理解のために―」(『名古屋文理大学紀要』二五、二〇〇二年) 以下同出典は注記せず。

(4) 『日本紀略』延暦十二年九月十日条、本論第二部第一章にて詳述

端的に述べると、それまで皇親としか結婚出来なかった女王の婚姻規定を大幅に緩和させた法令で、大臣・良家の子孫は三世女王以下を、藤原氏は特別に二世女王以下を娶ることが許された。但しこの婚制緩和の法令にあっても、内親王だけは臣下との結婚を許されぬままであった。

(5) 今江広道「八世紀における女王と臣下との婚姻に関する覚書」(『坂本太郎博士頌寿記念日本史学論集』上巻所収、吉川弘文館、一九八三年)

(6) 河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』(吉川弘文館、一九八六年) 以下同出典は注記せず。

(7) 石和田京子「古代皇女の役割とその意義―摂関期を中心として―」(『聖心女子大学大学院論集』二五、二〇〇三年)

(8) 河内氏は天智く文武朝の直系相承が伝統に則った六世紀以来の直系継承であったことを述べる一方で、しかしながら六世紀と違い直系継承を補完する役割が兄弟相承ではなく女帝によって果たされた点を指摘している。この時中継ぎとして女帝が用いられた理由として同氏は、孝徳天皇の死後、天智天皇が即位するまでの中継ぎとなった斉明朝に、傍系と雖も有力な皇位継承者であった孝徳男有間皇子が挙兵するという不祥事を起こしたことを教訓として、直系の安泰のために男帝の中継ぎを忌避したためであったことを述べる。(注(6)前掲書)

(9) 服藤早苗『平安王朝社会のジェンダー―家・王権・性愛』(校倉書房、二〇〇五年)

(10) 例えば聖武天皇は後の光仁天皇とほぼ同年代であり、前者は七〇一年所生、後者は七〇九年の所生である。光仁天皇には姉妹の存在が伝っていないものの、複数兄弟がいたことを鑑みれば姉妹も存在していたことは大いに考えられ、それだけでも二世女王が複数存在した事が言えよう。天武系であっても、天武皇子舎人親王の晩年の所生にあたる後の淳仁天皇が七三三年の所生であるから、聖武天皇に入内し得る姉などもあったであろう。河内氏も考慮しているように、入内する皇親女子を一世皇女に拘り、故意に親王の女を排除した可能性もあるが、しかしながら二世女王であれば入内し得る者が複数存在していたことは以上のように指摘できる。また氏は吉備内親王について、長屋王の妻となっていたから文武天皇の妻にはなれない事情があったものとして入内の可能性から除外しているが、早くから文武天皇に入内し得る皇女を欠くと分かっていて長屋王に嫁すという判断をしたこと自体に、もはや文武天皇に皇女を入内させる意図がなかったことを思わせる。無論同じく氏が指摘するように吉備内親王の生母が不明確であるために、文武天皇の同母妹であったために入内出来なかった可能性もあるのだが、いずれにしても文武天皇に是が非でも皇親女子を娶らせることで直系を守ろうとする意図が微塵も感じさせられない点には着目すべきである。

(11) 横田健一「安積親王の死とその前後」(『南都仏教』六、一九五九年)、井上薫「長屋王の変と光明立后」(『日本古代の政治と宗教』所収、吉川弘文館、一九六一年)、岸俊男『日本古代政治史研究』(塙書房、一九六六年)、長山泰孝「古代貴族の終焉」(『続日本紀研究』二四一、一九八一年) など

(12) 不改常典(改むまじき常の典)は『続日本紀』慶雲四年の元明天皇即位の宣命に初見し、以後元正天皇から聖武天皇へ、聖武天皇から孝謙天皇への譲位の詔にも用いられ、以後江戸時代に至るまで、ほぼ慣例的に即位詔中に用いられた語である。その具体的な内容は伝わっておらず、現在は皇位継承法説として直系皇位継承法説(岩橋小弥太氏、北山茂夫氏、直木孝次郎氏など)や嫡系皇位継承法説(井上光貞

氏)、讓位繼承法説(倉住靖彦氏)、皇太子制説(森田悌氏)などが提示され、内容認識には差異がある。

本論ではこの内およそ定説となっている皇位繼承法説を支持し、不改常典が皇位を父子により直系相承することを定めたものであったと捉えた。(岩橋小弥太「天智天皇の立て給ひし常の典」(『日本学士院紀要』九(二)、一九五一年)、直木孝次郎「天智天皇と皇位繼承法」(『人文研究』六(九)、一九五五年)、北山茂夫「壬申の乱の論点」(『日本古代政治史の研究』所収、岩波書店、一九五九年)、井上光貞「古代の皇太子」(『日本古代国家の研究』所収、岩波書店、一九六五年)、森田悌「不改常典について」(笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻所収、吉川弘文館、一九九三年)ほか)

- (13) 酒人内親王は『本朝皇胤紹運録』において桓武天皇と同母、即ち高野新笠の所生であるとされているものの、同母兄妹の結婚は日本でも固く禁じられており、後に桓武天皇の妃となった酒人内親王が桓武天皇と同母である可能性は低い。また一文字昭子氏は光仁天皇即位に際する皇子女の叙位において、酒人内親王が抜きんでて三品を授けられていること、『日本後紀』逸文に「母贈吉野皇后」と記されていること、『続日本紀』に桓武天皇の母である高野新笠の子として名前が出ていないことの三つを理由に、酒人内親王の生母は井上内親王とするのが妥当であるとしている。従って本論でも酒人内親王は井上内親王の所生と見做した。(一文字昭子「酒人内親王」(後藤祥子編『王朝文学と齋宮・齋院』所収、竹林舎、二〇〇九年)

- (14) これは『本朝皇胤紹運録』綏子内親王の項より、光孝皇女にして宇多天皇同母妹である綏子内親王が陽成上皇に入侍した例であるが、『一代要記』には同母姉簡子内親王の項に「配_二陽成院_一、号_二釣殿宮_一、」と割書きする。しかし品位、「釣殿宮」の号などから、本論では陽成上皇の妃となったのは綏子内親王の方であると見做し、これを採用した。

- (15) 冷泉天皇に入内した昌子内親王は藤原氏を外戚に持つ父朱雀天皇を早くに亡くし、同じく早くに父を亡

くした母熙子女王同様、藤原氏に養育されていた皇女である。円融天皇に入内した尊子内親王は冷泉天皇を父、藤原懐子を母としており、同じく藤原氏の後見を受けていた。また後朱雀天皇に入内した禎子内親王は、後に後三条天皇となる皇子を産み、院政期への橋掛りとなったとされているが、しかしやはり母は藤原妍子であり、入内当初は藤原頼通の後見を受けていたことが知られている。次いで後冷泉天皇に入内した章子内親王、後三条天皇へ入内した馨子内親王はいずれも藤原威子を母とし、堀河天皇に入内した篤子内親王も藤原茂子を母としている。加えて後三条天皇を除く以上の天皇はいずれも藤原氏を生母としており、藤原氏と密接な関係にあったことが言え、即ち純粋な「皇親」としての入内ではなく、半ば藤原氏と同族化した内親王の、藤原氏を後見とした入内であったことが指摘できる。

(16) 瀧浪貞子『日本古代宮廷社会の研究』（思文閣出版、一九九一年）

(17) 一文字昭子「酒人内親王」（後藤祥子編『王朝文学と齋宮・齋院』所収、竹林舎、二〇〇九年）

(18) なお瀧浪貞子氏は、そもそも井上内親王の生母県犬養広刀自が聖武天皇に入内し得た点についても、藤原氏が企図したことであったとし、藤原安宿媛が「皇太子を生むためのキサキ」として入内したのに対し、広刀自には「齋王を生むためのキサキ」としての役割が存在したことを述べる。その根拠として、広刀自の出身氏族である県犬養氏というのが、伊勢の旧族の流れを汲んでおり、伊勢と関係の深い氏族であったこと、並びに藤原氏待望の外戚である聖武天皇の後見を強固とするため、聖武天皇が未だ皇太子であった元正朝にも関わらず、井上内親王が皇太子の齋宮として違例の卜定をされている点（『続日本紀』養老五年九月十一日条）などを挙げている。更にこれは聖武天皇即位を齋宮を以て正統化するばかりでなく、安宿媛を通じて太政官を、広刀自を通じて神祇官を掌握しようとしたものであったことも述べている（瀧浪貞子「伊勢齋王制の創始」（後藤祥子編『王朝文学と齋宮・齋院』所収、竹林舎、二〇〇九年））。

この論に則るならば、次いで酒人内親王、朝原内親王が齋宮に卜定され、母同様皇太子に入侍したのも、未だ藤原氏による「皇犬養系内親王による神祇官の掌握」が継続して思考されていたことも考えられ、少なくとも「内親王の入内」というものの、そこには聖武系皇統を取り込みたい天皇側の意図と共に、藤原氏の意図というものも同時に存在していた可能性も高かろう。

(19) 野村忠夫氏は、桓武朝後半の藤原氏の勢力衰退は、参議に起用すべき一定の年齢と還暦に達した藤原氏子息の不足が原因であるとし（「桓武朝後半二の一・二の問題」—延暦十四年十月八日格を中心に—）（『古代学』一〇、一九六二年）、佐藤宗諱氏もまた藤原氏勢力衰退の原因を、七四〇〜五〇年代の出生者の少なさゆえであるとしている（「藤原胤継暗殺事件以後—桓武朝における官人構成の基礎的考察」—『滋賀大学教育学部紀要』一九、一九六九年）。従って入内し得る女、それを後見できるだけの人材が不足していたことになる。この人的資源の不足が、桓武天皇の専制王権の確立を許した一因であることは間違いないだろう。

(20) 高田淳「桓武朝後半期の親王任官について」（『國史學』一一一、一九八三年）、宮永廣美「桓武天皇と外戚—渡来系氏族優遇説の再検討—」（『続日本紀研究』三五二、二〇〇四年）

(21) 水上川継は天武皇孫塩焼王の子で、聖武皇女不破内親王を母としていた。延暦元年閏正月、クーデター未遂によって捕えられ、母共々配流となったが、同二十四年、許されて帰京した。（『続日本紀』延暦元年閏正月一日〜十九日条）

(22) 『日本紀略』延暦十二年九月十日条

詔曰、云々、見任大臣良家子孫、許_レ娶_ニ三世已下_一、但藤原氏者、累代相承、撰_レ政不_レ絶、以_レ此論_レ之、不_レ可_ニ同等_一、殊可_レ聽_レ娶_ニ二世已下_一者、云々、（本論第二部第一章にて詳述）

(23) 『日本三代実録』貞観十年正月十一日条

親王清爽変易、清狂不_レ慧、心不_レ能_レ審_三特質之地_一、

(24) 中林隆之「嵯峨王権論―婚姻政策と橘嘉智子の立后を手がかりに―」(『市大日本史』一〇、二〇〇七年)

(25) 嘉智子の立后が嵯峨天皇即位から六年もたった弘仁六年七月であったことにも注目できる。その前月に高津内親王所生の嵯峨第一皇女業子内親王が薨じていることから、業子内親王は弟業良親王の精神的不安を払拭するだけの存在だったのではないか。故に高津内親王の廃妃も、ともすれば業子内親王の死後、嘉智子立后と多治比高子立妃までの期間に起こったものかもしれない。少なくとも高津内親王は業子内親王生存中、相応の存在感を持っていたのではないだろうか。

(26) 葉子の変は、弘仁元年平城上皇が寵愛する藤原葉子やその兄仲成と共に平城京還都と復権を目論んだ事件であり、これによって嵯峨天皇は、上皇が天皇の皇権を犯さぬよう、上皇の居所を大内裏外に置くない、譲位制に関する政策の構想を持った。

(27) 瀧浪貞子「女御・中宮・女院―後宮の再編成―」(『論集平安文学』三、一九九五年)

(28) 春名宏明「平安時代の后位」(『東京大学日本史学研究室紀要』四、二〇〇〇年)

(29) 仁明天皇と正子内親王は双生児と思われるため、仁明天皇が兄であったか弟であったかは不明である。但し便宜上本論では兄と記した。

(30) 福井俊彦「承和の変についての一考察」(『日本歴史』二六〇、一九七〇年)、神谷正昌「承和の変と応天門の変―平安初期の王権形成―」(『史学雑誌』一一一(一一)、二〇〇二年)

(31) 「蕃邸の旧臣」の語は『公卿補任』(弘仁十四年、藤原三守項)の「(前略)十一廿正三位、廿二日重上表辭職不許、今年四月後太上皇(嵯峨)擇重巖嶺之上、凝慮姑射之浪、乃錙銖万乘、閑居一院、納言以蕃邸之舊臣、又貪煙霞之幽賞、固辭武官、解劔殿上、(後略)」に依る。

(32) 『続日本後紀』承和九年七月廿六日条には(春宮)大進・藤原高直とあるが、高直という人物は『尊卑

文脈』にも見られず、出生が不明である。そこで、「高」と「亮」が間違えやすい字であること、駿河守という経歴の重複等から、高直は愛発の子である亮直の誤りではないかとする福井氏の指摘に則る。

(33) 栗原氏注(3) 前掲論文に詳しい。なお潔姫は賜姓し臣下となっているため「降嫁」という語は不適切であるが、便宜上本論では「降嫁」と記した。

(表2) 入内者数内わけ

天皇(親王)	皇女	二世女王	他女王	藤原氏	源氏	他氏族	不明	総数	備考
天武天皇	4			2		3		9	
文武天皇				1		1		2	
聖武天皇				3		2		5	
淳仁天皇						1	1	2	
光仁天皇	1	1		2		4		8	
桓武天皇	1			10		16		27	
平城天皇	3			3		4		10	皇女1は讓位後
嵯峨天皇	1		1	1		26		29	
淳和天皇	2		1	1		7	1	12	
仁明天皇			1	6		6	1	14	
文徳天皇			1	7		8		16	
清和天皇			5	9	5	7		26	
陽成天皇	1	1		1		3		6	皇女は讓位後
光孝天皇		1	3	3		6		13	
宇多天皇			2	6	2	3		13	
醍醐天皇	1		1	8	7		1	18	源氏中一世1
(保明親王)				3	1			4	
朱雀天皇		1		1				2	
村上天皇		2		8	1			11	
冷泉天皇	1			3				4	
円融天皇	1			4			1	6	
花山天皇		1		4		2		7	他氏族・平氏
一条天皇				6				6	
三条天皇				5				5	
後一条天皇				1				1	
(敦明親王)				3	1		1	5	
後朱雀天皇	1	1		3				5	女王は藤原氏養女
後冷泉天皇	1			2		1		4	
後三条天皇	1			3	1	1		6	他氏族・平氏
白河天皇				7	4	2	2	15	他氏族・賀茂氏
堀河天皇	1			3	1		1	6	
<計>	20	8	15	119	23	103	9	297	

※女王の内、何世か不明の者は「他女王」に含んだ

皇妃一覽

天皇 (皇子)	名前	位	父	母	所生の皇子女	備考	享年
天智天皇	蘇我倉山田 遠智娘	嬪	蘇我倉山田 石川麻呂		持統天皇・建弼皇子・大田皇女		
	蘇我倉山田 姪娘	嬪	蘇我倉山田 石川麻呂		元明天皇・御名部皇女		
	宅子娘				大友皇子		
	伊良都賣				施基皇子		
	阿倍橘娘	嬪	阿倍倉橋麿		飛香皇子・新田部皇女		
	蘇我常陸娘	嬪	蘇我赤兄		山辺皇女		
	忍海造色夫 古娘	宮人	忍海造小龍		川島皇子・大江皇女・泉皇女		
	栗隈首黒姫	宮人	栗隈首徳万		水主皇女		
天武天皇	持統天皇		天智天皇	蘇我倉山田 遠智娘	草壁皇子		
	大田皇女	妃	天智天皇	蘇我倉山田 姪娘	大来皇女・大津皇子		
	新田部皇女		天智天皇	阿倍橘娘	舍人親王		
	藤原氷上媛	夫人	藤原鎌足		但馬皇女		
	大江皇女		天智天皇	忍海造色夫 古娘	弓削皇子・長親王		
	藤原五百重 媛		藤原鎌足		新田部親王		
	蘇我大蕤媛	夫人	蘇我赤兄		穗積親王・多紀皇女・田形皇女		
	尼子媛		胸形君徳善		高市皇子		
穴人臣椒媛	宮人	穴人臣大麿		刑部皇子・磯城皇子・詫基皇女			
文武天皇	藤原宮子	夫人	藤原不比等		聖武天皇		
	石川刀自娘	嬪			広成皇子・広世皇子		
	紀竈門娘	嬪					
聖武天皇	藤原安宿媛	皇后	藤原不比等	県犬養三千 代	基王・孝謙(称徳)天皇		
	県犬養広刀 自	夫人	県犬養唐		安積親王・不破内親王・井上内親王		
	藤原某媛	夫人	藤原武知麻 呂	竹野女王(?)			
	藤原某媛	夫人	藤原房前	牟漏女王			
	橘古那可智	夫人	橘佐為				
淳仁天皇	粟田緒姉						
	某女				安倍内親王		
施基皇子	紀椽媛		紀諸人		光仁天皇		
光仁天皇	井上内親王	皇后	聖武天皇	県犬養広刀 自	他戸親王・酒人内親王	廢后	
	高野新笠	夫人	高野乙繼		桓武天皇・早良親王・能登内親王		
	藤原曹子	夫人	藤原永手	藤原良繼女 か			
	紀宮子	夫人	紀稻手				
	藤原産子		藤原百川か				69
	尾張女王		湯原親王		蔭田親王		
	県主島姫		県主毛人		弥努磨内親王		
県犬養男耳				広根諸勝			
桓武天皇	藤原乙牟漏	皇后	藤原良繼	阿倍古美奈	平城天皇・嵯峨天皇・高志内親王	贈皇太后	31
	酒人内親王	妃	光仁天皇	井上内親王	朝原内親王		76
	藤原旅子	夫人	藤原百川か	藤原緒姉	淳和天皇	贈妃、贈皇太后	
	藤原吉子	夫人	藤原是公	橘麻通我か	伊予親王		
	多治比真宗	夫人	多治比長野		葛原親王・佐味親王・賀陽親王・大野 親王・因幡内親王・安濃内親王		55
	藤原小屎	夫人	藤原鷲取	藤原人数	万多親王		
	紀乙魚	女御					
百濟王教法	女御	百濟王俊哲					

	橘常子	女御	橘島田麻呂		大宅内親王		30
	藤原仲子	女御	藤原家依				
	橘御井子	女御	橘入居		賀染内親王・菅原内親王		
	橘田村子	女御	橘入居		池上内親王	後に藤原良繩室	
	藤原正子	女御	藤原清成			種継の姉妹	
	坂上春子		坂上田村麻呂		葛井親王・春日内親王		
	坂上全子		坂上苅田麻呂		高津内親王	春子の叔母	
	紀若子		紀船守		明日香内親王		
	藤原上子		藤原小豆麻呂		滋野内親王		
	藤原河子		藤原大繼		仲野親王・安勅内親王・大井内親王・紀伊内親王・善原内親王		
	百済王教仁		百済王武鏡		大田親王		
	河上好		錦部連春人		坂本親王		
	藤原東子		藤原種繼		甘南備内親王		
	藤原平子		藤原乙叡		伊都(豆)内親王	生母南子は誤り	
	中臣豊子		中臣大魚		伊勢内親王		
	百済王貞香		百済王教徳		駿河内親王		
	田治比豊繼	女孺			長岡岡成		
	百済永繼	女孺	飛鳥部奈止麻呂		良岑安世	初め内麻呂妾	
	因幡国造淨成女	采女	因幡国造清成				
平城天皇	藤原帯子	東宮妃	藤原百川			皇后追贈	
	藤原某女	東宮妃	藤原繩主	藤原薬子			
	朝原内親王	妃	桓武天皇	酒人内親王		後に妃を辞す	39
	大宅内親王	妃	桓武天皇	橘常子		後に妃を辞す	
	藤原薬子	尚侍	藤原種繼			初め繩主の妻	
	伊勢繼子	宮人	伊勢老人		高岳・巨勢親王・上毛野内親王・石上内親王・大原内親王		41
	葛井藤子(番永藤姫)		葛井道依		阿保親王	父は桑田良藤繼道とも	
	紀魚員		紀木津魚		叡努内親王		
紀某女		紀兼貞					
嵯峨天皇	橘嘉智子	皇后	橘清友	田口某女	仁明天皇・正子内親王・秀良親王・秀子内親王・俊子内親王・繁子内親王・芳子内親王		65
	高津内親王	妃	桓武天皇	坂上全子	業良親王・業子内親王	後に廃妃	
	多治比高子	妃	多治比氏守				39
	藤原緒夏	夫人	藤原内麻呂				
	大原清子	女御	大原家繼		仁子内親王		
	百済王貴命	女御	百済王俊哲		基良親王・忠良親王・基子内親王		
	高階河子		高階淨階		宗子内親王		
	交野女王	宮人	山口王		有智子内親王		
	文屋文子		文屋久我麻呂		純子内親王・斉子内親王		
	秋篠京子	更衣	秋篠安人		源清		
	山田近子	更衣			源啓・源蜜姫		
	飯高宅刀自	更衣			源常・源明		
	百済王慶命	尚侍	百済王教俊		源定・源鎮・源善姫		
	笠繼子				源生		
	大原全子				源融・源勤・源盈姫		
	橘春子						
	菅原閑子	掌侍					
	大中臣岑子					後に藤有統妻	
	布勢武蔵子				源貞姫・源端姫		
広井某女		広井弟名		源信			

	安倍某女		安倍楊津		源寛		
	田中某女				源澄		
	粟田某女				源安		
	惟良某女				源勝		
	長岡某女		長岡岡成		源賢	父は桓武皇子	
	当麻某女	女孀	当麻治田麻呂		源潔姫・源全姫		
	紀某女				源更姫		
	内蔵影子				源神姫・源容姫・源吾姫		
	甘奈備某女				源声姫		
淳和天皇	高志内親王	東宮妃	桓武天皇	藤原乙牟漏	常世親王・氏子内親王・有子内親王・貞子内親王	贈皇后	31
	正子内親王	皇后	嵯峨天皇	橘嘉智子	恒貞親王・恒統親王・基貞親王		71
	橘氏子	女御	橘永名				
	永原原姫	女御					
	緒繼女王	尚蔵					61
	藤原潔子	更衣	藤原長岡				
	大中臣安子		大中臣淵魚		良貞親王		
	大野鷹子		大野真雄		寛子内親王		
	橘船子		橘浄野		崇子内親王	嘉智子従姉妹	
	多治池子		多治門成		同子内親王		
	清原春子		清原夏野	葛井庭子か	明子内親王		
某女				統忠子			
仁明天皇	藤原順子	女御	藤原冬嗣	藤原美都子	文徳天皇	太皇太后	64
	藤原沢子	女御	藤原総継	藤原数子	宗康親王・光孝天皇・人康親王・新子内親王	後に贈皇太后	
	滋野縄子	女御	滋野貞主		本康親王・時子内親王・柔子内親王		
	藤原貞子	女御	藤原三守		成康親王・親子内親王・平子内親王		
	藤原息子	女御					
	紀種子	更衣	紀名虎		常康親王・真子内親王		
	藤原賀登子	更衣か	藤原福当麻呂		国康親王		
	小野吉子	更衣か	小野瀧雄				
	三国某女	更衣			貞朝臣登		
	藤原小童子		藤原道長		重子内親王		
	高宗女王		岡屋王		久子内親王	父は三世王	
	百済王永慶	女孀			高子内親王	慶命の妹	
	山口某女				源覚		
某女				源効・源冷・源多・源光	同母か否か不明		

第二章 賀茂齋院制の確立

はじめに

このようにして承和九年(八四二)の承和の変により変則的な皇位継承法(オジ甥相承⁽¹⁾)が瓦解すると、仁明天皇から、藤原氏外甥文徳天皇、同外孫清和天皇、同外甥陽成天皇へと父子直系相承が定着する。同じくこれによって、入内することと臣下の女が到達し得ない妃となり、また優先的に皇后と成り得る内親王の入内をも阻まれることとなった。オジ甥相承という複雑な皇位継承法にあって、入内することにより嵯峨系皇統と淳和系皇統とを結び、皇権の譲渡の媒介として重要な役割を担っていた内親王は、オジ甥相承の瓦解と共に入内という役割を失うどころか、拒まれすらしたのである。

では入内という役割を失った内親王が、何の意義も担わない存在となったかという点、そんなことはない。ここで注目されるのが、入内という役割を喪失する過程に前後して即位儀礼化した賀茂齋院制である。

賀茂齋院とは、『延喜式』(神祇・齋院司式)に「凡天皇即位、定賀茂大神齋王、仍簡内親王未嫁者トレ之」とあるように、天皇即位と同時に卜定され、賀茂大神に仕えた未婚の内親王のことである。伊勢神宮にも同じく齋宮が奉仕しているが、賀茂齋院は伊勢齋宮より遅れて平安初期、嵯峨朝(八〇九〜八二三)の頃に始まり、齋宮同様に即位儀礼の一環(以下、これを即位儀礼化と表記する)となったのは、まさに内親王入内途絶した仁明朝(八三三〜八五〇)に至ってからのことである。即ち、この賀茂齋院制の成立過程を解き明かすことは、ひいては内親王の存在形態の変化と仁明朝以後の内親王の役割を明らかとする上でも非常に価値のあるものだと思われる。

しかしこうした齋院制に関する研究は、平安中期以降の齋院となった内親王による作詩や和歌会といった国文学的研究が大半を占めており、史学領域における研究は殆どなされていないのが現状である。但し少ないながらもその創始に関しては、亀井日出男、彦由三枝子両氏の非常に優れた論考が存⁽²⁾在し、いずれも賀茂社と帰化系氏族との関係性に着目して齋院制の創始と本質についての検討をされている。そのため本章においても両氏の見解を適宜参照、引用させていただいた。

これら先行研究における見解を踏まえた上で、本章では齋院の創始の中でも、嵯峨く仁明朝(八〇九く八五〇)に整えられたであろう「制度的な確立」の背景とその意義を考察し、齋院制が内親王に与えた影響について明らかとする。

なお主題に入る前に、第一節として、何故齋院が賀茂社に置かれたのかという起源と経緯、並びに齋院が置かれた原因と、制度化の時期に関する考察を加えたいと思う。

第一節 賀茂社と賀茂齋院制

1 賀茂社と朝廷

賀茂社とは現在の京都市北区並びに左京区に鎮座する賀茂別雷神社(上社)と賀茂御祖神社(下社)の総称である。上下社に分立したのは八世紀後半のことだが、分立以後も朝廷からは上下二社が一体として扱われてきた。

その縁起は『秦氏本系帳』等に見られ、賀茂上下社壇が賀茂地方に先住する賀茂氏と帰化系侵寇氏族である秦氏との合体祭祀により形成されたことは、既に指摘されているところである。今日では葵

祭と呼ばれる賀茂祭の起源も、同史料によると欽明朝(五三九〜五七一)頃にあるようで、即ちそれは秦氏が天皇に近侍し、多大な政治経済的役割を担った時代と一致する。このように賀茂社は秦氏等帰化系氏族と非常に関係の深い神社だったのである。

この賀茂社と朝廷との関わりを八世紀頃から追ってみると、まず『続日本紀』に「禁_二山背国賀茂社祭日會_レ衆騎射_一」(文武二年(六九八)三月廿一日条)、「禁_レ祭_二賀茂神_一日、徒衆會集、執_レ仗騎射_上、唯當國之人不_レ在_二禁限_一」(大宝二年(七〇二)四月三日条)とあり、賀茂祭に山城国以外の衆徒までもが会集し、兵仗を取って騎馬して弓を射るといふ、一国の枠をも超えた大規模な軍事的性格を有した祭事を行っていたこと、並びに朝廷がそれを度々禁じるほどに意識、警戒していたことが分かる。同じく和銅四年(七一)四月廿日条では、禁令が効果を為さなかったのか、「詔、賀茂神祭日、自_レ今以後、國司毎年親臨檢察焉、」として国司に祭を檢察させるに至っている。

しかしこの関係は天平の頃から変化しはじめ、天平十年(七三八)四月二十二日には「勅、此年以來、祭_二賀茂神_一之日、會_二集人馬_一、悉皆禁斷、自_レ今以後、任_レ意聽_レ祭、但祭礼之庭勿_レ令_二鬪亂_一」(『類聚三代格』)として祭が公認されており、また天平十七年(七四五)には聖武天皇の不予に際し、その回復を祈願して「奉_レ幣祈_二賀茂松尾等神社_一」(『続日本紀』九月十九日条)と、病氣平癒祈願の奉幣対象にもなった。

更に、山城国へ遷都を行った桓武朝(七八一〜八〇六)には賀茂社関係記事も増加しており、対応にも一層の変化が見られる。

桓武天皇は、まず天応元年(七八一)四月十五日に即位すると、五日後に「令_二賀茂神社二社禰宜祝等_一始把笏_上」(『続日本紀』四月廿日条)として賀茂社の禰宜・祝等に把笏を許している。把笏とは所謂官吏に対する特典であり、熊谷保孝氏は、禰宜・祝に対する把笏の例としてはこの賀茂社の例

が最も早いことを指摘している。⁽⁴⁾ 即ち、桓武天皇は即位直後から既に山城国遷都を視野に入れており、その上で賀茂社に注目、禰宜・祝等の官吏化を図っているのである。

そして延暦三年(七八四)六月十日、長岡京の造営を開始すると、間もなく紀船守を賀茂大神社に遣わし長岡京遷都を報告(『続日本紀』同年六月十三日条)。同年十一月十一日に遷都すると、同じく紀船守を遣わし賀茂上下二社に従二位、大中臣諸魚を遣わし松尾乙訓二神に従五位下を授けた(同十一月廿日条)。平安初期における神階奉叙は非常に稀なことであり、宇佐八幡の一品、比売神の二品という異例を除くと、鹿島・住吉両社の正三位、氣比・氣多両社の従三位が最高位であった。⁽⁵⁾ それを鑑みると、賀茂社への従二位奉叙は破格の待遇である。

次に桓武天皇は平安京への遷都を定めると、壹志濃王を遣わし賀茂大神に遷都の由を報告し(『日本紀略』延暦十二年(七九三)二月二日条)、翌年十月二十八日に遷都を行うと、やはり賀茂、松尾神に神階を加えている(同延暦十三年(七九四)十月廿八日条)。⁽⁶⁾

以上のように、桓武朝には山城国遷都に際して、特に賀茂社・賀茂神・禰宜等への諸々の対応を行っており、賀茂社が山城国における最も重要な社の一つとして認識されていたことが分かる。

なお『日本後紀』延暦二十四年(八〇五)四月十日条には賀茂社に使を遣わし幣帛を奉っている記事も見られる。⁽⁷⁾ 詳細は不明であるものの、四月十日は「中西日」であり、後の儀式書に見るところの賀茂祭の勅使奉幣の儀が行われるべき日である。即ち、桓武朝には賀茂祭における勅使奉幣記事の初見もまた見られるのである。

このように、朝廷、特に桓武天皇が賀茂社を意識、優遇した理由としては、「山背という湿潤な盆地での帝都造営には、秦氏や百済王氏等の帰化系豪族の財力・水利土木技術・労働力の徴発に頼る力が大きく、彼等の意向を体制的に編成して獲得するために、彼等の奉祭する賀茂上下社壇に天皇が奉

幣し、該社員の翼賛を得るのが目的であった」とする彦由氏の説の通りであろう。要するに、桓武天皇は賀茂社を官社として包括することで、賀茂社に奉祭する山城土豪の帰化系氏族をも包括し、その技術・労働力等を以て新都並びに治世の地盤強化を企図したのである。

以上、賀茂社が帰化系氏族と関係深く、故に朝廷の関心を引いていたこと、特に桓武朝以後の山城国遷都を期としてより重視されるに至ったことが理解されたかと思う。ではそのような賀茂社に対し、何故齋院が置かれたのであろうか。

2 齋院・齋院司の設置と制度的確立

初代賀茂齋院は『賀茂齋院記』によると嵯峨天皇の皇女有智子内親王である。⁽⁸⁾ その創始は、冒頭に「嵯峨天皇與平城天皇^二、昆弟之情不睦、故為祈願^一特設齋院^二、使皇女有智^一侍焉、^三とあり、嵯峨天皇と平城天皇との兄弟間に睦まじからざるもの、即ち不和が生じて、その祈願として特に齋院を設け、皇女有智（有智子内親王）を侍らせたことに始まるとする。

同じく十世紀前半に編纂された儀式書である『本朝月令』⁽⁹⁾においても、平城天皇と嵯峨天皇との間に「有隙不穆、^一ということがあつて、嵯峨天皇が祈禱し、感が有つたために齋院が置かれたとする説が挙げられている。

更に中世に編纂された『賀茂皇太神宮記』ではその様子が詳細に記されており、まず、

其頃先帝内侍のかみを御てうあいましまして、なにごととも此人の申さるゝにぞうちまかせ給ける。これハ宰相たねつぐのむすめなり。（中略）先帝くらゐにつかせ給ハバ、われハ后にぞなるべしと、いさみをなし、せうとの兵衛のかみ藤原仲成といふ人を大將として、畿内の兵をめしあつめ、

いくさをととのへられけるほどに……

と、大同五年（弘仁元年、八一〇）に起こった薬子の変についてを述べる。先にあげた『賀茂齋院記』の「昆弟之情不睦」というのも、この薬子の変であることは間違いない。

『賀茂皇太神宮記』はそれに続き、神武天皇の御宇において皇軍が八咫鳥の神力を以て勝利した例を挙げ、以下のように述べる。

かゝるためしおぼし召いださせ給て、賀茂皇太神へ勅使をたてられし御事也。御祈、ねがはくは、官軍に神力をそへられ、天下ぶゐに歸せしめ給へ。しからば皇女を奉りて御宮づかへ申さすべしとぞ、勅願ふかく仰せられける。（中略・薬子の変について）、かくて世の中静かりしかば、御門御宿願はたし給はんために、有智内親王と申す姫宮を齋王になし給ひて、弘仁元年四月に賀茂皇太神へ参らせ給ふ。

要約すると、薬子の変に際する戦勝祈願に際し、勝利すれば皇女を賀茂社に仕えさせることを告げたところ、勝利したため、盟約通り有智子内親王を賀茂神の元に参らせた、とするのである。

薬子の変は弘仁元年「九月」であるため、宿願を果たしたので「四月」に有智子内親王を賀茂皇太神へ参らせた、というのは時期的に誤りがあるものの、以上の史料から有智子内親王が齋院となった原因が薬子の変にあったことは確かであろう。

即ち、平城上皇の平城京遷都とそれに従った諸臣・諸兵等への対抗手段として、嵯峨天皇は賀茂社に戦勝祈願をし、その神力を得た。言い換えれば、賀茂社を奉祭する山城国帰化系氏族が持つ軍事力を味方につけ、大和勢力に対抗しようとしたのである。桓武天皇の山城国遷都の事例と同様、彼等を

包括すべく、嵯峨天皇は賀茂社に特に齋院を置き、賀茂社を国の社とすることを誓約し、連繋を取ったのである。

これを亀井氏の言葉を借りて端的に表現すると、即ち「天皇の女有智子を山背勢力のシンボルである賀茂神に奉獻することにより、彼等の強力なる軍事・経済力を自らの体制に編成し、嵯峨施政を完全なる形で翼賛する方向へ移行させることを目的としたもの」であり、「この嵯峨・平城両者の抗争が直接的原因となり成立した賀茂齋院の本質は、山背国に於ける帰化人を中心とした在地豪族に対する施政として、権力にとり施政上最大の問題たる財政源の保障と軍事力の確保という意味を有するもの」であったということである。

以上のように賀茂齋院設置の起源は明らかとなったが、しかし『賀茂皇太神宮記』が言うように「此れいをもて代々のみかどの御代はじめにハ、皇女を賀茂の齋にそなへらる、」ということにはならなかったことは、有智子内親王の退下の記事が次代淳和朝の天長八年(八三一)にしか見られないことからも言える。

有智子内親王は嵯峨天皇讓位の際には齋院を退下しておらず、淳和朝の末に老齡を理由として退下するまで齋院であり続けたのであり、帝の御代の始めに、伊勢齋宮と同様に賀茂齋院が卜定されるようになるのは、仁明朝の高子内親王が初例である。即ち、創始期の賀茂齋院は未だ制度化された「齋院」ではなく、あくまで戦勝祈願のために賀茂社へと「参らせ」たものであつて、それが天長八年(八三一)に至り「替_ニ賀茂齋内親王」、「令_ニ退出_一」留代_ル、「(『日本紀略』天長八年十二月八日条)とされるまでの期間に、今日想像し得るような「齋院」へと整備されたものと思われる。⁽¹⁰⁾では齋院はいつ制度化されたのであろうか。

制度化の一端として見られる初出の史料は、『類聚三代格』弘仁九年(八一八)の太政官符である。

まず五月九日の官符では、「定_二新置齋院司官位職員一事、長官一人（從五位下官）、次官一員（從六位上官）、判官一員（從七位上官）、主典二員（從八位下官）」とし、五月二十二日の官符では「新置_二齋院司官司一員一事、准_二從八位下官一」として、いずれも新たに置かれた齋院司の職員員数と官位について定めている。この齋院運営のための官司事務組織である齋院司が置かれた弘仁九年（八一八）が、齋院制の制度的な創設期と考えて、まず間違いないであろう。

しかし更に注目されるべきは、平安中期に成立した『撰集秘記』⁽¹¹⁾の「弘仁九年始置_二齋院司一、十四年停、天長元年復_レ舊亦置、」という記述である。即ち齋院の制度化の根拠となる齋院司は、弘仁九年（八一八）の設置後同十四年（八二三）に一度停止され、天長元年（八二四）になって再び置かれたというのである。

後世の編纂物であるため信憑性に疑問は残るものの、弘仁十四年（八二三）⁽¹²⁾、即ち嵯峨天皇の讓位に際して一度齋院司が停止されたことは注目されるべきである。つまり、本来齋院は薬子の変に伴う戦勝祈願の御礼として嵯峨朝一代に置かれたものであったために、嵯峨天皇の讓位と共に一旦は解散したのではないだろうか。そして翌天長元年（八二四）、淳和天皇即位から一年を待たずに早々と復されたことこそが、齋院を常設化させ、いずれは伊勢齋宮と同様の意義を持たせんとする意図を孕んだ措置であったと思われる。

即ち、齋院制が弘仁九年（八一八）より公的な機関として創設されたというこれまでの見解には賛同するものの、しかし今日想像し得る齋院としての制度的な「成立」という点では、天長元年（八二四）の齋院司再設時であったとすべきである。そうだとすれば、有智子内親王が未だ二十五歳にして「老齡」を理由に退下し、時子女王が僅か一年間だけの淳和朝二代目齋院に卜定されたのも、仁明朝より齋院を即位儀礼化_二常設化させるに当たったの基盤作りであったのではと考え得るのである。

以上このような経過を経て、齋院制は仁明朝に至り始めて制度的に確立されたとするのである。ではこのように齋院制を整え、更に仁明朝に至って即位儀礼の一環として確立させることにどのような意図があつたのか、右の見解を踏まえた上で、その背景について考察して行く。

第二節 即位儀礼化とその背景

1 即位儀礼化の意義

そもそも賀茂齋院が即位儀礼化すること、即ち天皇の代替わりごとに即位儀礼の一環として新たに卜定されるということには、どのような意義があつたのであろうか。

賀茂齋院の先例として天武朝(六七三〜六八六)に即位儀礼化した伊勢齋宮の例をみると、齋宮が齋院と同様、壬申の乱(六七二)に際する戦勝祈願によつて置かれたことが分かる。しかし齋院と異なる点は、戦勝祈願をしたのが大海人皇子という皇子であり、戦勝の結果、天武天皇として即位すると同時に皇女を齋宮としたこと、即ち壬申の乱を期に、早くも即位儀礼化した点である。

この時伊勢大神に「参らせ」た大来皇女の担つた意義とは、即ち皇祖神・国家の宗廟である伊勢神宮に皇女を奉仕させることで、皇位の篡奪者ともいえる天武天皇の皇統と皇権が正統であることを知らしめることにあつたものと思われる。齋宮の皇統と皇権を強化し得る性格は、後に首皇子「聖武」が確実に即位することを裏付けるために、現帝ではなく皇太子である首皇子の御代に仕える次代の齋宮を卜定している例からも窺える。早々と齋宮を卜定することで、首皇子の正統性を主張し、皇権を受け継ぐ存在であることをアピールしたのである。

このように、齋宮は皇統と皇権を安定させるために大きな存在意義を持っていた。では齋院がどうであったかという点、仁明天皇の場合は聖武天皇の時のように、皇太子時に次の齋王を定めるといったことは行っていないもの、しかし淳和朝の二代目齋院に、まだ皇太子であった仁明天皇の女時子女王が卜定されていることを考えると、やはり次代仁明天皇の皇統と皇権を確実にしめようとする意図が窺える。

即ち、国家の宗廟である伊勢神宮と王城守護の社たる賀茂社の祭祀者を同時に選び、即位儀礼の指標とすることで、天皇の権威付けと皇権の強化が図られたとする瀧浪貞子氏の説で概ね間違いないであろう。¹³⁾

しかし仁明天皇は強い家父長的権力を持った嵯峨上皇の皇子であり、幼帝でもなければ生母も皇后橘嘉智子であるから、皇権を威儀付ける必要があったかという点甚だ疑問である。これは言い換えるならば、既に強い皇権と正統性を持っていてなお、仁明天皇の即位を特別に威儀付けたい何らかの意図が存在したということではなからうか。

つまり嵯峨・淳和系の皇位の二系統迭立状態にあつて、淳和系皇太子恒貞親王の影を薄め、嵯峨系仁明天皇の存在を強力に演出せんとする意図、即ち仁明天皇に女が入内して皇子を儲けており、この仁明―外孫道康親王の父子にこそ正統性が受け継がれることを強調したい、藤原北家の意図があったのではないかと考えるのである。

そこで次に、齋院創設期における藤原氏と賀茂齋院、並びに齋院制との関係性について見て行くことにする。

2 賀茂齋院となった皇女の出自

まず、藤原氏が賀茂齋院を意識していたのかどうかという点は、齋院となった内親王の出自から窺える。(以下章末齋宮・齋院一覧表参照)

とりわけ初代齋院有智子内親王並びに三代目高子内親王が、帰化系氏族と非常に関係深い内親王であったことは既に先学においても指摘されているところである。

有智子内親王は生母を交野女王といい、山口王の女である。この女王の交野という名は、現在の大阪府北東部の地名に由来しており、有力帰化系豪族百済王氏が集団居住している地であった。その関係から、桓武天皇や嵯峨天皇が頻りに行幸している様子が、『類聚国史』『六国史』等に散見する。特に嵯峨朝の『日本後紀』弘仁六年(八一五)二月十七日条では交野行幸の後、翌十八日これに奉献した百済王氏らに禄を下賜しており、弘仁七年(八一六)二月廿日条でも交野行幸の同日、百済王教徳並びに勝義が昇叙。更に讓位後の天長二年(八二五)十月十日条でも、左大臣冬嗣を伴い交野へ御幸すると、同十五日に百済王教養が昇叙されており、このように交野とは百済王氏と極めて密接な関係の地であった。即ち、交野女王は生母が百済王氏か、またはその縁の人物だったと推測されるのである。そして同じく高子内親王も百済王永慶を生母としている。

このように有智子・高子内親王は、いずれも百済王氏に関係の深い皇女だったのである。

ではそれ以後の齋院にはどのような内親王が選ばれたのかと言うと、藤原氏の縁者である場合が非常に多くなる。

例えば、藤原氏待望の外戚となる文徳天皇の即位に際しては、齋宮・齋院共に藤原列子所生の内親王がそれぞれ卜定されている。⁽¹⁴⁾また清和朝の齋院は藤原明子所生の儀子内親王、陽成朝の齋院は藤原高子所生の敦子内親王である。更に陽成朝は齋宮にも藤原良近女所生の識子内親王や、藤原今子所生

の掲子内親王が卜定されており、特に陽成朝以前における藤原氏縁者の卜定は顕著である。これは藤原氏が斎王に関心を持っていたことの現れでもあろう。

しかしこれほど斎院を意識していた藤原氏が、何故斎院の創始期、特に斎院制成立期である淳和・仁明朝に、外戚となるような藤原氏系内親王を卜定させていないのであろうか。

その理由として、そもそも嵯峨・淳和朝には藤原氏を生母とする内親王が全く存在していなかったことが挙げられる。例えば桓武朝後半期の藤原氏の勢力衰退は、参議に起用すべき一定の年齢と還暦に達した藤原氏子息の不足、七四〇～五〇年代の藤原氏の出生者が少なかつたことが原因だとされるように、嵯峨・淳和朝には天皇に入内できる藤原氏の子女の数が圧倒的に不足しており、従って必然的に藤原氏を生母とする皇子女も生まれていないのである。

一方で仁明朝には六名の藤原氏子女の入内が見られ、皇女も最低四名は確認できる。しかし仁明天皇即位時、第一皇子の道康親王が漸く七歳であることを鑑みると、やはり取るべき皇女が限られていたことが推察される。尤も有智子内親王が四歳で卜定された例、淳和朝にまだ幼少であったであろう正良親王女（仁明皇女）時子女王が卜定された例はあるが、斎院としての役目を遂行できるか否か、特に幼児には死が付きまとうことから、万に一つの過失を考え、あえて藤原氏系の内親王の卜定を避けたことも考えられるだろう。

そこで注目されるのは、この藤原氏系内親王の不足していた期間に卜定された百済王氏系内親王と藤原氏との関係、ひいては百済王氏と藤原氏の関係である。

百済王氏とは、桓武天皇によって「朕の外戚」（『続日本紀』延暦九年（七九〇）二月廿七日条）と称された帰化系氏族であり、桓武朝前後より台頭してきた氏族である。この桓武天皇との外戚関係、並びに桓武天皇の百済王氏への優遇措置を背景に、この頃より藤原氏もまた積極的に百済王氏とのパイ

プを持つとうとしていたことはよく知られている。

例えば藤原継繩の室となり乙叡等を生んだ百済王明信は、齋院高子内親王の母、百済王永慶の大伯母にあたる。また藤原内麻呂の室となり冬嗣等の生母となった百済永継も百済王氏系の出身と思われる。但しこの百済永継に関しては詳細な系譜は不明であり、百済王氏の一流である百済宿禰系である飛鳥部奈止麻呂の女ではないかという説が見られる程度である（『公卿補任』¹⁶）。しかし少なくとも藤原氏が帰化系氏族と姻戚関係を結び、独自のパイプを築こうとしていたこと、かつその連携に尽力した冬嗣もまた帰化系氏族の血を引いていたということは明らかである。

即ち以上を小括すると、創設期賀茂齋院は藤原氏と縁を持つ者が多く卜定されており、また齋院の創始にも深く関わる帰化系氏族と藤原氏が早い段階から姻戚関係を持ち、連繫を取っていたことが言える。そして特に齋院の制度化された時期に廟堂にあり、かつ帰化系氏族を外戚としていた藤原冬嗣との関係性には、更なる注目ができるのではないだろうか。

従って次に齋院制と藤原氏、特に冬嗣以下北家との関係性について掘り下げて考察して行く。

第三節 齋院制の整備と藤原氏

1 齋院制と藤原冬嗣

賀茂齋院制と藤原冬嗣との関係性を見て行くに当たって、まず先にあげた弘仁九年（八一八）齋院司の設置に関する太政官符二通（『類聚三代格』）を見ると、これら齋院司に関する官符は、いずれも「右被_レ中納言兼左近衛大將従三位行春宮大夫陸奥出羽按察使藤原冬嗣宣_レ徧、奉_レ勅、宜_レ依_レ件定_レ、」

として、冬嗣の宣によって出されていることが分かる。

格の出された弘仁九年(八一八)時、廟堂の最上位にいたのは右大臣藤原園人であった。園人は薨伝に「天皇痛惜殊甚」とあり、即日正一位左大臣を追贈されたことから、嵯峨天皇の寵臣であったことが知られる(『日本紀略』弘仁九年十二月十九日条)。しかし弘仁九年は園人の晩年の年にも当たり、前年の二月頃より政務から遠ざかることも多かったという。一方の冬嗣は、中納言から大納言へと昇進した待望の年である。

即ち、有智子内親王が賀茂に参入してから九年目にして漸く齋院司が設置された背景には、ちょうど廟堂の主導権を握った冬嗣の意図があったのではないだろうか。

齋院制がどの時期にどのようなように整えられたのかの詳細は知る術がないが、同じく齋院司と冬嗣の關係性に着目した亀井氏は、『延喜式』齋院司式を用い、その実態について考察されている。

そこで、この亀井氏の指摘されている六つの特徴の内、特に藤原氏と關係性の深い三点、①齋院司式全般にわたって諸衛府關係者が多いこと、②藏人關係者が多くみられること、③賀茂祭勅使の行列の責任者が神祇關係者ではなく帰化系氏族と關係深い内藏寮關係者であり、行列に軍事關係者と藏人が目立つことについて、以下再考してみたい。

まず①に関しては、九世紀初頭の諸衛府(軍事)が藤原内麻呂、坂上田村麻呂によって整備、⁽¹⁷⁾掌握され、その職権が内麻呂から冬嗣へ引き継がれていたことが、長島一浩氏によって指摘されている。その諸衛府下部組織は山城国帰化系兵力からなっており、権力者がこれを齋院を媒介として権力体制へ吸収しようとしていたことは先に述べた齋院創始の目的からも明らかである。次いで②の藏人所は、弘仁元年(八一〇)薬子の変に際して齋院と同じ原因で設立されたものであり、藤原冬嗣が初代藏人頭となっている。ここでも冬嗣が創設に関与した役職が齋院制に深く関与しているのである。そして③

の勅使行列の構成より、亀井氏は以上を総括して、賀茂社―齋院制の中に於ける嵯峨天皇―藤原北家―山城帰化系氏族の関係性と連繋を指摘しているのである。

確かに、冬嗣が齋院制を積極的に制度化せんとした推進者であったこと、そこに朝廷や帰化系氏族との連携を意図していたことは見て取れるだろう。

しかしこれら亀井氏の説は、齋院が未だ制度化される以前、有智子内親王が賀茂社に参入した弘仁元年(八一〇)時の情勢を基点としているところに問題が残るように思われる。齋院の制度的な背景を辿る上では、少なくとも弘仁九年(八一八)以降を起点とすべきであり、この時冬嗣が既に蔵人の任を離れて七年目になることを見過ごすことは出来ないだろう。

また、成立時より常に一名以上の蔵人を輩出してきた藤原氏は、齋院司の置かれた翌弘仁十年(八一九)より三年間、蔵人を出していなかったことにも留意すべきである。一方、淳和朝の天長元年(八二四)以降には藤原氏の蔵人就業率は増加しており、仁明朝(八三三―八五〇)には更に増加し大多数を占めるほどになっている。蔵人所は確かに冬嗣を初代蔵人頭としていたが、それが藤原氏の職掌として定着するのは、淳和・仁明朝頃からだったのである。

要するに、『延喜式』に見られるような制度化された齋院司という組織は、齋院を常設のものとして整備しなおした天長元年(八二四)以降に、同じく著しく整備されなおしたものであり、更に天長三年(八二六)に冬嗣が薨じた後、仁明天皇の即位に伴って、亀井氏が挙げるところの齋院制と藤原氏を結びつける軍事・蔵人という職掌が共に冬嗣男良房に引き継がれていることを考えるに、齋院制はやはり仁明朝―良房の代に至って確立されたとすべきであろう。

齋院司の設置と再設により齋院制を常設化せんと目論んだ冬嗣が構築したものは、齋院制(所謂神祇行政権の一端)の主導権を藤原氏が掌握・継承して行きたためのメカニズムだったのである。

即ち齋院制と冬嗣の関係性は、亀井氏の述べているような、冬嗣が神祇行政を通して経済的・軍事的基盤を構築した、という過程的な面にあるのではなく、むしろそうした朝廷の意を受ける形で整備し始めた齋院制の中に、冬嗣が自ら掌握していた役所や帰化系氏族との連携部分を反映させていったのだと捉えるべきではないだろうか。

2 藤原氏の意図

以上述べてきたように、藤原氏（特に冬嗣）は、朝廷の政策と共に、独自のパイプラインを以て徐々に齋院の制度化を主導しており、更に藤原氏の主導による常設的な齋院制構築へのメカニズムを築いた。そしてその意図を継いだ良房以降、賀茂神に奉祭する内親王にも縁者を送り込むことで、即位儀礼の一端を抑えることに成功したのである。しかも藤原氏は、この神祇（齋王）を掌握せんとすること、並びに皇位継承に関わることの両方に先例を持っている。

①神祇の掌握

文武二年（六九八）八月十九日、藤原氏は、藤原不比等の直系を除き神祇に供する藤原意美麻呂以下を中臣の旧姓に復した（『続日本紀』文武二年八月十九日条）。こうして中臣氏を旧来通り神祇官に専念させることで、太政官・神祇官の二本柱を共に掌握せんと画策したのである。事実、八世紀の神祇官の最上位（伯または大副）が中臣氏の氏上⁽¹⁸⁾によって概ね独占継承されていたことは、鷲森浩幸氏によっても指摘されているところである。更に光仁朝（七七〇〜七八一）の中臣比登以後は、伊勢神宮司をも中臣氏が独占するようになるなど、伊勢神宮、ひいては齋宮の掌握をも目論んでいる。

その顕著な例が、奈良時代末の聖武系（県犬養系）内親王の三代に亘る齋宮卜定の事例である。

瀧浪氏によると、聖武朝の主要なキサキである藤原安宿媛と県犬養広刀自はいずれも藤原氏の意図のもと入内しているものであり、それぞれ、安宿媛は皇太子を生むためのキサキ、広刀自は斎王を生むためのキサキ、という役割分担が存在したとする。⁽¹⁹⁾ こうした役割分担が存在したために、首皇子「聖武」が皇太子の内から、広刀自所生の井上内親王を次代の首皇子の斎宮として卜定し潔斎させるといった例が起り得た。即ち、藤原氏は斎宮制を用いて、外戚である首皇子の確実な即位への体制作りを行っているのである。

しかもこの斎宮井上内親王の母である広刀自は、後に橘を賜姓された県犬養美千代の同族である。美千代は始め美努王の妻であったが、後に不比等の妻となっており、安宿媛の生母でもある。また美努王との間の子である牟漏女王は、北家の祖となる房前の室となり、永手や冬嗣の祖父である真楯等を生んでいる。このように、藤原氏と縁戚関係のある氏族出身のキサキ所生の皇女を斎王とする例としても、平安初期における藤原氏と百済王氏系内親王の斎院卜定の例と合致するのである。

以上、中臣氏（藤原氏）の思惑が、斎宮との関係を梃子にして、神祇官制における一族の立場を強化し、その権限を掌握することにあつたことは明白であろう。

このように、藤原氏には神祇を掌握せんとすること、並びにそのために斎王制に着目するという先例が存在していたのである。

② 皇位継承問題への介入

即位儀礼の一端を抑えることは即ち、皇位継承問題に介入するということであり、その皇位継承問題への介入の先例も、『日本書紀』に見られる。

中大兄皇子「天智」が母皇極天皇から讓位されんとした時、並びに即位した時、いずれも藤原鎌足

に對して、受けるか否かという相談を持ちかけているというものがそれである。これは田村圓澄氏いわく、藤原不比等ら嫡流が、皇位繼承の大事の際に常に發言の場を確保せんとする願望が『日本書紀』に反映されているためだとする。⁽²⁰⁾

この傾向は実は嵯峨朝、『日本紀略』弘仁十四年(八二三)四月十日条にも見られ、即ち「帝遷_二于冷泉院_一、詔_二右大臣藤原朝臣冬嗣_一曰、朕思_レ傳_二位于皇太弟_一矣、今將_レ果_二宿心_一、故避_レ宮焉、冬嗣曰、聖唯知_レ聖、今陛下以_二万機_一付_二託聖人_一、天下幸甚、但此年之間、豊稔未_レ復、若奉_二一帝二太上皇_一、臣恐天下難_レ堪、臣願暫待_二年復_一、然後傳_レ位、於_レ事不_レ晚、帝曰、朕心素定、又推_レ賢讓_レ位、唯為_二天下_一、賢君臨_レ政、何憂_二年之未_レ復乎_一」とあつて、嵯峨天皇が讓位のことを冬嗣に相談しているのである。

『日本紀略』の母体となつたであろう『日本後紀』も藤原冬嗣等の撰に依つてのことから、同じく願望が反映されていたことも考えられるが、同時に、田村氏の言う「皇位繼承に関する發言権」という先例、または藤原氏の特権とも言うべきものを冬嗣もまた意識していたと言えるのではないだろうか。

即ち、藤原氏の嫡流が皇位繼承、ひいては皇權に関わる問題に口を挟めるのだという認識があつたのである。

以上を総括すると、まず藤原氏はかつて神祇官の掌握を行い、齋宮をも意図して独自に選抜しており、望むべき外戚となる天皇の皇權を、藤原氏縁戚に当たる齋宮卜定の画策という外的作用を以て威儀付けてきた先例があること。即ち、賀茂齋院の掌握も想定し得たことが言える。

しかし鷲森氏が指摘しているように、菓子の変以来、神祇官中臣氏の勢力は衰退し、神祇支配力も低下していた。⁽²¹⁾そのため当然ではあるが、奈良時代と全く同じ方法での齋院制の掌握は不可能だった

わけである。

そこで冬嗣は、神祇官的側面からではなく、自身の管轄する役所を組み込んで自ら整備した齋院司を以て掌握せんとしたのである。このように齋院に関する決定権の一部を担うことで、藤原氏の望むべき仁明―文徳以下の天皇の即位を、藤原氏に縁のある齋内親王を以て威儀付ける。即ち、賀茂齋院の卜定とそれに伴う天皇即位の威儀付けを藤原氏が挙行することで、再び皇権に対する発言権を確保せんとしたのである。

おわりに

以上を総括すると、まず賀茂社は帰化系氏族の崇敬を受ける山城国における最も重要な社の一つであり、奈良時代より度々朝廷の注目を集め、桓武朝の山城国遷都を期としてついに朝廷からの奉祭に預かるようになった事を述べた。

そのため弘仁元年(八一〇)の薬子の変に際し、嵯峨天皇が帰化系氏族の経済・軍事的翼賛を得るために賀茂社に皇女を参入させたことで齋院の基礎が構築され、そして弘仁九年(八一八)、藤原冬嗣による齋院司の設置によって、より公的な組織として編成される。次いで弘仁十四年(八二三)の齋院司の停止、翌天長元年(八二四)の再設を期に、戦勝祈願の御礼として嵯峨朝一代を限りに置かれた臨時的な齋院から、常設化するに当たってのより制度的な齋院へと性格を変える。これによって齋院制は漸く一応の成立を迎え、天長十年(八三三)の仁明天皇即位と同時に即位儀礼化することで確立したのである。

次いでその背景として、これら齋院制の整備に齋院司の設置と関わる藤原冬嗣の意図が存在していたことを述べた。

冬嗣は、自身が掌握し、また子孫に継承させ得る役所・権限を以て齋院制を整備し、藤原氏主導による常設化（即位儀礼化）へのメカニズムを構築している。そしてこのような齋院制確立の背景には、皇位の嵯峨―淳和系二統迭立状態が存在し、嵯峨系仁明天皇の皇位系統を威儀付けようとする藤原北家としての思惑があったのである。

そして仁明朝に至り、齋院が齋宮と共に即位儀礼の一環として新たに卜定されたことにより、冬嗣の構想した齋院制度は確立し、更に良房外甥文徳天皇の即位に伴って齋宮・齋院共に藤原氏系内親王が卜定されるなど、藤原氏は齋王制を以て即位儀礼の一端を抑え、即ち即位・皇権に関する発言権を確保することになったのである。

では、最後にこの賀茂齋院制が内親王に与えた影響が何であったのかについて述べたいと思う。

そもそも齋院というと、宇多・醍醐朝（八八九―九三〇）の君子内親王のように讓位に際しても退下していかなかったり、あるいは選子内親王のように忌避されるべき仏教を忌避していなかったりと、都から近かったために世俗化が進んだと言われている。

しかし例えば文徳朝（八五〇―八五八）の齋院慧子内親王の例をみると、「（文徳天皇）田村のみかどの御時に、齋院に侍けるあき（慧子内親王）らけいこのみこを、はゝあやまち有といひて、齋院をかへられんとしけるを、其事やみにければよめる……」（『古今和歌集』）とあって、天安元年（八五七）に母藤原列子の過失によって退下しているにも関わらず、同母であるはずの同時期の齋宮晏子内親王は退下していない。

また清和―陽成朝（八五八―八八四）の齋宮と齋院の出自を見てみると、齋宮は恬子内親王（母紀静子）、識子内親王（母藤原良近女）、掲子内親王（母藤原今子）であるのに対し、齋院は儀子内親王（母

藤原明子)、敦子内親王(母藤原高子)、穆子内親王(母正弭王女)となっている。即ち齋院となった儀子・敦子内親王の生母は天皇と同母に当たる女御であり、齋宮に卜定された内親王の生母よりも高い身分を有しているのである。

従って、齋院創設期から陽成朝にかけての齋院は、むしろ齋宮より重視されており、実態を伴っていたことが分かる。

では実態を持つ齋院(内親王)に求められた役割が何であったのかというと、はじめに述べたように『延喜式』(齋院司式)に見るところの「未婚の女性」、即ち神に仕える巫女としての性格を有するものであったことが注目される。

この「未婚」「巫女的性格」は淳和朝まで見られた内親王の「入内」という役割とは存在形態をまったく異とするようであるが、しかしそもそも内親王とは律令において皇親以外との結婚が認められないなど、世俗とは一線を画した存在であった。そうした先行イメージに、この未婚Ⅱ巫女的性格が加えられたことで、平安中期、紫式部等の「皇女は未婚であるのが望ましい」とする感覚を養ったのであろう。

また平安中期以降の物語中に書かれる皇女の多くが齋宮・齋院となっていることを見ても、内親王Ⅱ齋王というイメージが人々の間に定着していたことが分かる。これは、齋王が即位儀式、祭礼等において大々的な群行・行列を行ったことに起因しており、普段表には現れない内親王が、齋王、特に齋院として祭事に参加し、都の人々の目に直接触れたためであろう。そしてこのように人々の目に触れるからこそ、その絢爛さを以て当代天皇の権威を知らしめる大役をも担っていたのだと言える。

即ち、内親王は齋王として朝廷の神祇支配の一翼を担うと同時に、即位儀礼と皇権の一部を担い、民衆に知らしめ、威儀付ける存在だったのである。

このように、内親王が未婚を望まれ神聖視されるような風潮、ひいては平安前期における内親王の存在形態に変化と新構築をもたらしたものが、藤原冬嗣によって整備・構想された賀茂齋院制であった。そしてこれら齋院となる内親王（未婚の皇女）、特に藤原氏の血を引く内親王は、外甥・外孫となる天皇の即位の威儀付けと皇権の安定、その治世の一助となる事を期待され、皇権を神祇的な側面から輔弼する役割を担ったのである。

注

- (1) 瀧浪貞子「女御・中宮・女院―後宮の再編成」(『論集・平安文学』三、一九九五年)
- (2) 亀井日出男「令義解体制における皇祖神威に関する一考察―延喜式齋院司式にみたる賀茂祭祀の特質―」(『政治経済史学』一六、一九六四年)、彦由三枝子「九世紀の賀茂齋院と皇位継承問題(一)」(『政治経済史学』一三〇、一九七七年)。以下同出典は注記せず。
- (3) 山城国の国名は桓武朝の平安京遷都後に山背国から改められたもの(『日本紀略』延暦十三年十一月八日条)であるが、本論では便宜上、史料並びに先行研究からの引用を除き「山城国」で統一する。
- (4) 熊谷保孝『律令国家と神祇』(第一書房、一九八二年)
- (5) 熊谷氏注(4)前掲論文
- (6) 松尾社は秦氏の氏神社であり、その点からも賀茂社とは関係深い間柄であった。そのため長岡京・平安

京遷都に際しても、いずれも両社が並列して史料上に挙がっており、特に平安京遷都以後は両社が都の東西の鎮護神とされた。しかしその並列の中でも、賀茂社のみに対する処遇や、神階の差異から、賀茂社の方がより重視されていたと言えるであろう。

(7) 『日本後紀』延暦二十余年四月十日条「(前略)遣使奉幣帛於賀茂神社」、

(8) 『賀茂齋院記』『賀茂皇太神宮記』『一代要記』には「有智」「有智内親王」とあるも、『日本紀略』『続日本後紀』の記述より本論では史料引用を除き「有智子内親王」と表記する。

(9) 『本朝月令』(尊經閣文庫所藏金沢文庫旧藏本、並びに『群書類従』公事部、所収)は明法博士惟宗公方による年中行事の起源と沿革をまとめた公事書である。その成立については朱雀朝説と村上朝説があり明確ではないが、いずれにしても十世紀中の成立と思われる。

(10) なおこの頃の正史である『日本後紀』は中世末までに多くを欠き、現在も度々『日本紀略』『類聚国史』等を用いて復元が試みられているものの、欠損した記事も多い。しかし『日本紀略』『類聚国史』等にも有智子内親王が齋院として賀茂社に入御した記事がまったく見られないことは少々異様であり、一方で退出記事は複数の史料に記されていることから、入御当初の齋院が制度化された齋院でなかったこと、更には二代、三代と後々まで続くことを意図されたものではなかったことが窺える。

(11) 平安中期、藤原為房の編著。現存しない『装束記文』『清凉記』『蔵人式』『行成卿記』を含む七儀式書(他『九条年中行事』『西宮記』『北山抄』)を行事ごとに類聚、引載したもの。『古代史料叢書』第一輯所収、東山御文庫に現存する。

(12) 近年久禮且雄氏が、拙稿「賀茂齋院の制度的確立について」(『立命館史学』三四、二〇一三年)に述べた齋院再設置説について、『類聚三代格』国史大系本、天長元年十二月二十九日太政官符における欠字を『同』狩野文庫本より補うことで、弘仁十四年廃止、天長元年(もしくはは二年)の再設置説を補完さ

れた（なお天長二年説は『伊呂波字類抄』に依る）。なお氏は淳和朝における停廢は賀茂齋院のみならず伊勢齋宮にも同様に取られた措置であり、しかしこれが嵯峨上皇の意図によって直ちに廢止が撤回させられたものとの見解を述べている。（久禮且雄「賀茂齋院・伊勢齋宮の淳和朝における存廢について―狩野本『類聚三代格』天長元年十二月二十九日太政官符の評価をめぐって―」（『続日本紀研究』四〇九、二〇一四年）

(13) 瀧浪貞子「伊勢齋王制の創始」（後藤祥子編『王朝文学と齋宮・齋院』所収、竹林舎、二〇〇九年）

(14) なお文徳朝の二代目齋院である述子内親王の母は紀氏で、彦由氏はこれを藤原氏の擁する惟仁親王「清和」に対して、紀氏の擁する第一皇子惟喬親王の地位を格段に上げるものであったこと、即ち皇太子惟仁親王の対抗馬的存在へと押し上げるものであったとする（彦由氏注（2）前掲論文）。文徳天皇が、鍾愛する惟喬親王を皇位につけたいと思っていたことは周知の通りである。その上で、藤原氏外戚慧子内親王の過失による齋院退下の後に紀氏外戚・述子内親王が卜定されたことは、皇位争いが存在したことを顕示しており、惟仁親王が立太子したことで油断していた藤原氏に対する紀氏の不意打ちともいえる対抗策であったことが考えられる。そのため述子内親王が齋院に卜定され、惟喬親王が元服の儀を行うと、間もなく惟喬親王は大宰権帥となり政治の中枢から排除され、述子内親王が紫野齋院に入御する前に、文徳天皇も急死する。更に清和朝、貞観八年の応天門の変に際し、紀氏が完全に没落させられていることから、藤原氏が他氏族出身の齋院すらも警戒していたことが言えるのではないだろうか。

(15) 野村忠夫「桓武朝後半期の一・二の問題―延暦十四年十月八日格を中心に―」（『古代学』一〇、一九六二年）、佐藤宗諄「藤原種継暗殺事件以後―桓武朝における官人構成の基礎的考察―」（『滋賀大学教育学部紀要 人文科学・社会科学・教育学』一九、一九六九年）

(16) 百濟王氏の系譜としては、唯一『百濟王三松氏系圖』が存在しているが、信憑性に欠けることも既に多

くの指摘がある。従って本論では当系図に見られる縁戚関係については採用しなかった。

- (17) 長島一浩「九世紀初頭における北家藤原氏―冬嗣の台頭と北家諸流―」(『政治経済史学』三四四、一九九五年)内麻呂は参議に至るまでに軍事警察的職掌を歴任し、九世紀初頭における最枢要部である軍事主導権を一貫して掌握していた。同じく軍事官衛の中枢近衛府にあつた坂上田村麻呂は、内麻呂と外戚(義兄弟)であり、この内麻呂の職権が冬嗣へと引き継がれていることが指摘されている。

- (18) 鷺森浩幸「八・九世紀における中臣氏と神祇官」(『帝塚山大学人文学部紀要』二九、二〇一一年)

- (19) 瀧浪氏注(13)前掲論文

- (20) 田村圓澄「藤原氏と中臣氏」(『日本歴史』二五〇、一九六九年)

- (21) 鷺森氏注(18)前掲論文

齋宮・齋院一覧 <嵯峨～醍醐朝>

天皇	齋宮		齋院		備考
	名前	齋宮備考	名前	齋院備考	
嵯峨天皇 (809-823)	仁子内親王 大同4年卜定 ↓ 弘仁14年退下	父: 嵯峨天皇 母: 大原浄子 * 父帝讓位	有智子内親王 弘仁元年参入 (父帝讓位)	父: 嵯峨天皇 母: 交野女王	弘仁元年(810) 葉子の変 弘仁9年(819) 齋院司の設置
淳和天皇 (823-833)	氏子内親王 弘仁14年卜定 ↓ 天長4年退下 宣子女王 天長5年卜定 ↓ 天長10年退下	父: 淳和天皇 母: 高志内親王 * 疾病 父: 仲野親王 母: 菅野氏 * 当帝讓位	天長8年退下 時子内親王(女王) 天長8年卜定 ↓ 天長10年退下	* 病・齢老身 父: 正良親王(仁明) 母: 滋野繩子 * 当帝讓位	天長元年(824) 齋院司の再設置
仁明天皇 (833-850)	久子内親王 天長10年卜定 ↓ 嘉祥3年退下	父: 仁明天皇 母: 高宗女王 * 父帝崩御	高子内親王 天長10年卜定 ↓ 嘉祥3年退下	父: 仁明天皇 母: 百濟王永慶 * 父帝崩御	承和9年(842) 承和の変
文德天皇 (850-858)	曇子内親王 嘉祥3年卜定 ↓ 天安2年退下	父: 文德天皇 母: 藤原列子 * 父帝崩御	憲子内親王 嘉祥3年卜定 ↓ 天安元年退下 述子内親王 天安元年卜定 ↓ 天安2年退下	父: 文德天皇 母: 藤原列子 * 母の過失か 父: 文德天皇 母: 紀静子 * 父帝崩御	
清和天皇 (858-876)	恬子内親王 貞観元年卜定 ↓ 貞観18年退下	父: 文德天皇 母: 紀静子 * 当帝讓位	懺子内親王 貞観元年卜定 ↓ 貞観18年退下	父: 文德天皇 母: 藤原明子 * 当帝讓位	貞観8年(866) 応天門の変
陽成天皇 (876-884)	識子内親王 元慶元年卜定 ↓ 元慶4年退下 揭子内親王 元慶6年卜定 ↓ 元慶8年不遂群行	父: 清和天皇 母: 藤原良近女 * 父上皇崩御 父: 文德天皇 母: 藤原今子 * 当帝崩御	教子内親王 元慶元年卜定 ↓ 元慶4年退下 穆子内親王 元慶6年卜定	父: 清和天皇 母: 藤原高子 * 父上皇崩御 父: 時康親王(光孝) 母: 正躬王女 (当帝讓位)	※揭子、遂に群行せず
光孝天皇 (884-887)	繁子内親王 元慶8年卜定 ↓ 仁和3年退下	父: 光孝天皇 母: 滋野直子 * 父帝崩御	↓ 仁和3年退下	* 父帝崩御	
宇多天皇 (887-897)	元子女王 寛平元年卜定 ↓ 寛平9年3月退下	父: 本康親王 (理由不明) ※同年7月に天皇讓位	直子女王 寛平元年卜定 ↓ 寛平4年退下 君子内親王 寛平5年卜定	父: 惟彦親王 * 薨去 父: 宇多天皇 母: 橘義子	
醍醐天皇 (897-930)	柔子内親王 寛平9年卜定 ↓ 延長8年9/22退下	父: 宇多天皇 母: 藤原胤子 * 当帝讓位	↓ 延喜2年退下 恭子内親王 延喜3年卜定 ↓ 延喜15年退下 宣子内親王 延喜15年卜定 ↓ 延喜20年退下 韶子内親王 延喜21年卜定	* 薨去 父: 醍醐天皇 母: 藤原鮮子 * 母卒去 父: 醍醐天皇 母: 源封子 * 薨去 父: 醍醐天皇 母: 源和子	※醍醐、9/22讓位、/29崩御
(朱雀)			↓ 延長8年9/29退下	* 父上皇崩御	※朱雀、9/22踐祚、11/21即位

第二部 内親王降嫁

第一章 延暦十二年の詔 ― 皇親女子の婚制緩和の法令 ―

はじめに

九世紀、皇統を繋ぐための入内という役割を失い、代わって齋王として皇権を輔弼する「未婚の皇女」としての役割を持った内親王だが、この第二部では、その内親王が十世紀、今度は藤原氏へと降嫁をするようになる過程について考察して行く。

そもそも皇親女子と臣下の婚姻事例というのは奈良時代以前には存在しておらず、平安時代にはじまった事例である。その初例は嵯峨天皇皇孫二世女王の藤原氏への降嫁で、二世女王の臣下への降嫁に関しては、十世紀の村上二世女王と藤原氏の婚姻事例まで、十六例が確認できる（表1参照）。

では何故平安時代になり皇親女子と臣下の結婚が行われるようになったのかというと、そこには桓武天皇の定めた法令が存在している。それが延暦十二年の詔である。

延暦十二年の詔とは、『日本紀略』延暦十二年（七九三）九月十日条に見える詔で、即ち、見任大臣・良家の子孫が三世以下の女王（皇曾孫）を、藤原氏が二世以下の女王（皇孫）を娶ることを許すという、皇親女子の婚姻枠を大幅に拡大し、その存在形態に多大な変化をもたらした法令である。

この延暦十二年の詔に関しても、史料上に見られる実例が少ないために、実際に僅かな例しか存在しないのか、それとも記し遺されていないだけなのかの判別はつき難く、非常に論証し難い問題である。しかし平安時代以後見られるようになった藤原氏への女王降嫁の問題、そして藤原師輔に始まる内親王降嫁という問題を考えるに当たって、それ以前二世女王までならば藤原氏に降嫁し得たという法の緩和があったという点、それでもなお内親王降嫁だけは認められていなかったという点で、非常

(表1)二世女王の婚姻事例一覧(桓武皇孫～村上皇孫)

祖父天皇	父親王	女王名		結婚	子女	備考
桓武天皇						事例無
平城天皇						事例無
嵯峨天皇	忠良親王	操子女王	藤原氏	藤原基経	兼平・温子	
淳和天皇	恒世親王	恒世親王女	藤原氏	藤原衛	有全・俊実	
仁明天皇	人康親王	人康親王女	平氏	平惟範		
		人康親王女	藤原氏	藤原基経	時平・仲平・忠平・良平・頼子・妹子・穩子	頼子・妹子は清和女御、穩子は醍醐皇后
	本康親王	廉子女王	藤原氏	藤原時平	保忠	
文徳天皇						事例無
清和天皇	貞元親王	貞元親王女	藤原氏	藤原興嗣		※安田氏は誤伝とする(1)
陽成天皇	元平親王	元平親王女	藤原氏	藤原兼通	顕光	
光孝天皇	是貞親王	是貞親王女	藤原氏	藤原定方		※新山氏は源氏に嫁ずとする
	————	(源礼子)	藤原氏	藤原連永		後に一世王、源氏となるが、結婚は二世女王の頃
宇多天皇	敦慶親王	敦慶親王女	源氏	源信明か		歌人・中務 / 後に源信明室
醍醐天皇	代明親王	厳子女王	藤原氏	藤原頼忠	公任・遵子・諶子	
		恵子女王	藤原氏	藤原伊尹	親賢・懐子ほか	
	重明親王	旅子女王	藤原氏	藤原朝光	朝経・相任・登朝	斎宮 ※悦子女王とも
	有明親王	昭子女王	藤原氏	藤原兼通	朝光(・嬪子)	※能子女王とも
		馨子女王か	藤原氏	藤原公季	実成・如源・義子	
行明親王	行明親王女	源氏			※新山氏説	
村上天皇	為平親王	婉子女王	藤原氏	藤原実資		天皇出家後再婚
		為平親王女	皇族	具平親王	源師房	
	具平親王	嬪子女王	藤原氏	藤原教通		斎宮、資子皇女養女、頼通が後見
		隆姫女王	藤原氏	藤原頼通		
		具平親王女	皇族	敦康親王	姫子女王	姫子は頼通と隆姫の養女に
昭平親王	昭平親王女	藤原氏	藤原公任		『大鏡』 / 藤原道兼女	

※なお新山氏説は新山春道「二世女王の婚姻—朝顔の姫君を中心に—」(『中古文学』67.2001年による)

に重要な法令である。故に延暦十二年の詔の意味するところを解き明かすことは内親王史上においても価値のあるものだと考えるが、しかし該当期の正史である『日本後紀』の散逸により、詔の具体的な内容が分からない上に実例が乏しいため、詔の解釈も、発布の意図も明確ではない。先行研究においても皇親女子の結婚に關して論究する場合に必ず引用される法令でありながら、いずれも詔の概略を取り上げているにすぎず、言及したとしても二次的なものとして触れられる程度であり、具体性を欠くのが現状である。

唯一、安田政彦氏が著書内において延暦十二年の詔の意味すべきところについて論究しており、その運用を二世・三世女王を中心に検証されているものの、氏の見解と論証には不十分なところがあり、再考を要する部分があるように思われる。⁽¹⁾

従って十世紀における内親王降嫁の問

題を取り上げるのに先立って、本章ではこの延暦十二年の詔を取り上げるものとし、以下安田氏の見解を踏まえた上での詔の解釈に関する再考と、詔発布の意図と背景を考察し、延暦十二年の詔によってもたらされた影響についてを明らかにする。

第一節 皇親女子の婚姻に関する規定

1 皇親粹とそれに伴う婚姻粹の推移

第一部と重複する部分もあるが、はじめに、延暦十二年(七九八)以前における皇親女子の婚姻に関する規定について整理しておく。

皇親女子の婚姻規定に関する法令として現在確認できる最も古いものは、天平宝字元年(七五七)施行の『養老令』、あるいはほぼ同文であったと思われる大宝元年(七〇一)施行の『大宝令』である。

『令義解』(継嗣令「王娶親王條」)によると、⁽²⁾「凡王娶_二親王_一、臣娶_二五世王_一者聽、唯五世王、不_レ得_レ娶_二親王_一、」とあり、王は内親王を娶り、臣下は五世女王を娶ることを許している。⁽³⁾

同じく『令義解』(継嗣令「皇兄弟子條」)には「凡皇兄弟皇子、皆爲_二親王_一、女帝子亦同、以外並爲_二諸王_一、自_二親王_一五世雖_レ得_二王名_一、不_レ在_二皇親之限_一、」とあり、親王(内親王)とは天皇の兄弟・子をいい、その他が王(女王)と称すこと、並びに五世王(五世女王)は王名を得るが皇親の限には含まれないことが規定されている。

従って先の「王娶親王條」と照らし合わせると、八世紀段階における内親王は、皇親との結婚しか認められず、また皇親の限ではない五世王以下もまた内親王を娶ることが許されていなかったこと。

並びに臣下が皇親との結婚を認められていなかったことが分かる。

次いで『続日本紀』慶雲三年(七〇六)二月十六日条には、「准_レ令、五世之王、雖_レ得_二王名_一、不_レ在_二皇親之限_一、今五世之王、雖_レ有_二王名_一、已絶_二皇親之籍_一、遂入_二諸臣之例_一、顧_二念親親之恩_一、不_レ勝_二絶籍之痛_一、自今以後、五世之王、在_二皇親之限_一、其承嫡者相承為_レ王、自餘如_レ令、」とあることから、即ち、五世王は王を名乗るが皇親の籍を断つて臣下となっている。しかし以後は五世王も皇親の限とし、その承嫡者も王とする規定となったことが知られる。

この皇親枠の拡大に伴い、先の継嗣令にも改変が加えられたと考えるべきであるから、以後は「臣娶_二六世王_一者聽_レ、」_一、「唯_二六世王_一、不_レ得_レ娶_二親王_一、」_一、「六世雖_レ得_二王名_一、不_レ在_二皇親之限_一、」_一となつたのであろう。つまり、臣下は皇親の限となつた五世女王を娶ることはできなくなり、六世女王以下とのみ結婚し得た。六世王が内親王を娶り得ないのは変わりないが、逆に皇親の限に含まれた五世王は内親王を娶ることができるようになった。

なお本章で取り上げる延暦十二年の詔の發布の五年後、延暦十七年(七九八)には「勅依_レ令、五世之王雖_レ得_二王名_一、不_レ在_二皇親之限_一、爰逮_二慶雲_一、昇居_二親限_一、如_レ聞、頑闇之輩苟規_二微祿_一、携_二養庸流_一、名爲_二己胤_一、遂附_二属籍_一、以汚_二宗室_一、非_二徒_二禍於一己_一、固亦延黷_二於七廟_一、朕所以丁寧過_二於再三_一、曾不_二改悟_一、弥長_二奸濫_一、靜言_二其弊_一、深合_二懲清_一、宜_下停_二後格_一、依_二令條_一、俾_中夫玉石殊_レ貫、蘭艾不_レ雜、主者施行、」(『類聚三代格』延暦十七年閏五月廿三日勅)として令の規定、つまり四世王までが皇親の限とされる旧例に復されている。

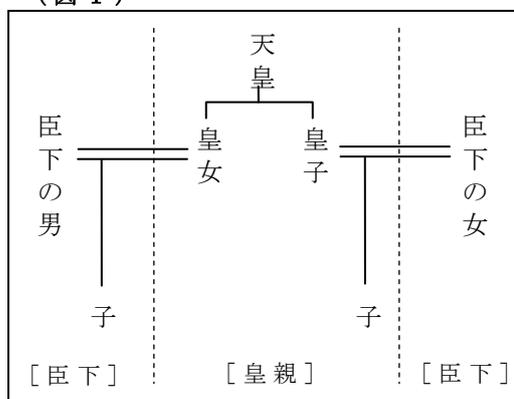
以上を小括すると、皇族には皇親の限というものが存在しており、この内皇親に含まれる皇女・女王は、皇親としか結婚できない規定がなされていた。従つて臣下は皇親女子を娶ることは禁じられており、女王であつても皇親の限ではない五世女王、慶雲三年(七〇六)以降は六世女王、延暦十七年(七

九八)以降は再び五世女王以下とのみ、結婚し得たということである。

このように皇親の内女子の婚姻にのみ厳しい制限が設けられてきたのは、天皇家の「血縁的尊貴性」を保護維持するためであったと、栗原弘氏は述べる。⁽⁴⁾ 古来より我が国の子供の帰属権は父系にあるため、男女間の子供は父方一族に所属することになる。従って、皇親男子が臣下の女との間に儲けた子は皇親に列し、逆に皇親女子が臣下の男との間に子を儲けた場合は臣下の籍に列することになる。故に、皇族の血統が臣下に流出して尊貴性が失われてしまわぬように、皇親女子に限ってこのような厳しい婚姻の規制が設けられていたのである(図1参照)。しかも栗原氏によると、この皇親女子に関する婚姻規制は、皇族内での近親婚が集中して見られる仁徳朝以前、遅くとも五世紀初頭には成立していたという。そしてこの規制が八世紀中においても堅く遵守されていたことは、今江広道氏によっても明らかとされている。⁽⁵⁾

更に『続日本紀』天平元年(七二九)八月五日条によると「五世王嫡子已上、娶^ニ孫王^一生^ニ男女^一者、入^ニ皇親之限^一、自餘依^ニ慶雲三年格^一、」⁽⁶⁾とあり、五世王の嫡子以上(五世王内皇親十五世王承嫡者)が孫女王(二世女王)を娶って生まれた男女が皇親の籍に入れられることが規定されている。即ち、皇親の限に含まれる最後の世代となる五世王・六世王(五世王承嫡者)が二世女王を娶って生まれた子供は、父系に従って臣下の籍に入れられるべきであるが、特別に母の身分に従って皇親の籍に加えよとするのである。つまり、母が二世女王など尊貴な皇族である以上、子も皇親として留め置くことで、女王が臣下を生みだす可能性を回避せんとしたのである。⁽⁷⁾ 以上より、我が国がいかに皇親女子の結婚を厳しく規制してきたのか、

(図1)



ひいては皇族の血の流出を警戒し制限してきたのが理解されたことと思う。それにも関わらず、延暦十二年(七九三)、桓武天皇は三世以下の女王が臣下に嫁ぐこと、並びに二世女王が藤原氏に嫁ぐことを許したのである。これ以前の厳しい婚姻規制と、臣下が六世女王以下しか娶ることができなかつたことを考えると、氏族が限定されているとはいえ、この詔が多大な変革をもたらしたことは明白である。

では、延暦十二年の詔によってこれらの法がどのように改変されたのか、またどのような氏族が詔の対象とされたのか、その意味するところについて考察してゆく。

2 延暦十二年の詔の解釈

延暦十二年の詔の全文を挙げると、以下の通りである(以下傍線筆者)。

詔曰、云々、見任大臣良家子孫、許_レ娶_三三世已下_一、但藤原氏者、累代相承、摂_レ政不_レ絶、以_レ此論_レ之、不_レ可_二同等_一、殊可_レ聽_レ娶_三二世已下_一者、云々、

解釈を加える上で問題となるのは、詔中の「見任大臣良家子孫」が指す範囲、並びに「藤原氏」として適応される範囲。即ち、詔が誰を対象として出されたものであったかである。そこで以下、①見任大臣、②良家、③子孫、④藤原氏、について考察してゆく。

①「見任大臣(良家)子孫」

見任とは即ち現在任じられている者の意であるから、直訳するならば、現在大臣である者の子孫という意味となるが、安田氏はこれを、「より普遍的に在任の大臣を意味する」として、延暦十二年(七九三)時における見任大臣である藤原継繩には限定されないことを述べる。

これに関しては同意見であるが、詔中において「見任」と明記されている以上、普遍的というよりは、「その時大臣である者の子孫」という「見任」に対する限定性は存在したであろう。つまり、「かつて大臣であった者の子孫」は含まれるべきではないように思われる。

② 「(見任大臣) 良家子孫」

次に良家とは、国語辞典的には良い家柄や正しい家柄、豊かな家柄を指すとされるが、⁽⁸⁾それでは対象がいささか漠然としすぎているように思われる。

安田氏は良家に含まれる者として、大臣を出した家柄、それに匹敵する家柄、外戚氏族、キサキを入れていた氏族、女御以上を出し得るような氏族といった、即ち議政官構成氏族を中心とした桓武天皇と個人的繋がり深い氏族を指しているとする。

しかし大臣を出した家柄、それに匹敵する家柄というだけでは、やはり適応範囲が不明確すぎよう。また桓武天皇の外戚氏族への優遇は、確かに「朕外曾贈一位紀朝臣」「尊祖妣道氏」(『続日本紀』延暦四年(七八五)五月三日条)、「百済王等者朕之外戚也」(同延暦九年(七九〇)二月廿七日条)、「朕外祖父高野朝臣、外祖母土師宿祢」(同十二月一日条)などの表記、贈位・贈官・昇叙の様子などに窺われることであるが、しかし彼等が大臣家と並列して挙げられるような「良家」という存在足り得たかは甚だ疑問である。例えば、外戚和家麻呂の薨伝には、「為_レ人木訥、以_三帝外戚_一、特被_三擢進_一、蕃人入_二相府_一、自_レ此始終」(『日本後紀』延暦二十三年(八〇四)四月廿七日条)とあり、「蕃人」と認識されていたことを見ても、和氏を「良家」と呼んだとは思われない。あくまで、優遇と良家待遇とは別のものである。

キサキを入れている氏族、女御以上を出し得るような氏族に関しても、平安初期における「入内さ

せることのできる家柄」が決してごく一部に限定された特権であったわけではなく、多くの氏女や中小貴族の子女も入内していること、並びに「女御」がまだ定着した后位ではなかったことから、対象を限定されている延暦十二年の詔において「良家」として含まれたとは思わない。それまでの頑なな皇親女子の婚姻規制を鑑みても、「入内すること」を「降嫁され得ること」と同義とすべきではないであろう。

以上より、桓武天皇の「個人的繋がり」を重視するならば、「良家」ではなく明確な「外戚」等の直接的表記が必要だったのであり、安田氏の挙げるところの範囲はいずれも「良家」の定義として憶測の域を出ないように思われる。

では詔の中で、明確に「良家」と見做されるのがどういう氏族であったのかというと、まず『本朝文粹』天長四年(八二七)六月十三日の太政官符に、「(前略)太政官去十一月十五日符備、案唐式、昭文崇文兩館學生、取三品已上子孫、不選凡流、今須文章生者取良家子弟、(中略)今謂良家、偏據符文、似謂三位已上、(後略)」という記述がある。即ち、文章生は「良家子弟」から取るべきだとした上で、「良家」とは「三位已上」を言うとする。

同じく『政事要略』(糾弾雜事)「罪名并贖銅八虐六議」の六議には「六曰、議貴、謂、三位以上、戸令云、(中略)、又以三位、為良家之由、見至要雜事」とあり、三位を以て「良家」とされていることが分かる。

更に『類聚三代格』寛平六年(八九四)二月二十三日の太政官符では、「應准耕田數、班舉正稅、并有對捍輩、即科其罪事、(中略)、班舉買耕之人、而或諸司官人雜任并良家子弟内外散位以下及諸院諸宮王臣勢家人等、多接部内領作田地、(後略)」とあって、良家が即ち勢家(その時勢いのある権門や権力者)とは別のものであることを明らかとしている。

以上より、「良家」とは具体的に三位以上の家柄を指したと考えられる。

尤も「見任大臣」同様、「三位以上子孫」と明確に記されていないことを鑑みると、「良家」には三位以上の家という意味に加えて、国語的な意味での良家＝良い家柄と認識される一部氏族も多少なりと含まれていたと考えるべきであろう。但しそれは安田氏の述べる大臣家に匹敵するような家柄という権力的なものではなく、また女が女御となり得るかどうかも問題ではなく、即ち「勢家」ではなく、王族末裔氏族等のごく一部の伝統的な名門氏族が対象となったと考えるべきであろう。

③ 「(見任大臣良家) 子孫」

ここで「子孫」を挙げているのは、「子孫」が即ち「子」と「孫」という限定的なものであるか、あるいは「子孫」という永続的なものであるかが問題となるためである。

安田氏は『皇室制度史料』において「子孫」を「子・孫」と限定的に解釈していることに対し、実例に照らし合わせればむしろ「子孫」と解されるべきだとしている。

但し、この安田氏が根拠にするところの実例の大半が藤原氏の事例であること、つまり「見任大臣良家子孫」に関する実例ではないことから、「子孫」とする説は一概には支持し難い。⁽¹⁰⁾しかも「見任」であった大臣の子孫すべてを指すことは、その後の盛衰に関係なく適応されるわけであるから、時代にそぐわない結果を生み出す可能性がある。それを鑑みれば、「見任大臣」に関しては、対応する子孫も限定的であった可能性はあるだろう。

一方で安田氏の挙げる実例中、橘広相に関しては、確かに良家子孫としての実例である。

先に述べたように、「良家」には時代によって移り替わる「三位以上の家」の意の他に「伝統的な良い家柄」が含まれていると解されるため、広相もまた嵯峨皇后橘嘉智子を輩出した王族末裔氏族橘

氏の後裔として、女王を娶り得たのであろう。そうすると、「良家」に関しては「子・孫」に限定されない「子孫」としての適応がなされていることになる。

従って、「子孫」の指すところを厳密に規定すること、並びに実証することは難しいところであるが、しかし私は「見任大臣」という限られた個人に対しては狭い意味での「子・孫」を意味し、「良家」という限られない家に対しては広い意味での「子孫」を意味したと考える次第である。

④ 「藤原氏」

最後に、特別に二世女王を娶ることを許された藤原氏について述べる。

安田氏は、「累代相承、摂政不絶」というからには、藤原氏すべてを指すのではなく、主に大臣・納言を出した系統を意味するとして、可能性のある系統を列挙している。⁽¹⁾しかし当詔は「但藤原氏者、累代相承、摂政不絶、」としていたのであって、即ち、安田氏が述べるように「累代相承、摂政不絶である藤原氏勢流が、特別に二世女王を娶ることを許された」のではなく、「但し藤原氏は、累代相承、摂政不絶であるから、二世女王を娶ることを許された」のである。つまり、「累代相承、摂政不絶」は「藤原氏」にかかっているのではなく、藤原氏が特に優遇される理由として述べられているのであって、厳密に言えば、詔中に藤原氏の系統を限定するような内容は含まれていないのである。

例えば、安田氏の挙げる二世女王を娶り得る系統に含まれてはいない事例として、京家の祖、麻呂から数えて四世の玄孫となる正五位下信濃掾藤原興嗣が、清和皇孫貞元親王女（二世女王）と結婚した例がある。これは『中古歌仙三十六人伝』の藤原忠房の項において、「信乃掾興嗣男、母貞元親王女、」とされることに典拠しており、即ち、忠房の母である貞元親王女が忠房の父である興嗣の室であったと解されるわけである。

安田氏はこの事例に関して、興嗣と貞元親王女との間に一世代ほどの年齢差があることから誤伝を指摘しているが、一世代以上の年齢差による婚姻は、この当時珍しいことではなく、他にも複数例のあることであり、根拠とはし難い。また『尊卑文脈』では貞元親王女は忠房の子である親公の生母として記されており、同じく氏の指摘するところの貞元親王女が興嗣ではなく忠房室であった可能性も大いにあり得るため、誤伝として実例からは除き難い。

尤も興嗣（もしくは忠房）と貞元親王女の結婚は延暦十二年（七九三）より百年足らずが経過していると思われるから、法の拘束力が大幅に緩和されていた可能性はある。しかし既に藤原氏の庶流となつて長い興嗣（忠房）が二世女王を娶っている事実は、延暦十二年の詔の定めるところの「藤原氏」に、系統に対する拘束力が存在しなかったことを意味しているのではないだろうか。従つて、敢えて「累代相承、摂政不絶」の系統を意識するとしたならば、それは即ち藤原氏の祖ともいふべき鎌足―不比等の子孫すべてを指したと解すべきであろう。

以上、詔中における「藤原氏」には限定性がなかったことを述べてきたが、但し実際の女王降嫁の実例が多くないことを鑑みても、安田氏の指摘されたような、限られた系統のみが対象になり得るといふ限定性が、良識の範囲内において存在していた可能性は高いであろう。

では、桓武天皇が以上のような詔を發布した意図とは何であったのだろうか。その背景について、次の第二節において考察して行く。

第二節 詔發布の背景とその意図

1 延暦十二年の情勢

詔の出された背景について、先行研究では度々桓武天皇の出自の低さが女王降嫁への抵抗を無くしたためとされてきた。⁽¹²⁾この所見には私も賛同するところである。しかしこれは詔を出し得た理由の一端とはなり得るものの、詔を出すことを思い至った理由ではない。即ち先行研究における見解では、わざわざ延暦十二年という年に婚姻規制緩和の詔の發布を決定した具体的理由に関する考察が欠如しているのである。

では桓武天皇が延暦十二年に至り詔を發布せんと考えた理由が何であったのか。その手立てとして、延暦十二年前後を中心とした当時の情勢について以下に考察する。

① 廟堂の様相

まず桓武朝における議政官構成氏族の傾向について見て行く。

桓武天皇は父光仁天皇の思いがけない即位により一世皇子（親王）となったが、初め立太子されたのは井上内親王所生の他戸親王であり、山部親王「桓武」は皇位継承圏外であった。しかし他戸親王を推す北家藤原永手が薨じると、間もなく井上内親王は廃后、他戸親王は廃太子される。この廃后・廃太子に伴う山部親王擁立は、『続日本紀』（宝龜十年（七七九）七月九日条）、並びに『公卿補任』（宝龜二年（七七二）、藤原百川略歴）において、式家藤原百川の奇計によつて起こったものとされる。即ち、桓武天皇の即位は百川やその異母兄の良継（桓武皇后乙牟漏の父）等が関わつて実現した。⁽¹³⁾

このことに関して、桓武天皇は延暦二十一年（八〇二）六月の宴の最中、皇太子等を召し、「微_ニ緒嗣

之父^一、予豈得^レ踐^ニ帝位^一乎、雖^レ知^下緒嗣為^中臣下所^レ恠、而其父元功、予尚不^レ忘、宜^下拜^ニ參議^一以報^中宿恩^上、」(『続日本後紀』承和十年(八四三)七月廿三日条)として、予(桓武)を即位させてくれた百川への恩を忘れていないことを述べている。即ち、桓武天皇は藤原式家の後見のもと即位しているのであり、即位以前の宝龜八年(七七七)に良繼、同十年(七七九)に百川が既に薨じているものの、藤原氏を優遇し得る理由を有していたのである。従って桓武朝初期の廟堂には、藤原氏の起用が大変に目立っている。

例えば、『公卿補任』に見られる桓武天皇即位の年(天応元年(七八一))の廟堂は、左大臣藤原魚名を筆頭に藤原氏八名、大中臣氏一名、石上氏一名、大伴氏二名、紀氏一名、石川氏一名、皇親一名である。翌延暦元年(七八二)には左大臣から中納言に至るまでの官を藤原氏が独占し、藤原氏七名、大中臣氏一名、大伴氏二名、紀氏一名、石川氏一名、皇親一名となる。特に延暦二年(七八三)に参議に起用された式家藤原種継が桓武天皇の寵臣であったことは、それから二年の内に正三位中納言となつて起用されたこと、並びに薨伝において「天皇甚委^レ任^一、中外之事皆取^レ決焉、」(『続日本紀』延暦四年(七八五)九月廿四日条)とされていることから明らかである。しかし延暦四年、その種継が暗殺されるという事件が起こると、以後廟堂には紀氏、佐伯氏等の進出が目立つようになってくる。そして詔の発布された延暦十二年(七九三)になると、依然として藤原氏が筆頭であるものの、その構成は藤原氏三名、大中臣氏一名、紀氏一名、石川氏一名、皇親二名となり、桓武朝初期の半分以上の起用数へと激減している。

更に翌延暦十三年(七九四)平安京へ遷都をすると、新たに藤原氏三名が参議に起用されているものの、長く参議の席にあった神王・壹志濃王・紀古佐美が中納言へと昇進し、同十五年(七九六)の右大臣藤原繼縄の薨去により、ついに廟堂の筆頭は同年大納言となつた神王・紀古佐美となる。そして延

曆十七年(七九八)、神王の右大臣就任(時に廟堂の首班は右大臣)、壹志濃王の大納言昇進により、桓武朝は皇親政権を樹立することとなったのである。⁽¹⁴⁾(章末表3参照)

以上より、種継暗殺事件以後、藤原氏の圧倒的優位性は減退したもののなお廟堂の筆頭としてあり続けたが、平安京遷都を期に更に勢力は衰退し、皇親の進出によって桓武朝政権が皇親政治へと転換したことが言えるだろう。

こうした藤原氏の勢力衰退の背景として、野村忠夫氏は、藤原氏の地歩形成に伴って内部諸家間の勢力をめぐる暗闘が生まれたこと、並びに参議に起用すべき一定の年齢と官歴に達した人物が不足していたことを理由として挙げている。⁽¹⁵⁾一方で佐藤宗諄氏は、野村氏の説を受け、藤原氏内における七四〇〜五〇年代出生者が少なかった可能性を述べた上で、しかし同時期の五位叙爵者傾向には大差が見られないことから、単純に藤原氏が新たに参議に任用されなかっただけの可能性もあることを指摘している。⁽¹⁶⁾

佐藤氏は、種継暗殺事件以後参議に起用されるべき可能性があった者の内出身の明らかかな者十二名(北家五名、南家五名、式家一名、京家一名)に関して、北家は免官、左遷、死去、種継事件への関与などで進出せず、南家には中級官人として生涯を終えた者が多く、また京家は浜成の左降事件もあって元々弱体であった中で、式家の数が少ない点が注目されるとする。つまり、良継・百川・種継等によって藤原氏族内においても躍進していた式家であったが、種継の早世以後その後継を務めるべき者もなく他家と同様の状態に陥ったことで、全体として藤原氏勢力が衰退したということであろう。更に、これを期に進出した他氏族もまた他の氏族を圧倒するだけの力量は持ち得なかったために、桓武朝後半期は皇親政権による皇親政治期へと転換することになる。

そしてこの転換期となったのが、神王・壹志濃王の躍進の年。即ち、延暦十二年(七九三)から同十

三年(七九四)の、平安京遷都の構想と実現がなされた時期だったのである。

②造都・棄都・遷都

延暦十三年(七九四)の平安京遷都を期に神王・壹志濃王等皇親が進出し始めた原因として、遷都が政策の心機一転を行うに相応しい一つの節目となり得たことがあるだろう。そして平安京に遷都するということは、僅か十年の都であった長岡京を棄都するということである。

桓武天皇は早くより大和国から山背国への遷都を構想していた。特に延暦元年(七八二)、長岡京造都の推進者である藤原種継が参議に起用されると、翌月には平城京造宮省が廃止され、早くも平城京棄都の兆しが現れる。そして延暦三年(七八四)五月十六日に乙訓郡長岡村の地を視察し、同六月一日に種継等を造長岡京使に任命すると、視察から僅か半年後の同年十一月十一日、ついに長岡京へと遷都する(以上『続日本紀』)。

一方の平安京については、桓武天皇が平安京遷都を構想して山背国葛野郡宇陀野を視察させたのが延暦十二年(七九三)正月十五日であり、実際に遷都したのは翌十三年(七九四)十月二十八日のことである(以上『日本紀略』⁽¹⁸⁾)。そして平安京の造営は、長岡京造営時には見られなかった桓武天皇の積極的な参加のもと、和氣清麻呂、菅野真道等によって推進される。

長岡京遷都と平安京遷都とを比較すると、主な推進者が異なるばかりでなく、構想の具体化から遷都実現までの期間が圧倒的に異なっていることが分かる。平安京は同山背国内での遷都でありながら一年半の準備期間を取っているにも関わらず、長岡京は国を隔てての遷都であるにも関わらず、僅か半年、造営が始まってからを起点とするならば、遷都まで五ヶ月しかなかったのである。

長岡京遷都が急がれた理由としては、先行研究において既に、日次が良かったことが指摘されてい

る。即ち、延暦三年(七八四)とは万事改まる「甲子革命」の年であつて、しかもこの年の十一月一日は十九年に一度しか巡つてこない「朔旦冬至」の日となることから、遷都するにあたって大変縁起が良かったのである(但し実際の遷都は十一月十一日である)。同時に、長岡京遷都が遷都反対派を恐れて秘密裏に行われていたことも、また指摘されている。日次を重要とするならば、本来造営の起点を早めるべきところであるにも関わらず、極めて短期間で迅速に遷都を行った事實は、長岡京、ひいては山背国遷都に対する反対派が存在していたことの証明に他ならない。

この懸念は遷都の翌年、延暦四年(七八五)九月二十三日の種継暗殺事件において現実のものとなる。即ち、大和国に根強い基盤を持つ大伴氏を中心とした反対派により、山背国遷都の推進者であつた種継が暗殺された事件である。

つまり長岡京とは、桓武天皇の寵臣であつた種継が命を賭して切り開いた都であり、桓武朝前半期における藤原氏最大の功ともいふべき大事業だったのである。

では桓武天皇は何故、大望をかけて造営を始めた長岡京を僅か十年で棄都したのであろうか。

棄都の理由として、先学では早良親王怨霊説・水災説の二説を中心に論議されてきた。

例えば怨霊説⁽¹⁹⁾とは、喜田貞吉氏に始まり山中裕氏、中山修一氏、佐伯有清氏等によつて継承されてきた説である。つまり、延暦九年(七九〇)〜十一年(七九一)頃は廃皇太弟早良親王の怨霊が最も恐れられた時期であり、皇太子安殿親王「平城」の病が早良親王の祟りによるといふトもあつて、遷都を決したとするのである。しかしこれに対して安井良三氏は、安殿親王の病は怨霊の祟りではなく、早良親王が罪を赦除された後も、その墓が濫穢のまま放置されていたための祟りであり、早良親王の怨霊が祟るといふ思想は平安遷都後に成立したと見るべきことを述べている。⁽²⁰⁾一方田中重久氏は、長岡京流域には氾濫の恐れがあることから廢都されることになつたのだとする水災説を唱え、⁽²¹⁾また延暦十一

年(七九二)の二度に渡る洪水被害等が原因として論が展開されてきた。更に前川明久氏は、水災説再考の上で、やはり廃都の理由は水災によるものであると述べた上で、加えて桓武天皇が怨霊恐怖に駆られたためだとする、怨霊による水災説を提唱している。⁽²²⁾

その他諸説あるところであるが、更に以上を踏まえた上で瀧浪貞子氏は、長岡京棄都の理由に怨霊や洪水の問題が無関係であったとは思わないが、実際の理由は長岡京が「十年」という節目を迎えたためであるとする。⁽²³⁾ 即ち、かつての建物の耐用年数はほぼ二十年であり、十年とは建造物の生命の半分を意味していること。並びに次の平安京造都も十一年目に造宮職が廃止されており、つまり工事が事実上十年で終止符を打たれていることなどから、十年が一つの造都の区切りであったことを指摘するのである。また『日本後紀』延暦十八年(七九九)二月廿一日条の和氣清麻呂薨伝には「長岡新都、経三十載、未_レ成_レ功、費不_レ可_レ勝計」、清麻呂潜奏、令_上託_ニ遊獵_一相_中葛野地_上、更遷_ニ上都_一、とあり、長岡京が十年の造都工事を経てなお未だ完成しないために、(だから長岡京はこのあたりで棄てたらどうでしょうか、と)密かに奏上したところ、遷都することになったのだとする。

おそらく桓武天皇は、種継の功績たる長岡京棄都への躊躇を持ちつつ、しかしいつまでたっても完成せず水害等にも悩まされる長岡京に対して疲倦する気持ちもあり、それが清麻呂の奏上と十年という節目を機に、ついに棄都という決断をさせたのであろう。

以上より延暦十三年(七九四)の平安京遷都という年は、藤原氏が勢力衰退し、皇親勢力が廟堂進出することになる政権交代期であって、同時に藤原氏の功績たる長岡京を棄都した年でもあったことが理解されたかと思う。つまり延暦十三年は、藤原氏に特別の恩寵を持った長岡京時代を棄て、皇親を取り立てた平安京時代へと転換した節目の年なのである。

従って延暦十二年の詔發布の背景にも、①廟堂に参画するようになった皇親(諸王)への計らい

皇親政策の一環と、②衰退を目前とした藤原氏への別格の計らい＝恩賞的な一面、の二つの原因があったのではないかと考えるのである。

そこで次に、皇親政策の一環としての一面、並びに藤原氏への恩賞としての一面という点から、詔發布の原因を更に掘り下げて考察したいと思う。

2 皇親政策の一環として

先に見たように、桓武朝後半期において飛躍的な廟堂進出を果たした皇親とは、神王と壹志濃王の二名である。

神王は七三七～八〇六年に生きた人物で、桓武天皇、藤原種継とは同年の生まれとなる。父は光仁天皇兄弟榎井皇子であり、天智曾孫（三世王）であった神王は、光仁天皇即位に伴う父への親王宣下と一世王昇格により、おそらく二世王的な立場になったものと思われる。更に神王の室は従妹であり、桓武天皇異母妹である光仁皇女美努摩内親王であり、桓武天皇とは極めて近しい親縁関係にあった。また神王の性格は薨伝に「性恭謹少_レ文、接_レ物淡若、雖_レ居_二顯貴_一、克有_レ終焉、」（『日本後紀』大同元年（八〇六）四月廿四日条）とあって、こうした性格が桓武天皇に重用されたのであろう。

一方壹志濃王は、七三三～八〇五年に生きた人物である。神王と同じ天智曾孫であり、父の光仁天皇兄弟湯原親王への親王宣下に伴い、やはり二世王的な立場となったのであろう。また兄妹に、光仁天皇の後宮に入った尾張女王がおり、稗田親王を生んでいる。

延暦十二年の詔とは即ち女王と臣下との結婚を許した詔であり、そのためには女王の存在が重要となる。しかし既に安田氏も指摘しているように、延暦十二年（七九三）時の諸親王の年齢から見ても、詔の適応範囲内となる婚姻適齢期の二世女王は殆ど存在していなかったと思われる。唯一、尾張女王

所生の光仁皇子稗田親王に女(二世女王)が存在していた可能性はあるが、確認することはできない。そのため先行研究では、詔の発布時に該当する二世女王が存在しないということは、つまり詔が将来的な優遇を語ったに過ぎないものであった、という評価がなされてきた。

しかし皇親側から延暦十二年の詔を捉えた時、果たして二世女王が存在するか否かは問題になるであろうか。世代は関係なく、少なくとも神王や壹志濃王ら二世王の女(三世女王)や孫(四世女王)に対する婚制緩和が実現された時点で、皇親にとつては大きく意味のある詔であったことを考慮すべきである。即ち、我が国の政治体制が合議制を基本とすることからも、皇親が廟堂に進出するにあたって、廟堂内での協力関係を結ぶために女王が臣下に嫁ぐことが許されたことは、大いに価値のあることなのである。この点に関しては、女王が何世であるかは問題にはならない。廟堂に参画する王の女なり孫なりに当たることが大切なのである。

つまり桓武天皇の皇親政権の構想上、皇親(諸王)が有力な臣下と緊密な関係を築くことは彼らを廟堂に参画させる上で非常に有益であり、皇親家(諸王家)が官人家として存続していく上でも有意義な詔となったのである。従って神王・壹志濃王に女が存在した可能性がある以上、詔は発布時より十分に機能し得たと考えるべきであろう。

しかし延暦十二年(七九三)直後の女王と臣下の結婚に関する実例が史料上に見られないこともまた事実であり、桓武朝と共に神王政権が瓦解して以後、それに続く皇親(諸王)が見られなかったこともまた事実である。故に以上述べた皇親側への利点は、あくまで皇親が廟堂に参画しやすくなるための、あるいは廟堂での立場を盤石とするための有力氏族との紐帯を築き得る可能性を認めたい。⁽²⁴⁾

尤も、二世女王以下の婚制を緩和することは、即ち詔の対象に含まれなかった一世皇女(内親王)

の存在を別格のものへと引き上げることにも直結するわけであるから、神王室美努摩内親王を通して神王家の尊貴性を高めるような役割を担ったことも考え得る。

しかし神王・壹志濃王等の女と臣下の結婚が確認できない以上、これのみを桓武天皇の詔発布の意図であったとすることはできないであろう。特に、神王等が廟堂に進出し始める時期、という漠然としたものではなく、明確に延暦十二年でなければならなかった理由は、皇親政策の一端という一面の中には見出せない。

ではその直接的原因が何であったのかについて、次に藤原氏への恩賞的一面について考察する。

3 恩賞的一面として

延暦十二年の詔の発布の背景に翌年の平安京遷都が影響していることは既に安田氏も指摘しており、氏は、桓武天皇が平安新都をミウチの体制の構築によって維持しようとする構想し、有力な氏族、特に藤原氏をミウチの体制に取り込もうと詔を発布したとしている。

同じく浅尾広良氏も、延暦十二年の詔は桓武皇統の権威が極めて脆弱であったために、藤原氏との繋がりを強化しようとする意図して発布されたものであることを述べ、概ね安田氏の見解を継承しているように思われる。⁽²⁵⁾

しかし先にも述べたように、延暦十二年(七九三)は藤原氏衰退の要となった平安京遷都構想の年であり、廟堂における藤原氏勢力もまた他氏族と一線を画すものではなくなくなっていったと思われる。もしも藤原氏包括を意図する、あるいは藤原氏の後見を求めるのならば、もつと実現可能で明確な藤原氏への優遇策を出すべきである。しかしその様子は見られず、また二世女王が詔発布直後に藤原氏へ嫁いだという事例も見られないことから、両氏の見解には賛同し難い。

むしろ、平安京遷都を機に藤原氏が衰退したこと、並びに平安京遷都に当たって棄都した長岡京が、そもそも長岡京造営に尽力して命を落としたかつての寵臣藤原種継の実績を放り棄てることになるという点に、注目すべきであろう。

即ち詔は、長岡京棄都に当たって、その功績を有する藤原氏に棄都を納得させるための緩和策として構想されたのであり、翌年以降の新平安京造営と新桓武皇親政権の樹立を想定した上での藤原氏への最後の恩賞的な意味合いがあったのではないかと考えるのである。

尤も、延暦十三年(七九四)以後になり桓武天皇が意図的に藤原氏を廟堂から排除したというわけではない。確かに藤原氏出身者は一時減少し、政権は神王の主導へと移ってゆくものの、藤原氏から複数を参議に登用するなどの優遇は残り、その起用数も徐々に盛り返してゆく傾向にある。但し、それまでのミウチ的な親密さが見られなくなり、関係が希薄となったことは確かであろう。

その様子は、例えば桓武天皇の藤原氏私邸への行幸傾向から窺える。⁽²⁶⁾ (章末表2参照)

まず『続日本紀』延暦二年(七八三)の桓武天皇の行幸記事は八回あり、その内四回が藤原氏私邸への行幸を含む。初見は延暦三年(七八四)閏九月十七日の右大臣藤原是公の田村邸への行幸で、以後延暦六年(七八七)八月二十四日、同年十月十七日、二十日、延暦十年十月十日、十三日と、大納言(後に右大臣)藤原継繩邸、並びに継繩の別荘へ行幸している。

『日本後紀』(延暦十一年)では、延暦十一年(七九二)の全十九回の行幸の内、藤原氏私邸への行幸は三回(是公邸・乙叡邸・継繩邸)、延暦十二年(七九三)には全十八回の行幸の内、藤原氏私邸へ四回(継繩邸三回、乙叡邸)と頻繁に行幸しており、しかし延暦十三年(七九四)になると全十四回の行幸の内、藤原氏私邸については継繩邸の一回のみとなる。更に平安京遷都を経た、延暦十四年(七九五)には全二十二回中継繩邸一回となり、延暦十五年(七九六)以後、遂に藤原氏私邸への行幸は途絶え

る。即ち、桓武天皇の藤原氏私邸への行幸回数もまた平安京遷都を期に殆ど絶えてしまうのである。中でも特に注目されるのは、延暦十二年(七九三)八月二十六日の乙叡邸園池への行幸と、それに続く同二十八日の継縄邸別荘への行幸である。この二所への行幸と、その直後の同年九月十日に發布された延暦十二年の詔とを鑑みると、翌年の平安京遷都の構想により藤原氏の功績を無碍にする上で、廟堂の最高位、つまり藤原氏の氏長者的立場にあつたであろう継縄に私的にこれを相談した上で、詔が用意されたという可能性もあり得るのではないだろうか。

即ち桓武天皇は、延暦十三年(七九四)の平安京遷都による長岡京の棄都、並びにそれに伴う神王・壹志濃王登用による皇親政権確立の構想によって、大恩ある藤原氏に対し、最後の恩賞としての優遇策Ⅱ延暦十二年の詔を發布したのである。

つまり、それまで長岡新京造営と桓武天皇即位の実現という点において多大な功と恩のある藤原氏に対し、その恩を忘れないこと、されど新たな新京造営と皇親政権の構想により、これより下火となるであろう藤原氏勢力が依然として「特別である」ことを公表するという意図を以て、延暦十二年の詔は発布されたと考えるのである。

おわりに

以上を総括すると、まず延暦十二年の詔の規定するところとは即ち、在任の大臣家と三位以上の良家の子弟、並びにそれに準じる伝統氏族の子孫に対して三世女王以下との結婚を許し、また藤原氏はその功績によって、特別に二世女王との結婚を許した法令であつたと考える。

そして桓武天皇がこのような皇親女子の婚制に対する大幅な緩和を行った背景として、延暦十三年（七九四）の平安京遷都を機として変貌する桓武朝の方針転換が原因であることを述べた。即ち、藤原氏の功である長岡京を棄都することへの謝礼、並びに桓武天皇擁立と即位の実現に関して恩のある藤原氏が、今後の皇親政権樹立の構想に伴い衰退していくことを見越した上で、その大恩への最後の恩賞として、そして衰退してもなお藤原氏が特別であることを公表する意図を以て、延暦十二年の詔は発布されたのである。

では延暦十二年の詔が発布されたことで、藤原氏を含む臣下にとって、また皇親にとってどのような影響が与えられることになったのだろうか。

まず臣下にとっての意義としては、先行研究では藤原氏への未来への優遇を語ったにすぎないとする消極的な評価がなされてきたことを述べた。しかし本論によって、詔の発布が、桓武天皇の藤原氏への恩賞の意味合い、並びに特別性の公表という意図を孕んでいたことが明らかにされたかと思う。

また時代が下ると、女王と臣下、特に二世女王と藤原氏の婚姻事例は飛躍的に増加することから、詔が臣下にとって有用に働いたことが言えるであろう。

更に二世女王が藤原氏と結婚できるという詔は、その過大解釈によって、一世皇女である嵯峨天皇女源潔姫が藤原良房へと降嫁する可能性を生みだし、次いで源氏への内親王降嫁、次いで藤原師輔が内親王を娶るに至るまでの過程を築くことになった。⁽²⁸⁾ 師輔への内親王降嫁は延暦十二年の詔にも規定されない違法行為であるが、これが勅勘を蒙らずに許されたことは、藤原氏勢力の増大ばかりでなく、延暦十二年の詔による婚制緩和によって、二世女王までならば娶ることを許される、という前提が存在していたからに他ならない。もしも臣下が皇親女子を娶ることがなおも堅く禁じられていたならば、いかに師輔といえども内親王を降嫁させることは非常に困難なことであったであろう。

即ち延暦十二年の詔は、特に藤原氏の皇族への接近と、内親王降嫁実現にとって、大いに意義を持ったのである。

次に天皇家（皇親）にとつての意義が存在したか否かについては、先にも述べたように、臣下との姻戚関係による親王諸王の政界進出の可能性が増加したことが挙げられるであろう。臣下がより皇族に近い血筋の女王を娶り皇族に接近できるようになったばかりでなく、王家にとつても、臣下を娘婿として家に包括する事が出来るようになったのである。

また延暦十二年（七九三）時、おそらく一世皇女（内親王）は光仁・桓武皇女しか存在していなかった。このことに着目すると、諸皇統諸王家の女王が臣下に降嫁することを許され、臣下との距離を縮めたのに対し、天智系皇統にある光仁・桓武皇女にのみそれが許されないこととなった。つまり、桓武天皇が新皇統の確立と皇権の安定化を図る中で、自身の子女姉妹に限り婚姻を規制し尊貴性を維持させたことは、他の皇統の皇親に追隨を許さない尊貴な存在として、天智系血統ひいては桓武血族を別格化したことになるのである。

その上で桓武天皇は、皇位継承し得る安殿「平城」・神野「嵯峨」・大伴親王「淳和」にそれぞれ別格化した桓武皇女、大宅・高津・高志内親王を娶らせている。これによって臣下が決して娶り得ない内親王を娶った親王となり、桓武血族の尊貴性を重ねて向上させている。桓武天皇は、このような桓武皇子女の別格化とそれら皇子女の異母兄妹婚の促進により、桓武天皇の血を引く皇親を再生産することでミウチの結束を固め、桓武皇統をより正統で尊貴なものとして格付けたのである。

即ち、桓武天皇は延暦十二年の詔を以て、藤原氏への優遇と恩賞を公表すると同時に、諸王への政治参画の機会を与え、更に桓武皇子女の尊貴性の向上による別格化を図り、これによって臣下にも、皇族にも、そして自身にも有益となり得る法令として詔を發布したのである。しかしこれがくしくも

後世、臣下への内親王降嫁を引き起こし、藤原氏の益々の台頭を許すことになるということは、桓武天皇も想定し得なかったのではないだろうか。

注

- (1) 安田政彦「平安前期の皇親政策」(『平安時代皇親の研究』所収、吉川弘文館、一九九八年) 以下同出典は注記せず。
- (2) 『大宝令』『養老令』は現存していないため、本論では以下すべて『令義解』を参考とする。
- (3) 当條における「親王」は実例に則して「内親王」と解した。逆に親王が妻を娶る事に関しては特別な規定はなく、当條は内親王にのみ適用されたものである。
- (4) 栗原弘「皇親女子と臣下の婚姻史―藤原良房と潔姫の結婚の意義の理解のために―」(『名古屋文理大学紀要』二、二〇〇二年)
- (5) 今江広道「八世紀における女王と臣下との婚姻に関する覚書」(『坂本太郎博士頌寿記念日本史学論集』上巻所収、吉川弘文館、一九八三年)
- (6) 『類聚三代格』にもほぼ同文を載せる
- (7) 例えば、吉備内親王と長屋王(二世王)の子(三世王)を二世王に。能登内親王と市原王(四世王)の

- 子（五世王）を二世王とした例などがある。
- (8) 良家【りょう・か】「身分のよい家。家柄のよい家。現代では：（後略）」（『日本国語大事典』第十巻、小学館、一九八一年）
- (9) 但し『政事要略』欠損のため、「至要雑事」中の詳細を確認することはできない。
- (10) なお安田氏の挙げるところの藤原氏以外の実例である源弘や平惟範の例については、氏の見解の通り、准皇親的な特殊性があったとして実例から例外的に除くことが可能である。
- (11) 安田氏は、二世女王を娶り得た系統として、北家「小黒麻呂流、永手流、真楯流、魚名流」、南家「豊成・継縄流、是公流、縄磨流」、式家「良継流、種継流、田磨流」を挙げ、この他式家の百川が桓武天皇擁立の功臣として考慮されたであろうが、南家の仲麻呂流は逆臣として除外されたであろうとする。
- (12) 安田氏注(1)前掲書、栗原氏注(4)前掲論文、ほか
- (13) 瀧浪貞子『日本古代宮廷社会の研究』（思文閣出版、一九九一年）
- (14) 彦由三枝子「桓武天皇朝に於ける大納言神王政権の成立とその諸政策(一)」、『政治経済史学』三四四、一九九五年）
- (15) 野村忠夫「桓武朝後半期の一・二の問題―延暦十四年十月八日格を中心に―」、『古代学』一〇、一九六二年）
- (16) 佐藤宗諄「藤原種継暗殺事件以後―桓武朝における官人構成の基礎的考察―」、『滋賀大学教育学部紀要、人文科学・社会科学・教育学』一九、一九七〇年）
- (17) 藤原種継は薨伝において「初首建_レ議、遷_ニ都長岡_一」（『続日本紀』延暦四年九月廿四日条）ともされており、長岡京遷都建議における初期段階からの中心人物であったことが知られる。
- (18) 管見の限りでは延暦十二年から同十六年の五年の間に明確なものだけでも十七回の京中巡覧並びに視

察が行われており（表2参照）、これは長岡京造営時には見られない傾向である。更に『寛平御遺誠』『宇治拾遺物語』等にも、桓武天皇と技術者とのやり取りに関するエピソードが収められているなど、平安京造営に対する関心ぶりが窺われる。

- (19) 喜田貞吉『帝都』、山中裕「平安京」(『国文学…解釈と鑑賞』二〇(四)、一九五五年)、中山修一「長岡廃都考」(『史想』五)、佐伯有清「長岡・平安遷都事情新考」(『日本歴史』一二五、一九五八年)
- (20) 安井良三「長岡京の廃都と早良親王の怨霊」(『文化史研究』九・十合併号、一九五九年)
- (21) 田中重久「長岡京の生態」(『学海』四(五)、一九四七年)
- (22) 前川明久「長岡京廢都理由の一考察」(『日本上古史研究』四(六)、一九六〇年)
- (23) 瀧浪貞子『日本の歴史⑤ 平安建都』(集英社、一九九一年)
- (24) これは後に、より臣下としての立場に近しく廟堂に参画し得、更に臣下とも自由に姻戚関係を結び得た存在、即ち賜姓源氏等にとって変わられた。源氏等は皇親の一員として天皇の親政を助ける存在になり得ると同時に、明確な臣下として政権を獲得し得、諸王ともまた違った違った皇族と臣下とのグレーゾーンの存在となったのである。従って賜姓源氏等の創出が諸王の政界進出を阻んだことも確かである。
- (25) 浅尾広良「桐壺皇統の始まり―后腹内親王の入内と降嫁―」(『國學院雜誌』一〇九(一〇)、二〇〇八年)
- (26) 桓武天皇の行幸記事は『続日本紀』中にはあまり見られないが、『日本後紀』内には圧倒的に増加する。これは『日本後紀』以降行幸が増加したのではなく、執筆傾向の相違によるものであると思われるため、その点には留意されたい。なお『日本後紀』は多くが散逸しているため、『日本紀略』『類聚国史』から適宜補った。
- (27) なお桓武天皇の即位した天応元年、並びに翌延暦元年については、行幸記事が一度も見られないことから除外した。

(28) 源氏への内親王降嫁と藤原師輔への内親王降嫁については、どちらが先行したのか詳らかではないが、通説では源氏だと推測されている。この点に関しては、本論第二部第三章にて詳述し、検討を加えた。

(表2) 桓武天皇行幸一覧 (延暦2年～同15年)

年	月日	行幸先	目的	恩給	備考	出典
延暦2年 (783)	10.14 —10.18	交野	遊獵	当年交野郡田祖免除、国・郡司、近隣高齢者と諸司従者に賜物、百済王氏数名に位階昇授、百済寺に施入		続紀・類史
延暦3年 (784)	閏9.17	田村第	宴会飲酒	是公三男弟友に從五位下	右大臣藤原是公邸	続日本紀
	[11.11]				長岡京遷都	続日本紀
延暦4年 (785)	8.24 —9.24	平城宮	齋宮下向		9月7日下向	続日本紀
	9.8	水雄岡	遊獵	(巨勢嶋人、池原繩主に位階を授く)	現京都市右京区嵯峨水尾	続日本紀
	[9.23]				藤原種繼暗殺事件	続日本紀
延暦6年 (787)	8.24	高崎津・繼繩邸	行幸	繼繩正室百済王明信に從三位	行幸帰途に繼繩邸へ	続日本紀
	10.17 —10.20	交野・繼繩邸	遊獵	別荘遊樂で、百済王氏、藤原氏等に位階授与(20日)	大納言繼繩別荘を行宮と為す	続日本紀
延暦10年 (791)	4.27	神王邸	酒宴	神王女潔庭王(女王)に從五位下	彈正尹神王邸	続日本紀
	10.10 —10.13	交野・繼繩邸	遊獵	別荘遊樂で、百済王氏、藤原氏等に位階授与(12日)	繼繩別荘を行宮と為す	続日本紀
延暦11年 (792)	1.9	諸院	巡覽	猪隈院において五位以上に錢を下賜		類聚国史
	1.20	登勒野	遊獵	終了後、葛野川畔で臣下に酒を下賜	山城国、現在地未詳	類聚国史
	2.6	水生野	遊獵		現大阪府三島郡	類聚国史
	2.18	大原野	遊獵		現京都市西京区	紀略・類史
	2.27	栗前野・是公邸	遊獵	身分に応じて物を下賜	現宇治、後は公別荘へ	類聚国史
	2.29	京中・乙叡邸	巡幸・宴	乙叡の父右大臣繼繩の孫、正六位上諸主に從五位下	巡幸後兵部大輔乙叡邸へ	紀略・類史
	3.1	榎谷	行幸		現京都市西京区大原野	日本紀略
	5.17	葛野川・繼繩邸	行幸		後に右大臣繼繩別荘へ	日本紀略
	9.9	大原野	遊獵			類聚国史
	9.21	栗前野	遊獵	五位以上の者に衣被を下賜		類聚国史
	9.25	登勒野	遊獵			類聚国史
	9.28	交野	遊獵		現大阪府枚方・交野	類聚国史
	10.14	大原野	遊獵			類聚国史
	閏11.2	水生野	遊獵			類聚国史
	閏11.7	諸院	巡幸	宮に帰る後扈從の官人に禄を下賜		紀略・類史
	閏11.9	葛葉野	遊獵			類聚国史
	閏11.16	大原野	遊獵	日暮後宮に帰り五位以上の者に綿を下賜		類聚国史
	閏11.18	高崎津・石作丘	行幸・遊獵			類聚国史
	閏11.24	登勒野	遊獵			類聚国史
	延暦12年 (793)	2.4	栗前野・伊予親王邸	遊獵	五位以上の者に衣被を下賜	後伊予親王に立ち寄る
2.13		水生野	遊獵			類聚国史
3.1		葛野	巡覽		新京巡覽	日本紀略
4.3		葛野・繼繩邸	行幸		後右大臣繼繩の別荘へ	日本紀略
7.19		大原野	遊獵			類聚国史
7.25		新京	巡覽	造宮使と將領に衣を下賜		日本紀略
8.21		大原野	遊獵	五位以上に衣を下賜		類聚国史
8.26		京中・乙叡邸	巡覽	乙叡邸宅の園池にて四位以上の者に衣を下賜	後左京大夫乙叡邸園池へ	類聚国史
8.28		葛野・繼繩邸	遊獵	繼繩別荘にて侍臣と右大臣子弟に衣を下賜	後右大臣繼繩の別荘へ	類聚国史
9.7		大原野	遊獵			類聚国史

延暦12年 (793)	[9.10]				【延暦十二年の詔】	日本紀略
	9.22	栗前野・伊予親王邸	遊獵	伊予親王と奉獻した藤原雄友の子弟に衣を下賜	後伊予親王の川沿いの邸へ	類聚国史
	9.24	瑞野	遊獵		現伏見区淀美豆	類聚国史
	11.2	新京・繼繩邸	巡覽	繼繩別荘に立ち寄り五位以上の者に衣を下賜		紀略・類史
	11.5	葛野	遊獵			類聚国史
	11.10	交野	遊獵	繼繩が摺衣を献上、五位以上と命婦・采女等に下賜		類聚国史
	11.26	栗倉野	遊獵		栗前野のことか	類聚国史
	12.10	瑞野	遊獵			類聚国史
	12.19	岡屋野	遊獵	紀古佐美、紀木津魚が奉獻、侍臣以上に物を下賜		類聚国史
延暦13年 (794)	1.25	栗前野	遊獵			類聚国史
	1.26	瑞野	遊獵			類聚国史
	2.13	葛野	遊獵			類聚国史
	2.27	水生野	遊獵			類聚国史
	3.4	大原野	遊獵			類聚国史
	4.28	新京・繼繩邸	巡覽	繼繩の別荘まで戻り宴を催し五位以上に衣を下賜	後繼繩の高橋津の別荘へ	紀略・類史
	8.10	大原野	遊獵			類聚国史
	8.16	大原野	遊獵			類聚国史
	9.22	交野	遊獵			類聚国史
	10.13	交野	遊獵	百濟王等に物を下賜		類聚国史
	[10.22]				天皇新京へ遷る	日本紀略
	[10.28]				平安京遷都	日本紀略
	11.2	北岡	遊獵		平安京北方丘陵地か	類聚国史
	11.9	康楽岡	遊獵		現左京区吉田神楽岡	類聚国史
	12.17	大原野	遊獵			類聚国史
12.24	山階野	遊獵		現京都市山科区	類聚国史	
延暦14年 (795)	3.16	日野	獵	五位以上に衣を下賜	現京都市伏見区	類聚国史
	3.27	交野	遊獵			類聚国史
	6.15	近東院	行幸			日本紀略
	6.27	大堰	行幸		葛野川に設置された井堰	日本紀略
	7.12	京中	巡幸			類聚国史
	7.13	佐比津	行幸		現京都市南区吉祥院	日本紀略
	閏7.7	大堰	行幸			日本紀略
	8.3	大堰	行幸			日本紀略
	8.5	柏原野	遊獵			類聚国史
	8.16	大原野	遊獵			類聚国史
	8.18	北野	遊獵		現京都市北区	日本紀略
	8.19	朝堂院	視察			日本紀略
	8.22	柏原野	遊獵			紀略・類史
	8.28	日野	遊獵			紀略・類史
	9.4	東院	行幸			日本紀略
	9.22	登勒野	遊獵			紀略・類史
	10.1	紫野	遊獵		現京都市北区	紀略・類史
	10.16—10.22	交野・繼繩邸	行幸		後繼繩の別荘を行宮と為す	日本紀略
	10.28	栗栖野	遊獵	近衛将監従五位下住吉綱主に従五位上	現京都市東山区	紀略・類史
	11.25	大原野	遊獵			紀略・類史
12.1	京中	巡幸			紀略・類史	
12.18	京中	巡幸			紀略・類史	
延暦15年 (796)	1.11	芹川野	遊獵		現京都市伏見区	紀略・類史
	1.20	登勒野	遊獵	四位以上に衣、五位に帖綿を下賜		紀略・類史

延暦15年 (796)	1.28	水生野	遊獵	五位以上に衣を下賜		紀略・類史
	2.12	紫野	行幸			日本紀略
	3.2	日野	遊獵			紀略・類史
	3.24	朝堂・諸院	巡覽	侍臣と護衛の諸衛府の者に物を下賜	近東院にて終日宴を催す	紀略・類史
	4.1	京中	巡幸			紀略・類史
	6.16	葛野川	行幸			日本紀略
	8.25	大蔵省	行幸	侍臣以下に布を下賜		日本後紀
	8.28	登勒野	遊獵			日本後紀
	9.21	栗前野	遊獵			日本後紀
	10.5	大原野	遊獵			日本後紀
	10.6	紫野	遊獵	五位以上に衣被を下賜		日本後紀
	10.9	日野	遊獵	五位以上に衣を下賜		日本後紀
	10.16	登勒野	遊獵			日本後紀
	11.2	北野	遊獵			日本後紀
	11.21	日野	遊獵			日本後紀
	11.29	栗栖野	遊獵			日本後紀
	12.14	京中・朝原 皇女邸	巡幸	朝原内親王邸に立ち寄り五位以上に物を下賜		日本後紀

※出典略記 / 続紀:『続日本紀』、紀略:『日本紀略』、類史:『類聚国史』

(表3)『公卿補任』における桓武朝廟堂の編成

年	大納言			中納言		参議												
	左大臣	右大臣	石宅嗣	藤田	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原
天応元年 (781) 4.1即位* 『統紀』3日	藤原名 (6.27)	中清藤 (6.致仕)	石宅嗣 (6.24葬)	藤田	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原	藤原
延暦元年 (782)	(6.14坐事)	田原 (6.13)	是公 (6.13)		是公 (9.2)													紀船守 (6.27)
延暦2年 (783)	田原 (3.19葬) *『統紀』 右大臣	是公 (7.17)	藤原 (7.19)		家持 (7.13)													藤原 (3.26)
延暦3年 (784)				小黒 (1.21)	藤原 (1.22)													紀家守 (6.13)
延暦4年 (785)					名足 (11.1)	船守 (11.1)												紀古佐美 (10.13)
延暦5年 (786)																		
延暦6年 (787)																		壹志濃王 (8.16)
延暦7年 (788)																		
延暦8年 (789)																		
延暦9年 (790)																		
延暦10年 (791)																		
延暦11年 (792)																		
延暦12年 (793)																		

第二章 一世皇子女の親王宣下と源氏賜姓

はじめに

さて、内親王はこうした延暦十二年の詔(1)においても、皇親以外との結婚が許されなかったことにな
るが、それにも関わらず、朱雀・村上天朝(九三〇〜九六七)には醍醐皇女の勤子・雅子・康子内親王の
三名が藤原師輔に降嫁したことが知られており、これは本来法的にも許されない結婚であった。この
内、後の朱雀・村上天皇の同母妹である康子内親王の降嫁については、『大鏡』(2)(公季項)において
「世の人、便なきことに申し、更に村上天皇もこれを「やすからぬこと」と思ったことが記されて
いるが、一方それ以前に降嫁している勤子・雅子内親王の降嫁についての言及はない。

これについて安田政彦氏は、康子内親王の降嫁が批判の対象となったのは皇后所生の皇女であった
ためであるとし、また勤子・雅子内親王(3)の降嫁については「本来賜姓されるべき更衣腹出自の内親王」
であったために実現したとする。

しかし更衣腹の皇女にも、紀種子所生の仁明皇子女、紀静子所生の文徳皇女、在原文子・藤原良近
女所生の清和皇子女、十世王女・源貞子・藤原有実女所生の宇多皇女など、宣下された例は複数存在
している。確かに女御腹以上の皇子女が賜姓された例は生母が明確な者の内には殆ど存在していない
が、(4)しかし更衣腹というだけで即ち賜姓されるべきであったとは言えないのではなからうか。

では賜姓された皇子女とはどのような皇子女であったのか。それを明らかにするためには、賜姓が
どのような原則において行われていたのかを明確にする必要がある。

この源氏賜姓に関する研究は度々行われており、特に各朝の皇子女並びに親王所生の王に至るまで、

源氏の成立事情に関して詳細な基礎的考察を行った林陸朗氏の研究は非常に参考とし得るものである。⁵⁾しかし問題となる宇多・醍醐朝(八八七〜九三〇)については詳細の知れない点について多くの疑問点を残している。また藤木邦彦氏は、醍醐朝(八九七〜九三〇)を経て村上朝(九四六〜九六七)以後賜姓が減少する理由について考察しているが、その中でも僅かに起こり得た賜姓の理由については述べておられず、安田氏も醍醐朝の賜姓が一定時期以後を皆賜姓する出生順によったことを述べる一方で、晩年に宣下を受けた皇子女については言及されていない。更に西松陽介氏は、醍醐朝に親王とする人数の枠が築かれ、皇位継承問題に関連して有力ではない皇子が賜姓されたとするが、⁶⁾そもそも皇位を脅かす存在ではない更衣腹所生の皇子を、皇位継承権から除外するための賜姓であったとする点など、再考の要される点があるように思われる。その他諸説あるところであるが、いずれにしても宣下と賜姓の別に関する基礎的考察はなおも再考されるべき点が多い。

本章の発端はそもそも師輔への内親王降嫁を考えるに当たって、それら内親王が賜姓され得る存在であったかどうかという点にあるが、この各朝における親王宣下される者と源氏賜姓される者の違いを明らかにすることは、即ち各朝における皇親に対する対応とその傾向を明らかとする一助にもなり、更に降嫁の実現する時代における内親王に対する認識をも確認させるものとなるであろう。

そこで本章ではこの賜姓と宣下の別に関する問題を取り上げ、一世王への源氏賜姓が始まる嵯峨朝(八〇九〜八二三)から同賜姓が終焉する村上朝(九四六〜九六七)までを限りに、源氏賜姓が始まり、踏襲された前期(嵯峨〜陽成朝)と、その変革から終焉にかけての後期(光孝〜村上朝)とに分け、各朝における源氏賜姓の原則を明らかとし、皇親形態に与えた影響を考察した。

なおその手立てとして、まず嵯峨〜後三条朝(八〇九〜一〇七二)の皇子女とその親王宣下・源氏賜姓の年月日、宣下・賜姓の年齢、並びに生母とその后妃の別など、知られる限りを史料より収集し、

表を作成して章末に付した。適宜参照していただきたい。(以下章末親王宣下・源氏賜姓一覧参照)

第一節 桓武朝から陽成朝―「同母後産」の原則―

1 源氏賜姓の開始

①桓武皇子女

初めて一世皇子に賜姓が行われたのは、桓武朝(七八一〜八〇六)のことである。初見は延暦六年(七八七)に、女孀県犬養男耳所生の光仁皇子諸勝に広根朝臣を、女孀多治比豊繼所生の桓武皇子岡成に長岡朝臣を賜姓した例である(『続日本紀』延暦六年二月五日条)。更に桓武天皇は延暦二十一年(八〇二)女孀百濟永繼所生の皇子安世に良岑朝臣を賜姓する(『公卿補任』弘仁七年(八一六)良岑安世略歴「延暦廿一二十廿七、特賜姓良岑朝臣、」)。これらは皇統の転換とキサキ・皇子女の増加による皇親の増大、並びに桓武朝における二度の遷都と造都による財政の逼迫が契機となっており、僅かな例とはいえ皇親の減少を企図して、生母が女孀である者を選んで賜姓したものと思われる。⁽⁸⁾

更に桓武天皇は二世以下の王にも賜姓を推奨しているが、積極的な賜姓の申請は行われなかったよう⁽⁹⁾で、更に桓武朝に次ぐ平城朝(八〇六〜八〇九)に至っても、キサキ・皇子女共に少なかったこともあって、一世皇子への賜姓は継承されていない。

②嵯峨皇子女

こうした桓武朝の一世皇子への賜姓という前例を経て、嵯峨朝(八〇九〜八二三)に初めて源氏賜姓

のことがあった。その詳細は『類聚三代格』（以下『類三』）弘仁五年（八一四）五月八日の詔に見られる。それによると、「男女稍衆、未_レ識_二子道_一、還爲_二人父_一、辱累_二封邑_一、空費_二府庫_一、」とあり、賜姓が経済的理由によることを述べ、また「唯前号_二親王_一、不_レ可_二更改_一、同母後産、猶復一例、其餘如_レ可_レ開者、朕殊裁下、」（以下傍線筆者）として、既に親王である者は改めず、親王と同母で後に産まれた者も親王とすること、更にその他天皇が特別の裁可により下す可能性があったことが分かる。前者については、前代からの経済的逼迫に重ねて、嵯峨天皇の皇子女数が圧倒的に多かったことも一因であろう。その数は五十名にも及び、この詔を期に皇子女八名が。最終的には計三十二名が賜姓されることとなった。なお詔中にも賜姓の基準については記されておらず、既に親王である者とその「同母後産」、並びに「余如_レ可_レ聞者」が親王とされたことが分かるばかりである。

さて、初め弘仁五年（八一四）に賜姓された者の内、最年長となったのは信・貞姫・潔姫の六歳である（『日本後紀』弘仁五年五月八日条）。これより彼等の生年は大同四年（八〇九）となるが、この翌年には後の皇后橘嘉智子が正良親王「仁明」を出産しており、従って弘仁五年に賜姓の詔が発されたのは、皇嗣に恵まれたことが契機となったのであろう。

更に嵯峨天皇の皇子女の内宣下された者と賜姓された者の別を検討すると、まず「同母後産」に当たる皇子女は、妃高津内親王・皇后橘嘉智子・女御大原浄子・交野女王の所生となる。この他に百済王貴命・高階河子・文屋文子所生の皇子女がそれぞれ宣下されており、この内貴命の出産は弘仁六年（八一五）頃と同十年（八一九）頃の詔発布後であるが、しかし『文徳天皇実録』（以下『文実』）に「嵯峨太上天皇御宇之時、引為_二女御_一、」（仁寿三年（八五一）九月五日条）とあり女御であったことが知られるため、その後妃の別によって所生の皇子女も宣下の特例として殊に裁可されたのであろう。

しかし后妃の別の不明である高階河子・文屋文子所生の皇子女については宣下の理由についても詳

細は知れず、林氏は、いずれも生母が王氏賜姓の真人姓一族であったために皇親に准ぜられて親王号が許されたと述べる。しかし真人姓には、賜姓の列に入った皇子女の生母に当麻氏・甘南備氏・大原氏等も有る。また桓武天皇から血筋の近い長岡岡成の女所生の皇女も賜姓されており、更に同じ大原氏出身の生母でも、浄子所生は宣下、全子所生は賜姓（但しこれは浄子所生の仁子内親王が齋宮となっており、かつ詔以前の所生であった可能性が高いためかもしれない）、百済王氏の貴命所生は宣下、慶命所生は賜姓など、出身氏族によらない例もある。一方、真人姓でも当麻氏が女孀であった可能性が高いこと、百済王氏の内慶命が宮女であったことに注目すると、宣下と賜姓の別は、同時に宮女とキサキの別によったことが考えられる。加えて更衣の所生にも賜姓の者が見られることから、宮女と一部更衣所生の皇子女が賜姓されたものではなからうか。

以上嵯峨朝における源氏賜姓について考察したが、しかし嵯峨朝の賜姓の詔には皇子女に「賜朝臣之姓」とあるのみで、源氏を賜姓することについては言及しておらず、従って次の淳和朝に「源氏」賜姓のことは見られない。

③ 淳和皇子女

淳和朝（八二三～八三三）の賜姓は嵯峨朝に比べて皇子女数が非常に少なかったこともあって、多くの例は見られない。確認されるのは『日本三代実録』（以下『三実』）貞観五年（八六三）正月廿五日条に薨伝を残す統忠子であるが、『本朝皇胤紹運録』（以下『紹運録』）にはこの他に統熟子を載せる。

賜姓は天長九年（八三二）に行われ、「今思既号親王、依舊不悛、同母後産、号之亦同、自外並賜朝臣之姓、或可親王者、特將定焉、（『類三』天長九年二月十五日勅）とする。即ち、既に親王である者と同母後産は親王とし、他に親王とすべき者があれば特に定める旨を述べる。また嵯峨朝

の詔同様、賜姓には朝臣を賜うとあるのみで、源氏を賜うとは明記されていないのであって、従って淳和皇子女が源氏ではなく統氏を賜姓されたことも詔的には何ら問題ではない。

さて、この統氏賜姓であるが、『紹運録』では統熟子の賜姓を天長二年(八二五)、統忠子の賜姓を同九年(八三二)に作る。しかも『紹運録』は忠子を仁明皇女に作るが、年齢差より仁明皇女とすることは不自然であるため、忠子は淳和皇女と見るべきであろう。更に賜姓の詔が発されたのは天長九年であるから、天長二年も九年の誤りではなからうか。更に統氏には『三実』貞観五年(八六三)正月八日条に統尚子の名が見られ、『一代要記』には統就子の名を載せる。また『群書類従』(巻第六〇、系譜部一)所収『紹運録』では忠子と熟子を同一人物と見る旨を注記するなど、度々これらの女子は混同、同一視されてきた。

これに対し林氏は、『三実』の従四位上叙位に見られる統氏の記載から、貞観二年(八六〇)十一月廿六日条叙位の敦子、同四年(八六二)正月八日条叙位の忠子、同五年(八六三)正月八日条叙位の尚子の三人が存在したことを述べ、就子と熟子はいずれも敦子に字形が類似することから同一人物と見做した。これより、統賜姓はこの三名とする説で間違い無いであろう。賜姓の原因は不詳だが、やはり生母の別によったのではないかと思われる。

一方淳和朝には天長九年(八三二)以後所生となる三名の皇女(崇子・明子・同子)も宣下されている(『続日本後紀』承和二年(八三五)正月廿三日条)。この皇女等はいずれも同母後産にも当てはまらず、やはり宣下の理由は不明確である。また淳和天皇の譲位後の所生と思われるため、譲位された仁明天皇がこれを取り成したとも考えられるが、しかし嵯峨上皇が淳和朝以後も所生の嵯峨皇子女を源氏としている例を考えるに、やはり譲位後の所生であることは理由にはし難いであろう。

そこでこれらの皇女の生母の出身を見ると、崇子内親王生母の橘船子は、淳和天皇の幸姫にして嵯

娥皇后橘嘉智子の従姉妹。明子内親王生母の清原春子は元右大臣清原夏野の女であり真人姓出身の王氏であることが知られる。しかし同子内親王生母の多治池子は真人姓の出身ではあるものの父は大和守と知られるのみであり、即ち有力な出身ではない。尤も、林氏の説により真人姓であることを一因とするならば宣下の理由も説明できるが、全ての真人姓の生母の子が宣下されたわけではないことは先に述べた通りである。但し淳和天皇は嵯峨天皇に比べて皇子女数が少ないこと、また詔の発布が退位の前年と非常に遅かったことを見ても、賜姓に積極的ではなかったことが考えられ、従って多治池子所生の皇女もかろうじて宣下されるに至ったのかもしれない。

以上淳和朝には一様に統氏が賜姓されたことを述べた。しかし次の仁明朝では、再び源氏賜姓が見られるようになる。

④ 仁明皇子女

仁明朝(八三三〜八五〇)では承和二年(八三五)に最初の賜姓が見られ、以後六名の皇子が賜姓された。なおその内の源登は後に母の過失により源氏の属籍を削られ、貞を賜姓された様子が見られるが(『三実』承和八年(八六六)三月二日条)、これは同日条より、嵯峨天皇の遺旨に「母氏有_レ過者、其子不_レ得_レ為_二源氏_一、⁽¹²⁾」とあることから別姓とされたものである。

賜姓の詔では「如今所_レ有、朕之兒息、除_二親王之号_一、賜_二朝臣之姓_一、⁽¹²⁾」⁽¹²⁾「其前号_二親王_一、依_レ舊不改、同母後産、猶復一例等制、⁽¹²⁾」(『類三』承和二年四月二日勅)とされ、およそ前代同様に、朝臣の姓を賜うこと、既に親王である者は改めず、同母後産も同じく親王とすることが述べられる。

仁明皇子の賜姓は嵯峨朝に倣い源氏が賜姓されたが、同じく賜姓される者の名を一字名に統一するという名付けの法則も嵯峨朝を踏襲している。先の淳和朝では統氏を賜姓したにも関わらず再び仁明

朝では源氏を賜姓したことにについては、嵯峨天皇と淳和天皇が兄弟であったのに対し、仁明天皇が嵯峨天皇の子であったことが原因であろう。即ち、嵯峨天皇の皇子女の内源氏となった者は仁明天皇の兄弟姉妹であり、嵯峨天皇の孫である仁明皇子女が同じ源氏を賜ることは、同じ嵯峨天皇の血脈の出身者という意味で問題ないのである。

さて、『公卿補任』等から推測される皇子女の生年及び賜姓の時期から、承和二年（八三五）の詔發布以前に生まれた皇子は人康親王までの四名、並びに源氏賜姓された多・冷・登等がいたと思われる。更に人康親王が天長八年（八三二）の所生、同じく賜姓された皇子の内最年長の多が同年の生まれと思われるから、¹即ちこの頃²即位以前から賜姓の構想があったことが言える。仁明皇子女には既に斎王となり得る皇女がおり、皇太子も叔父淳和天皇の皇子に定まっておおり、更に承和二年頃には本康親王も生まれて、父嵯峨天皇が親王として残した五名と同数となったことで、皇位継承問題も安定したため、賜姓に至ったものと思われる。あるいは多が嵯峨皇子の賜姓時の年齢に近い五歳程の適齢となったことが、賜姓の切っ掛けであったかもしれない。

宣下と賜姓の別はそれまで通り生母の出身によっており、宣下を受けた皇子女の母に対し、賜姓された皇子の生母はいずれも三國氏・山口氏等中小貴族の出身であった。一方宮女と思しき百濟王永慶所生の高子内親王が宣下されている点については、仁明天皇即位時、所生の皇女が時子・久子・高子内親王の三名しかいなかったため、齋院とすべく宣下されたものである。長女時子内親王は既に淳和朝の齋院を務めており、¹久子内親王は天長十年（八三三）に齋宮として卜定されているため、同天長十年に齋院となり得る皇女として、高子内親王が宣下、卜定されたのであろう。

また更衣の藤原賀登子・紀種子所生の皇子女と、后妃の位の不明な藤原小童子所生の皇女も宣下されているが、この内種子は承和六年（八三九）正五位下（『続日本後紀』承和六年正月八日条）、賀登子

は承和九年（八四二）正六位上（同承和九年正月八日条）とある点から、この頃入内、もしくは出産したものと考えられる。従っていずれも承和二年の詔以後の出産であり、所生子は賜姓され得る可能性があったことになる。（なお小童子についてはその詳細も不明であるが、ここでは同様の頃の出産と推定し、考察を加える）

そもそも藤原氏所生の皇子女については、それまでの傾向を見ても皆宣下されているが、それに加えて賀登子は父が国司階級に留まるものの北家冬嗣の異母弟であり、文徳天皇生母となつた藤原順子の従姉妹に当たる。一方小童子は南家出身であるが、橘佐為女を母とする真友の孫であり、父道長の生母は桓武皇后藤原乙牟漏の従姉妹に当たる。従つて藤原氏並びに橘氏の血縁という出身から、所生子も親王に列せられたものと考ええる。

一方種子については、父名虎は正四位下右兵衛督を極位極官とし、しかもその昇進は女の種子が仁明天皇、静子が文徳天皇に各々入内し寵を得たことが切っ掛けとされるように、種子入内以後の昇進である。即ち父や氏族の後ろ盾によつて所生の皇子女が宣下したとは言いがたい。しかし種子の入内の影響か、種子の弟有常は承和十一年（八四四）の初叙に前後して藤原内麻呂女を室としたことが知られ、更に妹の某は仁明女御貞子の兄弟有貞の室となるなど、藤原氏との接近が窺え、即ち藤原氏との縁戚による出世への下地が種子入内以前から存在していたことが考えられる。またその後の名虎の昇進と種子の二子出産からも、種子が仁明天皇に寵妃として遇されたことが推測されるため、これらが所生の皇子女の宣下に影響したのかもしれない。

以上、更衣であつた三国氏所生の皇子が賜姓される一方で同じく更衣である紀種子所生の皇子女が宣下された例を見てきたが、これらより、姓は関係なく、出身氏族の影響力が宣下と賜姓の別に反映されていたことが言えるであろう。そしてそこには天皇の寵という個人的感情に左右された面もあつ

たのではなからうか。

2 原則の踏襲

⑤ 文徳皇子女

文徳朝(八五〇～八五八)最初の賜姓の詔は仁寿三年(八五三)に発布され、「除_二親王之号_一、賜_二朝臣之姓_一、奔代相浴、已為_二成式_一、誠_下冝_下陶_二聖風_一而長扇、共_二源氏_一而混_下流_一、」但前号_二親王_一、不_レ在_二此限_一、同母後産、亦復一例、〔『類三』仁寿三年二月十九日勅〕とあり、およそ承和の勅と相違なく、更に賜姓が「奔代相浴、已為_二成式_一、」とされるものとなっていたことが分かる。そしてそれまで同様に既に親王である者は改めず、同母後産を同じとする生母別によることを述べる。

詔の発布の三年前には惟仁親王「清和」が生まれており、親王宣下の年齢が一～五歳、特に二、三歳頃である例が多いことから、惟仁親王の宣下を期に賜姓が行われたように思われる。更に惟仁親王は第四皇子であり、仁明朝賜姓時の親王も四～五名であったと思われる点から、嵯峨朝以来その前後の人数が一定の基準となつて賜姓が行われていたのかもしれない。また仁寿三年(八五三)時には既に九歳となる皇子源能有等があり、即位時から宣下を保留され続けたことを見ても、やはり即位前から賜姓の構想があつたものと思われる。

宣下された皇子女の生母には女御藤原明子(良房女)をはじめ、后妃の別の分からない列子・今子等藤原氏と、同じく后妃の別の不明な仁明女御滋野繩子の妹奥子、仁明更衣紀種子の妹静子の二人が知られる。また他にも藤原氏出身のキサキに古子・年子・多賀幾子・是子等があり、女御となつていくことから〔『文実』嘉祥三年(八五〇)七月九日条〕、後宮における藤原氏の増加と共に、彼女等は殊更の優遇を受けたものと思われる。

滋野奥子・紀静子所生の皇子女への宣下は、各々の姉所生の皇子女が宣下されていることを鑑みれば、いずれも不自然なことではないが、しかし奥子の従姉妹である岑子所生の皇子は賜姓されていることから、出身氏族だけが原因ではないだろう。尤も奥子については姉が女御であったことから同じく女御であった可能性もあるため、それが子女の宣下の理由となったということもある。更に父貞主は正四位下参議宮内卿に至った人物で、貞主家が多くの子を産んで繁盛したのは貞主の思いやりがあり、情け深い性格のおかげであったようであるから（『文実』仁寿二年（八五二）二月八日条）、父の評判の人物であったこと、また長女繩子が穏やかで立ち居振る舞いも整った仁明天皇の寵妃であったように、同じく奥子も容貌に優れ文徳天皇の寵を得たとされることから、これらが影響したことも考えられよう（同日条）。

一方の静子の后妃の別は明確ではないが、『古今和歌集目録』は御息所とし、『作者部類』は更衣とするため、東宮に入侍し御息所と称された後、更衣となったものと思われる。その呼称も『紀氏系図』『歴代編年集成』にて「三條町」、『古今和歌集』にて「三條の町」とあることから、おそらく女御ではなかったであろう。ではなぜ静子所生の皇子女が宣下されたかという点、第一皇子惟喬親王の生母であったことが一因ではなからうか。例えば、『西宮記』「五日叙位儀」には「一親王及后腹、一度三品、余四品」とあって長男となる親王及び后腹の親王が他の親王に対し初叙において優遇され三品を授けられる規定であったことを見ても、生母に関わらず、長男は別格の扱いであったことが言える。従って、滋野奥子は女御、あるいは天皇の寵によって。紀静子は寵もさることながら、所生の皇子が第一皇子であったため、各々の所生の皇子女が宣下されたものと考えられる。

対する賜姓された皇子女の生母については、清原氏・多治氏等淳和朝では宣下されていた出身者に加え、伴氏・菅原氏・布勢氏が見られるが、いずれも中小貴族となっている。また伴氏については文

徳朝に参議に至った伴善男等があるものの、源能有の生母と伝えられる伴氏は詳しい出身も不詳で、「宮女」「氏女」であつたとされることから、有力とされない出身か、后妃の別によつてこれら所生子の賜姓が行われたものと思われる。

以上より文徳朝は、仁明朝に親王とされた皇子女の生母と同じ出身氏族のキサキ所生の皇子女が同様に宣下され、それから除かれる中小貴族の皇子女が賜姓されたことになる。また多くの藤原氏子女が入内した例から、外戚としての藤原氏勢力の急速な拡大と、加えて前代からの後宮の様相がこの宣下と賜姓の別に影響しているように思われる。

⑥ 清和皇子女

次の清和朝(八五八〜八七六)の最初の賜姓は、貞観十五年(八七三)に行われた。勅の内容は前代までと殆ど同じであるが、更に「故其不_レ獲_レ已者、擇_レ之以爲_二親王_一」、「唯_下湏_下其後一世早停_二王号_一即賜_中朝臣_上、以節_二國家之經用_一」、「『類三』貞観十五年四月廿一日勅」とあり、已むを得ざる者を扨んで親王とする事、また王についても、従来より一世早く王号を止め朝臣を賜う旨が追加されている。また「其号_二親王_一者、同母後産、並同盡_一」、「(同上)とあり、それまで同様同母後産を同じとする生母別であることが述べられている。なお清和朝の賜姓は復数人への宣下も同時に行われており、この時は宣下された者が八名、賜姓された者が五名の計十三名であつた。これ以前の宣下の例は貞明親王「陽成」の一例のみである。

貞観十年(八六八)十二月十六日所生の貞明親王は、翌年二月一日に生後三ヶ月で立太子されており、親王宣下もその間に行われたものと思われる。その後間もなく貞固・貞元親王等が生まれているはずだが、彼等は早々と宣下された貞明親王に対し四〜五歳まで宣下を保留されていた。これは貞明親王

の早すぎる立太子に際し、夭折の危険性等も残る中、第二・第三皇子の宣下を保留させたかった藤原氏の意図が影響していたのであろう。その後貞観十五年(八七三)には貞明親王も六歳となり夭折の可能性も減少したばかりか、同母弟となる藤原高子(長良女)所生の貞保親王も誕生しており、源氏とすべき皇子も一定数生まれていたために、同時に宣下と賜姓のことが行われたものと考ええる。

その宣下と賜姓の別は生母の出身氏族によっており、宣下された皇子女の生母は外戚藤原氏、嵯峨皇后嘉智子を通して外戚となる橘氏、並びに皇親となる女王、近親の王氏となる在原氏であり、父は参議以上か各省大輔クラスである。唯一藤原良近がこの時右中弁であるが、女も藤原氏とあつてこれに含まれたのである。一方の賜姓された皇子女の生母は、賀茂氏・大野氏・佐伯氏等、やはり中小貴族の子女となっている。更に貞観十八年(八七六)には正六位木工允でしかない藤原眞宗女(更衣)所生の皇子貞頼が宣下されているのを見ると、既に外戚の一族というだけで、藤原氏子女の所生子が宣下されるなど、出身氏族が大きく関わるようになってきているようである。この原則から行くと、清和朝に問題となり得る事例はない。

⑦陽成皇子女

次の陽成天皇は、藤原氏を外戚とし九歳で受禪されたものの、摂政藤原基経との反目により若くして退位した天皇である。従って所生の皇子女も皆退位後の所生となるため、賜姓の詔も見られない。但し『尊卑分脈』、『紹運録』(村上本)、『帝王系図』(吹上本)より、延長三年(九二五)に清蔭・清鑒・清遠の三名が賜姓されていたことが分かる。その生母は紀氏・伴氏・佐伯氏であり、一方藤原氏・皇親の所生は宣下と、清和朝と同様の傾向であったことが見て取れる。

ところで延長三年(九二五)の賜姓時、『公卿補任』によって知られる生年から計算した源清蔭の年齢

は四十二歳と高齢になり、これは非常に不自然である。また清蔭は延喜三年(九〇三)には既に従四位に叙されており(『公卿補任』)、即ち品位でなく位階である点からも、賜姓以前に親王宣下を受けていたという可能性もなからう。あるいは親王とも源氏とも定められず王という曖昧な立場で有り続けたのかもしれないが、しかし父陽成上皇が存命であり、かつ清蔭が二十歳前後で通常通り初叙されている点からも、やはり考え難い。

そこで『尊卑分脈』の表記をより深く検討してみると、弟の清鑿項における「延長三五廿」の表記が、前田家本、内閣文庫本では欠けていること、並びに清遠項における「延長」の表記が、前田家脇坂本、前田家本、内閣文庫本では「延木」とされていることから、即ち「延長」が「延喜」の誤りであった可能性が指摘できる。尤も延喜であったとしても、延喜三年(九〇三)五月二十日の賜姓では清蔭の延喜三年正月の叙位には間に合わないが、しかし長く親王とも源氏とも定められずにいたものが延喜三年に到り初叙を機に賜姓されたという方が、延長三年(八二五)に四十代で賜姓されたとするよりははるかに可能性として有り得るのではなからうか。

以上嵯峨(陽成朝(八〇九〜八八四)の宣下と賜姓の別を見てきたが、いずれも一貫して一定時期以後所生の皇子女を、「同母後産の原則」により、生母別によつて宣下・賜姓していたことが分かる。更にその生母は、初めはキサキと宮女の別、並びに更衣の内出身勢力の弱い者から賜姓される皇子女が選ばれていたが、仁明朝以後藤原氏等の有力氏族出身のキサキに加え、天皇の寵が宣下に影響を及ぼすようになり、更に清和朝(八五八〜八七六)以後、明確に出身氏族によつて選別されるように変化していったようである。そして、こうした宣下される者の選別はそのままキサキの選別とも比例しており、とりわけ清和朝のような生母氏族を限定して行われる宣下の例からは、皇親の血筋が母系を通してより限定されたものへと集束されていくことになった。そしてその宣下された皇子女の生母の出

身は、天皇と近親になる藤原氏・橘氏・皇親・王氏等であり、とりわけ藤原氏の子女が多く、父の身分にも関わらず出身氏族だけで所生の皇子女が宣下された例から、そこには藤原氏の後宮政策の中で、血統と外戚関係を通して皇親すらも掌握せんとする意図が感じられるようである。

第二節 光孝朝から村上朝 | 賜姓の原則の変革とその終焉 |

1 皇統の転換による変則的な賜姓

⑧ 光孝皇子女

陽成天皇の退位により思いがけず即位した光孝天皇は、即位後間もない元慶八年(八八四)六月二日、先に齋王として内親王宣下した二名の皇女を除き、全ての皇子女を賜姓した。それ以前、貞観十二年(八七〇)二月十四日の時点でも光孝天皇は所生の王十四名を賜姓しており、元慶八年時既に亡くなっていた子を除いた源旧鑿・是忠・是貞等は、元慶八年の賜姓において再度重複して賜姓されている(『三実』)。更に時服月俸に預かっている「空性」という僧が貞恒のことであったようで、後に還俗し、寛平八年(八九六)再び源氏となっている(『紹運録』)。即位後このように重複して賜姓が行われたのは、一世源氏と二世源氏では時服月俸、初叙等にも差があることから、改めて一世源氏として賜姓しなおしたものである。また貞観十二年(八七〇)には公損が少ないことを理由に賜姓されなかった女王(皇女)も、元慶八年には賜姓されることとなった。⁽¹⁶⁾

そもそも光孝天皇が齋王を除くすべての皇子女を賜姓したのは、即位の擁立者である藤原基経への恩義から、自身の皇子女を皇位継承者の列から除き、次代こそは基経が外戚となる天皇が即位できる

ようにとの配慮であったものと思われる。しかし基経は血縁関係のある皇太子の擁立は行っておらず、そのため光孝天皇の晩年に至っても、未だ皇太子は立っていない状態であった。そこで遂に仁和三年（八八七）八月二十五日、光孝天皇の薨去の直前になり、元慶八年（八八四）に源氏賜姓されていた源定省「宇多」が親王に復され、翌日立太子、踐祚する事態となる（『日本紀略』（以下『紀略』）。即ち、イレギュラーな退位と即位による皇統と政局の転換が、源氏から親王に復した天皇が即位する、という更なるイレギュラーを生むことになったのである。ここに源氏は、親王に復される可能性を持った存在へと変化した。

⑨ 宇多皇子女

源氏から復して即位した宇多天皇の皇権は脆弱であり、治世当初における基経との確執もあって長く近親への宣下はなく、即位の二年後の寛平元年（八八九）にようやく皇子への宣下が初見する。この時宣下を受けた皇子四名はいずれも即位以前の所生であり、即ち源氏であったはずであるから、これらも源氏から親王へと復された例となる。

さて、宇多朝（八八七〜八九七）に確認できる賜姓は源順子・臣子（17）の二名だけである。宇多天皇と同じ血統となる皇子女は光孝天皇の一斉賜姓により殆ど存在しておらず、皇権の弱い宇多天皇が宇多系の皇親を増産させるためにも皇子女の賜姓を避けたのかもしれない。そのためか、光孝（18）醍醐朝（八四〇〜九三〇）には近親婚も多く見られ、光孝血統の皇親の結束を固め、皇権を正統化せんとする意図が見られる。従って、基本的には全ての皇子女に宣下するつもりであったのではないだろうか。

しかし同時に宇多皇子女は、生母不詳の成子内親王・戴明親王・行中親王（19）の他は藤原氏・橘氏・源氏・皇親を生母としており、即ちこれまでも宣下に預かってきた氏族出身の生母である。一方賜姓さ

れた順子の生母は『菅原氏系図』等より菅原氏の出身と思われ、後に菅原道真等が台頭するものの、前代からの通例では宣下に預からない生母であったから、当然それまで同様生母の出身により宣下と賜姓が分けられた可能性もあるだろう。そこで以下、源順子について掘り下げて考察してゆく。⁽²⁰⁾

そもそも順子は『紹運録』に「配_二貞信公_一」、『一代要記』に「適_二貞信公_一」⁽²⁰⁾とあり、藤原忠平室となったこと、また『公卿補任』（承平元年(九三一)藤原実頼略歴）の「母宇多第一源氏順子、」等の記述から、実頼の生母であったことが知られている。

しかし一方で角田文衛氏は、『紀貫之集』延長二年(九二四)忠平北方の五十算賀の記事より順子の生年を逆算すると宇多天皇との年齢差が九つしかないことから、順子が光孝天皇皇女で、後に宇多天皇養女となったとする説を提示された。⁽²¹⁾一方で林氏は、この『紀貫之集』の五十算賀は四十算賀の誤りであるとし、宇多天皇との年齢差の解消を図った。更に島田とよ子氏は、従来の延長三年(九二五)の忠平室卒去の記事より、これを順子の死去と見る説では、『大和物語』における実頼の母の菅原の君(順子)が没し、その服喪が明けた頃に宇多法皇の仲介によって忠平に禁色が勅許されたとする記事について、延長三年には既に忠平が正二位左大臣となっており、非参議四位以下を対象とする禁色勅許を受けるには相応しくないことを指摘し、この卒去の記事が順子のものではないことを述べられた。⁽²²⁾即ち、延長三年(九二五)に没した「北方」（『貞信公記』大日本古記録所収「貞信公記抄」抄出者分註）は忠平のもう一人の室である源能有女昭子であるとし、順子の没年は実頼を生んだ昌泰三年(九〇〇)から、忠平が参議となる延喜八年(九〇八)の間と想定すべきであるとし、同じく『紀貫之集』に見られる五十算賀も、この時には既に順子は没しており、従って源昭子のための五十算賀であったと見る。この説であれば延長三年四月没を順子とする説に対し、『後撰和歌集』忠平の和歌の詞書にある「七月ばかりに、左大臣の母身まかりける時」という内容にも齟齬は無くなり、また五十算賀とも

関係がなくなるため、順子の生年は不明となるわけである。例えば、順子が二十歳で実頼を生んだとしても順子の所生は元慶五年(八八一)となり、時に宇多天皇は十五歳である。今少し順子の出産年齢が若かったと考えても問題はなく、宇多皇女という史料を疑う必要はなくなる。従って、やはり順子は宇多皇女として見るべきである。^(2,3)

順子が宇多天皇の実子であったとすると、恐らくは宇多天皇二十歳以前の所生であろうから、即位以前の子となる。即位以前の所生でも、藤原胤子・橘義子所生の皇子四名は寛平元年(八八九)に宣下されており、しかもこの時点ではまだ共に更衣であったから(『紀略』)、この宣下が生母の後妃の別によったものではなかったことは明らかである。また順子の生母は『菅原氏系図』道真女項に「寛平妃衍子、欣子母、^(順子)」とある人物で、『北野天神御傳』昌泰二年(八九九)三月条に「于時大臣長女、寛平太上天皇女御、」、同じく『尊卑分脈』に「寛平女御」と見え、寛平八年(八九六)十一月二十六日に宇多天皇の女御となったようである(『紀略』)。これは宇多朝後半からの父菅原道真の昇進によっているのであろうが、しかし母が女御であったならば、順子が親王に復されなかったことは異例のことである。

しかしこのことには前例が存在している。即ち、光孝天皇の全皇子女への賜姓により、光孝朝には女御となった班子女王所生の皇子女が皆賜姓されているのである。彼等は宇多天皇即位後に宇多同母兄弟姉妹であることを理由に親王に復されたが、順子の場合には兄弟が即位した例も無いため、親王とされることも無かったのではなからうか。即ち、順子は源氏賜姓されたのではなく、源定省「宇多」所生の二世源氏として生まれ、その後父の即位に際しても、親王に復すというイレギュラーな事態に預からなかったために、源氏のまま据え置かれたのではあるまいか。

一方胤子・義子所生の皇子女が親王とされた点について、林氏は、光孝天皇の即位は基経が定省を

皇嗣に考慮した上で推戴したものであったとし、従って仁和元年(八八五)に産まれた維城「醍醐」(敦仁²⁴)・齊中は身分を留保し、宇多即位後に晴れて宣下が行われたものとする。しかし定省が源氏である以上、所生の子はその時点で源氏として生まれているのであり、そもそも身分を留保されるという前提に誤りがある。また宇多天皇即位直後の宣下でなかったことを見ても、当初はやはり藤原温子(基経女)の皇子誕生が望まれていたのだろう。しかし生まれたのは皇女のみであり、しかも皇女を所生した寛平二年(八九二)十二月には基経が関白を辞任、翌一月に薨じており、宇多天皇は基経の圧力からも解放されている。おそらくは温子の懐妊に皇子誕生の可能性を残した上で、皇位継承者の安定と、従来宣下に預かってきた出身の生母に対する考慮で、寛平元年(八九一)に宣下が行われたのではないだろうか。

以上より、順子が源氏となったのは、そもそも源氏として生まれており、特に親王に復されなかったためであったと推測した。同時に、順子が十代の早い段階より藤原忠平室となっていたことにも注目できよう。即ち、内親王が臣下に降嫁することは律令的に不可能であるが、一世源氏が臣下に嫁いだ例は、過去に嵯峨天皇が皇女源潔姫を藤原良房に降嫁させた例があり、宇多天皇がその先例を用いて、順子を源氏のまま据え置き、藤原氏に娶らせることで藤原氏との紐帯を築こうとしたことは大いに考え得ることであろう。⁽²⁵⁾

2 「同母後産」の消失

⑩ 醍醐皇子女

源順子・臣子というそもそも源氏として生まれた二名の皇女の宣下を留めた他、全ての皇子女に宣下を行った宇多朝に対し、醍醐朝(八九七〜九三〇)でも所生の皇子女は順当に皆宣下を受けていたよ

うである。しかし源高明以下、醍醐朝治世の後半になると、急遽賜姓のことが見られるようになる。この醍醐皇子女の賜姓について、林氏は延喜十四年（九一四）十九年（九一四）生まれの皇子女が賜姓された点を指摘し、一方醍醐天皇崩御後に賜姓されたと思しき源為明・盛明については、前者は父が公卿でなかったこと、後者は天皇崩御後の例であったため、旧来の原則に従い賜姓されたとする。しかしこの原則は醍醐朝の実例にはそぐわないことから、安易に旧来の原則を用いたとはし難い。

次に安田氏は、藤原忠平の政權掌握により延喜十四年（九一四）頃から全皇子女を宣下する方針に転換し、以後所生の皇子女を全て賜姓したとする。林氏のように下限を定めず、延喜十四年以後所生の全皇子女を対象として賜姓が行われた点は特に賛同し得るところであるが、しかしそうすると同十四年以後所生の靖子内親王・英子内親王・章明親王が宣下された理由が不明確であり、そのことについて論究されていない点に問題が残る。

また西松氏は延喜十六年（九一六）皇太子保明親王の元服により皇位に見通しがついたため、延喜二十一年（九二一）に至り賜姓されるようになったことを述べ、更に親王定員枠を九名と定め、それを越えて生まれた皇子が賜姓されたとする。また為明・盛明については、天皇崩御後の皇位継承外の皇子であったために賜姓されたとする。しかし皇位継承と皇子の数に関係が無いとは思われないもの、保明親王の元服から五年も経て賜姓する理由、並びに賜姓と宣下の別を一貫して皇位継承にのみ原因を追及している点に問題が残る。

そもそも醍醐皇子女の内賜姓された者については、その人名にも問題がある。

『類聚符宣抄』に挙げられる所の延喜二十年（九二〇）に賜姓された者は、高明・兼明・自明・允明・兼子・巖子・稚子の七名である。しかしこの内稚子は延喜十一年（九一一）に既に親王宣下を受けており、賜姓の列に含まれることは非常に不自然である。更に延喜十五年（九一五）所生と思しき靖子は、

延長八年(九三〇)にようやく宣下された記事が見られるが、この時既に十六歳であることもまた不自然である。そこで『醍醐天皇実録』(第二卷)⁽²⁶⁾では、靖子内親王が初め賜姓されていたとの見解を述べる。即ち、延喜二十年に賜姓されたのは雅子ではなく、靖子であったとするのである。

これは靖子内親王と共に宣下を受けた英子内親王・章明親王にも同様に言えるように思われる。例えば英子内親王は延長八年(九三〇)の宣下時十歳であり、章明親王も七歳とやや年齢が高い。即ち、靖子内親王のみならず三名共が、一度賜姓された後に再び親王宣下されたのではなからうか。⁽²⁷⁾これより、中宮藤原穩子所生の寛明親王「朱雀」・成明親王「村上」・康子内親王と、女御源和子所生の韶子内親王・斉子内親王の計五名を除き、延喜十四年(九一四)以後所生の皇子女が皆賜姓されたと考え得るのである。

その際更に問題となるのは、先に賜姓された高明以下、並びに延長五年(九二五)所生と思しき為明、翌年所生と思しき盛明等が賜姓されたままであるにもかかわらず、何故靖子・英子・章明のみ親王に復されたのかについてである。

これが慣例通りの生母別であったならば、藤原氏・源氏の所生は皆宣下を受けているが、更に生母の出身に限って宣下されたのだとしても、藤原淑姫所生の英子内親王は同母兄が源氏のままであることから、やはり生母別ではない。また後に村上朝の齋宮となった英子内親王の場合は、醍醐皇女の中でも尤も年若い皇女であることから、予め齋王となることを想定されていた可能性もあるが、しかし朱雀朝の齋王となった斉子内親王が同年頃の生まれと思われることから、やはり初めから齋王卜定を目的として宣下されたとも考え難い。

そこで注目されるのは、靖子内親王・英子内親王・章明親王等三名への宣下のタイミングである。『紀略』によると、宣下の行われた延長八年(九三〇)には、七月に雷に打たれた人が内裏で死ぬと

いう事件や、疫病の流行、更に醍醐天皇不予という事態がおこっている。これにより醍醐天皇は九月二十二日、讓位。二十七日には朱雀院に遷御するはずであったが、病が重く、右近衛府に移り留まることになった。二十八日には宇多法皇がこれを見舞い、翌二十九日に宣下のこと、続いて天下大赦が行われるも、同日醍醐天皇は崩御したようである。即ち、宣下はまさに今際の際であり、しかも天下大赦と並列して書かれていることに注目できる。つまり醍醐天皇不予に際し回復を求めて行われたであろう天下大赦の恩典と同様に、恩典を為す目的で、賜姓されていた皇子女を親王に復したのではなからうか。

しかし、何故靖子内親王・英子内親王・章明親王であったのかは明確ではない。例えば、靖子内親王は第一皇子克明親王と同母であるという点、章明親王は参議藤原兼輔の女を生母とする点が考慮されるが、英子内親王については前述の通り、取り立てて宣下される理由は見いだせない。但し皇女の内、という限りであったならば、右大弁源唱女周子所生の兼子や母不詳の巖子に対し、後に参議に至った藤原菅根女淑姫の所生であるという出身の点に、選ばれた理由があるかもしれない。

以上より、醍醐朝では女御以上のキサキの所生を除き、延喜十四年(九一四)以後所生の皇子女が賜姓されたものと考ええる。但し三人の更衣所生の皇子女への宣下は、初め賜姓されていたものを、醍醐天皇不予に関連してその回復を願う恩典とし、異例として親王に復されたものと考ええる。即ち、その原則は従来通りの「出生順」であり、しかし同母兄弟でも宣下される者と賜姓される者がいるという、「同母後産」の原則が廃除されたものとなったのである。

では何故同母後産の原則は醍醐朝に至って消失したのであろうか。

その一因として、醍醐天皇が元々更衣であった藤原胤子を生母としている事、即ち更衣腹の所生であったことがあるだろう。胤子は醍醐立太子の三ヶ月前にようやく女御となるが、これは藤原温子に

皇子が生まれなかったために、敦仁親王「醍醐」を立太子するための措置として女御に昇格させられたものと思われる。従って、この元更衣腹であることが、「女御所生と更衣所生」の、そして宇多・醍醐両天皇が元源氏であったことが「宣下と賜姓」の境界を濁し、同母後産によらない賜姓の可能性を生みだしたものと考える。⁽²⁸⁾

またこうした思想に加えて、そもそも醍醐朝は後宮の構成がそれまでと大きく異なり、キサキにはそれまで宣下の列に預かってきた皇子女の生母となる藤原氏・源氏（王氏）・皇親しか存在していなかったことも、大きな一因であろう。そのため治世当初所生の皇子女はすべて宣下されていたのであり、いざ賜姓を行おうとすると、藤原氏等の本来宣下されるべき生母の内から更に厳選してそれらが行われなければならなかった。従って延喜十四年（九一四）以降同母後産にも関わらず出生順のみ原則において賜姓が行われたのも、安田氏の述べる忠平の政権掌握による方針転換というものばかりではなく、生母の出身の向上により、予想外に賜姓し得ない皇子女が増加したためであろう。

即ち、安田氏の述べるところの「更衣腹は本来賜姓されるべき」であったとする見解に対し、更衣腹が賜姓される可能性のあるものであったのは確かだが、源氏を生母とする勤子・稚子内親王等藤原師輔に降嫁した皇女達については、やはり本来賜姓され得る皇女ではなかったのである。

⑪村上皇子女

皇女を一名しか儲けることのなかった朱雀天皇に続き即位した村上天皇は、その所生の皇子女十九名の内十八名を親王とし、僅か一名、源昭平だけを賜姓している。

先行研究では村上朝（九四六～九六七）にて賜姓は「激減した」と片付けられることが多く、唯一賜姓された昭平の賜姓理由が考察されていないことに大きな問題が残る。その中で林氏は「全く昭平だ

けが源氏とされたのであって、その理由は不可解といわざるをえない」とし、更に藤原元方の怨霊、源高明の不满等皇嗣を巡る宮廷の暗闘を背景に、昭平の生母藤原正妃がとかく日陰の存在で（『栄花物語』、後見も弱かったことから、何らかの謀略があつて賜姓が行われたと推察する。

一方西松氏は醍醐朝以来の親王定員原則が強く関係しているとし、将来有力な皇子が生まれた際に親王のポストを確保するため、更衣所生である上に同母による二人目の子とあつてとかく皇位継承の優先順位が低かった昭平が賜姓されたという。

当代天皇が、先代天皇の親王とした数を一定の基準とした例はそれ以前からも考慮されていたと思う。しかし西松氏が醍醐天皇の定めた枠組みが父宇多天皇の残すところの親王数九名を踏襲したとする説については、皇太子保明親王が薨去し予定が狂つたにせよ、最終的に十二名の皇子と養子とした宇多皇子二名を宣下した点からも一概には支持し難い。その上で更に昭平が村上天皇の第五子であることから、九名を親王宣下するという枠組みに適用されるには早すぎる生まれのように思われる。そもそもその後の所生の皇子の数などは調節できるものではないから、親王とする数というのは、一定の目安にはなり得ても枠として定めることは不可能であろう。

そのため九名定員説については肯定しかねるが、しかし前述の通り先例を何かしらの基準とすることは有つたであろう。例えば、嵯峨天皇が親王とした五名という数は、淳和朝の親王が五名であつた例、仁明朝の賜姓は親王が五名となつた時であつたという例、更に清和朝の賜姓も親王が六名となつた時であつた例等に継承されており、多少前後するものの、五名前後が賜姓開始の一定の基準となつていたことが言えるのではなからうか。また西松氏も述べているように、宇多天皇が親王とした九名に対し、醍醐皇子女の宣下の時期も親王が九名となつた時点であつたことには注目できる。このことから、村上朝においてもこれらの数字により賜姓の構想が生まれた可能性は考え得るであろう。現に

昭平は第五子である。これは嵯峨朝以来の例からいけば、そろそろ賜姓され得る人数になったということである。

しかし村上朝においてまず先例とされるべきは父醍醐天皇の先例ではないだろうか。

醍醐朝に始めて賜姓された六名の内、最も年長であった高明等三名は七、八歳頃であった。このように多くが五歳以前、特に二、三歳の頃に宣下される例に比べて、賜姓の場合は年齢がやや高いことが特徴である。これは嵯峨皇子女の最初の賜姓でも最年長の信等が六歳であったこと、文徳皇子女の最初の賜姓においても能有が九歳であったことにも類似して見られる傾向であり、おそらく、以後所生の皇子女が賜姓されることを明確にするため、初回では復数人を同時に賜姓する事が常となっていたため、同時に賜姓される者の内年少の者が二、三歳の適齢になるのを待ったためであろう。昭平の賜姓も七歳と年齢はやや高く、それまで宣下も賜姓もなく処遇が保留されていたのは、林氏が述べるような「親王宣下を見合わせられていた」のでも「皇嗣問題から疎外されていた」のでもなく、先例に基づいて復数人を同時に賜姓するための保留期間と同義であったのではないだろうか。その上で村上朝の賜姓は、キサキの出身並びに同母兄弟の宣下と賜姓の別から「同母後産」の原則ではなく、これらの原則とは異なる賜姓を行った醍醐朝を踏襲しているように思われる。つまり、延喜二十年(九二〇)以後所生の更衣腹の皇子女を賜姓する出生順のみによるという原則であり、村上天皇はこれに倣い、天曆八年(九五四)以後所生の更衣腹の皇子女を皆賜姓したのではあるまいか。

しかしこの場合問題となるのは、昭平の生まれた天曆八年(九五四)以後に、更衣腹の所生として生まれた可能性のある緝子内親王と昌平親王への宣下である。

緝子内親王の場合、その生年は知られないが、薨伝にて「第八之女」⁽²⁹⁾ (『紀略』天禄元年(九七〇)八月十八日条)とされることから、天曆七年(九五三)頃所生の「女七の宮」^(補子内親王) (『大鏡』)と、天曆九年(九

五五)頃所生の「第九女親王」(『小右記』長和四年(一〇一五)四月廿六日条)の間の天曆七年(九五三)五五)の所生と想定され、昭平より後の所生であった可能性もある。

そこで、緝子内親王が昭平の妹であった場合を考えると、まず緝子内親王の生母は更衣藤原元方女祐姫であり、即ち第一皇子廣平親王に皇位の期待を寄せながら、その直後に産まれた藤原安子所生の皇子が早々と立太子したことで、それを深く恨んだとされる元方の女であり、しかもその元方は恨みを残したまま天曆七年(九五三)に没している。その点が憂慮されたという可能性もあろうし、また前述のように、靖子内親王が第一皇子克明親王と同母であったために親王に復された可能性が有るように、第一皇子廣平親王の同母妹であったことが宣下の理由となったのかもしれない。

次に昌平親王も、やはりその生年が分からない。まず墓伝では「年六、今上第六子、」(『紀略』応和元年(九六一)八月廿三日条)とあり、これより天曆十年(九五六)の生まれであったと推測され、その後「六歳」で夭折したことになる。しかし一方で守平親王「円融」が「皇后産第五皇子守平、」(『紀略』天徳三年(九五九)三月二日条)として誕生しており、即ち第六皇子である昌平親王の生年は第五皇子守平親王誕生(天徳三年(九五九)以後、宣下を受ける天徳四年(九六〇)以前となり、『紀略』における薨年が「年三」の誤りであったことになるのである。

これらの記述より問題になるのは、昌平親王の生母である藤原芳子の后妃の別である。芳子は初め更衣であり、天徳二年(九五八)十月二十八日に女御となった(『紀略』)。即ち昌平親王が天徳三年(九五九)の所生であれば女御の所生となり宣下され得るが、天曆十年(九五六)の所生であれば更衣の所生となり、賜姓されていた可能性があるのである。

そこで更衣腹として賜姓された昭平の例を見てみると、本来第五子である昭平は、賜姓されたために皇子の序列には含まれておらず、弟守平親王が第五皇子とされたことにも問題は無い。しかし昭平

が後に親王に復された際、本来第五皇子となるべきところを「九宮」（『紹運録』）、「第九昭平」（『紀略』天徳四年（九六〇）十二月廿五日条）など、末弟である永平親王の下に序列されているのである。これは、既に先の親王等の序列が定まっております、その変動を避けるために親王となった年次によって序列付けられたものと思われる。ともすれば昌平親王の例もこれと同様で、兄昌平に先んじて守平親王が宣下を受けたために第五皇子とされ、その後兄でありながら宣下の遅れた昌平親王が第六皇子とされたことにも説明がつくのである。従って、昌平親王は母芳子が未だ更衣の時分に、昭平の弟、守平親王の兄として生まれたものと考ええる。

さて、昌平親王の同母弟であり女御腹として生まれた永平親王は、慣例に従い二歳で宣下を受けており、その他村上朝の皇子女も各々その前後の年齢で宣下されているようだが、昌平親王については五歳での宣下と、決して異例ではないものやや年齢が高くなる。しかも弟守平親王よりも遅れての宣下である。これは生母を女御とするまでの保留期間であった可能性、並びに賜姓の為に保留されていた可能性の両方に捉えることができる。そもそも芳子は更衣であったものの、父師尹が忠平息であったから、女御に成り得る可能性はあったであろう。一方賜姓された昭平の生母正妃の父は在衡で、彼は師尹とほぼ同列で官位を進んでおり、むしろ冷泉朝以前に關しては在衡が先任であった。しかし在衡が藤原氏傍流納言の子であったのに対し、師尹が撰閑家の子であったこと、並びに正妃に対して芳子が天皇から寵せられる存在であったことも、芳子が女御となり得た一因であろう。しかし女御となったのは藤原安子の懐妊後であるのを鑑みても、女御となつてすぐに昌平が宣下されなかつたのは、安子一家に慮つてのことだったかもしれない。つまり昌平親王の宣下は、生母芳子をいずれ女御にするに当たって、それまで処遇を保留されたために宣下が遅れたものと思われる。

無論、天徳三年（九五九）の所生であればもとより女御腹として生まれているのであり、むしろ懐妊

に際しての女御宣旨であったという説明も付けられるが、何分これ以上の史料を欠くために昌平親王の生年と宣下の事情を断言することはできない。しかしいずれにしても、昌平親王は母が女御となつたことで、宣下されたのであろう。

以上より、村上朝は有力な生母となる藤原安子に憲平親王「冷泉」が生まれ、立太子、更に第二子の為平親王も生まれ、皇位継承し得る皇子の数が安定したことで、天暦八年(九五四)所生の昭平以後、更衣腹の皇子女をすべて賜姓することとしたと考える。しかし昭平と同年以後の所生の可能性のある緝子内親王・昌平親王については、前者は外祖父元方への憂慮と、第一皇子と同母であること等が考慮されて宣下され、後者は更衣腹として所生した可能性はあるものの、母の出身と天皇の寵愛から女御となっており、あるいはそれを想定し、やや遅れたものの女御所生となつた上で宣下されたものと考ええる。そして結果的に天暦八年以降の更衣所生の皇子女は緝子内親王の例外を除き昭平しかいなかったためにこの一例しか起こらなかつたのであり、その昭平も、従来の「同母後産」であれば宣下され得た故に、後に親王に復されたのであろう。

おわりに

村上朝(九四六く九六七)以後の後宮について明らかに言えることは、入内するキサキがいずれも身分の高い出身の女性たちに占められるようになったことであり、更衣の藤原正妃とて、昭平所生時に父は中納言であり、円融朝(九六九く九八四)には左大臣に至つた人物である。即ち、陽成朝(八七六く八八四)以前であれば無条件に藤原氏所生の皇子女が宣下されていたにも関わらず、村上朝(九四六く

九六七)には父が公卿クラスに至っていても女は更衣であり、その子も賜姓され得たのである。逆に女御になったのは藤原摂関家の血を引く子女並びに二世女王といった皇親のみであり、その女王も母が藤原氏であるなど、厳選されていたようである。この現象が即ち冷泉朝以後、更なるキサキの厳選による減少に繋がったのだらう。従って生母の身分の上昇によるキサキの減少と、それに伴う皇子女数の減少が一因となって、村上朝を最後に一世皇子女への賜姓も見られなくなるのである。

同時に、源盛明・兼明・昭平等が後に親王に復されたように、親王と違い廟堂に参画し得る源氏の存在は、藤原氏が廟堂を掌握して行く上で弊害となるものであった。また皇子女数の減少により国庫への負担も軽減していたであろうから、本来の賜姓の意義も既に失われつつあったと思われる。その契機となったのが、源氏から親王に復された宇多天皇の即位であり、これによって源氏と皇親との線引きは曖昧なものとなった。更にその脆弱な皇権から全ての皇子女を親王にせんとしていた宇多朝、「同母後産」によらない賜姓を行った醍醐朝の賜姓の原則により、親王と源氏との線引きは益々曖昧となった。そして村上朝の賜姓は一名のみと、既に慣例に従い源氏を算出することだけを目的としたような感もあり、源氏が親王に復されるという例もまた珍しくなくなったことで、源氏の有用性は完全に薄まったのであろう。

しかしそればかりでなく、二世王への源氏賜姓にもこの皇子女の源氏賜姓の減少に関する原因が有るように思われる。

嵯峨源氏以後、一世源氏の子や孫が廟堂に参画し公卿となる例もあつたが、数を増すばかりの一世源氏に、その家が永く繁栄することは無かった。そもそも源氏賜姓された者の生母の多くは、中小貴族等有力ではない出身であり、皇親に准じる恩恵はあつたものの廟堂の門も狭く、更に父天皇が讓位すれば、次代のより天皇と近親となる源氏が生まれるため、子息の更なる出世が望み難くなるという

悪循環がおこる。そのため臣下として成功した者も少ないのである。

その一方で、有力な親王の場合は高位任官や、国庫から支給される諸々の経済的恩恵があり、しかも二世女王と藤原氏の結婚が許されていたために、権勢を握ってゆく藤原氏との間に縁戚関係を築くことも可能であった。従って積極的な婚姻政策が行われており、藤原氏にとっては皇親を通じて天皇との接近と皇親の恩恵を、親王家にとっては自らの権益と更に子女子息の出世を求める等、相互利益が働いていたのではなからうか。

また藤原氏族内での近親による廟堂・後宮双方での勢力争いが活発になるにつれ、藤原氏の子女子息にもより高い身分の生母が望まれるようになり、その際、臣下であり多くが四位五位に留まる源氏の子女に対し、法的にも許容されていながら高い身分、もしくは藤原氏を外戚として生まれた二世女王を娶ることを求めたのも、自然なことかもしれない。⁽³⁰⁾それに伴い、女王の兄弟は、王、あるいは二世源氏として出仕し、藤原氏縁戚として、藤原氏からの恩恵を得る場合もあったであろうことは、後に藤原氏と並んで、結果的に一人の一世源氏も生み出されなかつたはずの村上源氏がその後大きく台頭してゆくことから窺えるのではないだろうか。

注

(1) 『日本紀略』延暦十二年九月十日条

詔曰、云々、見任大臣良家子孫、許_レ娶_ニ三世已下_一、但藤原氏者、累代相承、撰_レ政不_レ絶、以_レ此論_レ之、不_レ可_ニ同等_一、殊可_レ聽_レ娶_ニ二世已下_一者、云々、（本論第二部第一章に詳述）

(2) 『新編日本古典文学全集 34』大鏡』（小学館、一九九六年）、以下同出典は注記せず。

(3) 安田政彦「醍醐内親王の降嫁と醍醐源氏賜姓」（『続日本紀研究』三七四、二〇〇八年）以下同出典は注記せず。

(4) 一時女御班子女王所生の光孝皇子女が賜姓されていた事例、宇多皇女源順子の生母が女御であった可能性がある。

(5) 林陸朗「賜姓源氏の成立事情」（『上代政治社会の研究』所収、吉川弘文館、一九六九年）以下同出典は注記せず。

(6) 藤木邦彦「奈良・平安朝における皇親賜姓について」（『国士館大学人文学会紀要』二、一九七〇年）以下同出典は注記せず。

(7) 西松陽介「賜姓源氏の再検討―賜姓理由を中心に―」（『日本歴史』七三七、二〇〇九年）以下同出典は注記せず。

(8) 桓武朝の賜姓は通説では生母の身分が低かったためとされるが、中谷氏は、生母の女孀という身分が、出産後も職務に従事したこと、自宅通勤が許されており子供が自立可能であったこと等を理由に挙げている。（中谷征充「一世賜姓と良岑安世」（『密教学会報』四四、二〇〇六年））

(9) 賜姓を奨励することは『類聚三代格』延暦十一年七月三日太政官符や、『日本後紀』延暦二十三年正月廿三日条に見られるが、これより吉住恭子氏は、こうした度重なる奨励の勅より、皇親が賜姓を願い出ることには積極的であったとは言いがたいとする。（吉住恭子「皇親と賜姓皇親」（『史窓』五八、二〇〇一年））

(10) 高津内親王は後に廢妃されるも、皇子女は妃の所生として宣下を受けている。

(11) 以後入内して皇后以下更衣以上となった者をキサキ、その他宮廷に出仕した女官、女房等を宮女と記述する。また百済王慶命は『続日本後紀』承和三年八月十六日条にて尚侍となったことが知られることから、宮女とした。

(12) 貞登は『日本三代実録』貞観八年三月二日条によると、更衣三国氏の所生で、承和の初めに源氏賜姓され時服月俸に預かったが、後に母の過失によって属籍を削られたとある。この母の過失については、同貞観十五年二月廿六日条にて右大臣藤原三守の子有貞が承和十二年に「見疑私通後宮寵姫」、出為常陸権介」ということがあつたようで、他に仁明天皇のキサキの過となる例は見られないことから、この時貞と私通をした寵姫というのが仁明更衣の三国氏であり、これが登が属籍を削られる原因である母の過失だったのではないだろうか。

(13) 人康親王は『本朝皇胤紹運録』（村上本）、『一代要記』にて貞観十四年五月五日に四十二歳で薨じたことが知られ、それより逆算すると天長八年の生まれとなる。なお『本朝皇胤紹運録』は貞観十三年の薨去とするが、『日本紀略』にて薨伝が貞観十四年五月五日条に作られることから、貞観十四年として逆算した。一方源多は『公卿補任』（仁寿四年源多略歴）にて「天長八年辛亥生」とされることによつた。

(14) 本論第一部第二章に詳述

(15) 貞観十二年の賜姓について、『日本三代実録』貞観十一年九月十日条では時康親王「光孝」は子に宗室姓を請うたが、清和天皇に不許可され、その後貞観十二年に改めて、「(前略)以宗室朝臣、将為其姓、而拳覆案世情、凡雖一宗之胤、而姓號分異、則人心自疎、既屬吾就敢序之時、蓋念同族和穆之義、臣雖不肖、苟為弘仁朝廷之苗裔、因願同編於源氏之末、成親親之厚、(後略)」と上表し、弘仁の朝廷の苗裔、即ち嵯峨天皇の子孫であるため、同じく源氏賜姓されることを願ひ、許可

された。この事例は二世王への源氏賜姓の初例となっており、その理由が嵯峨天皇の後裔であるためであったことが明らかである。また宗室氏賜姓を不許可された後に源氏賜姓を請い許可されている点からも、これには清和天皇の意図が反映されていたものと思われる。

(16) 『日本三代実録』貞観十一年九月十日条

(前略) 夫男能自謀、女尤足_レ悲、況亦祿留_ニ一身_一、公費斯淺、是以故一品葛原親王等除_レ之、不_レ入_ニ於改姓_一、臣之愚意、苟復同_レ之、(後略)

『日本三代実録』貞観十二年二月十四日条

(前略) 先日表曰、女子祿留_ニ其身_一、公損猶少、因願、唯令_ニ男兒等改_レ姓、以_ニ宗室朝臣_一、將_レ為_ニ其姓_一、(後略・注(16)参照)

(17) 名前には順子・傾子・欣子などの異同が見られるが、本論では「順子」に統一する。

(18) 例えば宇多同母妹の為子内親王が醍醐天皇妃、宇多異母妹源和子が醍醐天皇女御になっており、また宇多皇女均子内親王が異母兄敦慶親王の室、光孝皇女源和子所生の第五皇女慶子内親王が宇多皇子敦固親王の室となるなど。

(19) 戴明親王は『尊卑分脈』『本朝皇胤紹運録』等より雅明親王(宇多皇子・醍醐養子)の同母弟とされているが、戴明親王は雅明親王の生年以前の寛平五年に親王宣下の記事があり(『日本紀略』)、同母とすると年齢差が三十近くなり不自然である。しかも寛平五年時、雅明親王生母である藤原褒子の父時平は二十三歳であり、従って時平女の所生では有り得ない。以上より寛平五年の宣下、あるいは母のいづれかに誤りがあることとなる。そもそも『尊卑分脈』前田家脇坂本、前田家本、内閣文庫本には戴明親王の生母に関する情報を欠き、また『本朝皇胤紹運録』等の名前の順序も兄弟の生年順とは錯誤しているため、以上から雅明親王の弟とすることはできない。

また皇子誕生の順序を宣下の年等から推測すると、①②八八五年生（醍醐・齊中）、③八八六年生（齊世）、④八八七年生（敦慶）、⑤⑥八八九〇年頃生（敦固、齊邦）、⑦八九五五年生（敦実）、⑧九〇九年生（行中）、⑨九二〇年生（雅明）、⑩九二六年生（行明）となり、この中で七番目に当たる敦実親王は、『扶桑略記』にて「寛平第八皇子」とされていることから、戴明親王が第七皇子であったと見てよいであろう。また行明親王が『日本紀略』において「今上第十二皇子行明為親王」、雅明親王が「以第十皇子雅明為親王」とされていることから、戴明親王が雅明親王の弟、行明親王の兄とも見做されることがあるが、しかし雅明親王の記事には、醍醐天皇の養子とする旨が続いており、即ち宇多皇子ではなく醍醐皇子として「第十皇子」とされたと見るべきである。行明親王の場合醍醐養子となった旨の文言は無いが、恐らく兄雅明親王に倣って宣下以前から醍醐養子となっていたであろうから、行明親王の「第十二皇子」というのも、醍醐皇子として序列されたものである。その場合第十一皇子は戴明親王ではなく延長元年に産まれた朱雀天皇のことを指すため、戴明親王はやはり宇多第七皇子であったと推測される。

なお戴明親王の醍醐養子説では、醍醐皇子が皆「明」の字を通字としていたことが根拠とされるが、しかし戴明親王の生まれる一、二年前所生の宇多同母兄貞忠親王男正明王の例もあり、偶然の一致であった可能性は大いにある。また十三歳で薨去した行中親王同様史料上に殆ど情報が残っていないことから、戴明親王も早世であった可能性もある。ともすれば醍醐皇子の通字として「明」が定められた延喜十一年以前に薨去していた可能性もあろう。いずれにしても偶然の一致の可能性を除き名の一字が「明」であったことを醍醐養子であったためとするのは、根拠に乏しく思われる。

(20) 源臣子については、『本朝皇胤紹運録』に名前が見られるのみで詳細が不詳であるため、順子の方を取り上げた。

- (21) 角田文衛「菅原の君」(『紫式部とその時代』所収、角川書店、一九六六年)
- (22) 島田とよ子「忠平の禁色聴許の時期について―宇多法皇と忠平」(『大谷女子大國文』二三、一九九三年)
- (23) 『日本紀略』延喜十九年八月廿二日条では、「忠平室家源氏」の傍らに「欣子」(順子。注(17)参照)と傍書するが、これは『日本紀略』原本には本来記され得ないものであるため、底本の段階での誤認であろう。
- (24) 『日本紀略』寛平二年十二月十七日条にて敦仁「醍醐」・敦慶親王が各々維城・維蕃より改名したことが知られる。
- (25) 基経の長男時平でなく三男忠平であった事情については、本論第二部第三章にて後述。
- (26) 藤井讓治・吉岡眞之監修『へ天皇皇族実録16』醍醐天皇実録(第二卷)(ゆまに書房、二〇〇七年)
- (27) 『西宮記』『禁秘抄』には、延長元年に皇子二名を賜姓したとする記事があり、『大日本史料』は当該条にて賜姓のタイミングの知れない為明・盛明兩名の賜姓であったと推定している。しかし両者の生年は共にこれより以後である可能性が高く、この時賜姓され得る人物はいない。しかし二年前の延喜二十一年には斉子・英子の二名が生まれており、この内斉子は延長元年に三歳で宣下を受けていることから、皇子二名の内一名は皇女の誤りであり、即ち英子内親王は延長元年に一度賜姓されていたとも考えられるのではあるまいか。あるいは安田氏は、根拠となる『西宮記』の記述の「延長元年」が「延長八年」の誤りであった可能性を指摘する。
- (28) なお史料上から明確にすることはできないものの、先の光孝天皇の斎王を除いた一斉賜姓において、斎王となった内親王の同母兄弟姉妹が賜姓されていた可能性は大いにある。もしそうであったならば、醍醐朝の賜姓の原則には更に光孝朝という先例が存在し、これに端を発していたことも考えられよう。
- (29) 皇子女の序列については、新田太加茂氏が『続日本紀』の記載について、出生順の場合は「第〇子」「第

○之子」、生母と正統性による場合は「○○之第○子」とされることを述べるが、一方安田氏は『日本三代実録』にて「第二之子」とされる業良親王が本来第一子で、この表記が生母によっていることを述べる。同様に『日本紀略』にて宇多天皇が「第七息」「第三之子」と二通りの順序で記されていることから、「第○之子」は生母による順序であるように思われ、従って緝子内親王の場合も「第八之女」とは「第八女」とは同義でない可能性が高い。しかし未だ確証は無いため、本論では昭平の妹の可能性がある更衣腹として、第八女と仮定し考察した。史料中における皇子女の出生順の表記については、今後改めて論究したいと考える。(安田政彦「皇子女の出生順について―平城皇子女から清和皇子女まで―」(『帝塚山学院大学研究論集 文学部』三六、二〇〇一年)(新田太加茂『続日本紀』にみえる皇子女の順序)『続日本紀研究』三四五、二〇〇三年)

(30) 例えば忠良親王女・人康親王女と基経、本康親王女と時平、基平親王女と兼通、代明親王女と頼忠・伊忠、有明親王女と兼通・公季、為平親王女と実資、具平親王女と頼通・教通、昭平親王女と公任など、他にも例がある。

皇子女親王宣下・源氏賜姓一覧（嵯峨～後三条朝）

父	年	月日	名前	年	母	備考			
嵯峨	皇子		業良親王		高津内親王 妃				
			仁明天皇		橘嘉智子 皇后				
			基良親王		百済王貴命 女御				
			秀良親王		橘嘉智子 皇后				
			忠良親王		百済王貴命 女御	『統』834.2.14「第四子」:第五子の誤カ			
		弘仁5(814)	5.8		源信	6	廣井弟名女	『後』814.5.8、『姓』	
					源弘	4	上毛野氏	『後』814.5.8、『姓』	
					源常	2	飯高宅刀自	『後』814.5.8、『姓』/『姓』賜姓:4歳	
					源明	2	飯高宅刀自	『後』814.5.8、『姓』	
					源寛		安倍楊津女	『三』卒伝:明と同年の所生カ	
					源定	(13)	百済王慶命	尚侍 、『公』/『公』「第六源氏」→天長5年賜姓は誤カ?/ 淳和女御永原原姫養子	
		天長5(828)?			源鎮		百済王慶命	尚侍	
					源生		笠継子		
					源融		大原全子	『統』838.11.27:仁明養子	
					源安		粟田氏		
					源勤		大原全子		
					源勝		惟良氏	『三』/『紹』母:大原氏/『一』母:近子	
					源啓		山田近子	『三』869.8.27薨伝:常の子(常養子カ)	
					源賢		長岡岡成女		
					源澄		田中氏		
					源清		秋篠康子	『後』/『紹』『一』母:高子	
					源繼				
					淳王			『紹』	
			皇子	皇女		業子内親王		高津内親王 妃	
						仁子内親王		大原浄子 女御	
					有智子内親王		交野女王		
					正子内親王		橘嘉智子 皇后	淳和皇后	
					俊子内親王		橘嘉智子 皇后	『帝』/『紹』『一』母:大原氏	
					繁子内親王		橘嘉智子 皇后	『統』/『紹』母:文屋氏	
					秀子内親王		橘嘉智子 皇后	『統』/『紹』母:大原氏	
	宗子内親王				高階河子	『文』854.3.20薨伝「第八女」			
	芳子内親王				橘嘉智子 皇后	『統』/『紹』母:文屋氏			
	純子内親王				文屋文字	『紹』母:大原氏			
	斉子内親王				文屋文字	葛井親王妃(非礼とされる)			
	基子内親王				百済王貴命 女御				
弘仁5(814)	5.8				源貞姫	6	布勢武蔵子	『後』『姓』	
					源潔姫	6	当麻氏	女孺 、『後』『姓』/藤原良房室	
					源全姫	4	当麻氏	女孺 、『後』『姓』	
					源善姫	2	百済王慶命	尚侍 、『後』『姓』	
					源更姫		紀氏		
					源聳姫		甘南備氏		
					源良姫				
					源盈姫		大原全子		
					源端姫		布勢武蔵子		
					源吾姫		内藏影子		
					源年姫				
					源若姫				
					源神姫		内藏影子		
					源容姫		内藏影子		
	源蜜姫				山田近子	更衣			
淳和	皇子				恒世親王		高志内親王 東宮妃		
					恒貞親王		正子内親王 皇后		
					恒統親王		正子内親王 皇后	『統』842.3.16薨伝「第三皇子」/『紹』享年13歳: 829年所生であれば第四子	
			基貞親王		正子内親王 皇后	『三』869.9.21薨伝「第四子」/恒統が第四子の場 合827年所生記事に該当し第三子			

				良貞親王		大中臣安子			『統』848.5.6 薨伝「第五皇子」
				皇子		正子内親王	皇后		夭折
				皇子		正子内親王	皇后		夭折
皇女				氏子内親王		高志内親王	東宮妃		『三』/『紹』母：大中臣氏
				有子内親王		高志内親王	東宮妃		『三』/『紹』母：大中臣氏
				貞子内親王		高志内親王	東宮妃		『統』/『紹』母：大中臣氏
				寛子内親王		大野鷹子			
承和2(835)	1.23			崇子内親王		橘船子			『統』
				同子内親王		多治池子			『三』/『紹』名：国子、母：常子/『帝』名：(前田本) 国子、(吹田本)国子
				明子内親王		清原春子			『文』854.9.5 薨伝「第七女」
天長9(832)カ				統敦子					『紹』：825.3.7 賜姓は誤カ/『紹』名：熟子、『一』名：就子/『三』860.11.26：從四位上
天長9(832)	3.3			統忠子					『紹』/『三』863.1.25 薨伝/『紹』父：仁明/『三』862.1.8：從四位上
天長9(932)カ				統尚子					『三』863.1.8：從四位上 ※以上三皇女を同一視する説有り
仁明	皇子			文徳天皇	7	藤原順子	女御		以下父天皇即位の年より天長10年と推測
				宗康親王	6	藤原沢子	女御		
				光孝天皇	4	藤原沢子	女御		
				人康親王	3	藤原沢子	女御		
				本康親王		滋野繩子	女御		
				国康親王		藤原賀登子	更衣カ		
				常康親王		紀種子	更衣		
				成康親王		藤原貞子	女御		
				源多					弟登の賜姓より推測/『公』「天長八年辛亥生」
				源冷					弟登の賜姓より推測
				源登		三国氏	更衣		『三』866.3.2/源氏→母の過(845年、藤原有貞との密通の疑いカ)により属籍削除
承和初期カ				源光					『略』卒伝より逆算し生年を参考に算出
承和13(846)頃カ				源効					『三』初叙の年より光の弟、覚の兄と思われるため、両者の間の生年と推測し算出
承和14(847)頃カ				源覚		山口氏			『三』卒伝より逆算し生年を参考に算出
嘉祥2(849)頃カ				(貞登)		三国氏	更衣		『三』866.3.2/元源氏/属籍削除→貞賜姓/『紹』名：澄
貞観8(866)	3.2			皇子		滋野繩子	女御		夭折(6歳)
皇女				時子内親王		滋野繩子	女御		
				久子内親王		高宗女王			『一』「帝七女」、『歴』「帝第八皇女」は斎宮卜定の時期より認め難し
				高子内親王		百済王永慶	女孀		『一』名：亮子/『一』「帝八女」は斎院卜定の時期より認め難し
				親子内親王		藤原貞子	女御		
				柔子内親王		滋野繩子	女御		『統』/『文』/『三』/『紹』母：貞子
				新子内親王		藤原沢子	女御		
				眞子内親王		紀種子	更衣		
				平子内親王		藤原貞子	女御		
				重子内親王		藤原小童子			
文徳	皇子			惟喬親王	7	紀静子	更衣カ		以下父天皇即位の年より嘉祥三年と推測
				惟條親王	5	紀静子	更衣カ		
				惟彦親王		滋野奥子			
				清和天皇		藤原明子	女御		
				惟恒親王		藤原今子			
貞観3(861)	4.25			源能有	9	伴氏			『文』/『公』845生/『尊』1月賜姓
				源每有		多治氏			『尊』/『一』源時有項に「兄每有」とあり
				源時有		清原氏			『文』
				源本有		滋野岑子			『文』
				源戴有		滋野岑子			『文』
				源定有		菅原氏			『一』/『歴』/『尊』母：菅野氏

		貞観3(861)	4.25	源行有		布勢氏		『三』
		貞観3(869)		源富有		布勢氏カ		『紹』/『帝』貞観2年/母は『帝』(吹上本)による
	皇女			晏子内親王		藤原列子		『伊』「第一皇女」/『歴』「第八女」は斎宮卜定の時期より認め難し
		嘉祥3(850)カ		恬子内親王		紀静子	更衣カ	『歴』「第二皇女」
				述子内親王		紀静子	更衣カ	『歴』「第三女」、『賀』「第五皇女」、『一』「帝五女」
				慧子内親王		藤原列子		『一』「第四女」、『賀』「第八皇女」、『歴』「第九女」/『一』名:恵子
				珍子内親王		紀静子	更衣カ	
				儀子内親王		藤原明子	女御	
				掲子内親王		藤原今子		『紹』『一』名:掲子/『略』名:楊子/『編』母:静子/『略』914.2.23薨伝「第七皇女」
		貞観3(861)	4.25	礼子内親王		藤原今子		『三』
				濃子内親王		滋野奥子		
				勝子内親王		滋野奥子		
				源憑子				『文』
				源謙子				『文』
				源列子				『文』
				源清子				『文』/清和女御
				源奥子				『文』
		貞観3(861)	4.25	源富子		菅原氏		『三』『紹』/或は富有と同一カ
				源淵子		滋野岑子		『三』/『紹』『一』名:滋子
				源脩子				『一』
清和	皇子	貞観11(869)頃	2月以前	陽成天皇	2	藤原高子	女御	『三』868.12.16所生、翌年2.1立太子につきこの間の宣下
				貞固親王	(5)	橘休蔭女	更衣	『三』/陽成弟、貞保兄により4~5歳頃の宣下
				貞元親王	(5)	藤原仲統女	更衣	『三』/陽成弟、貞保兄により4~5歳頃の宣下
		貞観15(873)	4.21	貞保親王	4	藤原高子	女御	『三』/『三』870.9.13誕生「第四皇子」
				貞平親王		藤原良近女	更衣	『三』/『尊』「第六皇子」とするも『三』宣下の記載中貞純の前に名を挙ぐ
				貞純親王		嘉子女王	女御	『三』
		貞観17(875)	10.15	貞辰親王	2	藤原佳珠子	女御	『三』
			3.13	貞数親王	2	在原文字子	更衣	『三』/『三』882.3.27「第八子」、時に「八歳」とす
		貞観18(876)	11.25	貞眞親王	1	藤原諸藤女	更衣	『三』/『帝』「九宮」
				貞頼親王	1	藤原眞宗女	更衣	『三』/『一』母:藤原直宗女/『略』922.2.8薨伝「第十皇子」
				源長猷		賀茂岑雄女		『三』
		貞観15(873)	4.21	源長淵		大野氏		『三』
				源長鑿		佐伯子房女	更衣	『三』
		貞観18(876)		源長頼	2	佐伯子房女	更衣	『三』/『紹』母:大野氏
	皇女			孟子内親王		藤原諸葛女		『三』
		貞観15(873)	4.21	包子内親王		在原文字子	更衣	『三』/『略』889.4.22薨伝「第一皇女」とするも『三』宣下の記載中孟子の後に名を挙ぐ
				敦子内親王		藤原高子	女御	『三』/『紹』『賀』母:良近女
		貞観18(876)	3.13	識子内親王	3	藤原良近女	更衣	『三』/『歴』「第四皇女」
		貞観15(873)	4.21	源戴子		賀茂岑雄女		『三』
陽成	皇子			元良親王		藤原遠永女		母:遠永女は連永女の誤カ
				元平親王		藤原遠永女		母:遠永女は連永女の誤カ
				元長親王		姦子女王		
				元利親王		姦子女王		
		延長3(925) (延喜3年 (903)カ)	5.20カ	源清蔭	42	紀氏		『尊』『皇』/『公』884生/延長3年賜姓は延喜の誤カ
				源清鑿		伴氏		『尊』『皇』/延長3年賜姓は延喜の誤カ
				源清遠		佐伯氏		『尊』『皇』/延長3年賜姓は延喜の誤カ
	皇女			長子内親王		姦子女王		
				儀子内親王		姦子女王		
光孝	皇子	貞観12(870)	2.14	源元長				『三』
				源兼善				『三』
				源名実				『三』
				源篤行				『三』

貞観12(870)	2.14	源最善				『三』		
		源近善				『三』		
		源音恒				『三』		
		源是恒				『三』/出家の後還俗、後に再び源氏賜姓(『紹』896.11.28、『一』『尊』同年12.28)		
		源舊鑿		讚岐永直女	更衣	『三』		
		源貞恒	15			『三』/『一』896.12.28/『公』856生		
		源成蔭				『三』		
		源清実		布勢氏		『三』/『三』源氏一属籍削除		
		源是忠	14	班子女王	女御	『三』/『公』857生		
		源是貞		班子女王	女御	『三』		
		元慶8(884)	4.13	(源舊鑿)		讚岐永直女	更衣	『三』884.6.2時服月俸/賜姓重複
				(源是忠)	28	班子女王	女御	『三』/賜姓重複/後に親王
			(6.2)	(源是貞)		班子女王	女御	『三』/賜姓重複/後に親王
				源国紀				『三』884.6.2
源定省[宇多]	18			班子女王	女御	『三』884.6.2/『略』887.8.25「第七息」、『略』宇多即位前記「第三之子」/後に親王		
源香泉						『三』884.6.2		
源友貞				『三』884.6.2				
仁和5(889)	4.7	源是茂	5	藤原門宗女		『略』/『公』885生		
寛平3(891)	12.29	(是忠親王)	35	班子女王	女御	『略』『一』		
		(是貞親王)		班子女王	女御	『略』『一』		
仁和3(887)	8.25	(宇多天皇)	21	班子女王	女御	『三』、翌日立太子・踐祚		
仁和2(886)	10.3	(滋野清実)		布勢氏		『三』/元源氏/属籍削除→滋野賜姓		
		(空性)				『三』884.6.2時服月俸/源是恒カ		
皇女	4.9	穆子内親王		正躬王女		『三』/『一』「帝二女」/『賀』「第七皇女」は齋院卜定の時期より認め難し		
		繁子内親王				『三』/『略』916.5.26薨伝「第四皇女」、『歴』「帝第四女」		
	(6.2)	4.13	源遲子				『三』884.6.2	
		源緩子		多治氏			『三』884.6.2/『略』名:綾子	
		源麗子					『三』884.6.2	
		源奇子					『三』884.6.2/『一』『紹』名:音子	
		源忠子	31	班子女王	女御		『三』884.6.2/後に内親王	
		源簡子		班子女王	女御		『三』884.6.2/後に内親王	
		源崇子					『三』884.6.2	
		源連子					『三』884.6.2	
		源綏子		班子女王	女御		『三』884.6.2/後に内親王	
		源礼子					『三』884.6.2/藤原連永室(但し結婚は賜姓以前、二世女王の時)	
		源最子					『三』884.6.2	
		源借子					『三』884.6.2	
		源黙子					『三』/『一』『紹』名:點子	
		源是子					『三』884.6.2	
		源並子					『三』884.6.2	
		源謙子					『三』884.6.2時服月俸	
		源為子		班子女王	女御		『三』884.6.2/後に内親王	
	源深子					『三』884.6.2		
	源周子					『三』884.6.2/『略』912.4.30卒伝「第十五源氏」		
	源密子					『三』884.6.2		
	仁和1(885)	4.14	源和子				『三』/醍醐女御	
	仁和3(887)	2月	源快子				『一』『歴』	
		2.9	源秩子				『三』/快子と同一説有	
			源善子				『三』	
	寛平3(891)	12.29	(忠子内親王)	38	班子女王	女御	『略』『一』/清和女御忠子女王カ	
			(簡子内親王)		班子女王	女御	『略』『一』/『略』914.4.10薨伝「第二皇女」/『一』陽成妃	
			(綏子内親王)		班子女王	女御	『略』『一』/『略』925.4.2薨伝「第三女」/陽成妃	
			(為子内親王)		班子女王	女御	『略』『一』/醍醐妃	

宇多	皇子	寛平1(889)	12.28	醍醐天皇	5	藤原胤子	女御	『略』/『略』890.12.17維城より名を改む	
				齊中親王	5	橘義子	女御	『略』	
				齊世親王	4	橘義子	女御	『略』	
				敦慶親王	3	藤原胤子	女御	『略』/『略』890.12.17維蕃より名を改む	
		寛平3(891)	2.14	敦固親王		藤原胤子	女御	『略』	
				齊邦親王		橘義子	女御	『略』	
		寛平5(893)	10.17	戴明親王				『略』/『尊』『紹』母:褒子	
		寛平7(895)	7.15	敦実親王	3	藤原胤子	女御	『略』	
				行中親王				夭折(13歳)	
		延喜21(921)	12.17	雅明親王	2	藤原褒子		『略』/出家後の子/醍醐養子	
	延長5(927)	8.23	行明親王	2	藤原褒子		『略』/出家後の子/醍醐養子		
			皇子		藤原繼蔭女	更衣	『伊勢集』『古』/母:伊勢/夭折(8歳)		
	皇女				均子内親王		藤原温子	女御	『一』/『紹』母:胤子/敦慶親王室
		寛平4(892)	12.29	柔子内親王		藤原胤子	女御	『略』	
				君子内親王		橘義子	女御	『略』/『略』893.3.14齋宮卜定「第三皇女」、『一』「帝二女」	
		寛平7(895)	11.7	孚子内親王		十世王女	更衣カ	『略』/母:徳姫女王に同カ/源嘉種、敦康親王等 が通う(『和』)	
		寛平9(897)	2.29	成子内親王				『略』/『略』978.12薨伝「第五女」/元平親王室「女 五の宮」カ(『和』)	
				依子内親王	3	源貞子	更衣	『略』/『略』936.7.1薨伝「第七女」	
				誨子内親王		藤原有実女	更衣カ	『尊』名:海子/元良親王室	
				季子内親王		藤原有実女	更衣カ		
				源順子		菅原衍子カ		『紹』/『尊』『菅』名:欣子、『一』傾子/『尊』母名:行 子/光孝皇女説有/藤原忠平室	
				源臣子				『紹』	
			若子				『紹』/夭折カ		
	醍醐	皇子	延喜4(904)	11.17	克明親王	2	源封子	更衣	『略』『一』/『略』911.11.28将順より名を改む
					2.10	保明親王	2	藤原穩子	中宮
					代明親王		藤原鮮子	更衣	『略』911.11.28将親より名を改む
			延喜8(908)	4.5	重明親王	3	源昇女	更衣	『略』『一』/『略』911.11.28将保より名を改む
常明親王					3	源和子	女御	『略』『一』/『略』911.11.28将明より名を改む	
延喜11(911)			11.28	式明親王	5	源和子	女御	『略』『一』	
				有明親王	2	源和子	女御	『略』『一』	
延喜14(914)			11.25	時明親王	3	源周子	更衣	『略』『一』	
				長明親王	3	藤原淑姫	更衣	『略』『一』	
延長1(923)			11.17	朱雀天皇	1	藤原穩子	中宮	『一』	
延長8(930)			9.29	章明親王	7	藤原兼輔女	更衣	『略』『一』	
延長4(926)			11.21	村上天皇	1	藤原穩子	中宮	『略』『貞』	
延喜20(920)			12.28	源高明	7	源周子	更衣	『一』『符』/『符』8歳、『公』7歳	
				源兼明	7	藤原淑姫	更衣	『一』『符』/『符』8歳、『公』7歳/後に親王	
				源自明	4	藤原淑姫	更衣	『一』『符』	
				源允明	3	源敏相女	更衣カ	『一』『符』	
				源為明		藤原伊衡女	更衣		
				源盛明		源周子	更衣	後に親王	
延長1(923)								『西』『禁』皇子二名賜姓記事有	
康保4(967)			6.22	(盛明親王)		源周子	更衣	『略』/『一』『河』『大』7月	
貞元2(977)		4.21	(兼明親王)	65	藤原淑姫	更衣	『略』『公』『百』/『扶』24日		
皇女		昌泰2(899)	12.14	勸子内親王	1	為子内親王	妃	『略』	
		延喜3(903)	2.17	宣子内親王	2	源封子	更衣	『略』『一』	
				恭子内親王	2	藤原鮮子	更衣	『略』『一』	
		延喜4(904)	11.17	慶子内親王	2	源和子	女御	『略』『一』/『略』923.2.10薨伝に「第三皇女」とある も認め難し/敦固親王室	
		延喜8(908)	4.5	勤子内親王	5	源周子	更衣	『略』『一』/藤原師輔室	
				婉子内親王	5	藤原鮮子	更衣	『略』『一』	
	郁子内親王			4	源周子	更衣	『略』『一』		
			修子内親王		満子女王	更衣	元良親王室		
	延喜11(911)	11.28	敏子内親王	6	藤原鮮子	更衣	『略』『一』/『略』名:繁子		
			雅子内親王	3	源周子	更衣	同上/921年賜姓は誤カ/師輔室		
普子内親王			2	満子女王	更衣	『略』『一』/源清平室			
延長8(930)	9.29	靖子内親王	16	源封子	更衣	同上/921年賜姓カ/藤原師氏室			

		延喜20(920)	12.17	韶子内親王	3	源和子	女御	『略』『一』『貞』/源清蔭室
				康子内親王	2	藤原穗子	中宮	『略』『一』『貞』/師輔室
		延長1(923)	11.17	齊子内親王	3	源和子	女御	『一』『一』名: 濟子/『略』名: 齊子
		延長8(930)	9.29	英子内親王	10	藤原淑姬	更衣	『略』『一』
		延喜20(920)	12.28	源兼子	7	源周子	更衣	『一』『符』
				源蔽子	6			『一』『符』
朱雀	皇女	天曆4(950)	8.10	昌子内親王	1	熙子女王		『符』/冷泉皇后
村上	皇子			廣平親王		藤原祐姬	更衣	母: 元子とも
		天曆4(950)	7.15	冷泉天皇	1	藤原安子	皇后	『略』
				到平親王		藤原正妃	更衣	
				為平親王		藤原安子	皇后	
		天德4(960)	2.11	昌平親王	5	藤原芳子	女御	『略』『九』/『略』961.8.23 薨伝「年六、今上第六子、」
		天德3(959)	10.25	円融天皇	1	藤原安子	皇后	『略』/『略』959.3.2 誕生「第五皇子」
		康保2(965)	8.13	昇平親王	2	莊子女王	女御	『略』
		康保3(966)	4.19	永平親王	2	藤原芳子	女御	『略』『大』
		天德4(960)	12.29	源昭平	7	藤原正妃	更衣	『符』『禁』/『略』25日/『西』26日
		貞元2(977)	4.21	(昭平親王)	24	藤原正妃	更衣	『略』『公』/『扶』24日
				皇子		徽子女王	女御	『略』962.9.11 誕生即日夭折(1歳)
	皇女	天曆3(891)	2.25	承子内親王	2	藤原安子	皇后	『略』『一』/夭折(4歳)
				理子内親王		源計子	更衣	藤原顕光室か?
				保子内親王		藤原正妃	更衣	藤原兼家が通ったとされる
				規子内親王		徽子女王	女御	
				盛子内親王		源計子	更衣	藤原顕光室
		天曆8(954)頃カ		案子内親王		莊子女王	女御	『一』955年齋宮(4歳) / 『略』998.9.17 薨伝「第六女」
				輔子内親王		藤原安子	皇后	『略』992.3.3 薨伝「第六女」、『采』「女七」、『大』「女七の宮」
				緝子内親王		藤原祐姬	更衣	母: 元子とも / 『略』970.8.18 薨伝「第八之女」(本文注(28)参照)
				資子内親王		藤原安子	皇后	『小』1015.4.26 薨去「第九如(女)親王」
		康保1(964)	8.21	選子内親王	1	藤原安子	皇后	『略』『大』裏
				皇女		藤原安子	皇后	『略』962.12.25 誕生、同28日夭折(1歳)
冷泉	皇子	安和1(968)	12.22	花山天皇	1	藤原懐子	女御	『略』
				為尊親王		藤原超子	女御	
				敦道親王		藤原超子	女御	
		天元1(978)	11.20	三条天皇	3	藤原超子	女御	『略』『大』『歴』
	皇女	康保4(967)	8.4	宗子内親王	4	藤原懐子	女御	『略』
			9.4	尊子内親王	2	藤原懐子	女御	『略』/円融女御
		天延2(974)	3.9	光子内親王	2	藤原超子	女御	『略』『一』/夭折(3歳)
円融	皇子	天元3(980)	8.1	一条天皇	1	藤原詮子	女御	『略』
花山	皇子	寛弘1(1004)	5.4	清仁親王		平祐之女	乳母	『略』『堂』/出家後の子/冷泉養子
				昭登親王		平祐忠女	女房	『略』『堂』/出家後の子/冷泉養子
				覚源				僧/東寺長者権別当
				深観				僧/東大寺別当
	皇女			皇女		平祐之女	乳母	『采』
				皇女		平祐之女	乳母	『采』
				皇女		平祐忠女	女房	『采』
				皇女		平祐忠女	女房	『采』/兵部命婦の子とす
								他男女24名カ(『采』)
一条	皇子	長保2(1000)	4.18	敦康親王	2	藤原定子	皇后	『略』『権』
		寛弘5(1008)	11.16	後一条天皇	1	藤原彰子	中宮	『略』『堂』
		寛弘7(1010)	1.16	後朱雀天皇	2	藤原彰子	中宮	『略』『堂』『権』
	皇女	長徳3(997)	12.13	脩子内親王	2	藤原定子	皇后	『権』/『略』14日
		長保3(1001)以		媯子内親王	(2)	藤原定子	皇后	『権』1001.12.29「女二親王」/夭折(9歳)
三条	皇子	寛弘8(1011)	10.5	小一条院	18	藤原城子	皇后	『略』
				敦儀親王	15	藤原城子	皇后	『略』
				敦平親王	13	藤原城子	皇后	『略』
				師明親王	7	藤原城子	皇后	『略』

小一条院	皇女	寛弘8(1011)	10.5	当子内親王	11	藤原娥子	皇后	『略』/藤原道雅密通	
				禊子内親王	9	藤原娥子	皇后	『略』/藤原教通室	
		長和2(1013)	10.22	禊子内親王	1	藤原妍子	中宮	『略』『堂』/後朱雀皇后	
	王	寛仁3(1019)	3.4	敦貞親王	6	藤原延子		『略』『堂』『小』/三条養子	
		長元2(1029)		敦昌親王		藤原延子		『略』/『紹』『尊』母: 頼宗女/三条養子	
				敦元親王		藤原寛子		『略』/三条養子	
		天喜1(1053)	12月	敦賢親王		藤原頼宗女		『十三』/三条養子	
				源基平		藤原頼宗女		『紹』/敦賢息とも	
				源信宗		源政隆女			
				源顕宗					
				源当宗					
				行観				僧	
				聖珍				僧/阿闍梨	
				珍明				僧	
				皇子		藤原寛子		夭折(2歳)	
		女王			栄子内親王		藤原延子		三条養子
			寛仁3(1019)	3.4	儀子内親王	2	藤原寛子		『略』『堂』『小』/三条養子
					嘉子内親王				三条養子
					信子女王		源氏		『栄』
			齐子女王		源政隆女				
			王女		藤原寛子		『栄』		
後一条	皇女	万寿4(1027)	2.11	章子内親王	2	藤原威子	中宮	『略』『小』/後冷泉中宮	
				馨子内親王		藤原威子	中宮	後三条中宮	
後朱雀	皇子	長元9(1036)	12.22	後冷泉天皇	12	藤原嬪子	東宮妃	『紹』『百』/母は元尚侍	
				後三条天皇	3	禊子内親王	皇后	『帝』『一』『紹』	
	皇女	長元9(1036)	12.5	良子内親王	8	禊子内親王	皇后	『一』『十三』	
				娟子内親王		禊子内親王	皇后	『一』『十三』/源俊房と密通	
		長暦2(1038)	6.18	祐子内親王	1	嬪子女王	中宮	『一』『十三』/母は藤原頼通養女	
		長暦3(1039)	12.5	禊子内親王	1	嬪子女王	中宮	『春』/母は藤原頼通養女	
		正子内親王		藤原延子	女御				
後冷泉	皇子			皇子		藤原歆子	皇后	『扶』夭折(1歳)	
				高階為行		菅原増守女	女房力	高階為家の子とす	
後三条	皇子	治暦4(1068)	8.14	白河天皇	16	藤原茂子	東宮妃	『中』『一』『百』『江』	
		延久3(1071)	8.12	実仁親王		源基子	女御	『扶』『一』	
		承保2(1075)	12.16	輔仁親王		源基子	女御	『一』『十三』	
				皇子		藤原行子	典侍	夭折	
				皇子		馨子内親王	中宮	夭折	
				藤原有佐		平親子	堂侍	藤原顕綱養子	
	皇女	治暦4(1069)	8.14	聡子内親王		藤原茂子	東宮妃	『本』『扶』『一』	
				俊子内親王		藤原茂子	東宮妃	『本』『扶』『一』	
				佳子内親王		藤原茂子	東宮妃	『本』『扶』『一』	
				篤子内親王		藤原茂子	東宮妃	堀河中宮	
				皇女		馨子内親王	中宮	『栄』夭折	
				皇女		藤原茂子	東宮妃	夭折(1歳)	

※皇子女の並びについては親王、源氏賜姓者、出家者とし、父天皇ごとに、皇子、続けて皇女とした。また各々の内史料中における序列、表記、並びに推定される生年等から考慮し、生まれの早い者から順に記載した。但し、源氏から親王に復すなど重複する場合や、後に改めて源氏以外の氏を賜った場合は改めて下部に記し()を付し、姓名や詳細が不明の場合は生年に関わらず最下部に列した。

※皇子女の年齢は賜姓・宣下時の年齢であり、賜姓・宣下時の史料に年齢の記載があるものは記載の年齢を、生年の分かるものは生年を参考とした。一部『公』を参考としたが、六国史等と相違のある場合は六国史等を優先した。その他年齢の推察されるものを参考に算出したものもあるが、何分不確実なものであることは考慮されたい。

※生母の後妃の別については天皇在位中迄の皇太后位、贈位等を除いた最終的なものであり、また皇子女出生時のものではないことを考慮されたい。

※出典は主たるもののみ表記した。史料によって名前、生母等が異なる場合は備考欄に加え、特に生母に関しては通説もしくは史実に沿った者を生母の覽に記載した。

※出典の略記は以下の通りである。 / 後:『日本後紀』、続:『続日本後紀』、文:『文徳実録』、三:『三代実録』、略:『日本紀略』、扶:『扶桑略記』、公:『公卿補任』、姓:『新撰姓氏録』、紹:『本朝皇胤紹運録』、一:『一代要記』、十三:『十三代要略』、尊:『尊卑分脈』、皇:『皇代曆』、帝:『帝王系図』、菅:『菅原氏系図』、禁:『禁秘抄』、歴:『歴代編年集成』、編:『帝王編年記』、符:『類聚符宣抄』、古:『古今和歌集目録』、河:『河海抄』、西:『西宮記』、江:『江家次第』、賀:『賀茂齋院記』、伊:『伊勢斎宮部類』、大:『大鏡』、栄:『栄花物語』、和:『大和物語』、百:『百鍊抄』、本:『本朝世紀』、貞:『貞信公記』、九:『九曆』、権:『権記』、堂:『御堂閑白記』、小:『小右記』、中:『中右記』、春:『春記』 (順不同)

第三章 藤原師輔と内親王降嫁の実現

はじめに

さて、以上桓武朝の延暦十二年の詔により、皇親女子の婚制緩和がなされてなお内親王降嫁が許されなかったこと、並びに嵯峨朝より恒常的に一世皇子女への賜姓が行われるようになったことを述べてきた。この一世皇子女への賜姓の開始が、ひいては一世皇子女でありながら臣下に降嫁するという事例を引き起こすことになる。嵯峨皇女源潔姫と藤原良房の結婚、並びに宇多皇女源順子⁽¹⁾と藤原忠平の結婚がそれで、潔姫と順子は天皇の女(一世皇女)であるが、しかしながら賜姓されて臣下(源氏)の身分となったために藤原氏に降嫁し得たのであり、この二例はいずれも各々の父、嵯峨上皇と、宇多法皇が斡旋し⁽³⁾、実現した事例となっている⁽⁴⁾。

このような「賜姓された皇女であれば臣下に降嫁し得る」という可能性は、ひいては有力な源氏への内親王降嫁、藤原氏への内親王降嫁を引き起こすこととなった。前者には、陽成一世源氏源清蔭と醍醐皇女韶子内親王、光孝二世源氏源清平と醍醐皇女普子内親王の例があり、後者には、藤原師輔と醍醐皇女勤子内親王・雅子内親王・康子内親王の三名、次いで師輔の弟師氏と醍醐皇女靖子内親王、藤原顕光と村上皇女盛子内親王、藤原兼家と村上皇女保子内親王、藤原教通と三条皇女禊子内親王、藤原信家と三条養女敦明親王女儂子内親王の結婚が確認される。

しかし臣下と源氏女子の事例とは異なり、教通と禊子内親王の事例を除いたその他の臣下と内親王の結婚事例はいずれも父天皇崩御後の私通であり⁽⁵⁾、私通時の天皇に黙認されてはいるものの、正攻法で内親王降嫁を実現することはまず不可能であったと考えて良いであろう。それはこれら内親王降嫁

が黙認されている一方で、同じく清和二世源氏源嘉種と宇多皇女孚子内親王の私通に対し、内親王生母の十世王女がこれを咎めて門を閉め、嘉種の訪問を拒んだ例（『大和物語』⁶）、藤原道雅と三条皇女当子内親王、源俊房と後朱雀皇女娟子内親王の私通がいずれも天皇の勅勘を蒙った例からも明らかであり、必ずしも制限なく内親王降嫁が見逃されたわけではないのである。しかしながら同母妹康子内親王の降嫁を「やすからぬこと」と思いながらも村上天皇が黙認したのは（『大鏡』公季項⁷）、師輔が中宮安子の父、皇太子外祖父だったからであり、師輔同母弟師氏、関白太政大臣兼通男顕光、関白兼家、左大臣から摂政・太政大臣となった道長男教通、その男信家など、天皇の外戚、摂関家の子弟に限って黙認されていたことが言える。

しかしこうした醍醐皇女から村上皇女にかけて頻発した内親王降嫁は、三条皇女の例を最後に近世まで長く途絶することになる。そこには院政期以降の藤原氏の弱体化や、天皇家側からも藤原氏に紐帯を求める必要性が無くなったばかりでなく、なおも内親王と臣下の結婚への禁婚意識が残っていたことに起因しよう。即ち、内親王降嫁は師輔への勤子内親王の降嫁を発端としてブームのように摂関家子弟の間で巻き起こった現象なのであり、その原因は紛れもなく初めて内親王降嫁を実現させた師輔にあるのである。

では何故師輔は違法であったにも関わらず、内親王を、それも立て続けに三人も降嫁させたのか。そして、何故それが実現し得たのであろうか。

師輔への内親王降嫁の違法性とその特異性については史学領域において広く認識されているところであり、師輔を語るに当たって必ずその特徴として挙げられる点であるが、しかしそれでいながらこの問題に取り組んだ先行研究は極めて少ない。

例えば藤木邦彦氏は師輔以降降嫁が始まったことを指摘し、師輔が皇室との血縁的関係を深め自己

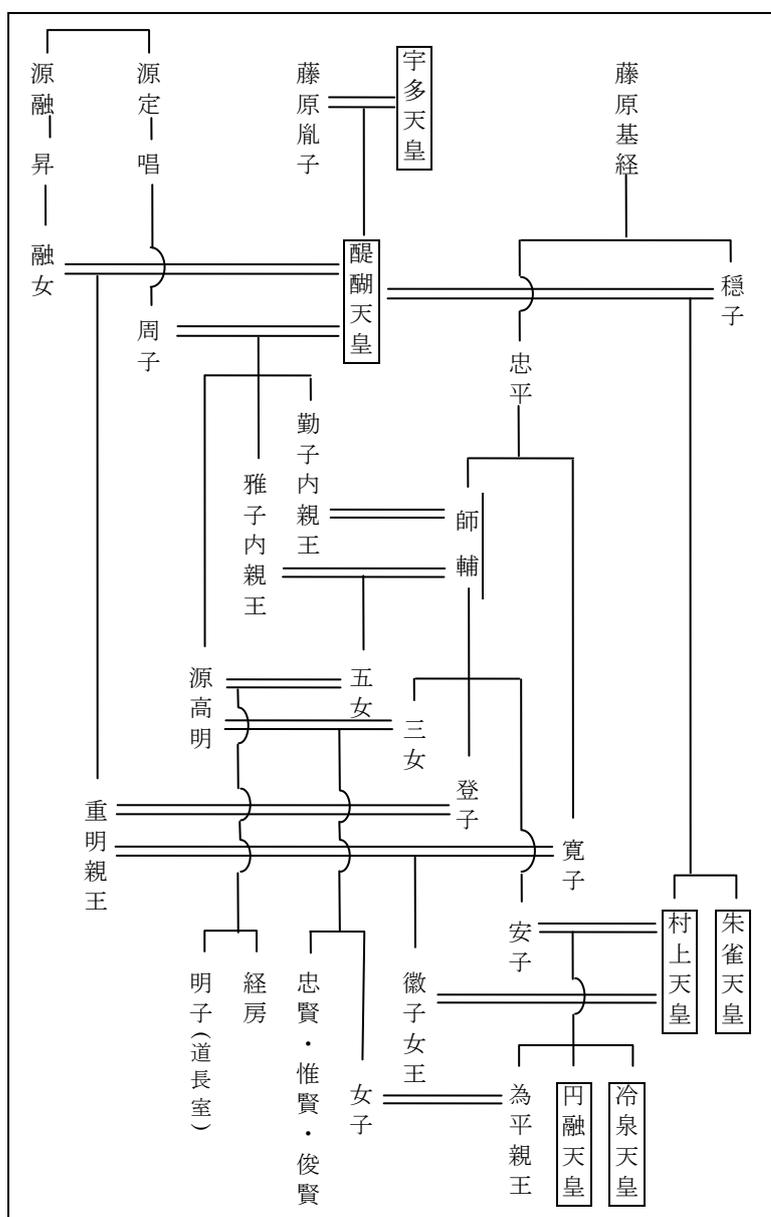
の地位を高めようとする意図を持っていたことを述べるが、何故師輔が内親王降嫁を実現させたのかについて掘り下げた言及はなされていない。⁽⁸⁾また服藤早苗氏は編著中において「天皇家と摂関家の架け橋―皇女の結婚」と題してこれに着目しているものの、概説書色の強い著書であるだけに表面的な考察に留まっている事が惜しまれる。⁽⁹⁾唯一、安田政彦氏がこの問題に重点を置いて正面から取り組まれており、師輔が内親王を娶り得たのは父忠平が摂政太政大臣であったこと、女安子が村上天皇皇后である等の背景による師輔への寵遇と、何より皇太后穩子が朱雀・村上天皇生母として重きをなしていたためとする。⁽¹⁰⁾無論その点は師輔への内親王降嫁が許された最大の理由であろう。また康子内親王降嫁が村上天皇に好ましからず思われたのが、康子内親王が先の勤子・雅子内親王の時と違い皇后腹であったからだとする見解にも同意するところである。しかし前章で述べたように、⁽¹¹⁾この勤子・雅子内親王の降嫁が「本来賜姓されるべき更衣腹出自の内親王であり、その延長線上にあった」というのは如何なるものであろうか。そもそも一世源氏と藤原氏の結婚の事例であっても、先例ではいずれも天皇裁可のもとに特殊な場合（嵯峨上皇による藤原氏の協力を得るための潔姫降嫁、藤原氏を外戚としない宇多上皇による藤原氏との紐帯を深めるための順子降嫁）に限り行われているのであり、もしも源氏賜姓されるべき存在であったとしても、それだけで師輔が降嫁を成し得た理由にはなるまい。従って内親王降嫁の実現については、史学的にも更なる検証を必要とするのである。

一方、国文学領域においては特に師輔への内親王降嫁について非常に活発に議論がなされている。その原因の一つには、師輔―雅子内親王―敦忠（時平男、師輔従兄）の三者間での恋愛模様が『後撰和歌集』『師輔集』『敦忠集』といった和歌集に残されており、それらが有意義に史料として用いられてきたからであろう。また、『源氏物語』等の物語に見られる内親王降嫁の准拠として、史実上の内親王降嫁に関する研究は活発である。⁽¹²⁾

中でも師輔への内親王降嫁の理由としては、勤子・雅子内親王が源高明の同母姉であったことから、師輔と高明の紐帯と関連付けて述べられることが多い。師輔と高明の関係については、師輔の日記である『九曆』の記述、高明の編著である『西宮記』における師輔の九条流作法との類似や引用、師輔の死後に起こった安和の変の原因等⁽¹³⁾からも指摘した先学は多く、周知のこととなっている。特に山中裕氏は、師輔の権威は多くの子供と皇族、賜姓源氏との婚姻関係ゆえであって、特に賜姓源氏の中で高明が重要で、村上天皇を中心に安子、高明が取り囲むように強固な権力基盤を築いていたのだと述べる⁽¹⁴⁾（系図1）。

これらの事実により両者の関係の深さは明らかであるが、しかし安西奈保子氏が述べるように、師輔への内親王降嫁が高明と強い血縁関係にありたいという願望のためであり、勤子・雅子内親王を貰い受けたのに対し師輔が三女・五女を高明に

(系図 1)



嫁したのがその現れであるとして、双方の姻戚関係にのみ着目するのは大きな誤りである。⁽¹⁵⁾ 師輔が高明に三女を嫁がせたのは内親王降嫁から十年以上も先の話であって、ましてや五女に関して師輔の薨去後である。また師輔家と高明家の関係についても、史料中から窺える双方の密接な関係はやはり内親王降嫁より十年以上も下った村上朝頃から散見し始めるのであって、単純に相互的な姻戚関係を根拠として紐帯を築くための内親王降嫁であったとすることはできない。むしろ師輔が高明家への接近に先んじて、高明同母姉内親王の降嫁を実現させているのだという点にこそ注目されるべきである。とはいえ、史上初となる内親王の藤原氏への降嫁に当たって師輔が選んだのが、後に強固な紐帯を築くことになる高明の同母姉であったということは、まったく無視されてよい偶然でもあるまい。そこで本章では師輔が何故内親王に通じ、それを実現し得たのかに加え、何故勤子・雅子・康子内親王の三人であったのかを明らかにすることで、師輔の「内親王好み」に含まれた意図を探るものとする。

第一節 内親王降嫁の時代

1 寛平・延喜・天曆の治

藤原氏への内親王降嫁は、藤原師輔への醍醐皇女勤子内親王降嫁が初例とされる。これは現存する系譜史料（『本朝皇胤紹運録』『尊卑分脈』等）において醍醐天皇の皇女（勤子・雅子・靖子・康子内親王）の降嫁が最も早い事例であること、並びにこれら内親王の年齢を鑑みるに、師輔への勤子・雅子内親王降嫁が先んじることが理由として挙げられる。その師輔への内親王降嫁についても、『師輔

集』における勤子・雅子内親王姉妹双方との贈答から、先んじて妹の雅子内親王に文を贈っていたものの、雅子内親王が朱雀天皇即位(延長八年(九三〇))に際し齋宮に卜定されたことから関係が断たれ、間もなく姉勤子内親王に通じたという経緯が窺える。

特に木船重昭氏は、師輔への勤子内親王の時期について具体的に考察し、師輔の勤子内親王求愛の歌における「思ひそめてし紅の色」(四三(以下『師輔集』歌番号は章末表1を参照))の「ひ(緋)」から、これを衣の色に掛けた詞であると指摘し、即ち師輔が四位であった承平三年(九三三)〜四年(九三三)頃と推測している。更に最初の贈答歌における「葦鶴」(三〇・三一)、求愛容認の贈答歌における「春霞」(三二・三三)、二人の密通が世に喧伝されていたことを知らせる贈答歌における「蝙蝠の扇」(五九a)、そして秋の贈答歌(四九〜五四)が既に夫婦の睦言であるとの見解から、承平三年(九三三)冬より求愛し、同四年(九三四)春頃に容認され、同年夏頃には噂となり、秋頃までに降嫁が成ったことを指摘している。即ち、雅子内親王が「未婚の内親王」のみが卜定される伊勢齋宮に卜定された承平元年(九三二)十二月二十五日から間もなく、雅子内親王の伊勢滞在中に勤子内親王の降嫁が実現した事になるのである。

しかし同『師輔集』より勤子内親王の降嫁に先んじて、師輔が求愛の歌を贈っていたのは妹の雅子内親王であり、また『敦忠集』からは元々雅子内親王と相思相愛であったのは師輔ではなく藤原時平男敦忠であったことが知られる。それも木船氏によると、敦忠と雅子内親王は延長七年(九二九)以来二年近くも相思相愛の仲であったという(『敦忠集』)。同氏はこの後延長八年(九三〇)の秋頃から師輔もが雅子内親王に想いを寄せるようになったことを明らかにしているが、しかしその内に雅子内親王は齋宮に卜定されたため、彼らの間柄は一時断たれることとなり、結果的には齋宮を退下した雅子内親王に通じた師輔が、かつての雅子内親王の恋人である敦忠を出しぬく形で降嫁を実現させたの

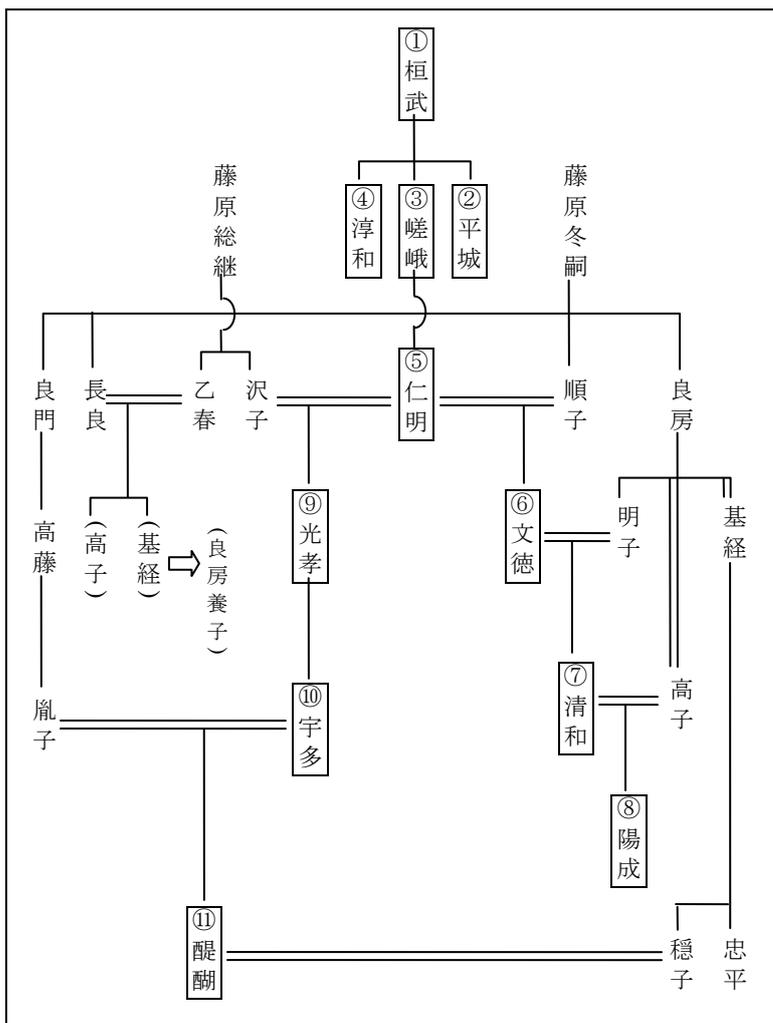
である。

この雅子内親王の事例からも窺えるように、そもそも敦忠・師輔と雅子内親王の関係はプラトニックな純愛関係であった。敦忠に至っては二年近くも雅子内親王との間に恋歌を交わしていないながら、降嫁を実現させるどころか、贈答歌の内にそれを想定した様子すら窺えないのである。しかし一方で、いかに純愛といえども、既に忠平の政権下となった醍醐朝末期に、時平男である敦忠のような参議にも昇っていない人物が内親王と恋歌を贈答し得たということには注目できよう。

では敦忠が、そして師輔が内親王に懸想し得た醍醐朝（八九七〜九三〇）から、師輔が内親王降嫁を実現させた朱雀朝（九三〇〜九四八）、次いで村上朝（九四八〜九六七）とはどのような時代であったのか。内親王降嫁が起り得る風潮とはどのような時代背景のもとに生まれたのであろうか。

まず醍醐朝とは、藤原基経により陽成天皇が事実上退位に追い込まれ、代わって擁立された光孝天皇が即位し（元慶八年（八八四））、更にその後継

（系図 2）



者として源氏賜姓していた光孝皇子源定省が親王に復して即位し宇多天皇となる（仁和三年（八八七）など、皇統と皇位継承の混乱期の煽りを受けた時代に始まった。醍醐天皇自身も宇多天皇が源定省と称し臣下であった時分の所生であり、宇多天皇の即位により親王となったものの、その皇権は決して強靱なものではなかった（系図2）。

一方藤原氏は、基経による光孝天皇擁立、宇多朝における阿衡の紛議（18）といった横行にその絶大な影響力が伺い知られるものの、寛平三年（八九一）正月十三日に基経が薨じると、間もなく宇多天皇は基経後継者時平に憂慮しつつも菅原道真をはじめとした文人登用に力を入れ、政治権力を分散させた。更に宇多天皇に入内していた基経女温子には皇子が生まれず、藤原氏は外戚政策にも失敗する。尤も次代醍醐天皇は、藤原氏傍流高藤女胤子を母とするものの、温子を養母としているから、まったく失敗したわけでもない。しかし宇多上皇は醍醐天皇を元服させた後に即位させることで摂政の設置を拒んだばかりか（『愚管抄』¹⁹）、母班子女王と計って、宇多同母妹の為子内親王を元服の副臥として醍醐天皇に入侍させ、即位後の藤原氏子女の入内を阻害するなど（『九曆』天曆四年（九五〇）六月十五日条²⁰）、藤原氏の専横を制御せんとした。また『九曆』同日条では、為子内親王が御産で薨じると、これが入内を阻まれた穩子の生母人康親王女の崇りのせいとの噂が広まり、班子女王が再び穩子の入内を禁じたこと、それに対し時平が策を巡らせ穩子を入内させたために宇多上皇の怒りを買ったこと、更に穩子が皇子を出産したが、父宇多上皇の命を恐れた醍醐天皇はこれを立太子できず、時平が他の公卿等と上表したことで漸く成ったことなど、宇多上皇が上皇として醍醐治世を牽制し、藤原氏の権力の増大を抑制せんとしていた様子が見て取れるのである。

このように宇多上皇と班子女王が醍醐治世に強い影響力を持っていたことは、藤木邦彦氏、島田とよ子氏等によっても述べられているところであり、しかし藤木氏は、宇多朝における基経の死により

一頓挫をきたした藤原氏勢力も、現実には藤原氏が依然政局を担当しているものであり、また醍醐皇后
穩子が後に皇太后、太皇太后として権勢を張り、村上朝には師輔女安子が皇后として勢いを伸ばした
のであって、所謂延喜天暦の治といわれる天皇親政時代にあっても、宮中・府中総じて藤原氏の潜在
的勢力は維持され、将来の発展の根拠を築きつつあったことを述べる⁽²¹⁾。中でも特に国母の力に支えら
れるところが大きく、朱雀・村上天皇母后穩子は村上天皇即位(『大鏡』雑々物語)、冷泉天皇擁立(『九
曆』『御産部類記』)に一役買い、また村上天皇即位後に安子が女御になったことも穩子の計らいであ
って、以後安子と憲平親王「冷泉」の擁護に努めていたこと(『九曆』)を見ても、その影響力は明ら
かである。

そもそも延喜天暦年間(九〇一〜九二二、九四七〜九五七)の醍醐・村上朝を聖代視する傾向は、早
いものでは円融朝の天元三年(九八〇)源順の奏上、一条朝の正暦四年(九九三)大江匡衡の奏上(以上
『本朝文粹』)に見られ、おそらく治世のすぐ後より早くも觀念化されたと思われる。その理由とし
ては『栄花物語』『大鏡』にも描かれる両天皇の節儉を心がけた君徳や寛容さ、諫言や奏上を受け入
れた人柄や、漢詩や和歌に長じ(『二中歴』)、樂をもよく嗜んだ(『栄花物語』『体源抄』)ことなどが
よく挙げられるが、また治世の大部分において親政が行われ、群臣に意見を求め政事に精励したこと
が知られ、藤木氏は特に両朝とも文運の隆昌のあったことが聖代史の大きな根拠であったことを指摘
する。

一方同氏はそれでいながら称徳に欠ける点も多くあったことを述べる。例えば班田収受の衰退と荘
園整理令の失敗による財政の困窮、不堪佃田の増長、調庸雑物の粗悪化、戸籍改竄の問題や、荘園領
主の勝手な訴訟の横行があったこと。また東西両地方での強盗の横行、国守や介の殺害、平将門や藤
原純友が相次ぎ国府を襲った承平・天慶の兵乱、更に京中でも群盗、放火殺人は絶えず、特に延喜十

七年(九一七)の大旱以後には二度も大蔵省が被災し、囚人が強盗に奪われる事件、初の内裏全焼といった事件も起きている。このような天災地変と群盗の横行が頻発し、疫病も流行していたにも関わらず、朝廷はこれを救い得ないばかりか治安の任も果たしていなかったことを指摘する⁽²⁾。それでいながら聖代史されたのは「その評価が当時の支配者階層である貴族の立場から行われたところにある」のだと言い、彼らがその特権により栄華驕奢の生活を享樂し続け、人民・地方の安否も自己の利害に関わらない限り問題としなかったとする。更にこの後王朝の隆盛が急速に衰え下降線を辿ることから、往時の隆盛を回顧する貴族社会の人々にはこの時代が最後の光芒を放つ時代として映り、憧憬する気持ちが聖代観を高めたのだと言う。

このように、さも親政の時代であったことが聖代観とされそうなところであるが、実際には時平から忠平、次いで実頼と師輔が政治を主導し、それを穩子、安子といった藤原氏母后が輔弼した、藤原氏にとっての栄華驕奢の時代だったのである。言ってみれば藤原氏長者家による莊園関係の横暴もこの時代に始まっており(『貞信公記』天慶八年(九四五)八月条など)、積極的な文人登用が見られる時代の中にあっても、それは同時に藤原氏の権力増長の時代でもあったことを忘れてはなるまい。

ひいてはこれが敦忠が雅子内親王に想いを寄せ文を贈り、師輔が内親王に求婚した時代である。かつて宇多上皇が母班子女王と共に藤原氏勢力を抑制せんと試みた時代があったものの、結果的に醍醐天皇は穩子入内に協力し、菅原道真の排斥を黙認したのであり、決して皇権力が強力であったがために延喜天曆の治が聖代と称されたわけではなかったことが理解されたことかと思う。そして穩子所生の朱雀・村上朝(九三〇〜九六七)、安子所生の冷泉・円融朝(九六七〜九八四)と、以後藤原氏は外戚としての地位を再確立してゆき、摂関最盛期を築くのである。

2 一世源氏の降嫁

このように藤原氏の潜在勢力が根幹を成した醍醐治世にあつて、唯一これを抑制しようとして試みた宇多上皇であつたが、しかしながら宇多上皇も必ずしも藤原氏を排斥しようとしていたわけではない。確かに宇多上皇は二度に渡る穩子の入内の阻止に協調しており、醍醐天皇に穩子所生の保明親王立太子を躊躇させる原因になっている。また『寛平御遺誠』(『群書類従』雑部)として醍醐天皇に示唆した訓戒書においても、宇多上皇が菅原道真に心を傾けている様子が見て取れるのであるが、しかしあくまで藤原時平と並んで登用させるように述べてあるのであつて、すでに他氏を圧倒する勢力となつていゝ藤原氏を排斥することが有益でないことは承知していただであらう。結果的に道真排斥の首謀者となつた時平に対して宇多上皇が好からぬ感情を持つていたとしても、例えば黒板伸夫氏が時平の弟忠平の政権確立の支えとなつたのが妹の皇太后穩子であり、また宇多法皇であつたとして、忠平政権の支持者であつたことを指摘するように、藤原氏そのものと相対してはいたわけではない。何よりも宇多上皇が時平ならぬ忠平に早くから期待を寄せていたことは、忠平に皇女源順子を嫁がせている事実からも窺える。

宇多皇女源順子が忠平の妻であつたことは、『本朝皇胤紹運録』(源順子項「配_二貞信公_一」)、『一代要記』(同「適_二貞信公_一」)、『公卿補任』(承平元年(九三一)藤原実頼略歴「左大臣男、母宇多天皇第一源氏順子」)、『大鏡』(実頼項「御母、寛平法皇の御女なり」)、『大鏡裏書』(慎清公事「貞信公一男、母宇多天皇源氏傾子朝臣」)等に見え、その経緯は『古事談』巻第六(四八)に「延喜御時、相人相者参来、(中略)爰貞信公為_二浅臈_一、公卿遙離列候給、相者遮申云、彼候人才能心操形容旁叶_レ国、定久奉公歟、寛平法皇聞_レ食此事_一被_レ仰云、三人事不見及_一、於_二貞信公_一、向後必可_レ善之由所_レ見也云々、因_レ之以_二第一女王_一、於_二朱雀院西对_一有_二嫁娶之儀_一、于_レ時貞信公大弁参議云々、法皇同御_二于

東対「云々、（後略）」として、⁽²⁴⁾宇多法皇が斡旋して、自らの居所であった朱雀院の西対にて普通の嫁娶の儀のようにして忠平を婿に迎えたのだとある。

この経緯は唯一の前例である源潔姫の藤原良房への降嫁の事例と非常に似通っており、潔姫降嫁の場合には、その薨伝にて「天皇選_レ賀未_レ得_二其人_一」、太政大臣正一位藤原朝臣良房弱冠之時、天皇悦_二其風操超_レ倫、殊勅嫁_レ之_一」（『文徳天皇実録』斉衡三年（八五六）六月廿五日条）とされ、良房の人柄を見込んで皇女を嫁したことが知られる。

藤原氏への一世源氏降嫁はこの二例のみであり、いずれも父上皇（法皇）がその人柄を見込んで裁可し、斡旋して成立したものであった。

この一世源氏の降嫁については浅尾広良氏が、源潔姫の例は嵯峨上皇が藤原氏を後見役として取り込むために計らったことで、順子の例は宇多法皇がこれを模倣したのだとし、これらを含む「皇女を使った自らの皇統の権威化と前代の皇統との関係保持、そして皇権との関係強化」は「いずれも、皇統が直系から傍系に交替した時、換言すれば皇統の権威が危機に瀕した時に用いられた皇統形成原理」であったとする⁽²⁵⁾。厳密に言えば、強い家父長的権威を持って複雑な皇位継承法を維持・推奨していた嵯峨上皇の潔姫降嫁の斡旋については、皇統が危機に瀕していた時期とは言えないであろうが、同じく栗原弘氏が述べるように「良房と潔姫の結婚は古代の皇親女子の婚姻史上特別処置であったのである」、それは良房の父親冬嗣への嵯峨の思い入れの深さを表現するものであり「ひとえに良房の父冬嗣にたいする嵯峨の過大の処置であった」⁽²⁶⁾ことはおそらくその通りであって、宇多法皇がそれを模倣し、藤原氏を牽制する一方で人柄の優れた忠平に目を付け、皇女降嫁という類稀なる褒賞を用意し、藤原氏との融和あるいは懐柔を図ったことは考えられよう。

現に良房が為政者として優れ、摂政太政大臣の道を切り開いた藤原氏興隆の人物であり、一方正史

上基経のような高圧的な印象を与えない人柄であったように、忠平もまた良い人柄であったようである。例えば黒板氏は忠平について、「政治環境に於いて、本来消極的な面を持つ忠平にとつては、「寛厚の長者」という立場をとっている事がもつともふさわしい」と評しており、また村井康彦氏はその治績は時平に比べるとまことに低かったとするものの、宇多法皇と始終親密であった関係や〔愚管抄〕、配所にある道真と音信を交わしていたというエピソードより「謙虚・温容であった」と評している。また同氏が、毀誉褒貶の甚だしい兄時平観に対し、忠平にはまったくと言ってよいほど悪評が残されていないことを指摘しているように、その人柄の良さが際立っている。⁽²⁷⁾また潔姫が一女のみを出産し、生涯男子を儲けなかったにも関わらず他に妻を娶らなかった良房のように、忠平もまた一子実頼を残して順子が薨じた後、師輔等の生母となる源昭子を後室としたものの、他に目立った女性関係が見られず愛妻家であった点も、良房に通ずるものがある。

このように宇多法皇が、潔姫と良房の先例に則して忠平に順子を降嫁させたことは間違いないであろうが、しかしながら実情という点ではこの二例は大きく異なっている。

潔姫の降嫁は、嵯峨天皇による初の一世皇子女への賜姓という政策の結果生まれた一世源氏の降嫁であり、降嫁を嵯峨上皇自ら斡旋した事が即ち一世源氏とは親王とは異なる「臣下」なのだと明確化した上で行われた事例であった。即ち、源氏である故に降嫁し得たという「親王と源氏の差が明確」な状況下で、あるいは「明確化」を目的の一つとして行われたと言っても良いであろう。しかし順子の降嫁は、源氏から親王に復して即位した宇多―醍醐朝下における一世源氏の降嫁である。潔姫の「源氏であれば降嫁し得る」という先例の形だけを模倣して順子を降嫁させた宇多法皇の施策には、潔姫の時にはなかった「親王と源氏の差が曖昧」であるという状況があったのであり、同じ一世源氏の降嫁でも、それに伴う源氏身分への感覚は大きく異なっていたのである。しかも潔姫は女孀当麻治田麻

呂女の所生であるが、一方の順子は後に女御となった菅原道真女衍子の所生である(『菅原氏系図』)。潔姫とは出自の上でも一線を隔しており、順子は本来ならば内親王に復されても良い程の皇女だったのである。

結果として順子の降嫁は、忠平に兄時平とは異なる菅原氏や宇多法皇との温厚な関係をもたらしたかもしれないが、これがこの後の内親王降嫁という発想に多大な影響をもたらしたことは明白である。

3 内親王降嫁への到達

藤原忠平に源順子のような女御所生の皇女が降嫁し得た事実は、順子の所生ではないながらも忠平息である師輔に皇女降嫁の可能性を深く印象付けたことであろう。しかしながら潔姫、順子がいずれも源氏であったことは事実であり、皇女降嫁の可能性を考え得る一方で、やはりそれは内親王降嫁とは異なるものである。ましてや源氏の降嫁も、いずれも父上皇(法皇)の計らいがあったからこそ実現したのであり、未だ内親王降嫁を実現に至らしめるまでの決定的な先例とはなり得ない。

しかし安田氏は、この源氏ならば藤原氏に皇女が降嫁し得る例に続き、前提として内親王と源氏の婚姻があったために、藤原氏が内親王降嫁を実現し得る可能性が開かれていたことを指摘する⁽²⁸⁾。即ち、一世源氏の藤原氏への降嫁、次いで源氏(臣下)への内親王降嫁という緩衝事例を経たことで藤原氏への内親王降嫁が起り得たとするのである。

この見解には一見納得し得るところであるが、源氏への内親王降嫁が師輔に勤子内親王が降嫁した承平四年(九三四)より先んじることの立証には、醍醐皇女韶子内親王と源清蔭、並びに醍醐皇女普子内親王と源清平の結婚時期をある程度確定せねばならない。しかし両者ともに結婚時期や所生子の存

在は知られておらず、実態は不明確である。また韶子内親王に至っては安田氏が宇多皇女依子内親王の誤伝であったことを指摘しているように、清蔭に降嫁した皇女が韶子内親王であったか否かという点から改めて考察する必要がある。

韶子内親王が清蔭に降嫁したとされる根拠は、『本朝皇胤紹運録』の「配^ニ大納言源清蔭并河内守惟風等^一」の記述に拠っており、普子内親王についても同史料に「配^ニ三木源清平^一、後配^ニ和泉守俊連^一」とあって、それぞれ源氏に嫁した後、再婚していることでも知られている。また普子内親王の場合、「延喜十年^{十一}十一月廿八日内親王、年二歳^一」（『一代要記』）とあることから延喜十年（九一〇）頃の生まれであることが推測されるため、降嫁は早くとも延暦二十年代後半以降、遅くとも清平の没する天慶八年（九四五）以前ということになる。

特に韶子内親王と清蔭の結婚については『大和物語』にその逸話が残されており、「故源大納言の君、忠房のぬしのみむすめ東の方を、年ごろ思ひてすみたまひけるを、亭子院の若宮につきたてまつりたまひて、はなれたまうて、ほど経にけり、（後略）」（十一）として、故源大納言、即ち源清蔭が藤原忠房の女を妻としていたが、「亭子院の若宮」に心を寄せて以来疎遠になっていることが知られる。また「おなじおとど、かの宮をえたてまつりたまひて、帝のあはせたてまつりたまへりけれど、はじめごろ、しのびて夜な夜な通いたまひけるころ、帰りて、あくといへばしづ心なき春の夜の夢とや君を夜のみは見む」（十二）の逸話を残し、「かの宮」との関係がはじめ密通であったこと、それが帝の仲介を経て得られたことが知られる。

問題となるのはこの「亭子院の若宮」「かの宮」が韶子内親王を指すのか否かであり、本来「亭子院」とあることを鑑みれば、同『大和物語』において「亭子の帝」（一）、「亭子院」（三）などと記される宇多天皇（上皇・法皇）を指すのが妥当である。従って「亭子院の若宮」は宇多皇女と見るべき

である。しかし宇多皇女が源清蔭に降嫁した史料はこの他に見当たらないため、『大和物語』注釈書の類ではこれを「延喜帝醍醐の若宮」の誤りであると解し、韶子内親王とするのである。一方安田氏はむしろ「亭子院の若宮」であったことを肯定し、『一代要記』等に混入や誤表記があったとして宇多皇女の中から清蔭に降嫁し得る人物の可能性として依子内親王を挙げている。

しかし韶子内親王の項に清蔭、次いで惟風との結婚を伝える書伝は、先に挙げた『本朝皇胤紹運録』の他、『一代要記』や『賀茂斎院記』等にも見られるところであり、果たしてこれほどにも悉く揃って誤伝誤入するであろうか。更に清蔭没後に配されたと思われる「河内守惟風」について検討すると、この惟風に該当し得る人物は『尊卑分脈』に見る大納言国経の四世の孫に当たる人物しか有り得ず、しかしそれでも没年は長和三年（一〇一四）前後である。ともすれば、韶子内親王よりも二十歳から三十歳は年下であり、韶子内親王の前夫清蔭が亡くなった天曆四年（九五〇）頃にはまだ年若いどころか生まれて幾許もなかったものと思われる。故に後藤祥子氏は清蔭没後の配偶者として「河内守惟風」の名が残るのは、韶子内親王が同母兄弟等をいずれも先立てたあげく、夫清蔭の死後、陽成系と近い関係にあった惟風の一族に何らかの繋がりで後見されたことを物語るものと見做した⁽²⁹⁾。このように惟風との関係を考慮するならば、「亭子院の若宮」を韶子内親王より更に一世代年長となる宇多皇女と解することはいささか困難であろう。

また先述した『大和物語』では、清蔭と亭子院の若宮を仲介したのが帝であるとするが、この帝についても、韶子内親王の結婚が斎院を退下した醍醐天皇崩御後であり、しかし八歳で即位した朱雀天皇の斡旋ではなからうとの判断から、宇多法皇の斡旋であったとする見解が通説であり、即ち醍醐天皇崩御による斎院退下後から、宇多法皇が崩御するまでの十ヶ月の内に降嫁が成立したのだとされる。さすれば延長八年（九三〇）から承平元年（九三二）のことであるから、師輔への勤子内親王降嫁（承平

四年(九三四)より先んじたことになる。だがしかしよりにもよって元齋院を務めた内親王が、父醍醐天皇の喪中にも関わらず、それも仏門にある法皇の斡旋で降嫁などしようか。あるいは幼少ゆえに朱雀天皇を斡旋者から除外したことにまず疑問を持ってば、そもそもこの降嫁は齋院退下直後の話とは限らないのではないだろうか。

そこで注目されるのは『九曆』天曆三年(九四九)正月廿三日条「廿三日、源大納言清蔭、自_二去年十一月_一勘事、今日奏_レ免云々、(後略)」の記述であり、ここから天曆二年(九八四)十一月より清蔭が勘事を被っていたことが知られる。その理由は知られていないが、一世源氏・大納言であり、またかなりの老齢となっていた清蔭が二ヶ月近くも咎めを被っていたというのだから相当のことである。その一方、韶子内親王は天曆元年(九四七)七月に母を亡くしており、後見を失った状態にあった。そのことを鑑みれば、あるいは韶子内親王の喪の明けた天曆二年(九四八)七月から十一月頃に、清蔭が密かに通い、十一月頃明らかとなったことで、内親王への密通を理由に勅勘を被るに至ったのではあるまいか。⁽³⁰⁾ そうであったならば清蔭と韶子内親王の結婚は勅勘の許された村上朝の天曆三年(九四九)から四年(九五〇)頃のこととなり、師輔と勤子内親王の結婚より後のこととなるのである。

このように韶子内親王の降嫁は藤原氏への内親王降嫁より後であった可能性があるが、しかし普子内親王と清平の結婚時期については、おそらく九二〇年代後半から九四五年以前と推察されるものも未だ明確ではなく、藤原氏への内親王降嫁に先んじた可能性は残る。無論後藤氏が指摘するように、韶子内親王と清蔭、普子内親王と清平の例が共に父と子ほども年齢の離れた結婚であることから、父醍醐天皇もしくは祖父宇多法皇が斡旋して、後見として娶らせた可能性とてやはりあろう。結果として、源氏への内親王降嫁があった故に師輔が実現を構想し得たのか、あるいは師輔への降嫁が先んじ、ならば源氏にも不可能であるはずがないとして源氏への内親王降嫁がなったのかは判断しかねる。

ただいずれにしても清蔭と清平は共に臣下ではあるものの、清蔭は本来正統であった陽成皇子であり、清平は二世源氏ながら宇多天皇同母兄である是忠親王の男であり、皇親に準じている。こうした両者の出自が、結果的に内親王降嫁を実現させたことは確かであろう。

しかしもし師輔の事例より先んじて源氏への内親王降嫁があったとしても、一世源氏という高貴な出自で、後に大納言に至った清蔭とて、官位官職の上では忠平の下位だったのである。更に朱雀朝には早々実頼がその官位を抜き、間もなく師輔自身もそれを凌いでいる。ましてや清平に至っては参議が極官である。師輔が清蔭の官位を越すのは勤子内親王降嫁以後のことであるが、しかし老齢になろうというのに参議に留まる清蔭に対し、時の摂政忠平の男が劣位を持ったとは思わない。ともすれば清蔭や清平ですら実現した内親王降嫁を、忠平の男であり文徳二世女王を母とする師輔が、自らも内親王降嫁を叶えられないはずがないと考えるのも、有り得たことである。

これは師輔に限ったことではない。先に述べたように、本来師輔より先んじて雅子内親王に恋文を寄越していたのは時平男敦忠である。敦忠が内親王に文を贈り得たことは、基経以来藤原氏が実感してきたであろう、天皇すら蔑ろには出来ない藤原氏嫡流という自負が存在したためであり、同時に内親王をはじめとする皇親の側にも、藤原氏との過剰な垣根を取り払い、積極的に交友を持つことが可能な風潮が築かれつつあったのである。それは皇女に限らず、醍醐朝以後親王家や源氏にも多くの藤原氏子女が嫁ぐようになる傾向にも比例していよう。

だがそんな敦忠でも、亡き父の権勢と叔母穩子の庇護下にあつてなお、内親王降嫁だけは実現させなかつた。それにも関わらず一方の師輔は大胆にも敦忠と相思相愛にあつた雅子内親王に文を贈ったのであり、醍醐天皇が崩じると間もなく勤子内親王の降嫁を実現させるのである。

父天皇の崩御が降嫁を実現させやすくなったことは想像に難くないが、しかし雅子内親王の斎宮ト

定を期に早々と身を引いた敦忠に対し、退下後の雅子内親王をも降嫁させた師輔には、敦忠をも凌ぐ内親王降嫁への執着があったと言つて良いであろう。

そしてこれを期に醍醐内親王、村上内親王と次々に内親王降嫁は実現するのであり、師輔への皇后宮腹皇女康子内親王への密通すら天皇に黙認されていることを見ても、まさに師輔が皇太子外祖父という地位を確立していたばかりでなく、一世源氏の藤原氏への降嫁、女御腹一世源氏の藤原氏への降嫁に引き続き、更衣所生の内親王の源氏・藤原氏への降嫁という徐々に馴らされてきた禁婚意識の緩和が、これを許すに至る情勢を築いていたからに他なるまい。

以上、内親王降嫁の時代は、嵯峨上皇が女潔姫を源氏という臣下にした上で良房に嫁がせたことに始まり、源氏と皇親の線引きが曖昧な宇多朝にあつて再びその例が持ち出されたことにより動き始め、またあるいは源氏が自らを驕つて起こした内親王降嫁という、皇親側の引き起こした諸々の先例によつて緩和されてゆき、起こつたのである。

これでは村上天皇も、「やすからぬ」とはいえ咎めるわけにはゆくまい。

第二節 「内親王好み」の理由

1 兄実頼と弟師輔

師輔が内親王降嫁の発想に至つた原因については明らかにされたことと思ふが、しかしながら先例がないゆえにリスクも高かつたであろう内親王降嫁に踏み切るには、また相応の理由があるろう。無論、驕りの上で「好色」な師輔がついに内親王にまで手を出してしまつたという従来の見解も誤りではな

いのであろうが、とはいえ立て続けに三人もの内親王を娶るほどに内親王に拘った師輔には、何らかの意図があったはずである。確かに勤子・雅子・康子内親王とも、才女として知られており、心惹かれる女性であったのであろうが、年上の勤子内親王、年の近い雅子内親王、はるかに年下の康子内親王という、似通うようで似通わない彼女達との密通が、単なる好色だけで起こったとは思えないのである。では師輔はなぜ内親王降嫁をこれほどまでに望んだのであろうか。

まず師輔自身について見てみると、その子息が五人までも太政大臣に至り、兼家、道長と続く直系を築いた人物であるため、さも関白忠平の後継者の如く見られる。しかし師輔自身は右大臣を極官としたのであり、早世も一因であったとはいえ、生涯兄実頼を官位官職上で越えることはなかったのである。

しかし『栄花物語』⁽³⁾において、忠平が薨じた後に実頼が左大臣となったことを、「九条殿二の人にしておはすれど、なほ九条殿をぞ、一くるしき二に、人思ひきこえさせためる、」(月宴一二)と評しているように、師輔は官位こそ兄実頼に先んじられていたが、外戚としての地位を固め、政治に力を注いで、実頼をも凌ぐ勢力を持っていた。また同『栄花物語』の「大殿の人々、多くはこの九条殿にぞ集りける、」(月宴一八)の内容からは、師輔が人々に慕われ、皆が師輔の邸の九条殿に集まっていた様子が窺われ、精力的に地歩を固めていたことが知られる。それでも官位の上では兄実頼を追い越すことはできなかつたのである。その憤りが如何ほどであったかは、以下の師輔の日記『九曆』中の実頼に対する痛烈な批判の数々を見ても明らかである。

・承平六年(九三六)十二月十六日条「依_二左衛門督実頼卿説_一所_レ拜也、
後日太閤仰云、未_レ燒_レ之前有_レ拜坎、但我
不_レ仕_二件役_一已及_二廿餘年_一、慥不_レ悟_レ之、

：荷前の際の四度拜について忠平説と比較し実頼説を批判

・天慶四年(九四一)四月十一日条「十一日、右大将先不_レ奏_二事由_一、只蒙_二殿_一仰_レ被_レ行_レ之、後奏

聞、頗違_二先例_一云々、

：実頼の奏問の態度の至らなさを厳しく非難

・天慶五年(九四二)正月七日条「後日参_レ殿、申_二此日事_一、仰云、青馬并女樂奏已了更不_レ下、而右大将_并、乍兩度下_レ殿、未_レ知_二其由_一者、」

：実頼の「甚違例」を忠平に述べたところ、忠平が批判した内容をそのまま記載

・天慶六年(九四三)正月七日条「右大将宣、坊家奏後可_二退出_一、其後事汝可_二奉仕_一者云々、大将若有_二所惱_一、令_レ奏_二其由_一可_レ出、而無_レ為_レ罷出云々、」

：踏歌節会における実頼の途中退出に大いに憤慨

・天曆三年(九四九)正月十一日条「相_二違_一太閤教命_一」「事非_二前例_一」「仍天氣不快」

：実頼大饗に対する批判

・天曆三年(九四九)二月十一日条「左大臣未_二着座_一、仍予候_二尊者_一、」

：列見における棘のある書き振り

・天曆四年(九五〇)十月八日条「雖_レ有_二事疑_一、為_レ從_二大兄命_一不_二敢辞_一、」

：詩を読む順序の違例に対する苦言

・天曆八年(九五四)正月十三日条

：穩子の七七日の定における実頼の格好に対して「未_レ知_レ所_レ據、」

：また服喪の假文の「姑喪」を非難され改めたことについて「所_レ疑雖_レ多、依_二彼命_一所_レ稱也、」と本意を述べる

・天徳四年(九六〇)年正月十一日条

：実頼の大饗に対し請客使の詞の違例を批判し、また「次第如_レ例、但供食頗狼藉也、」と至

らなさを痛烈に批判

この他、現存する史料中だけでも多数の批判が見られ、とりわけ若い頃には父忠平の力や教えを借りての批判が目立つのに対し、徐々に自ら苦言を呈すようになっていく。

師輔のこうした辛辣な書き振りは実頼に対してのみではなく、弟師尹に対しても見られる。

例えば門澤功成氏が指摘するように、^(3.2)同じ兄弟でも師氏に対してはその失策に対する批判的な言葉を避けているにも拘らず、『九曆』天曆七年(九五三)正月五日条)、師尹の怠慢については皮肉るような記述をしたり(同天曆四年七月卅日条)、「不_レ待_二勸盃_一取_レ箸、左金吾頗有_二違例氣色_一、」(同天曆十年(九五六)二月十三日条)と批判する例も見られる。また「十列八番之間、左衛門陣_之間_之狹敷有_二大鬪乱之事_一、放_レ聲呼者數十人、居_二件狹敷_一者、左近中將師尹朝臣・春宮權亮隨時朝臣・内藏朝忠朝臣等室家云々、右大臣家雜人等致_二件乱_一、殆欲_レ及_二主女_一云々、見聞者嘆息無_レ極、」(同天慶七年(九四四)五月五日条)として、^(3.3)競馬中の師尹家家人の乱闘と、それへの実頼家家人の参加を痛烈に批判するものや、「後左大臣^(實頼)・右兵衛督等、去延喜十二年外記、是日有_二給_レ扇之恩_一、而不_レ拜、是失也者、然則有_レ拜者叶_二彼記_一、」(同天曆三年(九四九)五月一日条)として実頼と師尹の失態を同時に指摘するものが見られ、また天曆七年(九五三)には実頼大饗における異例を師輔が師氏と共に批判しているものもある(同天曆七年正月四日条)。

師輔の同母弟である師氏・師尹の内弟師尹は、「知る知らぬほどの疎さ陸まじさも、思し思さぬほどのけぢめぎやかになどして、くせうせしうぞ思し掟てたりける、」(『栄花物語』月宴一人)と、好意の有る無しによって態度を変えたという性格が知られており、度々安和の変の首謀者の一人として挙げられるように、^(3.3)もとより師輔とは馬が合わず、異母兄実頼に近い側であったようである。

一方師氏は藤岡忠美氏が「政權上の暗闘からは身を引いた、むしろその闘争のなかに人間の醜悪を

みとめる、瞑想型の人物」と評し、山口氏が「栄光を望みながらも疎外され日陰を歩む下降型貴族」と捉えるなどの消極的な評価がなされる人物で、一方門澤氏は先にあげた『九曆』における師輔との同調や、師氏が師輔同様に醍醐内親王を妻とし、同じ路線で政治的立場を強化しようとしていたことから、師輔に寄り添い、その権力傘の下で政治力を確保しようとしていたことを指摘している。⁽³⁴⁾更に「廿三日、戊子、(中略)寅剋左右衛門府來、鋪白砂、兩府督或因縁、或近親也、仍先日示送消息、每府令曳五十兩、」(『九曆』天曆四年(九五〇)七月廿三日条)とあり、師氏・源高明の両者があるいは「因縁」、あるいは「近親」であり、格別の好意から師輔邸の通路を修繕したことなどが知られ、師輔に近しかったことが知られる。

実頼の日記が残っていないために実頼が師輔にどういった感情を抱いていたかは詳らかではないが、実頼の養子実資が悉く師輔の九条流とは別の小野宮流故実や年中行事を築いたことを見ても、お互いに相反していたのであろう。そして師輔はそのブレーンに弟師氏を、実頼は弟師尹を近づけていたようである。

またこれらの史料中からは両者の関係だけでなく、「違例」「違_ニ教命」に対する批判を繰り返している点から、師輔が父忠平の教えを遵守し踏襲しようとしたこと、一方実頼には独自の儀式次第や解釈が多かったことが見てとれる。更に忠平の日記である『貞信公記』を見ると、現存する『貞信公記』の大部分を占める「貞信公記抄」が実頼による抄出書である(大日本古記録『貞信公記』解題)とされるにも関わらず、圧倒的に実頼より師輔の私事に関する記事が多く書き残されていることに注目できる。

例えば実頼の子に関しては「五日、少将子生、」(延喜二十年(九二〇)二月五日条)の他、実頼女述子の入内(天慶九年(九四六)十一月廿九日条)、女御宣旨(同十二月廿日条)、卒去(天曆元年(九四七)十月五日条)と贈位(同九日、十三日条)の五つで全てである。

一方師輔の子に対しては「十五日大徳子生、」（延長二年（九二四）七月十五日条）の伊尹誕生をはじめ、「侍従室産_レ男、」（延長三年（九二五）七月十五日条）の兼通誕生、また兼通のことは「今日初見_二侍従子_一、」（同十一月廿八日条）とあり、次いで「左衛門督男女、於_二東家_一加_二元服_一、」（天慶三年（九四〇）四月十七日条）として伊尹の元服と安子の着裳のこと、「左金息女叙參入、」（同十九日条）と安子が成明親王「村上」に参入したこと、更に「大将女御産_レ男、」（天慶九年（九四六）六月五日条）として安子が男児を出産し、しかし即日薨じたこと、また安子に年給の宣旨が下されたこと（天曆二年（九四八）正月二十七日条）など、多くが書き記されている。

実頼女述子と師輔女安子の入内と入侍については忠平にとっても関心事であったであろうし、記された内容にも大きな差異は見られないが、しかし師輔の子女子息に関する私事が実頼の子女子息に対し非常に多く書かれているのは確かである。その上『尊卑分脈』等によると師輔男忠君が忠平の養子となっており、師輔が父忠平と非常に良好な関係であったことが知られる。これは忠平の兄時平の女を室とした実頼家の孫達よりも、筒井筒の仲であつたらしい藤原経邦女盛子を室とした師輔家の孫達の方が忠平にとつても心中穏やかに親しめたということが一因ではなからうか。

また師輔も『九曆』「貞信公教命」に、「曾我尚幼少時前閣^{（師）}仰云、我嗣在_二汝所_一者、此事已及_二數度_一、而今不_レ違_二彼命_一、被_レ授_二撰政之職_一、其後至_二今年_一我任_二太政大臣_一、聖人一想可_レ謂_二神妙_一、感嘆之深落涙霑_レ胸者、」（承平六年（九三六）九月十一日条）という、忠平がかつて父基経に「我嗣は汝に在り」と言われその通りになった逸話を書き残しているのを見ると、父忠平の教えに従うことで、かつて兄時平、仲平、兼平を越えて撰政太政大臣に至つた忠平の如く、兄実頼を越えて人臣の頂点に昇ることを夢見たのではあるまいかと想像されるのである。

実際に師輔は兄実頼に憚ることなく外戚政策を推し進め、『栄花物語』で「一くるしき二」と評さ

れたように、皇太子の外戚として実頼をも凌ぎかねない権勢を持った。もし師輔が今少し長命であれば、冷泉天皇の即位に伴い、外祖父として摂政太政大臣になり、左大臣実頼を凌いでいたのではなからうか。

またこうした外戚政策については、内親王や家柄の高い源氏と深く姻戚関係持った師輔に対し、実頼の方はそれらとの結ばれ方がいささか少ないようだ(35)と山中氏等によつて指摘されている。しかしながら実頼も女を朱雀・村上両天皇の女御、醍醐源氏戸主源高明の室として指摘されている。しかし姻政策に消極的でなかったことが言えよう。ただ彼女達はいずれも短命であり、子を残しておらず、また実頼には師輔ほど女が多くいなかったために多くの結婚事例が見られず、師輔ほどに積極的な婚姻政策を行っていなかったかのよう的印象付けてしまうのである。現に実頼は長女慶子が成長するや否や、すぐさま朱雀天皇に入内させるなど、外戚政策を取っているのである。

しかしそうすると、一つの疑問に突き当たる。師輔は実頼女慶子の入内の前年に、長女安子をなぜか立太子もしていなかった朱雀天皇の同母弟、成明親王「村上」に入侍させているのである。

病弱であったとはいえまだ若い朱雀天皇の即位は、その御代が長く続く可能性を示唆しているにも関わらず、何故師輔は朱雀天皇ではなく成明親王に安子を入侍させたのであろうか。それは明らかに成明親王立太子が実現することを存じていなければ為せなかったことである。

朱雀天皇の譲位と村上天皇の即位は、『大鏡』（雑々物語）において朱雀・村上両天皇生母である穩子の言葉が切つ掛けとなつて思いがけず行われたとされているが、藤木氏がこれを穩子の計略であつたと見做しているように(36)、その意思が介在していなかったといふことはあるまい。ともすれば成明立太子にも深く関与していたはずである。また忠平が『貞信公記』にて成明親王への安子入侍を書き残している点を見ても、忠平もまた成明立太子を存じていた、あるいは計っていた可能性がある。そ

れを承知した上で師輔は朱雀天皇との外戚関係を築くことをはなから棄て、成明親王に安子を入侍させているのであり、これが村上天皇即位後によりやく三女述子を入内させ得た兄実頼を大きく出しぬく形となった。そしてこれらは師輔が父忠平や叔母穩子に近接し良好な関係を築いていたからこそ計り得た政策だったのではなからうか。

しかしこれほどに様々な政策を計り、外戚政策に成功していながらなお、師輔は兄実頼を越えることはなかった。

兄以上に父や叔母に接近し、父の教えを守り、精力的に政治にも取り組み天皇にも近侍した。それでいながら越えられない差とは何であったのだろうか。

そこには生まれた順番と七つもの年の差もあったであろうが、しかしやはり生母の差もあったのではないだろうか。言うなれば実頼の焦りを感じさせない態度や外戚政策も、一世源氏順子を母とする生い立ちに依ったところがあるように思われる。師輔とて母は文徳天皇皇孫であり、一世源氏源能有の女であるが、女御腹の一世皇女源順子との差は歴然である。ましてや父忠平がそうした皇女を妻としたことを含め、幼少時に母方で養育されることの多い当時の婚姻形態を鑑みれば、師輔が筒井筒の仲であった妻の他に、皇女に関心を寄せる傾向というのは、「兄との差」の一点において自然と生じたものだったのではないだろうか。

2 内親王降嫁の意図するところ

そもそも実頼と師輔が突出してどちらかを凌ぐということがなかったのは、二人が厳密には醍醐・朱雀・村上天皇の外戚ではなかったからであろう。本来ならば外祖父、外オジとして権勢を増すものであるが、二人にとって朱雀・村上生母の穩子は叔母であり、姉妹や子ではない。故に外伯父であつ

た忠平の實質的な後継者としての摂関には成り得なかった（但し後に実頼は姪安子所生の冷泉天皇の関白、次いで円融天皇の摂政となるが）。そのため実頼も師輔もこぞって女を入内、入侍させたのであり、ましてや未だ前左大臣時平の子息も廟堂にて権勢を保持する中、確固たる権力を握るには、より天皇の近親である必要があったはずである。

だが醍醐朝においては両者ともまだ若く、従って女も幼く、朱雀・村上天皇となる皇子らもまだ幼かったため、即時外戚となることは叶わず、外孫なりの即位を見るにしても随分と先のことになるのは目に見えていた。

また朱雀・村上生母の穩子にとっては、時平男も忠平男も同じ甥であり、朱雀・村上朝において誰かが突出した外戚とはなり得ない状況下にあつて、それでも抜きんでて外戚に近い近親となり、ゆくゆくは外戚となるため、忠平や穩子に接近する師輔の手段は非常に有効な手段であり、重要である。同時に、内親王降嫁の原因もその点にあつたのではなからうか。即ち、「姉妹か女が嫁ぐことで天皇の外戚となる」手段とは真逆に、「天皇の姉妹を娶ることで天皇の外戚となる」手段を用い、師輔は他の穩子の甥達をも凌いで優位に立とうとしたのではあるまいか。

この手段は、根本的には摂関となることへは繋がらず、外戚政策とは言えないかもしれないが、もとより七年年長である実頼が官位で先んじるばかりか、あるいは女の入内や皇子出産でも先んじる可能性もある中で、いづれ女を入内させ皇子出産・立太子に至るまでの間、その女の入内しかり、有力な兄弟従兄弟より優位にそれらを成す手段として、天皇家に近接するために内親王降嫁を意図したことを想定するのである。この女を入内させ内親王を降嫁させるといふ二重の外戚関係は、後には自身の子孫や派閥が女とその所生の皇子とを支え、摂関となつてゆくための準備であつたのではないだろうか。

さて、師輔が三人もの内親王を立て続けに降嫁させたことを、単に「内親王好み」と片付けるべきでないことは度々述べてきたところである。確かに『栄花物語』では師輔が好色家であったことが述べられ、また『師輔集』においても多くの女性との交友が残っている点から、雅子内親王への懸想が好色に起因したというところはあるだろう。しかしその後むやみに内親王に好色を抱いたのではなく、結果的に雅子内親王ではなく勤子内親王を、その後雅子内親王を、更に雅子内親王が薨じると康子内親王を、と娶っている点には、計画性と意図を感じさせる。

特に勤子・雅子内親王の死後、彼女等村上天皇異母姉より更に村上天皇と近親である同母妹康子内親王に通じたのは、時に安子所生の憲平親王「冷泉」が立太子していたものの、その精神状態に不安視するところがあり、また他にも女御源和子所生の有力な醍醐皇子があり、村上天皇後宮にも女王女御、師尹女などがあつて皇子を出産している状況から、憲平親王の、あるいはその同母弟為平親王等の立太子の安泰を図るためにも、より深く継続的な村上天皇との外戚関係による紐帯を狙っていたためではなからうか。

一方康子内親王の死後に新たな妻、それも内親王を娶らなかったことは、『大鏡』では康子内親王に「また二つこと人見るといふことはあるべきにもあらず」（公季項）と約束したため、つまりは康子内親王に慮って、「まことに、その後、一人住みにてぞやませたまひ」（同項）たのだとし、藤木氏はこれに加えて師輔自身がやがて風（風疾）を病み、またその三年後に薨じていることから体力的に衰えていたのだろうとするが、更には「天皇に聳として包括されることで紐帯を得る」手段を考慮した場合、康子内親王の死後は内親王を娶らないことがより有効な手段であり、村上天皇の信頼を得られたためではなかったであろうか。

その効果のほどは、師輔の死後、康子内親王所生の公季が異母姉安子に引き取られ、ほとんど内裏

で親王達と同じようにされ、また村上天皇にもかわいがられ育てられたという『大鏡』（公季項）の記述を見れば一目瞭然である。

第三節 勤子・雅子姉妹と藤原師輔

1 敦忠・師輔と雅子内親王

師輔が内親王降嫁を天皇家とより近親となり兄弟従兄弟間において優位に立つたための手段としたこと、並びに康子内親王降嫁の意図については見出させたが、しかし先んじて師輔に降嫁したのは勤子内親王、並びに雅子内親王である。師輔がこの姉妹を内親王降嫁の対象としたのは何故であろうか。勤子・雅子内親王は共に醍醐更衣源周子の所生であり、いずれも父醍醐天皇に鍾愛された皇女であった。特に勤子内親王は才女であったようで、源順に『倭名類聚抄』を選進させたこと、醍醐天皇自ら琴譜を伝授されたこと、絵画をもよくする女性であったことなどが知られている。また雅子内親王も残る贈答歌から歌才のある女性だったことが知られ、好色な師輔にとつても大層魅力的な姉妹だったであろう。

これら姉妹の内雅子内親王について、師輔に先んじて敦忠が恋文を贈っていたこと、そこに師輔が割り込む形で恋文を贈ったこと、即ちそれが好色に起因した可能性があることは先にも述べたが、それが好色に限らず、時平男敦忠の内親王への懸想、即ち敦忠が内親王降嫁を実現させ藤原氏族内で優位な地位に抜きこめる可能性があったために、師輔がそれに横やりを入れたということも考えられよう。ましてや敦忠が時平女を妻とする兄実頼の義兄弟であるという事実も併せて鑑みると、敦忠のみ

ならず、実頼への対抗心や警戒心をも含んでいたかもしれない。

しかし安西氏が述べるように、「(雅子内親王への齋宮卜定が)敦忠に内親王降嫁によって政治的優位に立ってほしくない者たちの圧力による決定」としたり、同内親王が師輔室となったのが時平男敦忠の出世を快く思わない忠平及びその息子師輔の力によるものであり、「敦忠から無理やり奪うようにして自らの妻と」したとする説は、いかにも敦忠と相思相愛であったはずの雅子内親王を悲劇の皇女と捉えた上での主観であり、感情的な偏見によるところが大きいように思われる。⁽³⁸⁾ 事実そうした動きもあつたのかもしれないが、これを歌物語でなく史実として捉えた場合、実際には敦忠にも雅子内親王の他に通う女性も熱愛していたと伝えられる正妻(藤原玄上女)等もいたのであつて、決して雅子内親王に誠実で一途であつたわけではない。

また木船氏も指摘するように、齋宮退下後の雅子内親王との贈答を見ると、敦忠との一度きりの贈答に熱愛の復活を予測させる余情があるものの以後の消息は絶えており、一方同時期の師輔との贈答では、その真意は捉え難いものの、気持ち⁽³⁹⁾が師輔へ傾いていることが察せられるとされている。⁽³⁹⁾ 同じく木船氏は、結果的に師輔に降嫁した雅子内親王について、師輔と雅子内親王異母姉婉子内親王との贈答から(『師輔集』六一・六三)、師輔が雅子内親王との関係を世に喧伝されてもなお自信と成算を秘めているようで、困惑や不安、謙退の体もないことを述べており、雅子内親王降嫁に先立って勤子内親王降嫁を実現していたことが、容易に雅子内親王降嫁を招いたとされる。

即ち雅子内親王の降嫁は、師輔が敦忠から強引に奪い取るようにして起こつたのではなく、何らかの理由があつて、同意のもと行われたと考えるべきである。

その理由とは、依然プラトニックな関係であつた敦忠に対し、勤子内親王降嫁の実現という前歴から、降嫁し子供に恵まれる選択肢を与え得る師輔に心が傾いたせいだったかもしれない。少なくとも

雅子内親王にとってそれが不本意なことではなかったことは、『師輔集』における贈答歌に限らず、その後四人の子供達に恵まれたことを見ても明らかである。

要するに、師輔が最初に懸想していたのは雅子内親王であり、降嫁の初例となった勤子内親王ではなかったということは、即ち勤子内親王の降嫁が好色だけに起因して起こったわけではない事の現れでもある。

また雅子内親王に文を贈っていた師輔が、当初から内親王降嫁を想定していたとは限らない。

では雅子内親王の斎宮卜定から勤子内親王降嫁実現までの間、果たして何があつてこれは実現し、そして何故勤子内親王であつたのだろうか。

2 勤子内親王の降嫁

勤子内親王の降嫁には、雅子内親王降嫁の時にはなかったものが一つ存在している。

それは生母源周子の生死であり、醍醐天皇崩御後に周子がどういった生活を営んでいたかは不明確ながら、まず間違いなく所生の皇子女たちを養育すべく傍らにいたはずである。周子所生の皇子女の内、第一男の時明親王はこの時既に早世しており、また周子の父源唱は没年こそ知られないものの、右大弁を極官とし、参議にも至っていなかったから、皇子女の後見としては弱い。あるいは嵯峨源氏である父唱から継承した財産など持ち得ていたであろうが、周子一家が、既に元服して醍醐源氏の戸主となっていた第二男の高明を家長として生活していた可能性は高からう。

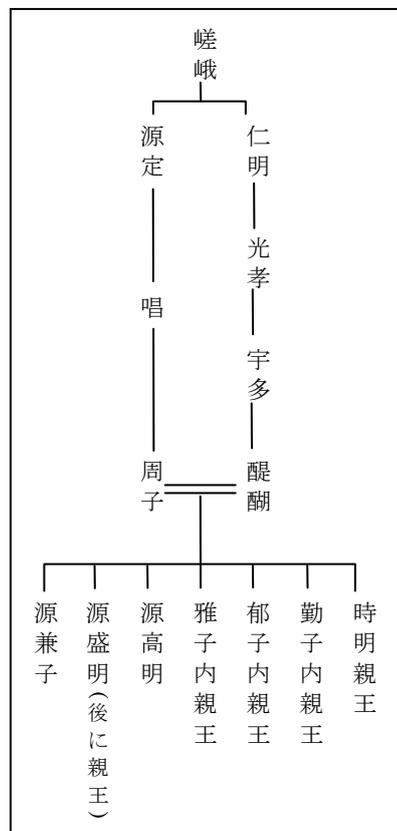
その居所も明確ではないが、雅子内親王の住まいが西四条であったことは、『師輔集』『敦忠集』において雅子内親王が「西四条宮」と呼称されていることから窺え、ここは後に「西宮」と称された高明の居所となった場所である(『二中歴』『拾芥抄』)。しかしそもそも『今昔物語集』(巻二六)、『宇

治拾遺物語』(卷一三)に見られるように、四条一坊十二町に住んでいた源定が隣の十一町を買い取り南北二町の邸とした場所であって、従って定から息子の唱、孫娘の周子へと伝領されたものであって、周子の居所であったのではなからうか(系図3)。『平安京提要』⁽⁴⁰⁾では西宮について、雅子内親王が居住した後、高明が居所としたと説明し、暗に同居していなかった旨の見解を示すが、しかしながらそうすると雅子内親王生前の高明の居所は不明となるのであって、事実別の場所に住んでいた可能性もあるだろうが、その後雅子内親王所生の子供達ではなく高明が伝領している事を鑑みれば、尚更西宮が雅子内親王の伝領した居所であったというより、周子伝領の居所であり、その所生の子供達が住んでいた場所だったことが想定されるのである。

また『敦忠集』からは、亡き藤原鮮子所生の醍醐皇女婉子内親王がこの西宮に居住していたことや、『日本紀略』安和二年(九六九)四月十一日条からは周子所生の郁子内親王と鮮子所生の敏子内親王と共に前帥家(高明家、西宮)に同居していたことが知られることから、後に高明が伝領するに至ったとしても、当初は広く周子と、その周子が引き取り養育していたのであろう鮮子所生の皇子女たちの多くが住んでいたようである。

具体的に西宮(西四条宮)にどの時期に誰がどのように住んでいたかを明らかにすることは出来ないうが、少なくとも周子生前は、周子の伝領する邸であったと見て良いだろう。周子はそこを中心として、自身の子供達と、また良好な関係にあったのか、亡き同じ醍醐妃の藤原鮮子の子供たちを引き取

(系図 3)



り養育していたことになる。周子一家は、男子である高明を中心に、しかし同時に母周子を中心に生活を営んでいたと考えるのである。

ともすれば、あるいは勤子内親王とも同居していたかもしれないその母周子が、師輔という臣下が女に通うことを黙認したであろうか。

周子は醍醐天皇の更衣に留まったものの、歌人としても知られ、醍醐天皇との贈答がいくつも残っている他、后妃の中でも最も多産で、子供達の年齢差からも醍醐天皇に長く愛されたキサキであったことが知られる。また先に述べたように鮮子所生の子供達をも養育していた可能性があることや、高明の学問に優れ朝議に明るかったという性格、勤子内親王の多才さから、母としても非常に優れ、聡明でしっかりした人柄であった様子が見て取れ、更に自ら歌合を開くなど、行動力をも備えた人物だったようである（『近江御息所歌合』）。

これらを鑑みてもやはり周子が女の、それも内親王の不義を黙って見過ごすとは思われず、ましてや周子は嵯峨天皇後裔である元皇親である。同時に嵯峨皇子にして大納言に至った源定の子でありながら右大弁に留まった源唱の女であり、また同じ嵯峨後裔左大臣源融の子で大納言に至った源昇の女ですら、入内しても更衣止まりであったという、源氏後裔の繁栄の厳しさを実感していた人物でもある。故に我が子の長い繁栄を望むのならば、それには相応の後見がなければ続かないこともよく理解していたであろう。

即ち、雅子内親王に敦忠や師輔が文を贈ることを許したのが周子であるならば、雅子内親王に文を寄越していた将来も明るい師輔へと目を付け、醍醐天皇崩御後、頼るべきところの危うい我が子高明、⁴¹盛明等の源家を安泰とすべく、勤子内親王を娶らせた斡旋者こそ、母周子だったのでと考えるのである。

3 高明家と師輔

以上、師輔と勤子内親王の結婚は母周子の斡旋により、子孫安泰を意図して実現したものであったことを述べた。

同時に藤原氏にとっても第一源氏である高明を注視しなかったはずはない。そもそも醍醐朝の源氏は、出生順という特異な賜姓の原則により殊更親王に近い尊貴性を担っており、例えば親王に次ぐ待遇で内裏元服が行われるなど、⁽⁴²⁾他の臣下より席次、初叙等の点ではるかに優遇されていたことが知られる(『西宮記』)。ましてや唐風の孝徳が好まれたこの時代、いかに異母、いかに片や天皇、片や臣下であっても、朱雀・村上天皇の兄である高明が格別の影響力を持ったことは明白である。故に実頼も長女慶子こそまず朱雀天皇に入内させたが、中君(次女か)は高明に嫁がせている。また師輔も長女安子を後の村上天皇に入侍させ、次いで父忠平の意志を継ぐ形で「源氏長者」をも帯びていたらしい重明親王に次女登子を嫁がせることを優先したものの、⁽⁴³⁾三女はやはり高明に嫁がせている。これらの点、並びに後の高明の順調な昇進をみれば、⁽⁴³⁾いかに藤原氏が高明を脅威になり得る存在として認識していたかが理解されよう、ましてやその高明に学識もあるとなれば、更に警戒して紐帯を結ぼうと画策するのも自然である。

しかし僅かに年下とはいえ実頼と師輔は高明と殆ど同年代であるから、適齢となった女を嫁がせるには時間を要した。実頼女中君の結婚は、おそらくは姉慶子の入内(天慶四年(九四一))以後であろうから、早くとも朱雀朝の後半に差し掛かっており、間もない村上朝初期の天曆元年(九四七)に卒している。一方、師輔三女が高明に嫁いだのも、次女が重明親王継室となった以後だと考えると、村上朝の天曆二年(九四八)以降のことである。実頼や師輔がいつ頃から、どれ程に高明を警戒していたかは明確には分からないが、少なくとも先に述べた理由から良好な関係でありたかつたはずである。

そんな折に母周子から高明の同母姉妹に通うことを許されれば、しめたとばかりに好色な師輔が飛びつくのは当然のことだったかもしれない。つまり、女が幼く高明とすぐさま姻戚関係を築くことの叶わない中で、高明同母姉勤子内親王の降嫁は、師輔にとっても将来性のある高明との既知を得、姻戚となつて紐帯を築く上で非常に有意義だったのである。

また村上天皇即位の翌年、天暦元年(九四七)の師輔の右大臣就任以来、永く参議に留まっていた高明が六年の内に大納言まで出世したのをみても、高明が師輔の有力なブレーンであったことが分かる。更に村上朝、師輔は高明を婿に迎えており、また高明も天徳二年(九五八)より師輔女安子の中宮大夫(『公卿補任』)や、後に師輔室となつた康子内親王家の別当(『願文集』七「北宮御卅九日願文」)も務めており、その紐帯はまさに家族ぐるみであつて、非常に深い。とりわけ村上朝以後は非常に顕著であるように思われる。

つまり師輔は村上天皇の即位により、村上母后穩子と、「一の女御」となつた女安子(『栄花物語』月宴九)の皇子出産により勢いをつけ、また天皇異母姉、次いで同母妹を妻とし、異母兄高明を味方としたことで、村上天皇に「御おぼえいみじうめでたし」(『栄花物語』月宴一九)と言われる権勢を持つて、外孫即位とそれに伴う子孫の出世と繁栄の礎を築いたのである。

そしてこれらの紐帯に先んじて勤子・雅子内親王の降嫁が起こっていること、あるいはこれら降嫁に始まつたことを考えると、師輔を婿とし、永く我が子等が栄えることを画策した賢女源周子の姿がより一層浮き彫りとなるのである。

くしくも勤子・雅子内親王といった女達は早世してしまい、更に師輔自身の早世が安和の変を引き起こし、高明を左遷に至らしめてしまったが、言い換えれば、師輔の庇護下にあつたからこそ、師輔に相反していた師尹以下の反感を買い、危惧され、安和の変が起こつてしまったと言えるであろう。

しかしながら権大納言俊賢や道長室となる明子等を残しながら長らえていったことは事実であり、これもまた師輔と高明との紐帯、ひいては師輔が後世に与えた、藤原氏と源氏との強い姻戚関係による協調体制という構想がもたらした結果であったように思われるのである。

おわりに

以上を総括すると、まず内親王降嫁は、朱雀・村上母后藤原穩子、外伯父の摂政藤原忠平を中心に、依然として藤原氏勢力が強大である中、宇多・醍醐両天皇の源氏から親王に復してからの即位と、醍醐朝における出生順という特異な賜姓方法により、親王と源氏の境界線が曖昧となった時代に起こった。こうした情勢は、時平男敦忠や忠平男師輔が内親王に恋文を贈ることを可能とする風潮を生みだした。しかし前例もなく違法である内親王降嫁が容易に実行されるはずもなく、敦忠と雅子内親王の関係は終始プラトニックで在り続けたのである。

時を同じくして、醍醐更衣源周子は、醍醐朝の賜姓の原則により所生子の内一男三女が親王宣下を受け、二男一女が源氏賜姓されていた。しかし嵯峨後裔でありながら二世、三世と代を重ねるごとに衰退してゆく源氏の繁栄率の低さを実感していたであろう周子は、源氏となった我が子のために確かな後見を得ることを考じた。そこで醍醐天皇崩御により最初の後見を失った周子が、女雅子内親王に恋文を贈ってきていた藤原摂関家子息師輔に持ちかけ、雅子内親王の姉勤子内親王の降嫁を実現することです生子源家の繁栄を意図したものと推測した。

また師輔も、この「源氏と親王の境界線の曖昧な時代」にあつて、尊敬する父忠平が宇多皇女源順

子の降嫁を受けていたこともあり、内親王降嫁の実現に積極的であったと思われる。しかも勤子内親王は、醍醐源氏の戸主にして第一源氏であり、親王に次ぐ待遇を処されていた源高明の同母姉である。高明との良好な関係を築き味方に引き入れることを想定すれば、即時未だ幼い女を娶らせるわけにもいかない以上、同母姉の婿として姻戚関係を築くことは非常に有益であった。従って、周子と師輔双方の利害の一致が、藤原氏初の内親王降嫁をもたらしたのである。

更に勤子内親王降嫁の実現が引き金となり、第二、第三の内親王降嫁の実現が可能であることを師輔が実感したのであることは、『師輔集』における師輔と婉子内親王の贈答における雅子内親王との密通に対する師輔の強気な態度からも窺えよう。そのことが師輔に、時平男頼忠や兄実頼、弟師尹などのライバルより優位に外戚政策を推し進めるための「天皇の姉妹を娶ることで天皇の外戚となる」手段を発起させ、継続的に内親王降嫁を得る「内親王好み」といわれる傾向を形成したのだと考えた。

これにより師輔は、皇太后穩子、醍醐第一源氏源高明と、そして内親王の兄弟姉妹に当たる天皇や皇親をも己の陣営へと引き込み、村上天皇への安子入侍、立后、所生皇子の即時立太子という外戚政策の成功を確実たらしめたのであろう。

くしくも師輔は自身の早世により、生涯兄実頼の官位を越すことは叶わず、摂関に就くこともなかった。しかし師輔の時代より激増した藤原氏と源氏、藤原氏と親王家との濃い婚姻関係と、更に後の源氏の台頭には、源氏を排斥するのではなく、縁を結んで協調し、共に廟堂を率いる存在としようとした師輔の思想が根付いた結果だったのでなかろうか。

同時に師輔女安子に始まる藤原氏による天皇後宮の独占化が、一層藤原氏と天皇家とに近親の念を抱かせ、親王家と藤原氏の血縁関係は深まってゆく。これに加えて親王家、源氏との姻戚関係もより濃厚となったため、藤原氏の後見を受けた内親王の入内や（朱雀皇女昌子内親王の冷泉天皇への入内、

藤原伊尹外孫尊子内親王の円融天皇への入内、藤原道長外孫禎子内親王の後朱雀天皇への入内、同皇子内親王の後冷泉天皇への入内、同馨子内親王の後三条天皇への入内など、女王を養女とする例（敦康親王女姫子女王は藤原頼通養女となり後朱雀天皇に入内）、源氏を藤原氏の養子女とする例（源高明男源経房・致平親王男源成信が藤原道長養子、具平親王男源師房・源師房男俊房・源俊賢男顕基が藤原頼通養子、源顕房女賢子が藤原師実養女など）を引き起こしてゆくのである。この引き金となったものも、また藤原氏が内親王をも娶り得る存在となったこと、即ち、天皇家の血の尊貴性を維持すべく内親王は臣下に嫁いではならないという禁忌を犯し、女を入内させ皇女を娶るという二重の姻戚関係が可能となったことで、藤原氏と天皇家の血筋が一層同一化されていったからに他ならない。内親王降嫁は藤原氏に対し、より天皇家に血筋を近づける結果をもたらしたのであり、より積極的に婚姻政策に取り掛かる切っ掛けともなったのである。

しかしながらこうした藤原氏と天皇家の血の同一化は、天皇権力の弱体化と共に藤原氏自身の弱体化をも招くこととなり、群盗の増加や武士の台頭を許し、院政期を引き起こす一因にもなった。

師輔への内親王降嫁の意義は、藤原氏が摂関にならず親政を許した時代であって、むしろ天暦の治と言われる天皇権力の残存した時代であったからこそ強く意味を持ったのであって、即ちこれをもって藤原氏が臣下としての最高の栄華を極めたと言っても良いのではなからうか。

この事実を鑑みれば、女を次々と入内させ栄華を極めた藤原道長が、天皇をも凌ぐ勢いで最後の灯火を築いたのに対し、臣下として最高の榮譽に預かり子孫を繁栄させた藤原師輔こそが、人臣としての藤原氏の最盛期を築いていたと称されても良いように思われる。しかしながらそう評価されないのは、偏に師輔が外孫の即位を見ることなく早世し、摂関に就くことがなかったためであり、生涯兄実頼を凌ぐことがなかったために他ならない。それを思うと、その心残りは何ほどのものだったのだら

うかと偲ばれるのである。

注

- (1) 名前には順子・傾子・欣子などの異同が見られるが、本論では史料引用を除き「順子」に統一する。
- (2) 『文徳天皇実録』斉衡三年(八五六)六月廿五日条
- (3) 『新日本古典文学大系41』古事談・続古事談(岩波書店、二〇〇五年)、以下同出典は注記せず。
- (4) この他天皇の女と藤原氏の結婚には光孝皇女源礼子が藤原連永に降嫁した例もあるが、これは光孝天皇即位以前の結婚であり、事例的には二世女王と藤原氏の結婚になるため本文からは除外した。
- (5) 藤原顕光と盛子内親王については盛子生母源計子の認可があったとする見解もあるが、いずれにせよ父天皇崩御後の密通である。また藤原兼家と保子内親王の場合は「心にくゝめでたきものに思ひ」通った兼家も、深い関係になる前に交渉は絶たれて、保子内親王は恥入り亡くなったという(『栄花物語』)。
また藤原教通と禊子内親王の事例を天皇の裁可があったものと述べたが、厳密には三条天皇が藤原道長との不和緩和を図り禊子内親王の降嫁を打診したのは教通の兄頼通に対してであって、この時は頼通の大病と亡くしたばかりの妻隆姫女王の父具平親王の物の怪が現れたということで沙汰済みになっている。教通に降嫁したのはその後三条天皇が崩御してからのことであり、これも正しくは三条天皇の裁可があつて父天皇生前に成立した結婚ではない。しかし三条天皇が先んじて兄頼通に禊子内親王降嫁を

打診していた点を考慮し、唯一裁可のあった事例と見做した。

なおこの三条天皇の判断は、さも道長の絶大な権力下にあつて起こり得た異例の事態のようであるが、しかし天皇の裁可があつて有力な臣下の子息に皇女を娶らせることで紐帯を得るという方法はむしろ嵯峨皇女源潔姫や宇多皇女源順子のような一世源氏と藤原氏の結婚の状況に類似している。但し三条朝には既に一世源氏賜姓は行われていなかったために、源氏賜姓された一世皇女ではなく、内親王降嫁となつたのであろう。無論以前に比べて藤原氏の権勢は天皇を凌ぐほどに増しており、内親王降嫁を天皇自ら斡旋したのはこの一例のみであるから、最大の優遇策であつたことは想像に難くない。そしてこの教通への内親王降嫁に倣つた男信家が、禊子内親王の義妹儂子内親王の降嫁を得るが、これもやはり天皇崩御後の私通で、最後の事例となつた。

(6) 『新編日本古典文学全集12』竹取物語・伊勢物語・大和物語・平中物語』（小学館、一九九四年）、以下同出典は注記せず。

(7) 『新編日本古典文学全集34』大鏡』（小学館、一九九六年）、以下同出典は注記せず。

(8) 藤木邦彦「延喜天曆の治」再論（林陸朗編『論集日本歴史3 平安王朝』所収、有精堂、一九七六年）

(9) 服藤早苗「第二章 平安時代―王朝を支えた皇女」（服藤早苗編『歴史のなかの皇女たち』所収、小学館、二〇〇二年）

(10) 安田政彦「醍醐内親王の降嫁と醍醐源氏賜姓」（『続日本紀研究』三七四、二〇〇八年）

(11) 本論第二章第二章参照

(12) 今井源衛「女三の宮の降嫁」（『源氏物語の研究』所収、未来社、一九六二年）、後藤祥子「皇女の結婚―落葉宮の場合」（『源氏物語の史的空間』所収、東京大学出版会、一九八六年）、藤本勝義「大宮の准抛と造型」（『源氏物語の想像力―史実と虚構―』所収、笠間書院、一九九四年）、今井久代「皇女の結

婚―女三の宮降嫁の呼びさますもの」(『源氏物語構造論』所収、風間書房、二〇〇一年)、浅尾広良「后腹内親王藤壺の入内」(『大阪大谷国文』三七、二〇〇七年)、同「桐壺皇統の始まり―后腹内親の入内と降嫁―」(『國學院雜誌』一〇九(二〇)、二〇〇八年)ほか

- (13) 安和の変とは、源高明との紐帯の深かった藤原師輔の死後、左大臣まで至った高明に対し、安和二年(九六九)に藤原氏がこれを貶め排斥した事件である。その首謀者には諸説あるが、石母田正氏は師輔同母弟師尹とし(石母田正『古代末期政治史序説』未来社、一九九五年)、今井源衛氏は師尹に限らず師輔男の伊尹や兼家等が加担(今井源衛「花山院研究」(『文学研究』五七、一九五八年)、山中裕氏はまず安和の変が師輔の死後その権力基盤を崩そうと画策された藤原氏内での権力闘争であったことを述べた上で、高明左遷後の昇進から師尹が第一人者で、師輔異母兄実頼が更に大きく関与し、その他に伊尹も協力したとする(山中裕「栄花物語・大鏡に現れた安和の変」(『日本歴史』一六八、一九六二年)、同「安和の変」(『平安朝文学の史的研究』所収、吉川弘文館、一九七四年)、同「藤原師輔の時代」(『平安時代の古記録と貴族文化』所収、思文閣出版、一九八八年))。

一方黒板伸夫氏は伊尹・兼家兄弟による高明媚為平親王立太子阻止のための積極的推進、師尹の条件付協力、実頼・在衡の消極的協力とし、これが従来の他氏排斥とは異なり、源氏ではなく高明個人を対象とし、藤原氏内部における抗争時代への傾斜を示した事件であったとする(黒板伸夫「撰関制展開期における賜姓源氏―特に安和の変を中心として―」(『古代学』一五(四)、一九六九年))。

- (14) 山中氏注(13)前掲書
- (15) 安西奈保子「雅子内親王の恋と結婚」(『平安文学研究』七九・八〇、一九八八年)
- (16) 木船重昭「『師輔集』の構成と方法」(『平安文学研究』七〇、一九八三年)
- (17) 木船重昭「雅子内親王と敦忠・師輔」(『中京国文学』六、一九八七年)

(18) 阿衡の紛議とは、宇多天皇即位後間もない仁和三年、藤原基経を関白とする旨の勅書に用いられた「阿衡」の語をめぐって、阿衡は地位だけで職権の無い職であるとのいいがかりを付けた基経が半年以上も政務を見ず滞らせた事件である。結果的に宇多天皇は阿衡の語を用いた勅書を撤回することになり、その苦悩と不本意な結果への憤慨は宇多天皇の日記『寛平御記』(『政事要略』卷三十年中行事、阿衡事所引)にも書き残されている。

この事件は藤原氏の権力掌握のための陰謀であり、天皇と摂関を対抗関係に捉えた見方から、基経が外戚関係のない宇多天皇に対し自らの権威を誇示した事件として位置付けられてきたが(和田英松「藤原基経の阿衡に就て」(『中央史壇』十二(四)、一九二六年)ほか)、近年では基経が関白の権能を明確化せんとして起こったとする見解もある(瀧浪貞子「阿衡の紛議―上皇と摂政・関白―」(『史窓』五八、二〇〇八年)、米田雄介「太政大臣の系譜」(『摂関制の成立と展開』所収、吉川弘文館、二〇〇六年)。また神谷正昌氏は、阿衡の紛議はあくまで基経個人の立場を明確化するものであったが、これによって関白の権能も整備されたとの見解を示している。(神谷正昌「阿衡の紛議と藤原基経の関白」(『続日本紀研究』三九三、二〇一一年))

(19) 『日本古典文学大系 86』愚管抄』(岩波書店、一九六七年)

(20) 『九曆』天曆四年六月十五日条(大日本古記録『九曆』所収「九曆逸文」)

十五日、参内、召_レ御前_一仰云、儲官事、往代之例、速以行_レ之、於大臣心如何者、復命云、左右只在_二聖断_一、非_三愚臣之可_二定申_一、但承_二伊尹傳仰之旨_一、戰_レ懼無_レ極、抑勘_二公卿上表之例_一、(中略)但延喜初皇太子四年十一月晦日降誕、至_二于明年正月_一公卿上表也、幼稚皇子雖_レ無_二表例_一、至_二于此般_一、頗有_二内謀_一云々、其故者、延喜天皇始加_二元服_一之後、東院后御女妃内親王并今太皇太后共欲_二参入_一、而法皇承_二母后之命_一、被_レ停_二中宮之参入_一也、其後彼妃内親王不_レ幾而依_レ産而

- 薨、其時彼東院后宮聞_二浮説_一云、依_二中宮母氏之冤靈_一、有_二此妖_一云々、曰_レ之重可_レ被_レ停_二中宮之
- 參入_一云々、而故贈太政大臣_{時平}、左右廼令_二參入_一也、法皇雖_レ有_二怒氣_一、事已成也、不_レ能_二遏給_一、
- 大后不_レ經_二幾程_一産_二男皇子_一、(保明親王)延喜天皇雖_レ存_二舊例_一爲_レ恐_二法皇之命_一、不_レ敢_レ及_二其儀_一、贈太政大臣見_二此氣色_一、相議上表也、(後略)
- (21) 藤木氏注(8)前掲書、同「藤原穩子とその時代」(論集日本歴史3・平安王朝)所収、有精堂、一九七六年)、島田とよ子「班子女王の穩子入内停止をめぐって」(『園田学園女子大学論文集』三二、一九九七年)
- (22) なお『貞信公記』所収「貞信公記抄」天慶八年五月一日条によると、丑時頃、盗人が銀の銚子と息子師尹の衣などを盗んでいったことが記されており、時の関白太政大臣であった忠平の邸ですら群盗の被害に遭っていたことが知られる。
- (23) 黒板伸夫「藤原忠平政権に対する一考察」(『撰関時代史論集』吉川弘文館、一九八〇年)
- (24) 『古事談』当該項では、この他に保明親王、藤原時平、菅原道真の相を各々見て「才能国に過ぐ」と評したとするが、保明親王の誕生は菅原道真の左遷後のことであるため、同時期に並び座って相される設定には問題がある。また宇多法皇が忠平の評を聞き「第一女王」を娶らせたとする点についても、忠平室となった源順子は第一女王ではなく「第一女源氏」(『大鏡裏書』時平項同話)であるのが正しいなど、内容の創作性が留意されるところである。
- (25) 浅尾広良「桐壺皇統の始まり―后腹内親王の入内と降嫁―」(『國學院雑誌』一〇九(一〇)、二〇〇八年)
- (26) 栗原弘「皇親女子と臣下の婚姻史―藤原良房と潔姫の結婚の意義の理解のために―」(『名古屋文理大学紀要』二、二〇〇二年)
- (27) 黒板氏注(23)前掲書、村井康彦「藤原時平と忠平」(『歴史教育』十四(六)、一九六六年)

(28) 安田氏注(10)前掲論文。但し安田氏は源清蔭に降嫁した皇女が醍醐皇女韶子内親王ではなく宇多内親王(特に依子内親王)であったことを前提としている。

(29) 後藤氏注(12)前掲書

(30) 内親王に通じたことで勅勘を被り、しかし間もなく許されるという例では、後に源俊房が後朱雀天皇皇女媚子内親王に通じ、時の後冷泉天皇の勅勘を被ったが間もなく許されている例にも類似して見られる。

(31) 『新編日本古典文学全集31』栄花物語①(小学館、一九九五年)、以下同出典は注記せず。

(32) 門澤功成『多武峰少将物語』の成立基盤と読者(『中古文学』七八、二〇〇六年)

(33) 師尹を安和の変の首謀者の一人とすることは『大鏡』『帝王編年記』といった史料、並びに石母田正氏、山中裕氏、山口博氏等の唱えるところである。(石母田氏、山中氏注(13)前掲書、山口博「安和の変輔考」(『日本歴史』二二一、一九六六年))

(34) 藤岡忠美「後撰集の構造―その一、権門の人のあつかいについて―」(『平安和歌史論』所収、桜楓社、一九六六年)、山口博「藤原師氏と海人手古良」(『王朝歌壇史の研究―村上冷泉円融朝編』所収、桜楓社、一九六七年)、門澤氏注(32)前掲論文

(35) 山中裕「栄花物語・大鏡に現れた安和の変」(『日本歴史』一六八、一九六二年)
師輔は妻の内親王の他に、女が村上天皇中宮、重明親王室、冷泉天皇女御、源高明室、源重信室などになっっているのに対し、実頼は妻に時平女、醍醐天皇元女御藤原能子が知られ、女は朱雀天皇女御、村上天皇女御、源高明室のみである。

(36) 藤木氏注(21)前掲書

(37) 藤木氏注(8)前掲書

(38) 安西氏注(15)前掲論文

特に雅子内親王の斎宮卜定に関してはそれが順当な卜定であった点から、敦忠との仲を裂くためだったというような強い表現は否定し得る。時に朱雀天皇には皇女は生まれておらず、姉妹となる醍醐内親王の内年齢順に見ると、①長女勸子内親王は妃所生ゆえに除外、②③宣子・恭子内親王は既に醍醐朝の斎院を務め、④慶子内親王は敦固親王室の既婚者、かつこの三人は既に薨じており、④次いで勤子内親王があり、⑤その同年の生まれの婉子内親王が朱雀朝最初の斎院になっている。⑥次いで勤子内親王同母妹の郁子内親王、⑧次いで修子内親王は守良親王室、⑨次いで婉子内親王同母妹の敏子内親王、⑩勤子・郁子内親王同母妹の雅子内親王となる。⑪その下には源清平室普子内親王と、⑫醍醐天皇崩御に際し急遽十六歳にして源氏から内親王に復されたばかりの靖子内親王、⑬醍醐朝斎院経験者の韶子内親王、⑭中宮所生の康子内親王、⑮韶子内親王同母妹の斉子内親王、⑯そして最後にやはり源氏から復されたばかりの英子内親王である。更にこれら内親王の生母を見ると、醍醐朝斎院の三人は源封子、藤原鮮子、源和子それぞれの所生から一人ずつ選ばれており、従って異なる母から順次選ばれていたとするならば、満子女王、藤原淑姫、源周子所生のいずれかの内親王が卜定される可能性はもとより高く、その内満子女王所生の修子・普子内親王は共に既婚で、藤原淑姫所生の英子内親王は元源氏から復されたばかりであるから、従ってまだ斎王を出していない源周子所生の内親王が卜定されることに問題はない。

但し雅子内親王と同時期に斎院となった婉子内親王は、勤子内親王と同年の生まれであり、また婉子内親王には雅子内親王の三つ上にあたる同母妹の敏子内親王がいることから、同母姉妹のいる同じ環境下でありながら、鮮子所生は姉の婉子内親王が、周子所生は妹の雅子内親王がそれぞれ卜定されている点についてはやや疑問が残る。斎宮は斎院と違い容易には交替し得ないために、勤子・郁子・雅子内親王と三人いる同母姉妹の中で最も年若い雅子内親王が選ばれたのかもしれないし、一方婉子・敏子内親王の同母姉妹からは、同じ鮮子所生の彼女達の姉である恭子内親王が斎院を務めた後ということもあり、

姉妹で順当に姉の婉子内親王が選ばれたのかもしれない。

ともあれ雅子内親王が齋宮に卜定されることは可能性としてもより充分に有り得たことで、もしかするとそこには雅子内親王の藤原氏との私通を阻むための意図があったのかもしれないが、それ故に雅子内親王の卜定を強引に行ったということはあるまい。むしろその関係が文の贈答に留まり、始終清廉な関係であって、危惧されるような事態がなかったことこそが、齋院より更に聖性が保たれねばならない齋宮に卜定され得たのだと言えよう。

(39) 木船氏注(17)前掲論文

(40) 角田文衛総監修、財団法人古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』(角川書店、一九九四年)

(41) 母の斡旋による降嫁の例はこの後盛子内親王の藤原顕光への降嫁でも見られる。また盛子内親王生母が村上天皇更衣であり宇多源氏の源計子であったという点においても、周子と勤子内親王母子の例との類似が見られよう。

(42) 必ずしも源氏の元服・着裳が内裏で行われたわけではなく、親王邸、臣下宅の例もあるが、少なくとも『西宮記』には内裏元服の作法を載せ、また高明も延長七年に内裏で元服したことが『河海抄』より知られている。

(43) 各職定員、上席の没年齢諸々より一概に就任年齢だけで昇進の速度や優位性は決められないが、高明の参議就任は撰関家子弟と比べても全く遜色なく、その後も時平男に先を譲ったものの、年齢の上では実頼・師輔と同様に順調に出世を遂げている。(章末表2参照)

(表1)『師輔集』『敦忠集』

『師輔集』

歌番号	師輔	⇄	対象	詞書	歌	時期	備考
第八連	12	師輔	←	勤子	四宮にまれにか よい給ふ	承平4年(934) 秋以後か	
第一九連	30	師輔	→	勤子	四宮の皇女に贈 り侍りける	承平3年(933) 冬か	始めてかわした贈答歌 『後撰』では「女四のみこ にをくりける 右大臣」
	31	師輔	←	勤子	御返し		(皮肉をきかせて受け流す) 『後撰』では同じく「返し」
	32	師輔	→	勤子	又、おとど	承平4年(934) 春か	
	33	師輔	←	勤子	返し		(暗に求愛を容認する意 を仄めかす)
第二〇連	34	師輔	→	勤子	西の宮にかはり て、山より	天慶1年「配中 納言師輔」 (『一代』)以後 か	(姉妹を差別なく愛し続け る誠意を示す)/『後撰和 歌集』詞書では「西四条 のみこの家の山にて女 四のみこのもとに」
第二一連	35	師輔	→	雅子	斎宮の下り給ふ に	承平3年 (933)9月	斎宮群行以前/(雅子へ の恋慕)
	36	師輔	←	雅子	御返し		(さりげなく師輔の懇想を はぐらかす)
	37	師輔	→	雅子	これは、殿	承平7年(937) 秋か	『貫之集』「宰相中将の 四条宮に住みはじめ給 ふに参でて…」より承平7 年と推測 木船氏はこの変化の真 意は捕えがたく、しかし 返歌すること自体師輔に 傾いているとは解せら れ、皮肉な表現で切り返 す体で実は仲を保証し ているかのようでもある とする
	38	師輔	←	雅子	御返し		
第二二連	39	師輔	→	康子	殿	天曆8年(954) 冬か	
	40	師輔	←	康子	返し		
	41	師輔	→	康子	又、殿		
	42	師輔	←	康子	返し		(暗に師輔の来意を迎え 求愛を受容)

第二三連	43	師輔	→	勤子	はじめの歌	人知れず思ひそめてし紅の色に出でぬべく思ほゆるかな	承平4年(934) 春か	恋愛交渉初期 「許されぬもの」	
	44	師輔	←	勤子	御返し	許されぬものとし聞けば紅の秀に出づる色は見せずもあらなむ			
	45	師輔	→	勤子	又、殿	心にもあらでほど経る長雨にも水増さりとぞ人は恋しき	承平4年(934) 夏か	すでに交會後の詠 (師輔の不逞の好色は未聞の醜聞としてすでに世を驚かせ喧伝されていた)	
	46	師輔	←	勤子	返し	浅き瀬は水も増さらで長雨にも深く流れぬ河とこそ聞け			
	47	師輔	←	勤子	殿	長雨して淀のあやしく夏草の繁くも言のなりまさるかな			
	48	師輔	←	勤子	返し	繁くのみなりまさるらむ言の葉も秋来るときは色まさるらむ			
	49	師輔	→	勤子	又	秋風のあやしきものは目にも見ぬ人をあはれと思ほゆるかな	承平4年(934) 秋か	(降嫁より後、夫婦の睦言)	
	50	師輔	←	勤子	返し	風の音に聞きてはいかがおぼつかな嵐とのみも思ほゆるかな		(降嫁より後、夫婦の睦言)	
	51	師輔	→	勤子	又	あはれてふ言を形見にすることはただ音のみぞなぐさめにする		(降嫁より後、夫婦の睦言)	
	52	師輔	←	勤子	返し、宮	あはれてふ言の葉にのいなぐさまば君が形見は涙と思はむ		(降嫁より後、夫婦の睦言)	
	53	師輔	→	勤子	又	秋萩の下葉の色を見る時ぞ人のあはれは思ひ知らるる		(降嫁より後、夫婦の睦言)	
	54	師輔	←	勤子	返し、宮	秋萩の下葉の色を見ざりせば思ひも出ででやみもいなまし		(降嫁より後、夫婦の睦言)	
	55	師輔	→	※	殿、笛吹き給ひて	吹く笛の息継ぐほどを声絶えて久しくなると恨みざらなむ		—————	桂宮本は56を勤子作とするが、これは『新古今』等からも中務の作である
	56	師輔	←	※	月明かきよるの翌朝～	いつともあはれと思ふ寝ぬる夜の月はおぼろげなくぞ見し		—————	
第二六連	59a	師輔	→	勤子	宮に聞こえ給ひける頃、蝙蝠の扇奉り給ふとて	よそにても風に従ふものならば雲のはたてにかつならせ君	承平4年(934) 夏、48以後か	(降嫁下さるおつもりならその意思表示をして下さい)	
	59b	師輔	←	勤子		久しく思ほゆるかな年ごとの扇の風はいつか絶えなむ		(容易に許可されるとは思いませんがいつかその時が参りましょう)	
	60	師輔	→	勤子	又	富士の嶺の煙絶えずと聞きしかど我が思ひにはたちおくれけり		(恋情を抑え降嫁の許される日を待つ)	
	61	師輔	→	勤子		斧の柄の朽ちけん方も思ほえずこふを尽くさむと思ひし程に			
第二七連	62	師輔	←	婉子	「顔はれて、今は」と聞き給ひて、齋院から	濁りつつ影見えがたき沼水も今は汀にさやかにとか(濁っては影が容易に見えなつた沼の水も、今はもう澄んで汀に影がはっきりと見える——曖昧なうわさが流れてしまいましたが始終お通い住みのことは、今はもう紛れもない事実のようですね)	承平4年(934) 夏か	(雅子と師輔の仲が噂にのぼっているのを婉子が気づかなくて)木船氏は、雅子との関係が喧伝されても自信と成算を秘めていることが「さやけ影」から知られ、困惑や不安、謙退の体もない指摘する	
	63	師輔	→	婉子	返し	憂き名を流してしかば水の面にさやけ影もかひなかりけり(辛い噂を流してしまいましたので、水面にはっきりと見えるとおっしゃる影も——紛れもなく愛し契った私も、そのかいが無い事でした)			
第三一連	71	師輔	←	——	さい宮の御五七日のす経に御くしのはこにいる	夢かとてあけてみたれば玉くしげ今は空きみにこそ有けれ(妻の死は夢かと思つて妻が愛用していた櫛の箱のふたを開けてみると、今はもはや箱の身は空しくなつてしまった。愛する妻に先立たれてしまったことは現実であり、このわが身ももはや空しい一人身となつてしまった)	天慶8年(954) 十月	雅子哀悼	
第三二連	72	師輔	→	勤子			天慶1年(938) 十一月五日、及び以後	勤子哀悼	
	73	師輔	→	貴子					
	74	師輔	←	貴子					
第三四連	83	師輔	←	——			天徳1年(957)6月6日以後忌中		
	84	師輔	←	——		思ひやる法の道には行きまじり雲となりにし君を知りなむ		康子哀悼	

『敦忠集』

歌番号	敦忠	⇄	対象	詞書	歌	時期・備考
114	敦忠	→	雅子	秋のころ	忘れしと結びしのへの花薄ほのかにも見て枯れそしぬき (いつまでも忘れまいと言いつつ結んでおいた花薄なのいん、ほんの僅かも見ないで枯れてしまうでしょう——いつまでも忘れはしませんと約束申したあなたですのに、ほんのわずかもお逢いできないままで離れていつておしまいでしょう)	斎宮卜定がすでに予測されていたであろう秋頃の交
115	敦忠	←	雅子	かへし	結びおきしたもとたに見ぬ花薄かくるともかれし君かとかすは (結びおきになったそのあなたの袂さえも見たことおない花薄ですけど、たとえ刈っても枯れないでしょう。あなたがお解きにならなければ——愛を誓ってください、あなたの袂さえ拝見できない私ですが、たとえ京を離れても私の心は決して離れませ。あなたがお約束を違えなければ)	
117	敦忠	→	雅子	斎宮にあたまうでのちに	契りこしこと忘れたるものならばとふにつけても覚えさらまし (契ってこられたことを忘れていらっしゃるのでしたら、お便りを申すにつけても今さら私をなつかしいと思ひだしては下さらないでしょう)	116と117の配列は底本諸本とも逆に成っており、早くに生じた錯簡か(斎宮卜定後も変わらぬ愛の贈答)
116	敦忠	←	雅子		いつころしみをまかせつつ契りこい昔を人はいかがわする (一体いつ頃私はあなたに身をお任せしては契ってきたのでしょうか。ついにお逢いできないままでしたが、しかし昔のことを人はどうして忘れましょうか。あなたと思いを交わして来ました昔を私は決して忘れは致しません)	
118	敦忠	→	雅子	まことはしめしをかきにさして	伊勢の海の千尋の浜に拾ふとも今はなにしてかひかあるへき (伊勢の海の千尋の浜で拾っても、今はもうどうして貝ありませんか——伊勢斎宮に卜定なされた今となってはたとえ私が伊勢の海の千尋の浜まで行ってお慕い申しても、何の効(かい)もあろうはずありません)	木船氏は「つたない悲恋の過酷な宿命」、「全き悲恋と絶望においてむなく共鳴するのみ」とし、二人が延長7年(928)秋以来の純愛であり、相思相愛であったと見る
119	敦忠	←	雅子	返し	伊勢の海に船を流して潮たるあまのわが身となりぬへきかな	
13	敦忠	→	雅子	斎宮の御下りに小金の鴛鴦を	思へともなを鴛鴦の立ち帰りとまるしあらはゆきははなれし (どう思ってもやはりお別れするのは惜しく、おさげする鴛鴦のように、すぐにもお立ち帰りになって寂しいお留守りになるものなら、夫婦仲の良い鴛鴦のようにもう二度と離れ去りはしませんまいに)	下句は現実不可能なだけに絶望的悲哀と深々と沈鎮させた秀歌。返歌はなく、以来雅子との歌の交わりは斎宮不犯に従い絶える
120	敦忠	←	斎宮女官か		伊勢の海の海女の数多になりぬらむ我もおとらすしほをたるれば (伊勢の海女がたくさんになってしまっているでしょう。私も海女に劣らず涙の潮を垂れて泣き暮らしていますから)	後書に「『これはあらぬ』となむのたまひける誰かきこえ給ひにけるにかあらむ」。斎宮女官の誰かが雅子の心を代弁して詠み贈ったもの
121	敦忠	→	雅子	伊勢より帰り給へるにれいの殿	あらたまの年の渡りをあらためぬ昔ながらのはしとみやせし (幾年が渡りあらたまっても渡ることを改めない昔ながらの長柄の橋だとごらんなさいましたか——お別れしてから幾年にもなりますが、昔ながらに心を通わせあおうとお思い下さいましたか)	斎宮退下となり無事ご帰京のあいさつと共に昔ながらの文通と交情を講う意を込めた歌に、雅子と敦忠の熱愛の復活を予測させる余情を留めた返歌であるが、その後の消息には貝の如く口を閉ざしてまったく触れるところがない
122	敦忠	←	雅子	宮の御かへり	橋柱が朽ちることなくしっかり昔ながら長柄川に有りましたので、尽きる時もなくいつまでもしみじみ懐かしく思つて見ました——昔ながらに変わらない堅固な志を拝見し、しみじみ嬉しく、私たちの仲をいつまでもと存じました)	
99	敦忠	←	雅子	又、宮	くる人も無き我が宿の花なれと散りなむ後をを何とおもはむ (わざわざ賞でに来て下さる方もいない私の花の庭ですが、散ってしまった後を人はどう思うのでしょうか——訪れてくる男もないこんな私でも、ひょっとしてどなたかのものになってしまったらあなたはどうかお思いでしょうか)	

100	敦忠	→	雅子	かへし	折り取りて見る人は君たのむらむよそにのみ聞く我そわひしき (この桜の花を下り取って見る人をばあなたと結婚なさる男をばあなたは頼りにお思いになるでしょう。しかしそれが許されないでよそながらあなたのご結婚の噂だけをきく私は実に辛く悲しいことです)	歌の応酬は睦言の交換で、擲掬や皮肉を交えるのも遊戯気分と愛情の逆説的表現だが、この一連にはいささか二人の仲の危機めいた影がある。おそらく雅子に縁談が持ち上がるか、敦忠以外に懸想する男がいる噂があって、またそれが師輔であった可能性は濃い。
101	敦忠	←	雅子	かへし	よそにのみ思ひやりせは桜はなしつうに袖は濡れすそあらまし (よそながらだけで桜の花を想像なさるなら、幸に袖は濡れないで済みましょう——私が他の男と結婚することをよそよそしくよそだけで想像なさるなら、涙で袖が濡れずに済みましょう。しかしとうの私は悲しくて涙で袖がぬれるばかりでしょう)	
102	敦忠	→	雅子	かへし	桜花雫に濡るる袖よりもよそに焦がるる胸ぞまされる (あなたは悲しみの涙で袖が濡れるとおっしゃいますが、その濡れた袖よりもよそながらあなたに恋焦がれるわたしの胸の方がはるかに切ないのですよ)	
103	敦忠	→	雅子	また	大空に満つとのみきく恋なれば昨日今日とてゆきところなし (思いが大空いっぱいになってしまったと聞く恋、その恋の虜となってしまった私ですから昨日今日のことといいたやすく諦めて行けるどころありません——あなたの恋しの思いでいっぱいになってしまいましたから、今となってはあなたと結ばれなければ身のやる方とありません)	
104	敦忠	←	雅子	宮	今ならば頼みませまし昔より空にはみてるこひとこそ聞け (今初めてのことでしたら信頼もしますがあなたの場合はほかでもなく今まったことではなく昔から空に満ちてる——上の空でいっぱいの恋だと噂に窺っておりますから、信頼できませんわ)	
105	敦忠	→	雅子	秋になりて	秋の野に咲けりとのみや女郎花こそも今年もみつつすくさむ	

※『師輔集』については木船重昭『師輔集』の構成と方法(『平安文学研究』70.1983年)に基づき、表記もこれによった。

※『敦忠集』については木船重昭「雅子内親王と敦忠・師輔」(『中京国文学』6.1987年)によった。

※歌番号・通釈・備考は木船重昭「雅子内親王と敦忠・師輔」(『中京国文学』6.1987年)を参考に解釈・引用して付した。

(表2) 議政官就任年齢

	非参議	参議	権中納言	中納言	権大納言	大納言	右大臣	左大臣	摂関太政大臣	備考
藤原時平	890年	891年	→	893年	→	897年	→	899年	×	基経男、909年没
	20歳	21歳	→	23歳	→	26歳	→	27歳	×	
源貞恒 (光孝一世)	×	893年	→	902年	→	908年	×	×	×	908年没
	×	38歳	→	47歳	→	53歳	×	×	×	
(菅原道真)	×	893年	→	895年	897年	→	899年	×	×	901年左遷、903年没
	×	49歳	→	51歳	53歳	→	54歳	×	×	
藤原忠平	×	* 908年	909年	910年	→	911年	914年	924年	930年	基経男、949年没
	×	* 29歳	30歳	31歳	→	32歳	35歳	45歳	51歳(撰)	
藤原仲平	×	908年	→	917年	→	927年	933年	937年	×	基経男、945年没
	×	34歳	→	43歳	→	53歳	59歳	63歳	×	
藤原保忠	×	914年	921年	923年	→	930年	×	×	×	時平男、936年没
	×	23歳	30歳	(32歳)	→	(39歳)	×	×	×	
源清蔭 (陽成一世)	×	925年	939年	941年	→	948年	×	×	×	950年没
	×	42歳	56歳	58歳	→	65歳	×	×	×	
藤原実頼	×	931年	→	934年	→	939年	944年	947年	968年	忠平男、970年没
	×	32歳	→	35歳	→	40歳	45歳	48歳	68歳(関太)	
源是茂 (光孝一世)	×	934年	939年	×	×	×	×	×	×	941年没
	×	50歳	(55歳)	×	×	×	×	×	×	
藤原師輔	×	935年	938年	→	→	942年	947年	×	×	忠平男、960年没
	×	28歳	31歳	→	→	35歳	40歳	×	×	
藤原顕忠	×	937年	941年	942年	→	948年	960年	×	×	時平男、965年没
	×	40歳	44歳	(45歳)	→	51歳	63歳	×	×	
源高明 (醍醐一世)	×	939年	947年	948年	→	953年	966年	967年	×	969年左遷、982年没
	×	26歳	34歳	35歳	→	40歳	53歳	54歳	×	
藤原敦忠	×	939年	942年	×	×	×	×	×	×	時平男、943年没
	×	34歳	37歳	×	×	×	×	×	×	
源兼明 (醍醐一世)	×	944年	953年	955年	→	967年	→	971年	×	977年親王に復す
	×	31歳	40歳	42歳	→	54歳	→	58歳	×	
藤原師氏	×	944年	955年	960年	→	*470年	×	×	×	忠平男、970年没 *或は権官か
	×	32歳	43歳	48歳	→	* 58歳	×	×	×	
藤原師尹	×	945年	948年	951年	960年	966年	967年	969年	×	忠平男、969年没
	×	26歳	29歳	32歳	41歳	47歳	48歳	50歳	×	
源自明 (醍醐一世)	×	958年	×	×	×	×	×	×	×	958年没
	×	?	×	×	×	×	×	×	×	

*忠平は900年21歳で参議となったが、叔父清経にこれを譲り辞任。後、908年29歳で復任している。

※本表は藤原氏直系(基経男、時平子孫、忠平子孫)ならびに一世源氏に限り抽出したが、例外として時平と政権を二分した菅原道真を加えた。なお参議就任の早い順より上段に付した。

※本表は『公卿補任』に依った。年齢の記載がない場合は前後より推測し()を付した。

※上段に就任年、下段には就任時の年齢を記し、経ていない場合は「→」、就任していない職には「×」を付した。

※摂関太政大臣については、そのいずれかに最初に就任した年と年齢を記し、撰政＝撰、関白＝関、太政大臣＝太の頭文字を付し、いずれに就任したかを記した。

結論

本論を総括すると、九〜十世紀における内親王の存在形態の変化は以下の通りである。

まず五世紀以来内親王（皇女）は、天皇（大王）に入内し、皇后―国母として、所生子に正統な皇位継承権を付与し、また時には天皇の政務を輔弼し、有事には女帝となり得た存在であった。しかし大化元年（六四五）の乙巳の変を経て藤原氏が台頭。天武朝（六七三〜六八六）には依然として複数皇女との近親婚による皇位の正統化が見られるものの、皇太子草壁皇子の夭折以後、父子直系相承の確立を目指す皇室側と、益々の台頭を目指す藤原氏の外戚政策により、文武天皇―聖武天皇と、皇女を妃としない天皇の即位が相次いだ。この間の皇女入内の途絶は草壁皇子、文武天皇の夭折、未婚の女帝の即位といった事態から入内し得る内親王が不足していたことも原因ではあったが、しかしながら必ずしも皇女を妃とすることに積極的であった様子も見られず、従ってこれを藤原氏による外戚政策のための皇女入内の拒絶があったことを推定した。そして聖武朝、それまで皇女のみが到達し得た皇后の位に、人臣の女である藤原安宿媛が就くことになった。しかし安宿媛が皇子を出産し得なかつたために（正しくは成人に至った皇子がいなかった）、藤原氏外戚政策と皇位の不意直系相承は一頓挫をきたし、結果的に内親王を娶っていた白壁王「光仁」が即位することになった。これにより内親王は皇統と皇統を繋ぐ役割を担うことになったのである。

これらを踏まえた上で、第一部第一章では、再び内親王が入内するようになった平安初期（桓武―淳和朝）を取り上げ、それらの入内にそれぞれ①先の聖武皇統の血を引き、かつ齋宮経験者という聖性を持った内親王による皇統の正統化のための入内（酒人・朝原内親王）、②桓武天皇の意図したミ

ウチ強化の政策と皇統安泰のための入内（大宅・高津・高志内親王）、③嵯峨天皇の意図した新たな皇位継承法に伴う、皇位の系統と系統を繋ぐための入内（正子内親王）、という意図があったことを述べた。中でも特に③の正子内親王の入内は、嵯峨―淳和の二系統が迭立する皇位継承法のもと、上皇と天皇と皇太子の三者を繋ぎ、皇位継承し得る二系統の「紐帯の要」としての意義を持ち、「皇権を譲渡する媒介」として、皇権の所在における重大な役割を担っていたことを指摘した。

ところが、承和九年（八四二）、嵯峨上皇の崩御を期に起こった承和の変により、仁明朝以後皇位は再び父子継承を原則とするようになり、奈良時代同様、所生子を優先的に正統な皇位継承者と為し得る内親王の入内は拒まれ、従って内親王は再び入内という役割を失い、更には皇統の一本化に伴って、皇権の媒介となる役割をも求められなくなった。

しかしながら入内という役割を失う過程でなお、内親王には新たな役割が創出されていた。それが第一部第二章で述べた賀茂斎院制の確立である。

嵯峨朝（八〇九〜八二二）に初めて設けられた賀茂斎院は、淳和朝（八二二〜八三三）に整備が進められ、内親王入内の途絶する仁明朝（八三三〜八五〇）、天皇即位と同時に、伊勢斎宮と同様に新たに賀茂斎院が卜定されるといふ、即位儀礼の一環となることで確立した。その確立の背景には、仁明朝以後、藤原氏外孫道康親王「文徳」への父子直系相承の確立と、それを特別に威儀付けたい藤原氏の思惑があったことを指摘し、即ちここに、藤原氏によって入内という役割を失った内親王が、同時に「未婚の内親王」として、天皇即位の威儀付けと皇権の安定、その治世の一助となることを期待され、皇権を神祇的な側面から輔弼する役割を担うことになったのである。

以上、第一部では入内から斎王へと役割を変化させた過程を明らかにした。

内親王は結婚から未婚へと大きく存在形態を変え、これに従って「未婚」のイメージを付与される

ことになり、従ってその結婚率は激減することになるが、しかしながら立場を違えつつも「皇権を輔弼」する役割を担ったこと、並びに「皇位継承に関与し、これを威儀付ける」存在であったことには変わりなかった。

平安初期における内親王は、律令制定期にわざわざ「内親王」という新たな語を創出され、「内向き」の存在であると認識されていたその頃と同様に、天皇家の「内向き」に対しての役割を担い、皇親の一員として、皇権の一部を担ったのである。

しかしながら藤原氏がこれら齋王を以て外戚となる天皇の皇権を輔弼させようとする傾向は永続的なものではなく、陽成朝二代目齋院穆子内親王が陽成天皇退位―光孝天皇即位に際して齋院を退下していない例、宇多朝における二世女王の齋院卜定など、意義や厳密性は低下し、形骸化して行くことになる。

そしてこの形骸化の過程となる十世紀に起こったのが、醍醐内親王の藤原師輔への降嫁である。

第二部では、九世紀に「内向き」の性格を維持した内親王が、本来「公主」の性格である「降嫁」する存在となる過程を明らかにした。

まず降嫁に至るまでの原因として、第一章では桓武朝における皇親女子の婚制緩和の詔を取り上げ、九世紀時点で二世女王以下の婚制が緩和され、特に藤原氏は二世女王を娶ることが許されたことを述べた。更に第二章では嵯峨朝に始まる一世皇子女への親王宣下と源氏賜姓の別を検討し、①一世皇子女でも賜姓されて臣下となるものが現れたこと、②宇多天皇の即位により、源氏とは親王に復される可能性を持つ存在となったこと、③皇子女の生母の身分の向上により、醍醐朝以後の賜姓は「同母後産」に依らない出生順による賜姓方法へと転換し、従って同母の兄弟姉妹であっても親王・内親王になる者と源氏になる者の両方が生み出されるようになったことを述べた。

また歴代の賜姓され得る皇子女がどのように選ばれたのかの原則を明らかにすることで、その後の藤原師輔への内親王降嫁について、降嫁した勤子・雅子内親王が「本来賜姓されるべき更衣腹出自の内親王」であったから降嫁し得たという先行研究に対し、彼女等が本来の原則であっても「宣下され得た内親王」であったことを指摘した。

これらを踏まえた上で、藤原師輔への内親王降嫁の実現についてを第三章で述べた。

まずこの内親王降嫁は、①藤原氏の隆盛、②源氏女子の藤原氏への降嫁という先例、③藤原師輔の内親王好み、といった複数の要因が絡んで実現したものであった。特に藤原氏は藤原基経以来、天皇すらも蔑ろには出来ない一大勢力となっており、特に醍醐皇后藤原穩子、村上皇后藤原安子といった子女に支えられるところが大きかったことは、先にも述べた通りである。

一方源氏は第二部第二章で述べたように、源氏賜姓の原則の転換によりその性格を大きく変えており、①親王に復し得る存在、②同母でも親王になる者と源氏になる者がいる、という、親王との線引きが曖昧なものとなっていた。それにも関わらず、一世源氏賜姓を実現した嵯峨天皇の行った「源氏とした一世皇女を藤原氏に降嫁させることで紐帯を得る」方法を模倣した宇多朝（八八七〜八九七）、皇女源順子を藤原忠平に降嫁させるという事態から、「内親王にも復し得るような皇女（源氏）が藤原氏に降嫁し得る」状況を作り出してしまふ。こうした風潮が、ひいては一世皇女（源順子）を室とした忠平の息子師輔に、内親王降嫁実現の可能性を想像させることになった。

更に内親王降嫁実現の要因として、源氏の永続的な繁栄の難しさを熟知し、源氏、ひいては嵯峨天皇の後裔でありながら右大弁に留まった源唱の女周子が、我が子源高明・盛明等の繁栄のために有力な藤原氏子弟である師輔との紐帯を図って、源氏の同母姉となる勤子内親王の降嫁を斡旋したことを想定した。

同じく、官位官職で常に上をゆく兄実頼への対抗心と父忠平を模倣する形での出世を目論む師輔が、天皇に入内し得る女の成長を待つ間、それら外戚政策を円滑に進めてゆくため、「天皇の姉妹を娶ること」で天皇の外戚となる「手段によって天皇と国母穩子（叔母）に接近せんと、内親王降嫁に有益性を認めたことが原因となり、周子との利害の一致による勤子内親王降嫁が実現。それに続いて雅子内親王、康子内親王を降嫁させるという「内親王好み」が引き起こされたことを述べた。

詳しい経過は先に述べた通りだが、この師輔への内親王降嫁の実現は、それまで「内向き」の存在として皇権を輔弼し、また臣下に嫁ぎ得ないことから皇室の血の尊貴性を保っていた内親王が、臣下に降嫁し得る「外向き」の性格を帯び、同時に皇室の血を臣下に流出させる結果を生むことになった。

その弊害が最も現れているのが、村上同母妹康子内親王所生の師輔男公季ではなからうか。

『大鏡』（公季項）には、両親の死後に異母姉安子に引き取られた公季が内裏にばかり滞在して人々の謗りを受けていたことや、村上天皇が鍾愛していつも御前に侍らせていたこと、更に何事も親王方になさるのと同様に養育されたことが語られており、またそれ故に公季が天皇を前にしても慎む様子を見せず、守平親王「円融」がそれに苦言をこぼした逸話が残されている。

公季は内親王所生の中でも皇后穩子所生にして天皇同母妹であった康子内親王の所生とあって、殊更特別な事例とはなるものの、しかしながら内親王降嫁の実現は、ひいてはこのような藤原氏の横行を助長させるものとなったことが言えよう。また師輔への内親王降嫁の実現という先例は、藤原氏が女を入内させるばかりでなく、内親王を降嫁させることで、天皇との間に二重の姻戚関係を設けることを可能とするようになった。これにより藤原氏と天皇家の血筋は一層同一化され、その後の藤原氏による後宮の独占と一層の強引な外戚政策も、これを契機としたのでろう。

更にはこの藤原氏による後宮の独占が、生まれてくる皇子女すらも藤原氏を外戚とする者に限られ

るようになったことで、内親王もまたその意味するところを変化させることになる。

その顕著な例が、藤原氏の後見を受けた、あるいは藤原氏に養育された内親王の天皇への入内であり、その詳細は第一部第一章等でも述べたところである。

さて、師輔への内親王降嫁の実現により、内親王は臣下に嫁ぎ得る「外向き」の存在に変容したと述べたが、しかしながらその対象が「藤原氏」の、それも撰関子弟に限られていたことも先述の通りであり、つまり極めて対象の限定された内親王降嫁は、やはり厳密には「公主」とは異なる性格を有していたと考えるべきである。

ましてや天皇家側（皇室側）の差配によって臣下に降嫁する「公主」と違い、内親王の降嫁はいずれも父天皇崩御後の「私通」であって、あくまでも臣下側の意図によって引き起こされたものなのである。むしろ「公主」の役割は、かろうじて皇女を源氏にすることで臣下に嫁がせて紐帯を得ようとする、一世源氏の藤原氏への降嫁に似通っている。

また師輔以後の内親王降嫁の目的も様々で、藤原兼家のように、色好みの果てに内親王に通じながら、幾許もなく足が遠のいた例や、藤原道雅のように自由恋愛にはじまり、勅勘を蒙るに至った例など、政治・政略的な意図を持たない例も多い。あるいは藤原顕光のように、父の鍾愛を受ける弟朝光への対抗心から内親王の尊貴性を求めた例もあるが、いずれにしてもそれらが藤原氏と天皇家の紐帯を図るものでなかったことは、一歩間違えれば勅勘を蒙る「違法」なものであったことから明らかである。

第三章では師輔が様々な意義と意図を以て内親王降嫁を実現したことを述べたが、実際にその後頻りに発した内親王降嫁は、言ってみれば師輔が内親王降嫁を実現し得たという先例にのみ意義が見出され、起こった事例であったと言っても良からう。冷泉朝以後の藤原氏の外戚としての安定と恒常的な摂政

関白への就任から、もはや藤原氏に天皇家への配慮は必要がなくなり、後宮の独占と相俟って天皇家との血筋が同一化したことで、内親王降嫁の意義も早々と失われたものと思われる。但し、師輔への内親王降嫁、特に勤子・稚子内親王の降嫁が、その後の師輔―源高明の協調体制の先駆けとなり、これが藤原氏と源氏が協調し、深く姻戚関係を結んでゆくこと、ひいては廟堂・後宮の殆どを藤原氏が独占するようになる冷泉朝以後も、唯一源氏が勢力を保ち、村上源氏が藤原氏に並んで台頭して行く下地を築いたことへの影響は、評価されるべきことであろう。²⁾とはいえ、内親王降嫁自体の意義は続かなかつたのである。

このように、九世紀、入内という役割を失った内親王が、斎王として皇権を威儀付ける役割へと変貌したように、十世紀、師輔によつて降嫁の意義を見出され、以後藤原氏に降嫁するようになった内親王もまた間もなくその意義を失い、しかしながらこの「より藤原氏に近接化した内親王」故に、その後また天皇を後見する立場としての内親王准母（生母が死亡、出家した幼帝の生母の代わりとして国母に准じる役割を担った内親王で、多くは天皇の姉か叔母に当たった）という役割が見出され、幼帝を輔弼する存在へとなつてゆくのである。

以上、その後の内親王の存在形態の変化と役割については石和田京子氏³⁾をはじめとする准母制、女院制といった多くの先行研究の成果に詳述を譲るものとするが、無論、本論における内親王の存在形態の変化を踏まえた上で、自ら再考せねばならない問題であることも承知している。また本論で対象とした九〜十世紀中においても、退位した陽成上皇に新たな光孝皇統の出身である綏子内親王が入侍した理由、入内の途絶えた期間にあつて醍醐天皇に入内した為子内親王の役割、多くの皇親と自由恋愛を交わしていたとされる孚子内親王といった個別の内親王に関する掘り下げた研究がなされるべきであろう。更に本論では村上朝を限りとしたものの、師輔以後の藤原氏に降嫁した内親王に関する

個別研究、冷泉皇后となった昌子内親王をはじめ、藤原氏養子となった内親王など、考察すべき点は多く、今後の課題とするところである。ひいては、これら内親王の研究から、内親王が日本古代の皇権にどのように関わったのか、その意義を見出して行きたいと考えている。

その手始めとして、本論では桓武朝から村上朝における内親王の役割と影響として、入内から斎王、更には内親王降嫁へと、天皇の子女という血筋によって皇権が威儀付けられ、並びにその血筋を以て藤原氏の助長に影響を及ぼしたことが明らかにされたのではなからうか。

注

(1) 安田政彦「醍醐内親王の降嫁と醍醐源氏賜姓」(『続日本紀研究』三七四、二〇〇八年)

(2) 但し後に繁栄したのは師輔と協調していた醍醐源氏源高明の後裔ではなく、村上皇子所生二世源氏以下の後裔であり、つまり藤原穩子所生村上天皇の子孫であって、元々藤原氏とは縁が深い源氏である。また村上皇子女もその大半が藤原氏を生母としているから、尚更であろう。従ってこれら血縁関係が協調体制の一因であったのも確かで、藤原氏と天皇家の血の同一化が進むことで、ひいてはその後裔となる源氏とも同族意識が生まれたのであろう。しかしながら私はその前段階として、師輔―高明の関係があったこと、並びに高明との協調路線を築いた師輔の思想が、その後子孫の兼家―道長―頼通へと影響を与えたであろうことを指摘したい。

(3) 石和田京子「古代皇女の役割とその意義」(『聖心女子大学大学院論集』二五、二〇〇三年)

ほか、高松百香「院政期の国母・女院論」(『歴史地理教育』六七八、二〇〇四年)、山田彩起子「天皇准母内親王の王家における役割」(『文化継承学論集』二〇〇七年)、三好千春「准母論から見る式子内親王―後鳥羽院政下における不婚内親王の存在形態」(『女性史学』一九、二〇〇九年)、野口華世「内親王女院と王家―二条院章子内親王からみる一試論」(『歴史評論』七三六、二〇一一年)、鹿谷裕子「『わが身にたどる姫君』一品宮と不婚内親王立后」(『古代文学研究 第二次』二二、二〇一三年)など、院政期以後の内親王研究については女院・准母制を論点に非常に活発である。